

## 二 予備交渉関係

66 昭和9年5月18日

在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 軍縮予備交渉開催方に關し英国外相日本の態

#### 度打診について

廿 記※(日付不明)廣田外務大臣より在英國松平大使宛

(電信番号不明)

海軍問題予備交渉に対する我が方の態度について

て

ロンドン 5月18日後発  
本省 5月19日前着

#### 第一六五号(極秘)

五月十七日「サイモン」外相ノ求ニ依リ会見「クレーギー」

列席ス外相ハ来年開催セラルヘキ海軍會議ニ対スル予備交渉ニ関シ意見ヲ開陳スヘキ時期ニ達シタリト思考ス英國政

府ノ見解ニ依レハ

(1)来年ノ會議ハ来年早々(early next year)ニ開催シタシト思考スル処此ノ点ニ付日本政府ノ所見ヲ承知シタシト述へ「クレーギー」ハ一九三七年ニ代艦建造ヲ為スニハ二一年ヲ要スルニ付一九三五年成ルヘク速ニ決定シ置

ニモ話スコトナルヘシト答ヘタリ

ヘタリ

依テ本使ハ今回ハ予備會議ニ特ニ代表ノ派遣ヲ期待セラル次第ナリヤト聞キタルニ「サ」ハ右ハ日本側ノ意見ニ依ルヘク唯右会商ヲ倫敦ニ於テ開催シ度キ意向ナリト述ヘタリ本使ハ日本側ヨリ特ニ代表ヲ派遣スルニハ次回本會議ノ開催地及會議ノ時期ノ考慮ヲスル要アルヘキカ之ニ対スル英國政府ノ意見如何ト問ヒタルニ「サ」ハ自分ノ私見ニ依レハ本會議モ倫敦ニ於テ開催シ度キ考ナリ然シ之ニ付テハ未タ決定シ居ラサルヲ以テ此ノ点ニ付テモ日本政府ノ意向ヲ承知シ度シト言ヘリ(次回會議地ニ関シテハ過般「マクドナルド」ト雜談ノ際同首相ニ夫トナク尋ネタルニ「マ」ハ未タ何等研究シ居ラサルモ自分丈ケノ考ニテハ米国ハ新聞關係煩シキヲ以テ新聞カ比較的冷靜ナル倫敦ニ於テ行フコト然ルヘシト思考ス尤モ他國ニ於テ自國ニ於テ開催方ヲ希望スルニ於テハ強ヒテ倫敦ヲ主張スル要モナカルヘシト當座ノ思付トシテ述ヘタルコトアリ)本使ハ此ノ点ハ「ルーズヴェルト」大統領ノ立場等ヨリ見テ果シテ米國側カ之ニ同意スヘキヤト述ヘタルニ「サ」モ「ク」モ何等答フル所ナカリキ依テ本使ハ御話ノ次第ハ政府ニ報告スヘシト述

クノ要アリト付言シ更ニ「サイモン」ハ

(2)右會議ヲ容易ナラシムル為ノ準備行為トシテ関係国ニ秘密ニ意見ノ交換(confidential exchange of views)

ヲ必要トスヘク而シテ

(3)若シ日本政府ニ於テ之ヲ賛同セラルルニ於テハ右予備交渉ニ参加スヘキ代表ヲ任命セラレ度ク商議ハ之ヲ倫敦ニ於テ開催シ度キ意向ナリ

右ニシテ関係国ノ同意ヲ得ルニ於テハ之ヲ全部ノ會議トセスシテ日英、英米等ノ bilateral negotiation ト致

度ク

右四点ニ對スル日本政府ノ意見ヲ承知シ度シト述ヘタリ依テ本使ハ御話ノ次第ハ既ニ米國側ノ意見ヲ確メラレタル上ナリヤト問ヒタルニ「サ」ハ未タ米國側トハ何等話ヲセス先ツ日本側ニ相談スル次第ナルカ米國側ニモ全然同様ノ話ヲ為ス積リナリト述へ本使ハ右予備交渉ニハ仏伊両国ニモ参加ヲ求メラル次第ナリヤト問ヒタルニ「サ」ハ地理的關係モアリ差当リ日米ノコトヲ考ヘ居リタルカ迫テ仏伊

リト述ヘタリ) 就テハ右「サ」外相申出ノ点ニ付帝国政府ノ御意向御回示仰度シ新聞ニ漏レサル様特ニ御配慮ヲ請フ

尙前記ノ通り英國側ニ於テハ本會議ノ開催ニ付テハ米國側ニ氣兼ヲ為シ居ル如キモ先ツ倫敦ニ於テ開催ノ希望ヲ有シ

居リ此ノ考ヲ基礎トシテ會議前當地ニ於テ各國代表ト予備交渉ヲ為シ度考ノ様見受ケラル

米、仏、伊ニ転電セリ

(イ) 記※)

貴電第一六五号ニ閲シ

一、昭和十年海軍軍縮會議ニ付テハ種々困難ナル点アルハ

推測ニ難カラサルヲ以テ予備会商ヲ行フコトハ適當ナリト認ム

二、就テハ帝国政府ニ於テハ左記諒解ノ下ニ英外相申出テノ四点ヲ承諾スヘキ旨及本件会商ニ関スル帝國代表者トシテハ貴大使ニ於テ之ニ當ラシムルコトヲ英國側ニ申入レラレタシ

(イ) 本會議開催ノ時期ハ我方諸般ノ都合モアルニ付略々來年四月トシタシ

(ロ) 予備会商ノ地点ヲ倫敦トナスコトニ異議ナキモ本會議

開催地ハ予備会商ニ於テ之ヲ決定スルコト  
(ハ) 商議事項ハ差当リ

A、本會議ニ於ケル議題

B、本會議參加国

C、本會議開催期日、場所及招請方法等ヲ審議スルヲ適當トスヘシ

三、尚本件商議ノ形式ハ英側申出テノ通り機密「バイラテラル」ノモノトスルコトニ賛成ナルモ右ハ必要ノ場合ニハ倫敦以外ノ地ニ於テモ諸関係國ト折衝スルヲ妨ケサルモノト我方ニ於テハ了解シ居レリ

四、貴大使ハ「サイモン」ニ右ノ次第ヲ申入レラレ其結果ト共ニ其後関係國ト行ヒタル折衝ノ模様等御聞取リノ上回電アリタシ

67 昭和9年5月25日 在米國斎藤大使より  
スワンソン海軍長官の新聞記者会見に関する報告  
広田外務大臣宛(電報)

68 昭和9年5月25日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)  
予備交渉開始の提議に米國政府同意に付シ  
ロマン 5月25日前発  
本 省 5月26日前着

第117四号

往電第三六号ニ閲シ

二十三日海軍長官「スマッシュ」ハ新聞記者会見ニ於テ日本ハ來ルヘキ軍縮會議ニ於テparityヲ主張スヘシトノ再

三ノ東京通信ニ対ハcommentヲメーランタル処同長官ハ

I believe in maintaining the present ratio. The naval powers met in London and distributed the naval strength in the way they thought safe to each nation for their best interests. I see no reason to change it at this time. ム如く日本リシト比率增加ヲ主張スルニ於テハ太平洋ニ於ケル要塞及海軍根拠地ノ新設必要ト考ヘラルヤトノ質問ニ対シ that question has not been settled yet. No conclusion has been reached. ム如く is it being considered ムヘ問ニ対シ it will be ム如くタル由ナリ

英へ転電ヤリ

英ヨリ仏へ転電アリタシ

米、仏、伊へ転電セリ

~~~~~

69 昭和9年5月30日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

予備交渉の時期討議事項などに關するバハハ  
タート次官及びクレーキーとの談話に付シ

~~~~~

ロンドン 5月30日後発  
本省 5月31日前着

第二八七号（極秘）  
貴電第一三九号ニ閲シ

「サイモン」寿府ニ赴キ不在ナルヲ以テ五月三十日次官  
「バンシタート」及「クレギー」ニ会見ス本使貴電第一三  
九号ノ二及三ヲ英訳セルモノヲ読み聞カセタル処「バ」ハ  
本會議ノ時期ニ付テハ成ルヘク早キコトヲ希望スルモ日本  
ノ都合モアル故充分考慮スヘシト述ヘ又商議事項ニ閲シ日  
本ハ「テクニカル」ノ問題ハ議セラレサル方針ナリヤト尋  
ネタルニ付本使ハ右ハ之ヲ除外スルノ意味ニハ非スト思考  
スルモ砲ノ口径、軍艦ノ大イサノ如キ「テクニカル」ノ問  
題ニ付テハ我国ヨリ専門家來ル趣ナルニ付其ノ上ニ於テハ  
審議出来得ルカト思考ス併シ兵力量ノ如キ「ヴァイタル」  
ノ問題ニ付テハ政府ニ於テ之ヲ予備交渉ニ於テ議スルヲ適  
当トスルヤ否ヤニ閑シ目下慎重ニ考慮中ナルニ付本使ニ於  
テ此ノ点ニ付何等申述ヘルヲ得ス差当リハ茲ニ記載セル事  
項ヨリ議スルコト適當ト思ハルト述ヘタル処先方ハ夫レ丈  
ニテハ短時日ノ間に決定シ得ルコトト思ハルルカ右専門家

ハ何時頃到着スヘキヤト問ヒ本使ハ日本トノ距離ニモ鑑ミ  
早クトモ七月中旬ニアラサレハ到着難カシカルヘシト述ヘ  
タルニ先方ハ遠距離ノ事故御尤ノ次第ナルカ他ノ方面ニ於  
テ「テクニカル」ノ問題ニ閲シ審議カ始マルニ於テハ日本  
ノミカ後ルルカ如キ感ヲ与フルコト面白カラサルニ付成ル  
ヘク速ニ専門家ノ派遣ヲ望ム旨並ニ兵力量其ノ他「ヴァイ  
タル」ノ問題ニ付テモ予備交渉ニ於テ話ヲ為スコト却テ本  
會議ニ於テ突然話ヲ為スヨリモ安全ナルヘキヲ以テ之等ニ  
付テモ意見ノ交換ヲ為シ度キ旨ヲ述ヘタリ

尚貴電第三ノ倫敦以外ノ地ニ於テ「バイラテラル」ノ話合  
ヲ為スノ点ニ閲シテハ先方ニ於テ何等異議無キ旨述ヘタリ  
更ニ本使ヨリ他国トノ交渉振ニ付訊シタル処仏國ニ付テハ  
承諾セリトノ新聞通信アルモ未タ政府ヨリハ何等回答ニ接  
セス又伊国政府ヨリハ他国ト「バイラテラル」ノ交渉ヲ倫  
敦以外ニテ為ス事妨ケナキヤト問ヒ来レルニ対シ異存ナキ  
旨ヲ答ヘ又「バイラテラル」ノ交渉ヲ行フニ付テハ各國ト  
ノ交渉振ヲ關係國ニ通知スル為倫敦ニ通報機関ヲ置ク積リ  
ナリヤトノ問ニ対シ若シ右カ一般ノ希望ナラハ之ヲ置クモ  
差支無シト答ヘタルカ未タ英國ノ提議ニ対スル回答ニハ接  
涉ノ開始ニ同意ヲ表シタル旨發表スル由ナリ右会談ノ次第  
殊ニ後段独逸ノ件ニ閲シテハ外部ニ漏レサル様特ニ御配慮  
願度シ

セスト言ヒ居タリ尚英國側ニ於テハ會議招請國ニハ仏國ト  
ノ關係上獨逸ヲ加フル必要ヲ感シ居ル様見受ケラル又日本  
ヨリノ回答ハ先方ニテ米仏伊ニ通知シテ差支無キヤト問ヒ  
タルニ対シ本使ハ差支無キ旨答ヘ置キタリ更ニ英國側ヨリ  
ハ詳細ノ発表ヲ差控ヘ唯日本側ニ於テ倫敦ニ於ケル予備交  
渉ノ開始ニ同意ヲ表シタル旨發表スル由ナリ右会談ノ次第  
殊ニ後段独逸ノ件ニ閲シテハ外部ニ漏レサル様特ニ御配慮  
願度シ

米、仏、伊ヘ転電セリ

70※昭和9年6月2日 広田外務大臣より  
在英國松平大使宛（電報）

海軍予備交渉は海軍側派遣員の着英をまたず  
に開始して差支えない旨の訓令

本省 6月2日発

米仏伊ニ転電アリ度シ

71※昭和9年6月8日 広田外務大臣より  
在英國松平大使宛（電報）

海軍予備交渉に対する我が方の基本方針について

本省 6月8日発

往電第一五一号ニ閲シ

往電第一三九号二ノハ所載事項ニ閲スル我方方針左ノ如シ

一、本會議参加国

明年ノ會議ハ海軍軍縮既存條約ニ閲スルモノナルヲ以  
テ参加國ハ我方及英米仏伊ノ五國ニ限定シ度ク而シテ同會

貴電第一八八号ニ閲シ

往電第一三九号二ノハ三事項ニ閲スル予備商議ハ海軍側派

~~~~~

議題トスルノ必要モアリ仏伊ノ参加ヲ要望スル次第付  
帝国トシテハ日英米ノ三国トスルコトハ出来得ル限り避  
ケ度キ意向ナルニ因リ右御含ノ上可然御折衝相成タシ  
貴電第二七八号後段ニヨレハ英ハ独ヲモ招請シ度シトノ  
意向ナル処現存海軍制限条約ニ関係ナキ同国ヲ明年ノ会  
議ニ参加セシムヘキ正当ナル理由ナキノミラス仏ノ対  
独懸念ニ対スル配慮ニ出ツルモノナリトナスニ於テハ之  
ニ处スヘキ適當ノ方法アルヘク他方独ノ参加ハ蘇ノ参加  
ヲ誘発シ延テハ小海軍国ノ参加迄ヲモ惹起シ會議ヲ徒ラ  
ニ混雜セシムルノ虞ナキニ非ルヲ以テ參加國ハ五國以外  
ニ拡張セサルコトトナシタシ

一、本會議開催地

我方トシテハ英米側ト時ニハ突込ミタル論議ヲナスコト  
アリ得ヘキ處右ニ関シ生シ得ヘキ「イリテーシヨン」ヲ  
可成少クスル一方法トシテ本會議開催地トシテハ華府及  
倫敦ヲ避ケ比較的中立的地点ヲ選フヲ可トスヘク他方我  
國々論ノ一部ニ華府及倫敦兩條約ハ英米両國ノ「ブレン  
ユアー」ノ下ニ締結セラレタリトナス事實モ依然存スル  
事實ハ之ヲ無視スルヲ得サル次第ナルヲ以テ本邦トノ無

二、本會議開催期日

往電第一三九号ノ通我方カ來年四月ヲ欲スルハ歐州ヨリ  
遠隔ナル地点ニ在ル本邦ヨリ相当數ノ人員ヲ派遣スルヲ  
合其他止ムヲ得サル場合ニハ倫敦ニテモ致方ナシ尚當方  
ニ於テ瑞西ヲ希望セサルハ往電第一四〇号ノ通リニシテ  
又東京ヲ會議地トスル意向ナシ

三、本會議開催期日

往電第一三九号ノ通我方カ來年四月ヲ欲スルハ歐州ヨリ  
遠隔ナル地点ニ在ル本邦ヨリ相当數ノ人員ヲ派遣スルヲ  
要スル点ヲモ考慮セルニ因ル

#### 四、會議招請方法

我方ニ於テハ主催國タラムトスル意向ハ無之又會議地ヲ  
巴里トスル場合ニモ招請國ト會議所在國トカ必スシモ一  
致スル必要モナカルヘキニ付予備交渉ニ「イニシアティ  
ヴ」ヲトリタル英カ主催國トナリ本會議招請状ヲ發スル  
コトニ何等異議ナシ

五、予備交渉ニ於ケル兵力ニ関スル實質問題ニ關シテハ往  
電第一五一号ニテ申進メノ通何分ノ儀申進スル迄之ニ触

レサルコトトサレタン  
六、本會議々題ニ関シテハ追テ電報ス  
米仏伊ニ転電アリタシ

編注 本電信は写で電信番号不明

72 ※昭和9年6月8日

広田外務大臣より  
在英國松平大使宛（電報）

73 昭和9年6月8日

在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛（電報）

#### 予備交渉以前に海軍問題対策を發表せずとの 米國大統領の談話について

ワシントン 6月8日後発  
本省 6月9日前着

第三〇四号

往電第二八一号ニ関シ

暗機密第一六二号

一、海軍本會議ヲ來年四月ト致度キハ我議會開會中ヲ避ケ  
度キト他方我方連盟脱退実現ニ伴フ内外ニ於ケル動向ヲ  
見極メタキ趣旨ニ基クモノナリ  
二、往電第一四〇号五所載派遣員ハ兵力ニ関スル交渉ノ為  
ニハ無之同電二ノ派遣人員トハ別箇ノモノナリ  
右貴官御含ミ迄

~~~~~

74 昭和9年6月13日 在仏國佐藤大使より  
広田外務大臣宛（電報）

#### 伊國政府の戰艦二隻起工決定に関するジユル

電通信ノ便宜等ヲモ併セ考慮シ成ル可ク巴里ヲ本會議開  
催地ト致度キ希望ナリ就テハ貴大使ハ仏國側ノ態度等適  
宜御探査ノ上英米側ヲシテ當方ノ希望ニ贊同セシムル様  
可然御折衝相成度シ尤モ仏國ニシテ巴里ヲ希望セサル場  
合其他止ムヲ得サル場合ニハ倫敦ニテモ致方ナシ尚當方  
ニ於テ瑞西ヲ希望セサルハ往電第一四〇号ノ通リニシテ  
又東京ヲ會議地トスル意向ナシ

## ナール紙の論説について

パリ 6月13日後発  
本省 6月14日前着

第三二一八号  
伊国政府カ本年中ニ三万五千噸ノ戰闘艦二隻ヲ起工スル事ニ決シタリトノ十日付「ステファニ」發表ニ關シ十二日ノ「ジユールナル」ハ左ノ如キ趣旨ノ論説ヲ掲ケタリ

今回伊國ノ決定ハ狹キ海洋ニ於テ行動スヘキ三万五千噸ノ戰闘艦ニハ大洋ニ於テ行動スヘキ同型ノ戰闘艦ニ比シ其

ノ裝備ニ於テ優秀ナルモノヲ備ヘ得ヘキ理ニテ仏國カ經濟上ノ理由ニ依リ二万六千噸ヲ超過セサル事トシ居ル事情ト相俟チ海軍勢力ノ均衡ヲ破ル結果ヲ來シ又華府條約ノ不合理ヲ暴露スルモノナリ右決定ヲ為シタル理由ニ付テハ近ク華府條約修正ヲ討議スヘキヲ以テ此ノ際華府條約ノ許容スル権利ヲ全部行使セントシ又二万五千噸ニ減縮セントスル日、英、仏ニ対抗シ三万五千噸ヲ維持セントスル米ニ味方ヲ為サンントセルモノニテ伊國ノ意図ハ之ニ依リ仏國ト地中海ノ制海權ヲ争ヒ軍備競争ノ先駆ヲ為サントシ仏國カ其ノ同盟關係ヲ強化セントスルニ対シテ一矢ヲ報インツルモ

## ノナルヘシ

英ニ転電シ米ニ郵送セリ

ノナルヘシ  
75 昭和9年6月13日 在イタリア松島大使より  
広田外務大臣宛(電報)

ローマ 6月13日後発  
本省 6月14日前着

海軍予備交渉に伊国参加の内意について

十三日官房長「アロイジ」ヲ訪ヒ倫敦海軍予備交渉ニ對スル帝國政府ノ方針ヲ説明シタル上伊國ノ態度ヲ質シタル處伊國ハ該予備交渉ニ參加スルコトニ決定シ其ノ旨英國政府ニ回答シタルモ其ノ他ノコトハ近ク關係省會議ヲ開キ決定スル筈ナリ尤モ予備交渉ニ於テハ主トシテ「プロセジユール」ノ問題ヲ議シ實質問題ハ來年ノ海軍會議ニ委スルヲ至当トシ伊國ト仏國トノ「パリティー」問題ノ如キ予備交渉ノ際持出スヘキモノニ非スト思考ス若シ他國ヨリ實質ニ触ル問題ヲ提起セハ適宜之ニ應対スルノ外ナシト答ヘタリ

第五九号  
英、仏、米ヘ転電セリ

十三日官房長「アロイジ」ヲ訪ヒ倫敦海軍予備交渉ニ對スル帝國政府ノ方針ヲ説明シタル上伊國ノ態度ヲ質シタル處伊國ハ該予備交渉ニ參加スルコトニ決定シ其ノ旨英國政府ニ回答シタルモ其ノ他ノコトハ近ク關係省會議ヲ開キ決定スル筈ナリ尤モ予備交渉ニ於テハ主トシテ「プロセジユール」ノ問題ヲ議シ實質問題ハ來年ノ海軍會議ニ委スルヲ至当トシ伊國ト仏國トノ「パリティー」問題ノ如キ予備交渉ノ際持出スヘキモノニ非スト思考ス若シ他國ヨリ實質ニ触ル問題ヲ提起セハ適宜之ニ應対スルノ外ナシト答ヘタリ

十三日官房長「アロイジ」ヲ訪ヒ倫敦海軍予備交渉ニ對スル帝國政府ノ方針ヲ説明シタル上伊國ノ態度ヲ質シタル處伊國ハ該予備交渉ニ參加スルコトニ決定シ其ノ旨英國政府ニ回答シタルモ其ノ他ノコトハ近ク關係省會議ヲ開キ決定スル筈ナリ尤モ予備交渉ニ於テハ主トシテ「プロセジユール」ノ問題ヲ議シ實質問題ハ來年ノ海軍會議ニ委スルヲ至当トシ伊國ト仏國トノ「パリティー」問題ノ如キ予備交渉ノ際持出スヘキモノニ非スト思考ス若シ他國ヨリ實質ニ触ル問題ヲ提起セハ適宜之ニ應対スルノ外ナシト答ヘタリ

十三日官房長「アロイジ」ヲ訪ヒ倫敦海軍予備交渉ニ對スル帝國政府ノ方針ヲ説明シタル上伊國ノ態度ヲ質シタル處伊國ハ該予備交渉ニ參加スルコトニ決定シ其ノ旨英國政府ニ回答シタルモ其ノ他ノコトハ近ク關係省會議ヲ開キ決定スル筈ナリ尤モ予備交渉ニ於テハ主トシテ「プロセジユール」ノ問題ヲ議シ實質問題ハ來年ノ海軍會議ニ委スルヲ至当トシ伊國ト仏國トノ「パリティー」問題ノ如キ予備交渉ノ際持出スヘキモノニ非スト思考ス若シ他國ヨリ實質ニ触ル問題ヲ提起セハ適宜之ニ應対スルノ外ナシト答ヘタリ

十三日官房長「アロイジ」ヲ訪ヒ倫敦海軍予備交渉ニ對スル帝國政府ノ方針ヲ説明シタル上伊國ノ態度ヲ質シタル處伊國ハ該予備交渉ニ參加スルコトニ決定シ其ノ旨英國政府ニ回答シタルモ其ノ他ノコトハ近ク關係省會議ヲ開キ決定スル筈ナリ尤モ予備交渉ニ於テハ主トシテ「プロセジユール」ノ問題ヲ議シ實質問題ハ來年ノ海軍會議ニ委スルヲ至当トシ伊國ト仏國トノ「パリティー」問題ノ如キ予備交渉ノ際持出スヘキモノニ非スト思考ス若シ他國ヨリ實質ニ触ル問題ヲ提起セハ適宜之ニ應対スルノ外ナシト答ヘタリ

76 昭和9年6月14日

在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

日本関係及び海軍問題に関する大統領との会談について

第三〇七号  
ワシントン 6月14日後発  
本省 6月15日前着

十三日暇乞旁々大統領ニ会見國務長官同席セリ  
先ツ本使ヨリ二十六日出発一時帰朝ノコトトナリタル為暇

乞旁訪問セル旨ヲ述ヘ日本ニ対シ何等カ「メッセージ」無

キヤト尋ネタルニ大統領ハ總理大臣及外務大臣ニハ特ニ宜

シク御伝言願度陛下ニハ若シ機會アラハ皇太子殿下御生誕

ニ対シ祝意ヲ表セラレ度御生誕ノ際ハ電報ヲ差上ケタル処  
御懇篤ナル御返電ヲ戴キタルニ付宜敷シク言上致度シト述  
ヘタリ

國務長官同席故ニ余リ立入りテ話モ出来スト思ヒ本使ハ自  
分着任以來最モ大切ナル仕事ハ日米間ノ了解ヲ進メ親善関

係ヲ一層鞏固ニスル事ニアリト考ヘ努力シ来レルカ既ニ日  
本ヨリ三年以上モ離レ居ル事ニモアリ此ノ際帰朝シ日本當

予備交渉關係  
國務長官同席故ニ余リ立入りテ話モ出来スト思ヒ本使ハ自  
分着任以来最モ大切ナル仕事ハ日米間ノ了解ヲ進メ親善関  
係ヲ一層鞏固ニスル事ニアリト考ヘ努力シ来レルカ既ニ日  
本ヨリ三年以上モ離レ居ル事ニモアリ此ノ際帰朝シ日本當

ノ識者間ニハ充分ノ了解アリト信ス、要スルニ此ノ際ハ余  
方法ヲ講シ得サリシヲ遺憾トスト述ヘタルニ大統領ハ日米

ノ識者間ニハ充分ノ了解アリト信ス、要スルニ此ノ際ハ余  
方法ヲ講シ得サリシヲ遺憾トスト述ヘタルニ大統領ハ日米

リ問題ヲ理想化セスシテ具体的問題ニ付「リアリスチック」ノ立場ヨリ解決ヲ試ミ行ク事最モ大切ナリト考へ居レリト答ヘ之ニ対シ長官ハ併シ乍ラ吾人ハ常ニ理想ヲ目標トシテ進マサルヘカラスト思フトロヲ挾ミタルニ大統領ハ勿論理ヲ見スシテ議論ニ拘泥シ其ノ外部ニ現ハルル態度ノ余リニ「チャイルディシユ」ナル事ハ滑稽ナルト同時ニ Pathetic ナリ例ヘハ「チエコ」問題ニ付テモ列国カ軍需品ヲ供給セサルコトヲ約束セントノ話トナリタル時伊モ仏モ簡単ニ「イエース」ト云ハスシテ之々ノ国カ武器ヲ供給セサレハ自分等モセスト云フカ如キ曖昧ノ返事ヲナセリ此ノ点ヨリ云ヘハ日本カ連盟ノ一員ニ非サルニ付約束ハセサルモ事実上両國ニ武器ヲ供給シ居ラスト返事シ居ル事ハ遙カニ立勝レリ

斯ル簡単ナル事実ヨリ云フモ列国政府ノ態度カ煮へ切ラス回避のナル事ハ世界平和ノ妨トナリ居ル事明カニシテ海軍問題モ列国カ今少シ事実ニ直面シ「リアリスチック」ノ立場ヲ採ラハ余程簡単ニ行クヘシト述ヘタルニ付本使ハ海軍問題ニ付テハ既ニ倫敦ニ於テ予備会商開始セラレントシ居

ハ日本カ連盟ノ一員ニ非サルニ付約束ハセサルモ事実上両

ハ日本カ連盟ノ一員ニ非サルニ付約束ハセサルモ事実上両

スル簡単ナル事実ヨリ云フモ列国政府ノ態度カ煮へ切ラス回避のナル事ハ世界平和ノ妨トナリ居ル事明カニシテ海軍問題モ列国カ今少シ事実ニ直面シ「リアリスチック」ノ立場ヲ採ラハ余程簡単ニ行クヘシト述ヘタルニ付本使ハ海軍問題ニ付テハ既ニ倫敦ニ於テ予備会商開始セラレントシ居

77 昭和9年6月16日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 海軍予備交渉に際しての兵力と技術問題の取扱い方にについて

付 記※(日付不明) 幹田外務大臣より在英國松平大使宛(電信番号不明)

#### 予備交渉に応ずる方針、手順等に関する訓令

ロンドン 6月16日後発  
本 省 6月17日前着

#### 第三一六号(極秘)

貴電第一六一号ノ五及同第一六二号ノ一一関シ(海軍予備交渉ニ関スル件)

政府ニ於テハ兵力量ノ問題ト艦型、砲ノ口径等ノ技術問題トハ不可分ノモノトシテ取扱ハルル御趣旨ナルヤ尚又愈予備交渉開始ノ場合貴電第一三九号ノ二(イ)ノ事項ニ続イテ技術問題ニ入ルヘシト思考セラルル處之ニ関スル特別派遣員來着遲ルニ於テハ自然英米間ニ於テ先ニ此ノ問題ノ討議ヲ始ムルコトナルカ差支ナキヤ右派遣員ハ何日頃来倫ノ予定ナリヤ御回電ヲ請フ

米、仏、伊ニ転電セリ

#### (付 記※)

海軍々縮予備交渉ニ関スル件

貴電第三一六号及第三三三号ニ関シ

一、予備交渉ニ於テ実質問題ニ入ルノ可否ニ付テハ慎重考慮ノ要アルモ英米側ヨリ更ニ希望ヲ表明シ来ルニ於テハ

ルカ如キ処開会ノ時期及場所等ニ付何等カ御考アリヤト尋ネタルニ大統領ハ現在倫敦ニ於テ行ハレントシ居ルハ外交機関ヲ通シ単ニ開催ノ手続問題ヲ協議シ居ルモノニ過キスト了解ス場所ニ付テハ別段ノ考乃至希望無キモ時期ハ米国トシテハ明年六月以後ヲ欲ス右ハ全ク内政上ノ関係ニテ議会開会中ハ種々無益ノ議論ヲ弄スル者アリテ会議ノ進行ヲ妨ケル虞アル処六月ニハ議会モ閉会スル訳ナレハ成ルヘクナレハ其ノ以後トシテ貴ヒ度シト云フニ過キス尤モ右ハ米国丈ノ内部ノ都合ナレハ列国ノ御都合ニ依リテハ尚御相談ノ上決定シ度シト思フ実ハ会議迄ニハ相當時日モアル事ナレハ米国トシテハ本問題ニ付未タ余リ深キ研究ヲ遂ケ居ラサル次第ナリト説明セリ

英、仏、紐育ヘ暗送セリ

二、御質問ノ質的問題ハ量的問題ト緊密ナル関係アルヲ以テ過早ニ質的問題ヲ量的問題ヨリ切離シ先議スルコトトスルハ我方ニ不利ナリト認メ居レリ

三、如上ノ次第ナルヲ以テ英米間ニ質的問題ニ付議進捗スルモ我方トシテハ已ムヲ得サル所ナリ但シ貴電第三三六号英國側提案ニ拠ル英米間交渉ノ状況ハ特ニ之ヲ審ニセラルト共ニ隨時報告アリ度ク尚又貴大使ニ於テ適当ト思考セラル時機ニ我方主張ハ英米間ノ話合ヒニヨリ何等影響ヲ蒙ルヘキニ非ル旨ヲ為念トシテ双方へ申入レラル様致度シ

米、仏、伊ニ転電アリ度シ

78 昭和9年6月17日 在独国永井大使より  
廣田外務大臣宛（電報）

獨国の軍縮会議參加問題に関する意見上申

ベルリン 6月17日後発  
本 省 6月18日前着

第一二〇号（極秘）

一、独逸ハ其ノ政治的「レハビリテーション」ノ為軍備平等權ノ実現ニ努力ヲ集中シ居ル處独逸カ最早歐州ノ大國トシテ無視セラレ得ヘカラサル勢力タルノ事実ハ争フヘカラス英國力軍縮問題ニ関シ独逸ニ平等權ヲ認メントスルハ之ヲ認メサルニ於テハ軍縮問題ノ解決ヲ得ス而モ事

実上独逸ノ再軍備ヲ阻止スルヲ得サルカ為ナルヘキト共ニ英國トシテハ仏蘇接近ノ形勢ニ對シテハ歐州ノ勢力均衡ノ為ニモ独逸ニ歐州ノ一政治的要素タルノ地位ヲ認メントスルノ考量ナシトセサルヘシ從テ英國力獨逸ヲ海軍會議ニ参加セシメントスルハ仏國ノ對獨懸念ニ對シテハ未タ其ノ態度ヲ世ニ示シ居ラサルモ當館海軍武官ノ觀測ニ依ルモ獨逸海軍當局ハ之ニ參加ヲ予期シ居リ他方海軍再興モノアルヘシ而シテ一方獨逸ハ海軍會議ニ對シテハ未タノ準備ハ油断ナク為サレツツアルカ如シト云フ

二、英國ノ立場果シテ前記ノ通トシ同國カ獨逸ノ參加ヲ提倡シ獨逸亦之ヲ要求スル場合我方ニ如何ナル影響ヲ及ホスヘキカハ慎重考慮ヲ要シ本使之ヲ懷フニ御来示ノ如キ一、二ノ理由ノミヲ以テシテハ充分ノ反対説明トナラス我方ハ之カ為困難ナル立場ニ立タサルヲ得サルト共ニ（仏伊モ獨逸ノ參加ニ同意ノ場合ハ一層然リ）殊ニ我國ハ獨逸ノ甚シキ悪感ヲ招カサルヲ得サルヘシ

依テ獨逸ヲ參加セシムル場合ニ閑シ考フルニ左ノ如シ（イ）御來示ノ通り明年ノ會議ハ既存海軍條約再検討ノ目的

我方ハ寧ロ多數ノ國參加ノ提案ヲ容レテ會議決裂ノ責任ヲ之ニ嫁シ若ハ分担スルコト得策ナルヘシ

ニ限ラントスル御方針ハ素ヨリ御尤ナルモ其ノ場合ニ於テモ少クトモ満州國ノ海軍問題ニ上ルハ恐ラク避ケ得サルヘク右ハ延テ東亞ノ全般的問題ニ及フ惧アル處斯ル場合ニ對シテハ蘇連邦ヲ無視スルコトヲ得サルヘシ從テ蘇連邦ノ參加防止ハ獨逸參加ノ問題ヲ離レテモ考量セラレサルヘカラサル處御來示ノ通り獨逸ノ參加カ蘇連邦ノ參加ヲ誘致スル場合トシテモ元來獨逸ハ共産主義ノ防遏ニ最大ノ関心ヲ有シ居リ日本カ東亞ニ於テ蘇連邦共産主義ノ防壁タルコトハ其ノ利益ニ合スヘク獨逸カ歐州ニ於ケル政治的理由乃至蘇独經濟關係ノ利益ノ為ニ東亞ニ對シ蘇連邦ト了解スルカ如キハ考ヘラレス從テ我方ハ獨逸ヲ蘇連邦ニ對スル關係ニ於テ利用シ得ヘシ

(イ)獨逸ハ數的平等ヲ主張セサルモ国防ニ對スル抽象的平等權ヲ主張スヘシ從テ我國ハ獨逸參加ノ場合或程度ニ之ト共同ノ陣ヲ張リ得ヘシ

(ハ)參加國增加ノ場合會議ヲ徒ニ紛糾セシムル惧アルハ勿論ナルモ我方トシテハ英米ノミヲシテモ我主張ヲ認メシムルニ困難アルヲ予期セサルヘカラス果シテ然ラハ

右ハ貴電第五九号ノ次第ハアルモ重ネテ御考量ヲ煩シ度尚何レニスルモ此ノ際トシテハ英國ノ考量ヲ促ス程度ニ止メ我反対ノ態度ヲ徒ニ急キ公表セサルコト必要ト思考ス日獨關係全般ニ顧ミ此ノ点特ニ御配慮ヲ請フ（本邦内地新聞ニハ記述ナキカ如キ大連新聞ニハ東京電話トシテ報道サル）

海軍予備交渉に対する仏國の態度に関するマ  
シグリとの会談について

パリ 6月18日前発  
本省 6月18日後着

## 第三三六号(極秘)

十六日「マツシグリ」ニ面談海軍會議予備交渉ニ付仏國政府ノ回答振ヲ問合セタル處「マ」ハ右回答ハ既ニ外務大臣ノ手許ニ差出シアリ近日中発送ノ手筈ニシテ仏國ハ倫敦予備交渉ニハ参加スヘキモ來年五ヶ国限リノ海軍會議ニハ参加シ難ン仏國政府ニ取りテハ獨國海軍兵力量カ平和條約ノ限度ニ止マルヤ否ヤハ重大問題ニシテ從テ同國ノ參加ヲ要スルノミナラス其ノ他ノ小海軍國トモ利害關係ヲ有スルカ故ニ全海軍國ヲ網羅スル會議ニアラサレハ意味ヲ為サス英國政府ニハ右ノ趣旨ニテ回答ノ筈ナリト答フ本使ハ寿府軍縮會議ノ英案ニハ海軍問題ニ付五国会議ト一般海軍會議ヲ併行シテ開催スルコトナリ居リ仏國政府ノ意見ハ右二個ノ會議ヲ混同スルモノニアラスヤ英米ノ意見ハ承知セサル

モ日本政府ハ五国会議ノ結果ヲ齎シテ後日一般海軍會議ニ臨ムハ異議ナカル可キモ先ツ前者ノ開催ヲ要求セントスト了解スル旨述ヘタル處「マ」ハ仏國ハ倫敦條約ノ批准者ニアラサレハ必スシモ五国会議ヲ必要トセス又英案ノ二會議併行説モ充分討議セラレタル案ニアラサルコト御承知ノ通ト答フ(伊國ノ三万五千噸戰艦建造案ニ関シテハ彼ハ一種ノ嚇シナラント言ヘリ)

安全保障問題ニ關シ彼ハ寿府一般委員会終了直後(十一日)独、波、小協商國、波羅的沿岸諸國及蘇連邦ヲ加フル相互援助條約ノ締結ニ關シ獨國政府ニ申入レタルモ未タ回答ニ接セスト言ヘルニ付本使ハ独逸カ此ノ種條約ノ相談ニ乘り来ラハ歐州平和ノ為真ニ慶賀スヘキモ右ハ独逸ノ降伏ヲ意味スヘシト述ヘタル處彼ハ正ニ貴説ノ如シ然シ獨國カ相互援助ヲ忌避シ歐州ノ現状維持ニ贊成セサルニ於テハ仏國ハ到底軍縮ニ応シ兼ヌルコト自明ノ理ナリト述フ本使ハ仏國カ從来世界的安全保障ヲ主張シ來レルニ反シ今回ノ一般委員会ニテ「バルトウ」カ歐州地方的協定ニ限リタルハ日本政府ノ主張ニ一致シ本使モ欣幸トスル所ナル旨ヲ告げ進テ寿府全權宛貴電第二八号末段蘇連邦關係ニ付説述セル處彼

ハ仏國政府ノ考案ニテハ相互援助條約ノ適用ヲ署名國間ニ限り署名國ノ一カ侵略者トシテ判定セラレタル場合ニノミ他國カ共同援助ヲ与フル仕組ナルニ付仮令蘇連邦カ加盟スルモ極東ニハ何等影響ヲ及ホシ得サルコト当然ナリト答フ尚本使ヨリ「リトヴィノフ」カ米国ヲ引入レタル太平洋「ロカルノ」ヲ考ヘ居ルヤノ風説アリト述ヘタルニ対シ彼ハ全然聞込ナシト言ヘリ又來年ノ海軍本會議開催地ヲ巴里トスヘシトノ説ニ関シテハ「マ」ハ仏國側ニテハ全然之ヲ希望シ居ラスト付言セリ

80※昭和9年6月19日  
在英國松平大使宛(電報)

予備交渉に臨む英國及び米国の眞意調査につ  
いて訓令

本省 6月19日発

81 昭和9年6月19日  
在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)  
海軍會議開催地及び時期等に關するマクドナ  
ルド首相との会談について

第一七三号(極秘)  
貴電第三六号ニ関シ

貴電第二八七号ニヨレハ英國側ニ於テハ予備交渉ニ於テ兵力問題ヲモ議シ度キ意向ヲ示シ米モ亦「デヴィイス」及「リ

第三二一号(極秘)

ロンドン 6月19日前発  
本省 6月19日前着

十八日首相ノ求ニ依リ会見ス（「クレーギー」同席ス）「マ」ヨリ今朝「ビンガム」及「デヴィス」ト予備交渉ノ為会見セルニ付其ノ様子ヲ御話センカ為來訪ヲ煩シタル次第ナリト前置シ実ハ今朝ノ米国側トノ会談ハ極メテ概括的ノモノニシテ單ニ手続ニ関スル問題ノミヲ話合ヒタリ自分ヨリ先ツ予備交渉ニ対スル各国ノ態度ヲ米側ニ話シ次テ双方ノ間ニ来年ノ会議ノ時期ニ関シ意見ヲ交換シタリ自分ハ来年英國ニテハ日取ハ未定ナルモ皇帝即位二十五年ノ祝典アルヘク会議ノ時期カ之ト打付カルコトハ甚タ困ルニ付英國側トシテハ出来得レハ一月早々ニ開会シ度意向ナルモ日本側ニテハ四月以後ヲ希望シ居ル旨米側ニ語りタル処米側ハ議会等ノ関係モアリ夏頃ニシ度意向ヲ述ヘタルカ何レニセヨ此ノ時期ノ問題ニ付テハ各国ト相談シ合意ノ上決定スルコトニ話合ヒタリ日本ノ方トハ何時頃ヨリ交渉ニ入り得ヘキカト尋ネタルヲ以テ本使ハ兵力量ノ問題及専門的ノモノニ付テハ御話シ得サレトモ手続ノ問題ニ付テハ本日ニテモ御話スル用意アリト述ヘタルニ「クレーギー」ハ先般予備交渉ヲ開始ノ話ニ付テモ米国ヨリ曩ニ日本ニ御話シタル関係モ有ルニ付今日伺フ事ヲ得ハ甚タ好都合ナルヘシト首相ニ助ト思考シタルヲ以テ「マ」ニ対シ場所ニ就テハ日本側ハ東京ヲ主張スルノ意思ナシ目下参加国サヘモ判然セサルコトナレハ日本側ニ於テ的確ニ何處ト之ヲ主張スルコトハ不可能ナルモ（直接）海軍會議ニ最モ関係アル國ノ都市即チ華府、倫敦又ハ東京ニテ會議ヲ開クトキハ自然新聞其ノ他外界ノ空氣力會議ニ対シ一種ノ抑圧ヲ加フル惧アルヲ以テ之等以外ノ土地ニ於テ行フ方然ル可シト考ヘ居レリ（先日首相ト会談ノ際寿府ノ不可ナルコトハ首相自身之ヲ主張シ「サイモン」モ之ヲ述ヘ居タル關係上寿府ニ関シテハ懸念ナシト思考ス）ト述ヘタル処「マ」ハ例ヘハ和蘭ニテ開クコトモ一案ト考ヘラルルモ和蘭ハ海軍會議カ其ノ國ニテ開カルルコトヲ好マサルヘシト言ヒタルニ付本使ハ各國代表カ集マリ莫大ノ金ヲ落ス故喜フヤモ知レスト言ヒタルニ「マ」ハ人民ハ或ハ然ランモ政府ハ出費ノ問題起ルヘキヲ希望セスシテ巴里ヲ希望シ居レリトノ記事アリタルカ何等根拠アリヤト述ヘタル処「マ」ハ「アバス」通信ノ當ニナラヌコトヲ笑ヒ少クトモ英國政府トシテハ斯ノ如キコトヲ

言シ首相モ之ヲ希望スルヲ以テ本使ハ先ツ時期ニ付テハ日本ハ議會其ノ他ノ関係モアリ四月以後ニ非サレハ準備整ハサル旨ヲ述ヘ又議題ニ付テハ主力艦及航空母艦ニ関スル華府海軍條約及倫敦海軍條約ニ付テ議スルコトヲ至当ト考ヘ居レリト云ヒタルニ「マ」ハ云ヒ落シタルカ今朝米國委員ト會見ノ際来年ノ会議ニ於テ政治問題ニ触ルル事ニハ反対ナリトノ日本政府ノ意見ニ言及シタル処英米双方共此ノ点ニ付テハ全然同意見ナル旨話合ヒタリ尤モ政治問題ナル話ハ漠然トシ居ルモ小サキ政治問題ニ触ルル事ハ已ムヲ得サル事アルヘシト述ヘタルニ付本使ハ日本カ政治問題ト云フハ極東ニ於ケル政治問題ヲ指スモノニシテ例ヘハ華府會議ニテ論議セラレタル東洋ニ於ケル問題ノ如キモノヲ議セサル意味ナリト云ヒタル処「マ」ハ斯ノ如キ問題ハ英米共ニ之ヲ議スル意思無シト述ヘタリ更ニ會議ノ場所ニ関シ「マ」ハ今朝ノ會見ニ於テ米國側ハ華府ヲ希望セスト述ヘ又英國モ強ヒテ倫敦ヲ主張スル次第ニハアラス何レ關係國ノ間ニテ協議シ合意ノ上決定スルコトニ話合ヒタリト語レリ本使ハ仏國側ト一応ノ話ヲモセスシテ我方ヨリ巴里ヲ主張スルコトハ極メテ拙ナル方法ナリ

次ニ會議招請國ニ関シ「マ」ハ今朝ノ会見ノ際何等議セサリシ旨語リタルカ本使ハ日本側トシテハ會議參加國ハ日、英、米、仏、伊ノ五箇國ニ限ルコトヲ至当ト考フル旨述ヘタル処「マ」ハ英國側ニテハ絶對的ニ五箇國ニ限ルコトハ可成リ困難ナル事情アルヘシト述ヘタルヲ以テ本使ハ例ヘハ独逸ヲ招請スレハ自然露國ヲモ招請セサルヘカラサルニ至リ又露國加入スレハ種々政治問題ヲ持出シ結局海軍會議カ不成功ニ終ルヘキコトハ從來露國ノ態度ニ依リ御想像アフルヘキ通リナリト述ヘタルニ「マ」ハ之ヲ首肯シタルカ仏國ハ小國ヲ引入レントスルヤモ知レサルカ之ニ対シテモ反対ナリヤト問ヒタルヲ以テ本使ハ仏國カ小協商國ヲ引入ルニキ通リナリト述ヘタルニ「マ」ハ之ヲ首肯シタルカ仏國ハ小國ヲ引入レントスルヤモ知レサルカ之ニ対シテモ反対ナリヤト問ヒタルヲ以テ本使ハ仏國カ小協商國ヲ引入ルニ於テハ勢ヒ他ノ國ヨリモ割込ヲ主張スルモノ現レ来リ支那ノ如キモ割込ヲ主張スヘク結局壽府軍縮會議ノ二ノ舞トナリ會議ヲ紛糾セシムルコト当然ニ付之ニ反対ナリト述ヘタリ尚「マ」ハ此前ノ倫敦會議ニモ西班牙カ割込運動ヲ為シ殆ント毎日攻立テラレタルカ（西國公使ニ）今回モ亦西班牙ニ於テ參加ヲ希望スヘシト述ヘ居リタルカ本使ハ

兎ニ角日本ハ五箇国以外ノ加入ニハ反対ナル旨ヲ明カニシ置キタリ

終リニ本使ヨリ仏伊ヨリノ回答ノ有無ニ付尋ネタル処「クレーギー」ハ伊国ヨリハ予備交渉参加ニ同意ノ旨回答シ來リタルモ仏国ヨリハ未タ何等申シ来ラスト語レリ本日ハ右ニテ別レタルカ先方ニ於テハ頻リニ兵力量其ノ他技術問題ニ付責任ヲ以テ交渉シ得ル人々日本ヨリ成ルヘク速ニ来英センコトヲ望ム旨述ヘ居タリ尚明朝「ビンガム」「デヴィス」本使ヲ來訪ノ筈

米、仏、伊ニ転電セリ

82 昭和9年6月19日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

#### 海軍會議開催時期及び場所等に関するディイヴ

イスとの会談について

ロンドン 6月19日後発  
本 省 6月20日前着

第三二三号(極秘)

往電第三二一號ニ関シ

十九日「デヴィス」來訪(「ビンガム」ハ急ニ差支ヲ生シ

意見ナルヲ以テ英國モ之ニ從フナルヘシト述へ場所ニ付テモ「マ」ニ話シタル所ヲ繰返シタル処「デ」ハ第三國ノコトモ考ヘラレサルニハ非サレトモ各ノ國ニ付検討セハ夫々困難アルヘク新聞ノ「ブレッショニア」ノ点ヨリ言ヘハ自分一己ノ考トシテハ倫敦カ最無難ナル様思ハル仏國ノ新聞モ不確カナリ又「ムッソリニ」ハ伊太利ヲ希望スルヤモ知レサレトモ伊國ハ考ヘモノナリト言ヒ議題ニ関シ本使ハ日本ハ華府會議ニテ論議セラレタル支那問題其ノ他ノ東洋ノ政治問題ヲ論スルヲ好マサルモノナリト述ヘタル処「デ」ハ英米共ニ右問題ヲ提起スル考ナキコトヲ繰返セリ次テ本使ヨリ招請國ノ件ニ付テ「マ」トノ談話ヲ詳シク話シタル処「デ」モ日本カ五ヶ國ニ限ラント主張セラルルコトハ御尤ナリト言ヒ尚「デ」ハ自分等ハ明日又英國側ト会見シ「クラシフィケーション」ノ問題等ニ入りタキ考ナリ自分ハ如何ナル問題ヲモ議スル用意アレト先ツ専門的問題ニ入リタキカ strategy トシテハ重要ナル問題ハ後廻シトスル方然ルヘキヤモ知レスト述ヘ日本側ニ於テ交渉開始遲ルルコト残念ナリト言ヘルニ付本使ハ「プロセデュア」ノ問題ナレハ自分モ権限ヲ有スルニ付既ニ意見ノ交換ヲ始メタル

不參)昨日ノ「マクドナルド」トノ会見ノ模様ヲ御話スル為參上セリト前置シ自分ノ考ニテハ實質ノ問題ヲ論スル前ニ Procedure の問題ヲ話スコトハ車ヲ馬ノ前ニ着クル様ノモノナリ時期場所等ノ問題ハ寧ロ内容定マツテ後何時ニテモ極メ得ルコトナリト「マ」ニ語リタルモ「マ」ノ主張ニ依リ手続ノ問題ヨリ話ヲ付クルコトナリタリト語リ先ツ時期ノ問題ニ付テハ米國トシテハ憲法改正ノ結果新議会ハ一月ニ招集セラルルコトナリタル為一月ニ開クコトハ困難ニシテ議会閉会後即チ六月初ヲ便宜トスルモ英國カ急クナラハ五月位ニ繰上クルコトハ出来得ヘキカト思ハル又場所ノ件ニ付テハ未タ確定的ニハ申上ケ兼ヌルモ米國側ニ於テハ華府ニテ開クヘキ希望ヲ有セス英國側ニ於テ倫敦ニ於テ開ク希望アラハ別ニ異存ナシ議題ニ付テモ「マ」ト話合ヒタル處日本側ニテハ政治問題ニ触ルルコトヲ好マスト言フコトナルカ大ナル政治問題ニ触レサルコトニハ英米共同意ナリ日本側ニ於テハ滿州國ノ問題等ニ触ルルコトヲ好マレサルモノト思考スルモ斯ノ如キ考ハ全然ナント答ヘタリ本使ハ右情報ヲ謝シタル後昨日「マ」ニ述ヘタル所ヲ繰返シ会期ノ件ハ日本ハ四月以後ヲ便宜トシ大体米國側ト同記事ヲ氣ニシ居リタル様見受ケラレタリ

米、仏、伊ニ転電セリ

83 昭和9年6月26日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

#### 海軍問題解決及びロンドン予備交渉に関する スワンソン海軍長官との談話について

ワシントン 6月26日後発  
本 省 6月27日前着

第三二六号

二十六日暇乞旁海軍長官「スワンソン」ト会見本使ヨリ今回一時帰朝スルニ付何等カ日本政府又ハ海軍当局ニ「メッセージ」アラハ伝達スヘシト述ヘタルニ「ス」ハ日本政府ノ人々ニハ米國ハ日本ニ対シ「グッドウイル」ヲ有スルノミ従テ海軍問題モ解決ノ途ヲ見出シ得ルコトヲ確信シ居ル

コトヲ告ケラレ度シト答ヘタルニ付然ラハ海軍問題ハ容易ニ解決シ得トノ御観測ナリヤト尋ネタルニ「ス」ハ比率トハ適當ニ塩梅シ得レハ解決シ得ト考フト答ヘ比率ノ塩梅トハ何ナリヤトノ本使ノ問ニ対シ右ハ東亜ニ於テハ日本、歐州ニ於テハ英國両米大陸ニ於テハ合衆国カ何レモ全然安全ナルコトヲ目安ニ定ムレハ可ナリト思フト説明シ且米國トシテハ右ノ如キ考ヲ有スルカ故ニ今回比島ニ対シテモ独立ヲ与フルコトトナリタリト述ヘタリ（右ニ対シ本使ヨリ然ラハ比島ノ海軍根拠地ハ何時撤去セラル次第ナリヤト尋ネタルニ「ス」ハ右ハ今回ノ海軍會議ノ結果ヲ俟テ決定スルコトトナリ居レリト答ヘタリ）依テ本使ハ然ラハ先日ノ「フォーレン、アフェーリアス」ノ「プラット」ノ論文ノ如キハ御賛成ナリヤト問ヒタルニ「ス」ハ自分ハ如何ナル論文ニ対シテモ賛意ヲ表スル立場ヲ採リ度クナシト答ヘ更ニ本使ヨリ公ニハ然ランモ「プラット」ノ論文ハ大体貴下ノ御考ト同様ナルニアラスヤト問ヒタルニ対シ「ス」ハ「プラット」ハ倫敦會議ノ際驅逐艦ニ付余リニ讓歩シ過キタリトテ海軍部内ニ非難アリ自分モ上院外交委員長トシテ該条約ノ批准取付ニ付多大ノ奮闘ヲ為スヲ要シタリ從テ「ブ」卑見上申ス

一、往電第一二〇号ノ通り英國ハ独逸カ現ニ歐州ニ於テ無視セラレ得ヘカラサル政治的要素タルノ事実ニ基キ之ヲ参加セシメントスルモノト認メラルト共ニ右ハ又伊国ニ付テモ同様ナル可ク從テ英伊ノ立場ハ仏國カ在仏大使發費大臣宛電報第三三六号ノ如ク仏國ニ取りテハ独逸ノ海軍力カ平和条約ノ限度ニ止マルヤ否ヤハ重大問題ナリトノ立場ヨリ独逸ノ参加ヲ必要トスルハ多少異ルモノアル可シ而シテ他面独逸ハ歐州政局ニ対シ責任ヲ分担シ得可キ国ノミカ其ノ責任ニ於テ事ヲ処理スヘシトシ小国ニモ同等ノ發言權ヲ認メントスル所謂國際「デモクラシ」ヲ排斥スルモノニシテ此ノ点ニ於テモ英及殊ニ伊ハ寧口獨逸ト合流シ仏國ト異ル態度ニアルハ四国協約當時

貴電拝承ス

独逸側ヨリ海軍會議ニ参加ノ申出アル場合我方ハ独逸ノ参加自体ニハ反対ナラサルモ其ノ参加ヲ認ムルトキハ參加国ノ數ヲ適當ニ限ルコトヲ得サルニ至ルヘシトシ主義ノ問題トシテ五国ノミノ會議トスヘキ主張ヲ改更スルコトニ付テハ我方トシテ尚攻究ヲ要スルモノアリト思考シ重ネテ左ニ卑見上申ス

コトヲ告ケラレ度シト答ヘタルニ付然ラハ海軍問題ハ容易ニ解決シ得トノ御観測ナリヤト尋ネタルニ「ス」ハ比率トハ適當ニ塩梅シ得レハ解決シ得ト考フト答ヘ比率ノ塩梅トハ何ナリヤトノ本使ノ問ニ対シ右ハ東亜ニ於テハ日本、歐州ニ於テハ英國両米大陸ニ於テハ合衆国カ何レモ全然安全ナルコトヲ目安ニ定ムレハ可ナリト思フト説明シ且米國トシテハ右ノ如キ考ヲ有スルカ故ニ今回比島ニ対シテモ独立ヲ与フルコトトナリタリト述ヘタリ（右ニ対シ本使ヨリ然ラハ比島ノ海軍根拠地ハ何時撤去セラル次第ナリヤト尋ネタルニ「ス」ハ右ハ今回ノ海軍會議ノ結果ヲ俟テ決定スルコトトナリ居レリト答ヘタリ）依テ本使ハ然ラハ先日ノ「フォーレン、アフェーリアス」ノ「プラット」ノ論文ノ如キハ御賛成ナリヤト問ヒタルニ「ス」ハ自分ハ如何ナル論文ニ対シテモ賛意ヲ表スル立場ヲ採リ度クナシト答ヘ更ニ本使ヨリ公ニハ然ランモ「プラット」ノ論文ハ大体貴下ノ御考ト同様ナルニアラスヤト問ヒタルニ対シ「ス」ハ「プラット」ハ倫敦會議ノ際驅逐艦ニ付余リニ讓歩シ過キタリトテ海軍部内ニ非難アリ自分モ上院外交委員長トシテ該条約ノ批准取付ニ付多大ノ奮闘ヲ為スヲ要シタリ從テ「ブ」卑見上申ス

英へ轉電シ紐育、桑港へ暗送セリ  
英ヨリ在欧各大使及寿府へ轉送アリタシ

備会商ニ於テ關係国間ノ協定成立ノ見込充分立ツ迄ハ正式會議ヲ開クモ益無カル可ク嘗テ御一緒ニ列席シ居タル寿府軍縮會議ノ如ク唯徒ニ討論ヲ繰返スノミニテハ却テ關係国間ニ悪感ヲ醸成スル惧アリト思フト述ヘ更ニ本使ヨリ會議地ニ付テハ如何ニ考ヘラルルヤト尋ネタルニ対シ今ノ所會議ヲ開クコトトナラハ場所ハ倫敦ニ決定スルニアラスヤト思フト答ヘタリ

84 昭和9年6月27日 在獨國永井大使より  
海軍會議へ獨國參加に關し再度意見上申  
ベルリン 6月27日前発  
広田外務大臣宛（電報）  
本省 6月27日後着

第一二八号（極秘、館長符号取扱）

ノ今回ノ論文ハ幾分自己ノ立場ヲ弁護シ居ルカ如キ匂ナキニアラスト述ヘタリ  
転シテ本使ヨリ倫敦予備会商ニ付テノ御考如何ト尋ネタルニ「ス」ハ未タ余リ情報ヲ得居ラサルカ自分ノ考ニテハ予備会商ニ於テ關係国間ノ協定成立ノ見込充分立ツ迄ハ正式會議ヲ開クモ益無カル可ク嘗テ御一緒ニ列席シ居タル寿府軍縮會議ノ如ク唯徒ニ討論ヲ繰返スノミニテハ却テ關係国間ニ悪感ヲ醸成スル惧アリト思フト述ヘ更ニ本使ヨリ會議地ニ付テハ如何ニ考ヘラルルヤト尋ネタルニ対シ今ノ所會議ヲ開クコトトナラハ場所ハ倫敦ニ決定スルニアラスヤト思フト答ヘタリ

英へ轉電シ紐育、桑港へ暗送セリ  
英ヨリ在欧各大使及寿府へ轉送アリタシ

備会商ニ於テ關係国間ノ協定成立ノ見込充分立ツ迄ハ正式會議ヲ開クモ益無カル可ク嘗テ御一緒ニ列席シ居タル寿府軍縮會議ノ如ク唯徒ニ討論ヲ繰返スノミニテハ却テ關係国間ニ悪感ヲ醸成スル惧アリト思フト述ヘ更ニ本使ヨリ會議地ニ付テハ如何ニ考ヘラルルヤト尋ネタルニ対シ今ノ所會議ヲ開クコトトナラハ場所ハ倫敦ニ決定スルニアラスヤト思フト答ヘタリ

四、唯独逸ノ参加ヲ認ムルニ於テハ露國ノ參加ヲ避クルコ

トヲ得サル可キハ之ヲ認メサルヲ得ス而シテ其ノ場合ニ

ハ東亞ノ全般的政治問題ノ論議ヲ誘致スル惧多分ニアル

モ五國ノミノ会談ノ場合トシテモ我方ノ主張カ平等權又

ハ國防自定權ノ要求ニ存スル以上論議カ既存條約ニ限局

セシメラルルコト恐ラク困難ニシテ東亞ノ全般的問題ニ

及フコト避ケ難カル可ク果シテ然ラハ少クトモ此ノ点ニ

関スル限り露國ノ參加ヲ特ニ否トスル理由ナカル可シ尤

モ我國トシテ露國ノ參加ノ利益モ亦無視ス可カラス殊ニ

独逸ノ軍備問題ニ關スル要求ハ「ベルサイユ」條約ノ差

別待遇ノ撤廃ニアルモ其ノ要求ノ根本トシテハ各國家カ

何レモ自己ノ國防ニ必要ナル軍備ヲ行フ平等ノ権利ヲ有

スルコトヲ主張シツツアリ此ノ点ハ我國カ來ル可キ會議

ニ於テ英米ニ対抗スルニ當リ利用シ得可キ所ナルヲ失ハ

サル可シ

就テハ以上ニ関シ重ネテ御考量ヲ仰度敢テ電報ス

5 昭和9年6月28日 在英國松平大使より  
ロンドン 6月28日後発  
廣田外務大臣宛(電報)

### 海軍會議の討議事項に関する英國政府の意向 について

ロンドン 6月29日前着  
本省 6月29日前着

#### 第三五一號(極秘)

六月二十八日「クレーギー」ヲ訪ヒ其ノ後英米間話ノ進展

振ヲ尋ネタル處「ク」ハ引続キ話合ヲ為シ居レルカ要スル

ニ極メテ率直ニ各自ノ要求及「プログラム」ヲ出シ合ヒ而

シテ其ノ間ニ何等カノ妥協点ヲ見出シ得ル様研究スル為不

取敢英國側ヨリ要望ヲ提出シタルカ「プロボーザル」ト称

スル程ノモノニ非ス右ニ関シ世間ニハ兎角ノ非難モアル様

ナレト米國側モ之ニ対シ意見ヲ述ヘ居ルニ付漸次双方ノ案

ヲ比較研究スヘクスクノ如キ見地ヨリ早キニ及ンテ實質問

題ヲ議スル必要アル次第ナル處日本側ニ於テハ未タ「テク

ニック」ノ問題ニ付テハ討議ノ御用意ナキ由ナルヲ以テ右

案ノ内容ニ付テハ今日御話スルノ時期ニ達セサルモノト思

考スト述ヘタルニ付本使ハ英國側ヨリハ先年來英國カ主張

ニ於テモ之等ニ付論議スル用意アリト思考ストテ予備交渉

ニ於テ兵力量等ノ重要問題モ議スルノ必要ヲ繰返セリ次テ

本使ヨリ仏國政府ノ態度ニ付尋ネタル處「ク」ハ仏側ニ於

テハ予備交渉参加ニハ同意ヲ表シ来リタルモ本會議ニハ總

テノ海軍國ヲ參加セシムヘキコトヲ条件ト為シ居レリ然レ

トモ英國側ニ於テハ斯クノ如クセハ來年ノ會議成功ノ一縷

ノ望ヲモ破壞スルコトトナルニ付矢張リ先ツ五國ノ會議ヲ

主張スル積リナリ之等ニ付テハ來月八日仏國ヨリ海軍大臣

來英スルニ付其ノ節意見交換ヲ為ス答ナリト語リ最後ニ本

使ヨリ伊太利ノ三万五千噸級戰艦建造計画ニ関シ尋ネタル

ニ對シ「ク」ハ實ハ英國政府ヨリ伊國政府ニ對シ此ノ問題

ニ關シ「リプレゼンテーション」ヲ為シ條約上ヨリスレハ

伊太利ハ右建造ノ権利アルヘキモ若シ右計画カ實行セラル

レハ他ノ方面ヲ刺戟シ面白カラサル結果ヲ來スヘキ旨ヲ注

意セル處「ムツソリニ」ハ右計画ノ実行準備ニハ一年余ヲ

要シ又右建造着手ハ失業救濟ノ目的ヲ有スルヲ以テ今更変

更ヲ為スコト困難ナル旨回答アリタルカ此ノ話ハ極秘ニ取

扱ハレ度旨ヲ述ヘタリ

米、仏、伊ニ転電セリ

ハ艦型砲種等ニ付テ議スル外兵力量等ノ重要問題ニ付テモ故話合ヲ統クル積リナリ日本側ヨリモ成ルヘク速ニ専門家ヲ派遣セラレタキハ(脱)自分カ多少判然トセサルハ日本ハ問題ナレトモ米國側モ率直ニ要求ヲ提出スルコトト思フノ大艦少數主義トヲ何レノ所ニテ「アジャスト」シ得ルヤハ艦及巡洋艦ニ於テ著シク低下シ居ルノミナラス歐州ニ於ケル他ノ海軍國ノ狀態及歐州昨今ノ政状ニ鑑ミルモ決シテ龍大ナル計画ニ非ス英國在來ノ主張タル小艦多數主義ト米國ノ主張スル積リナリ之等ニ付テハ來月八日仏國ヨリ海軍大臣ハ問題ナレトモ米國側モ率直ニ要求ヲ提出スルコトト思フノ點ニ付テハ政府ニ於テモ慎重考慮中ニシテ本使ヨリ今日明瞭ニ答フルヲ得ス最初米國側ニ於テ之等ノ問題ニ迄モ触レテ論議スルコトヲ避クルカ如キ情報アリシ為政府ノ考慮モ遲レ居ルモノニ非スマト思フト言ヒシ处「ク」ハ米國側

広田外務大臣宛（電報）

英米間予備交渉の進捗状況について

海軍予備交渉に関する下院議員質問に対する  
ボーリドウイン首相代理の対応について

ロンドン 7月4日後発

本省 7月5日前着

ロンドン 7月11日前発  
本省 7月11日後着

第三七七号（極秘）

四日下院ニ於ケル海軍予備交渉ニ関スル議員ノ質問ニ對シ「ボーリドウイン」首相代理ハ右交渉ハ秘密会談ナルヲ以テ其ノ経過ヲ説明スルヲ得スト答へ且世界ノ現状ハ倫敦會議當時ニ比シ一層多難トナリ政府ハ右状勢ニ鑑ミ會議ノ開催並ニ會議ノ成功ヲ可能ナラシムル為會議開催前最慎重ニ地均ヲ為スヲ緊要ト認メ會議ヲ行ヒ居ル處一般カ余リニ早クヨリ數字的提案ニ關シ彼是論議ヲ為ストキハ忽會議ニ對スル各國ノ期待ヲ破壊シ各國ニ不利益ヲ与フヘシト述ヘタリ

米、仏、伊ヘ郵送セリ

英國側ニ於テ我方専門家カ一、二箇月内ニ到着スル如キ期待ヲ抱ク惧アリタルヲ以テ過日貴電第一八八号接到後「クレーギー」ニ面接ノ節我國ヨリ近々來英スヘキ海軍將校ハ先方ノ期待スル如ク技術的問題ニ關シ討議ヲ為スノ權限ヲ有セス日本政府ニ於テハ全般ノ問題ニ付慎重ニ考慮中ナル來ル十月ニナラサレハ重要問題ニ關シ協議シ得サルヘシトノ情報ニ接シタル旨述へ置キタル處其ノ後「ク」ヨリ右情報ハ米国側ニ通報シ差支ナキヤト問合セ来リタルヲ以テ本使ハ差支ナシト答へ置キタルカ七月九日「デヴィス」本使ヲ來訪シ其ノ後英米間ノ話合ハ何等進捗セス然ルニ前回ノ會議ニハ「サイモン」出席シ日本側ニテハ十月迄ハ専門的事項ニ付協議シ能ハサル趣ナリト語リタル處右ハ事實ナリヤ自分ハ最初米国側カ招請ニ応シタルトキ日本側モ諸問題

ニ付各別ニ話シ得ルコトト思ヒ居タル処若シ右ノ如クンハ今週中英仏ノ間ニ話合アルヘキニ付其ノ後ニ於テ一、二回英國側ト話合ヲ為シタル後一先ツ帰国情更ニ日本側カ話シ得ル時期ニ再ヒ來ランカト思ヒ居ル次第ナリト言ヒタルヲ以テ本使ハ我方カ十月ニナラサレハ重要事項ノ話合ヲ為シ得サルコトハ事実ナリ尤モ日本側ニ於テハ最初英國ヨリ予備交渉ノ招請ヲ受ケタル際之ニ同意ノ旨及先ツ手続ノ問題ヲ議スヘキ旨回答セルカ實ハ米国側ニテモ右ト同様ナリト考ヘタル理由アリ然ルニ米国側ニテハ全般的ノ問題ヲ議スルコトトナリ又英國側モ切ニ其ノ希望ヲ洩ラシタルヲ以テ我方モ出来得ル限り右ニ應スル様考慮中ニシテ今回前記情報ヲ得タルヲ以テ先ツ主唱國タル英國ニ知ラセ之ヲ通シテ米國側ニモ御知ラセシタル次第ナリト述ヘ尚我方カ秋ニナラサレハ話合ヲ為シ得サルコトハ已ムヲ得サル事情ニ出ツル處「デ」ハ之ヲ了解シ実ハ自分ノ方モ最初ハ「プロセデュアーノ」ノ問題ノミヲ議スル様ノ訓令ヲ受ケタレ共夫レニルコト海軍問題ニ關スル日本ニ於ケル経緯及綱領ノ重大性テハ意味ヲ為ササルニ付自分ヨリ請訓ノ結果全般的問題ヲ

議スル方針トナレリ加之「レイ」大將ハ「アドミラル、ボウード」ノ議長トシテ米国ニ於テモ有力ノ人ニシテ且物分リノ良キ人ナリ日本ニモ相當友人アル模様ナレハ日本ノ海軍側委員ト話合ヲ為スニ都合好シト思ヒ居レリト語リタリ尚「デ」カ本使ノ質問ニ對シ英國案ノ内容ノ言明ヲ避ケ居レトモ英國側ハ小艦多数、米國ハ大艦少數主義ヲ夫々主張シ居ルカ今日迄一向話合進捗セスト述ヘ米國側ニテハ現在均衡ノ取レ居ル組織ヲ變ヘ例ヘハ小艦主義ニ改ムルコトトセハ其ノ過渡期ニ可成リノ困難ノ状況ヲ生スヘク又小艦ヲ多ク貯フルトキハ不經濟ナル故英國ノ意見ニハ同意困難ナリ尤モ壽府ニ於テ日本側ヨリ聽キタル所ニ依レハ日本側ハ主力艦ノ「サイズ」ヲ英米ノ中間迄減シ十四時砲ヲ主張セラレタルカ日本側ノ言ハルル如キ「サイズ」ニシテ十四時ヲ積ムコトハ困難ナリト思フモ全然自分一箇ノ私見トシテハ巡洋艦ノ問題カ米國ニ都合好ク解決スレハ主力艦ノ砲ヲ十四時迄下クルコトハ望アルカトモ考ヘラルト話シ居タリ本使ハ此ノ点ニ關スル從來我方ノ方針ハ承知シ居ルモ今回ハ専門家モ未タ到着シ居ラサルニ付論議スルコトヲ避ケ先方ノ言フヲ聽キ置クニ止メタリ但シ十四時云々ノ件ハ仮令

「デ」ノ私見トハ言へ多少専門家ノ意見ヲ表ハスモノカト

モ考へ御参考迄ニ申添フ要スルニ「デ」ハ右ノ如ク一先ツ  
帰國シ度ク思フカ理由判明セサルトキハ世間ニ軍縮會議ノ  
前途ニ一種ノ疑惑ヲ抱カシムル惧アリ此ノ点ハ重要ノコト  
ト思フカ日本カ十月迄専門的の事項ヲ議シ得サルコトヲ一般  
ニ明カニスルヲ得ハ何等誤解ヲ生スル惧無カルヘキ故此ノ  
点考慮ヲ得度シト述ヘタリ

米、仏、伊ニ転電セリ

88 昭和9年7月11日 河田(烈)内閣書記官長宛

### 内閣政綱中に軍縮事項編入についての照会

官房機密第一六四六号

昭和九年七月十一日

海軍次官

内閣書記官長殿

内閣政綱中ニ編入希望事項ノ件照会

首題ノ件左記ノ通ニ有之候条可然御取計相成度

記

### 一、軍備ノ充実

方今ノ國際情勢ト帝國々策遂行ノ必要トニ鑑ミルトキハ  
一層軍備ヲ充実シ国防ノ安固ヲ期シ以テ對外紛糾ヲ未然  
ニ防止シ延テ東洋永遠ノ平和ヲ確保スルヲ要ス

二、昭和十年海軍々縮會議ニ於テハ公正妥当ニシテ国防ノ  
安全ヲ確保シ得ル協定ノ実現ヲ根本義トス之カ為メニハ  
現存軍縮條約ノ不利ナル拘束ヨリ脱却シ軍備権平等ノ原  
則ト國家生存権ノ絶対性ヲ基礎トスルモノナルヲ要ス

89 昭和9年7月12日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 海軍會議の時期場所招請國の範囲等に関する ピエトリー仏國海軍大臣との会談について

ロンドン 7月12日後発

本省 7月13日前着

第三八四号(極秘)

七月十二日仏國海軍大臣「ピエトリー」來訪シ海軍問題ニ  
付一応英國側ト話ヲ了シ明朝帰仏スルコトナリタルニ付  
挨拶旁來訪セリト述ヘタル上英仏間ニ於テハ今日迄ノ所一  
般的話ヲ為シタルニ止リ詳細ノ点ハ更ニ協議ヲ為ス必要ア  
ル

ル處日本側ニ於テハ何時頃重要問題ノ討議ニ入り得ルヤ  
知ルコト自分ノ方ノ立場ニモ便利ナルニ付御意向伺ヒ度旨  
述ヘルタルニ依リ本使ハ英米ニ対スルト同様我方トシテハ  
十月頃ニナラサレハ右討議ニ入り得サル旨説明シ尚我方ト  
シテハ仏國側トハ共通ノ利害關係アル問題モ多々アルニ付  
仏國トハ出来ル丈ヶ密接ナル連繫ヲ保チ度考ナルヲ以テ今  
日迄英米ト話シタル点ヲ率直ニ御話スヘントテ會議ノ時期  
乃至招請國ノ範囲等ニ関スル話合ノ趣旨ヲ述ヘ猶場所ニ付  
テハ實ハ日本側ハ巴里トスルヲ然ルヘシト考ヘ居ルモ仏側  
ノ意向ヲ確メスシテ俄ニ之ヲ主張スルコトヲ避ケ夫トナク  
英米ノ意向ヲ探リ居タル次第ナルカ此ノ点ニ閑シ如何ナル  
御考アリヤト尋ネタル処「ピ」ハ時期ニ付テハ仏國側ハ四  
月ヨリ少し以前ヲ可ナリト考ヘ居ルモ強ヒテ主張スル次第  
ニハアラス從テ他國カ四月以後ヲ主張スルナラハ夫レニテ  
モ差支ナシ又招請國ノ範囲ニ付テハ何レハ一般ノ會議ヲ開  
カサルヘカラサル次第ト思考スルモ夫レ以前ニ於テ五國間  
ニ話合ヲ為サントノコトナラハ此ノ点モ強ヒテ反対スル訳

90 昭和9年7月12日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 英仏交渉における軍艦の噸数問題等に関する ピエトリー仏國海軍大臣との会談について

ロンドン 7月12日後発  
本省 7月13日後着

七月十二日夕「ピエトリー」ヲ往訪シ先刻ノ話ニ関連シ本  
使ハ英仏間ニハ質ノ問題ニ付テ相當意見交換セラレタル趣  
入ヲ必要ト認メ居ルモ左スレハ他ノ小国モ漸次加入ヲ申シ

ナルカ如何ト尋ネタルニ「ピエトリ一」ハ主力艦以下ノ砲ノ口径主トシテ軍艦噸数ノ問題ヲ討議セルカ英國側ニ於ケル噸数減ハ相当理由アルヲ以テ仏ハ主義トシテハ之ニ同意ヲ与ヘ得ヘキモノト思考セリ尤モA「クラス」巡洋艦其ノ他一、二些細ノ点ニ付テハ多少意見ノ相違アリト言ヘリ

潜水艦ニ付テ尋ネタル処「ピエトリ一」ハ潛水艦廃止問題ニ付テ英國側ニ於テハ一応從来ノ主張ヲ開示セルモ仏國側ノ反対ニ対シ少シモ之ヲ固執セサリキト述ヘ本使ヨリ潛水艦建造ニ関スル仏國從來ノ大計画ニ関シ尋ネタル処「ピエトリ一」ハ仏國側ノ立テタル計画ハ之ヲ全部実行スル意思

無シ仏海軍ハ現在所有ノ程度ニ於テ止メ之レ以上ハ増加セスト云フコトニハ同意シ得ヘシト思考ス仏國ノ計画ニ依レハ約十二万噸トナリ居ルモ現在所有噸数ハ既ニ約九万噸ニ達シ居レリ故ニ此ノ点ニ付テハ日本ニ好都合ナルヘシト述ヘタリ又「ピエトリ一」ハ仏國政府ニ於テハ華府會議ニテ決定セラレタル仏國ノ比率ハ不充分ナルモノト認メ居ル旨語レリ

本使ハ再ヒ當地ニ來ラル意思アリヤト尋ネタル処「ピエトリ一」ハ或ハ十月頃ニモナレハ再ヒ來英スルコトトナル

ヤモ知レスト述ヘ今後双方ノ連絡ヲ一層緊密ニスヘキコトヲ約シテ別レタリ

仏、伊、米ニ転電セリ

91 昭和9年7月19日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

#### 海軍會議題より東亜問題除外に關し意見上

申

ロンドン 7月19日後発  
本 省 7月20日後着

#### 第四〇四号(極秘)

貴電第一二二〇号ニ関シ(海軍會議々題ヨリ東亜政治問題除外ノ件)明年ノ海軍會議ニ東亜ノ政治問題ヲ持出ス意思ナキコトニ付テハ「マクドナルド」ニ於テモ本使ニ保障ヲ与ヘ又「デヴィス」モ繰返シ言明シ居ルハ御承知ノ通ナリ然ルニ此ノ際我方ヨリ更ニ之ヲ詮索スルカ如キ態度ニ出テ先方ノ同意等ニ付改メテ何等申込ヲ為スコトハ却テ我方ノ態度ヲ疑ハレ先方ニハ危惧ノ念ヲ起サシムル惧モアリ寧ロ差控フルコト然ルヘシト思考ス万一英米側カ右言質ニ反シタル行動ニ出テタル場合ニハ當然之ヲ拒否シ又場合ニ依リテ

92 昭和9年7月20日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

#### 海軍問題に關し英米間協議の後日本に當る意

##### 思なしとのディヴィスの意見表明について

ロンドン 7月20日前發  
本 省 7月20日後着

#### 第四〇五号(極秘)

七月十七日「デヴィス」ト雑談ノ際海軍問題ニ言及シタルカ「デ」ハ米国ハ他国ト結託シテ一国ヲ圧スルカ如キ態度ハ全然採ラサル心算ナリ(此ノ点ハ前ニモ「デ」ノ屢繰返シタルコトナリ)今少シ露骨ニ言ヘハ海軍問題ニ関シテモ英米間ニ先ツ「アグリーメント」ヲ作り日本ニ当ラントスルカ如キコトハ決シテ之ヲ為ササルノミナラス英國モ亦斯ノ如キ意思ナキコト明カナリ今回自分カ帰国シ英米間ノ話合ヲ秋迄止メタルコトモ一二ハ日、英、米三国協同シテ話ヲ以テ申入ルルコトハ面白カラス強ヒテ必要ト認メラルニモ予備交渉ヲ承諾シ既ニ開始シタル以上之カ改メテ文書ヲ以テ申入ルルコトハ面々強ヒテ必要ト認メラルニ文ニ記載セラルルコト然ルヘシト思考ス

ヤモ知レスト述ヘ今後双方ノ連絡ヲ一層緊密ニスヘキコトヲ約シテ別レタリ

同意ヲ表シタル次第ナリト述ヘタリ何等御参考迄

尚「デ」ハ十九日専門家全部ヲ引連レ帰米ノ途ニ就キ寿府及巴里ヨリ来リ居ル隨員モ總テ任地ニ引揚ケタリ

米、仏、伊ニ転電セリ

~~~~~

93 昭和9年7月20日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

英米間予備交渉中止その他に関する観測報告

ロンドン 7月20日前発  
本省 7月20日後着

第四〇六号

英米間ノ予備交渉中止其ノ他ニ関シ本使ノ観測御参考迄左ノ通

一、米国代表カ今回一時帰國ニ決シタルニ付テハ往電第四〇五号「デヴィス」談話ノ如キ関係モアレト本使ノ観ル所ニ依レハ矢張リ英國ノ小艦多数主義ト米国ノ大艦少數主義ニ関スル從來ノ主張ノ相違又モヤ縕返サルニ至リ現状ニ於テハ話力行詰リタルコトト思ハル而シテ日本力質ノ問題ニ付テハ英米ノ中間ニ存在スル関係上日本力討

一、他方又「デ」ノ述ヘタル往電第四〇五号ノコトモ或度迄事實ナリト思ハルルコトハ「クレーギー」カ最初述べタル如ク英國側ニ於テモ亦英米間ノミニ先ニ話カ進捗スルトキハ日本側ニ対シ英米共同シテ日本ヲ圧スルカ如キ印象ヲ与フヘキコトヲ懸念シ出来得ル限り之ヲ避ケント試ミ居レルニ依リテモ推知セラルル処結局英米間ノ話カ秋迄延ヒタルコトハ却テ諸般ノ関係上好都合カト思考ス

一、伊太利ト英國トノ交渉ハ英國側ニ於テハ七月中ニ開始シ度意向ヲ表シタルモ伊国側ニテハ余り氣乗セスシテ寧ロ秋ニ至リテ話ヲ為シ度希望ヲ有シ居ルモノノ如ク此ノ点ニ付テハ話合未タ進ミ居ラサル由(右「クレーギー」ノ情報)尚伊太利大使ハ数日前三箇月ノ予定ニテ休暇旅行ニ出掛ケタリ

米、仏、伊ニ転電セリ

94 昭和9年7月24日 五相會議(第二回)会談覧

五相會議における軍縮會議根本方針に関する  
討議について

軍縮會議根本方針ニ関スル問題

総理大臣ヨリ次期海軍々縮會議ニ對スル帝國ノ方針ハ財政の方面其他ヲモ考慮セサルヲ得ス從テ今次ノ會議ハ「出カス」ト云フ事ニテ考ヘテ貴ヒ度キ旨ヲ述ヘ陸軍大臣及大藏大臣モ之ニ賛意ヲ表シタリ

海軍大臣ハ之ニ對シ海軍ニテハ會議ノ成立ヲ希望スルハ勿論ナルモ會議ノ出来ヌ場合ヲモ考ヘ置ク必要アリト述ヘ且或期間後ニ均勢トスル案モ考ヘ居ル旨ヲモ述ヘタリ

広田大臣ハ均勢ヲ得ル期間ヲ二個若ハ三個ニ切り今次ノ条約ニテハ第一期ノ分ヲ主張スル方法モアルニ非スヤト言ヘルニ対シ海軍大臣ハ之モ考ヘラレヌ訳ニハ非ス海軍ニテモ五ツ許リノ段階ヲ考究中ナリト述ヘタル處総理大臣ハ五ツ許リニテハ足ラス妥協シ得ル案ヲ十許リ考ヘテ貴ヒ度シト述ヘ今次ノ予備交渉ニ於テハ抽象的ニ話ヲ進ムルコト可然

ト考フト言ヒ更ニ海軍ノ希望モ達成セラレ而モ交渉ヲ成立セシムル見地ヨリ関係官庁殊ニ外務海軍間ニテ案ヲ作ルコトトシテ欲シキ旨ヲ述ヘタリ尚海軍大臣ハ主力艦航空母艦ノ全廃ヲ提議スルモ差支ナシト言ヘルカ総理大臣ハ右提案ハ寿府一般軍縮會議ノ如キ多数国参加スル會議ニハ免モ角五国トカ三国トカノ會議ニハ適當ニ非ルヘシト述ヘタリ総理大臣ハ最後ニ如何ナルカハ決メスシテヤル事カ如何シテモ必要ナルニ付最後ノ点ハ決定セヌ事ヲ希望スル旨ヲ述ヘ大体ノ所ハ海軍ノ希望モ達シ得ル様ニシ而モ交渉成立ニ導ク方針ニテ案ヲ作成センコトヲ希望セリ

華府條約廢棄問題

総理大臣ヨリ予備交渉モ見六ヶ月許リ待ツ事トシテハ如何ト言ヘルニ対シ海軍大臣ハ夫レニテハ部内到底收ラスト述ヘタルカ五相會議大体ノ氣持ハ先ツ予備交渉ヲ見タル上決ムル事ニ致シ度シト言フニ在リタリ

(欄外記入)  
陸軍大臣ハ主力艦、航空母艦ノ廃止及均勢ハ五相會議ノ結果決定セル所ナリト考ヘ居ルモノノ如シ(七月二十七日軍務局原中佐ト会談ノ際同中佐ノ言ニ依ル)

昭和9年7月27日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）

伊國ビシヤ大佐の來英目的に關しクレーギー  
よりの通報について

ロンドン 7月27日後発  
本省 7月28日前着

往電第四〇六号ニ閲シ  
第四二五号

二十七日「クレーギー」ハ伊国政府ヨリ「ビシヤ」大佐ヲ  
来ル二十九日当地ニ派遣シ三十、三十一両日ニ亘り英國側  
ト話合ヲ為ス筈ナルカ右ハ主トシテ今迄ノ交渉振ヲ確ムル  
目的ニテ真ノ交渉ハ秋ニ至ラサレハ入り難カルヘキ旨申越  
アリタル趣通報セリ

米、仏、伊ヘ転電セリ

96 昭和9年8月2日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）

伊國ビシヤ大佐と英國側との会談内容について

て

八月一日伊国代理大使ノ本使ニ語リタル處ニ依レハ「ビシヤ」大佐ハ英國側トノ会談ヲ一通り済マセ明二日帰國ノ筈ナルカ右会談ハ主トシテ從来各國交渉ノ成行ヲ確ムルヲ主トシリ尚他国ニ於テ艦型ノ縮小ヲ考量スルニ於テハ伊国トシテモ之ニ応シ艦型ノ縮小ヲ考量スヘキモ三万五千噸戦艦二隻ハ如何ナルコトアルモ建造スル考ナリ尤モ備砲口径ハ十五吋ニ減シ差支無シトノ意向ナル旨内話セリ御参考迄米、仏、伊ヘ転電セリ

97 昭和9年8月2日 在米國藤井臨時代理大使より  
広田外務大臣宛（電報）

現行の海軍比率存続に反対との岡田首相談話

に対する反響について

ワシントン 8月2日後発  
本省 8月3日後着

第三六四号

(一) 一日海軍長官「スワンソン」ハ新聞記者會見ニ於テ岡田首相カ現行比率存続ニ反対ナル旨外國通信員ニ語リタル旨ノ東京通信ニ閲シ「コムメント」ヲ求メラレタルニ對シ現行比率維持ノ從来ノ主張ニ何等変更ナキコト及同長官カ曩ニ寿府軍縮會議ニ於テ米國海軍代表トシテ總テノ艦種ニ亘リ三十三%ノ縮少ヲ提議シタルニ鑑ミ今回ハ差當リ各艦種一律ニ二十%位ニ縮減ノ提案ヲ為シ度旨ヲ述

ヘ尤モ右案ハ同長官ノ個人的意見ニ過キス来ルヘキ海軍

會議ニ於テ「ルーズベルト」政府カ必スシモ同案ヲ採用スヘシトノ謂ニアラサル旨ヲ明言シ同案ハ過般ノ倫敦予

備交渉ニ於テ提案セラレタリヤトノ記者ノ問ニ對シテハ That is what we offer now ト答ヘタル由ナル處右ニ

閔シ一日ノ紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ去ル六月倫敦ニ於テ米國側ヨリ英國側ニ對シ数字ハ判然セサルモ大体同趣旨ノ提議アリタルカ英國側ノ巡洋艦隻数増加、主力艦噸數減少ノ主張ニ依リ頓挫ヲ來シタルモノナル由報道シ居レリ

(二) 同日國務長官「ハル」ハ右「スワンソン」長官提案及岡田首相ノ声明ニ閔シ新聞記者ヨリ「コムメント」ヲ求メ

外務大臣 広田 弘毅殿

岡田首相ノ海軍問題ニ閔スル声明ニ對スル「テレ

総領事 沢田 廉三（印）  
在紐育

98 昭和9年8月7日 在ニュー・ヨーク沢田総領事より  
広田外務大臣宛

岡田首相の海軍問題に關する声明に対するテ  
レグラム及びモニターの社説

普通第一三六号

昭和九年八月七日  
(九月十四日接受)

ロンドン 8月2日後発  
本省 8月3日前着

95 昭和9年7月27日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）

ロンドン 8月2日後発  
本省 8月3日前着

グラム」及「モニター」社説報告ノ件

岡田首相ノ海軍問題ニ関スル声明ニ対スル「テレグラム」及ヒ「モニター」社説左ノ如シ

八月四日「ワールド・テレグラム」紙社説

新聞電報ニ依レハ日本ハ「スワンソン」海軍長官ノ列国海軍ノ割縮少案ヲ喜ハサル由ナルカ右ハ次ノ理由ニ基キ驚クヘキコトナリ

一、岡田首相自ラ今回海軍縮少ニ賛意ヲ表シタリ

二、軍備競争ハ極メテ高価ナリ

三、日本ハ英米ニ比シ大ナル軍費ノ支払能力ナシ

四、英米ハ海軍問題ニ付相当協調セリ日本ハ右両国ト親善關係ヲ維持スル必要大ナリ

之等ノ理由ニ依リ日本ノ「スワンソン」長官案反対ハ世界平和ノ見地ヨリ不合理ナルカ如シ東京政府カ一率ニ三分ノ一ヲ縮更ニ一層不合理ナルカ如シ東京政府カ一率ニ三分ノ一ヲ縮少スル原案或ハ二十「パーセント」ヲ縮少セントスル「スワンソン」長官ノ新案ヲ受諾スル能ハストセハ何等カ新案ヲ出スモ自由ナリ唯日本カ一九三二年ノ寿府會議ニ於テ主張セル米国三十四「パーセント」日本九「パーセント」縮

少案或ハ又最近試験的ニ提唱セル米国四十四「パーセント」日本九「パーセント」縮少案ヲ繰返スモ何等得ル所ナク徒ニ紛糾ヲ増スノミ日本ノ対案ハ華府政府ノ慎重ナル考慮ニ値スヘキモノタルヘキナリ日本ノ求ムル所ハ五・五・三ノ比率変更ニアルヤ明ナルカ右比率ハ神聖不变ノモノニ非ルヲ以テ或程度ノ変更ハ可ナルヘシ、此ノ比率修正ノ問題ハ余リニ技術的ニシテ一般米国人ノ関心ヲ有スル所ニアラサルカ元來該比率ハ日米両国カ相互ニ攻勢ニ出ツルコトヲ防止スル為メニ定メタルモノニシテ一般米国人ハ此ノ比率制定ノ根本目的ニツイテハ今尚ソノ考ヘヲ変更セントスルモノニアラス日本ハ五・五・三ノ比率ニヨリソノ近海及海軍根拠地一帯ニ於テ他ノ比率制定国ヨリモ優勢ナルコトハ海軍権威者ノ一致シタル意見ナリ若シ夫レ日本カ海軍事情変更ノ理由ニ依リ該比率修正ハ純然タル守勢的地位ヲ維持スル上ニ於テ必要ナルコトヲ立証スルナラハ他國ハ公平ニ日本ノ主張ニ耳ヲ傾クヘシ

最近東京政府ノ声明ニ依レハ日本ハ equality ヲ要求スルモノニシテ parity ヲ求ムルモノニアラス比率修正ノ主要理由ハ国民ノ自尊心ニアリト若シ吾人カ日本人ヲシテ小比ニ日本ノ主張ニ耳ヲ傾クヘシ

率ハ国民ノ劣勢ヲ意味スルコトヲ信セシメタリトセハ我外交ニ至ラサル処アリ吾人ハ海軍々備ハ相対的ニシテ一国ニトリ小ナル海軍モ他國ニトリテハ大ナル海軍ナルコトヲ日本ヲシテ知ラシムヘキナリ日仏伊カ英米ニ比シ小比率ニテ足リ之ヲ受諾セルノ故ヲ以テ日本ハ自國ハ勿論ノコト仏伊カ英米ヨリ劣勢ナリト思考セサルヘシ両国ノ努力次第ニヨリ国民ノ自尊心ノ問題モ解決セラルヘキナリ

八月四日「クリスチヤン・サイエンス・モニター」社説

岡田首相声明ノ海軍 equality ノ要求ハ独乙ノ場合ト同シク軍備均等ノ要求ニアラスシテ軍備平等権承認ノ要求ナリ此ノ equality ノ要求ハ必要ノ問題ニアラスシテ体面ノ問題ナリ同首相ハ比率ニヨル軍備ノ決定ハ国民ノ自尊心ヲ傷ケルヲ以テ反対ナリト云フ自尊心ニ関スルモノハ比率決定ソノモニニ非スシテ比率ノ公開ナルカ之レ国民ノ偉大、榮典ハソノ能力ノ大小ニ依ルトノ思想カ今尚残存シ居ル為メナリスクノ如キ誤レル自尊心ハ日本ノ独占物ニアラスシテ英米亦之ニ捉ハレ居ルカ右ハ海軍問題ノ解決ヲ困難ナラシムルコト大ナリ華府倫敦會議ニ於ケル五・五・三ノ比率ハ「必要」ノ觀念ニ基キ定メタルモノニシテ各調印国ハ之ニ

依リ守勢的最大勢力ヲ得而シテ日本ハソノ近海ニ於テハ英米連合艦隊ヲ凌駕スル有力ナル勢力ヲ得タリト認メラレ国防ノ安全ト云フ標準ニ依リ既ニ equality 以上ノモノヲ得タリ国防ノ安全ト云フ意味ノ equality ハ軍備縮少ノ最モ安全ナル基礎觀念ナリ自國産業保護ノ必要ト云フ標準サヘモ変動的且仮定的ニシテ軍縮協定ノ基礎ヲ得ルコトヲ困難ナラシム米国ハ此ノ不確定且理論的条件ヲソノ海軍力決定ニ於テ大イニ考慮ニ加ヘ居レリ日本モ最近産業進展大ナルヲ以テ商業保護ノ必要ト云フ条件モ海軍政策ヲ決スル上ニ於テ必要ヲ加ヘ来レルカ果シテ然ラハ國家ノ目的トハ何ソヤ海上法トハ何ヲ意味スルヤノ問題ヲ先ツ明瞭ニスルヲ必要トシ斯クシテ各国ハ互ニ相反スル主張ニ堪エ得サルニ至ルヘシ然レ共日本ニトリテハ国民自尊心ノ問題カ最モ重要ナルヘシ日本カ支那ニ向ヒ「我国ハ英米ト均等ノ海軍力ヲ有シ両国ト比肩シツツアリ」ト云ヒ得ルナラハ亞細亞ニ於ケルソノ地位ハ有利ニナルヘシ

次期海軍縮少會議ニ於テハ噸数ヲ制限スル標準ヲ捨テ「国防ノ安全」ノ尺度ニヨルヘク日本ハ潜水艦、駆逐艦ノ比率增加カ認メラレルヤモ知レス果シテ然ラハ同国ハ之ニ依リ

ソノ国防ノ安全ヲ二重ニスルニ至リ英米ノ意見ハ日本ノ意見ト大ナル間隔ヲ生スヘシ国民的自尊心ノ要求ニ対シテハ讓歩シ得ヘキモ防禦ノequality 越ユル要求ニ対シテハ何國モ讓歩セサルヘシ

右報告ス

本信写送付先 在米大使、在桑港總領事

99 昭和9年8月8日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）

#### 岡田首相の海軍問題に関する声明に対する答

イムス社説要旨報告

ロンドン 8月8日後発  
本省 8月9日前着

第四四五号

七日「タイムス」ハ海軍交渉ト題スル社説ニ於テ比率ニ関スル岡田首相ノ声明ニ言及シ日本カ世界ノ他ノ国ト同様ノ海軍力ヲ有シ得サルノ理ナキハ勿論ナルカ日本ハ既ニ五五三ノ比率ニ依リ自國近海ニ於テ作戦上他ノ如何ナル一国ヨリモ脅威ヲ受ケサル地位ニ在リ日本ハ米ノ如ク両大洋ヲ有

セス又英ノ如キ長キ交通路ヲ有セス何等カ合理的基礎ニ於テ制限ヲ認メントスルニ於テハ是等ノ重要ナル事情ヲ考慮ニ入ルル要アルコト勿論ナリ

倫敦条約所定ノ兵力量ハ一時的ノモノニシテ来ルヘキ會議ニ於テハ各国トモ比率ノ変更等ヲ要求スルコト自由ナルヘク右要求ニシテ絶対ノ必要ニ基クモノナル限り全幅ノ考慮ヲ払ハサルヘカラス當國ニ於テハ巡洋艦ニ付一般ニ不安ヲ感シツツアルハ事實ナルカ此ノ際各國ニシテ出来得ル限り比率ニ関スル論議ヲ避ケ自由ナル主權国トシテ協定期間内或ル一定限度以上ノ建艦ヲ為ササルコトヲ誓約スルコトトスルニ於テハ目下特ニ有望ト言ヒ得サル処會議ノ前途モ幾分好望トナルニ至ルヘン云々ト論シ又八日「ヘラルド」ハ「日本及独逸ノ平等要求ハ共同保障制度ヲ欠ケル今日ニ於テハ当然ナルモ右ハ必然的ニ軍備競争ヲ惹起スヘク侵略国ニ対スル共同措置ヲ各国カ約束スルニアラサレハ軍備競争ハ到底避ケ難シ」と論セリ

伊、仏、米ヘ郵送セリ

100 昭和9年9月7日

広田外務大臣より  
在英國松平大使宛（電報）

#### 海軍會議予備交渉の方針に関する訓令

本省 9月7日発

#### 暗機第一六二号（極秘）

昭和十年海軍軍縮會議予備交渉帝国代表タル貴大使及山本海軍少将ニ対スル帝国政府訓令左ノ通

尚交渉ノ機微ナルヘキニ鑑ミ其ノ折衝振ニ関シテハ閣下ノ裁量ニ依リ訓令ノ範囲内ニ於テ迅速且適切ナル措置ヲ採リ交渉ニ善處セラルヘシ

三、手続上ノ問題ニ関シテハ既ニ主要關係国ト一応意見ノ交換アリタル処本年十月頃ヨリ再開セラルヘキ予備交渉ニ於テハ未解決ノ事項ニ付テモ我方主張ヲ貫徹スルニ努力マラレ度シ

四、英國政府ニ於テ所謂海軍々縮ノ実質問題ノ討議方ヲ再始ニ同意セル所以ノモノハ今次海軍軍縮會議カ重大事項ニシテ且紓余曲折ノ予想セラルニ鑑ミ右交渉ニ依リ關係國民ノ輿論ヲ無用ニ刺戟激化セシムルヲ避ケルト同時ニ關係國代表ト充分ナル意見ノ交換ヲ行ヒ各關係國ノ立場及主張ヲ明ナラシメ以テ帝国主張ノ貫徹ヲ図ルト共ニ帝国国防ノ安固ヲ期シ得ル範囲内ニ於テ同會議ノ目的達成ヲ容易ナラシメントスルニ在リ

二、今次予備交渉ノ複雜ヲ極ムヘキニ鑑ミ帝国政府ハ閣下ノ御努力ニ期待スル所大ナルモノアル処右折衝ニ当リテハ後掲根本方針其ノ他訓令ノ趣旨ヲ体セラレ又海軍専門事項ニ關シテハ首席海軍専門委員ノ意見ヲ徵セラレ度シ

109

意スルヲ要ス

- 五、今次海軍々縮予備交渉ニ於テ帝国政府ハ第六号掲載根本方針ニ則リ兵力ニ関スル公正妥当ニシテ帝国国防ノ巩固ヲ期スルニ足ル新協定ヲ遂クルノ素地ヲ作り将来成ルヘク国民ノ負担ノ緩和ヲ図リ且各国間ノ平和親交ヲ増進センコトヲ期スルモノナリ而シテ既存海軍軍備制限条約実施期間満了後我方ニノミ不利ナル拘束ヲ持続シ又ハ帝國国防ヲ不利ナラシムルカ如キ協定ヲ締結スルカ如キコトハ帝国ノ到底容認シ能ハサル所ナルヲ了シ置カレ度シ六、海軍軍備制限ニ関スル左記帝国ノ根本方針ハ我方ノ極メテ重要視スル所ナルヲ以テ先以テ我根本方針ヲ提示シ関係国特ニ英米ヲシテ之ヲ承認セシムルニ全力ヲ尽サレ度シ
- 帝国ノ根本方針左ノ如シ
- 帝国ハ国家安全ノ為必要トスル限度ノ軍備ヲ有スルノ権利ハ各國齊シク之ヲ享有シ各國国防ノ安全感ヲ害スルコトナク不脅威不侵略ノ原則ヲ確立セントスルモノニシテ大海軍国間ニ於ケル軍縮ノ方法トシテ各國ノ保有シ得ヘキ兵力量ノ共通最大限度ヲ規定スルヲ根本義トス

内容ニ応シ一定期間内ニ逐次該兵力ニ到達スルヲ目途

トシ決定スルコトヲ考慮シ得

- 八、予備交渉ノ情況如何ニ依リテハ中途ニテ交渉ヲ打切り本會議ニ持越シ又ハ本會議不開催ニ導カントスル事態ニ立到ルヤモ知レサル処今次交渉終止ノ態様如何ハ爾後ノ國際情勢ニ影響スルコト甚大ナルモノアルヘキカ故ニ此等ノ場合ニ於テ我方會議対策ノ大局上ニ不利ヲ招来セシメサル様特ニ警戒セラルヘシ

- 九、仏伊両国間ノ兵力均等問題ハ未タ解決ヲ見スシテ今日ニ至レル次第ニテ我方今次ノ主張ト関連シ帝国ノ右二国ニ対スル立場ハ極メテ機微ナルモノトナルヘキニ付交渉ノ中心ヲ先ツ英米両国ニ置キ我方主張カ現下我カ国民ノ熾烈ナル要望トナリ居ル点ニ出ツルモノナルコトヲ充分説明シ英米ヲシテ了解セシムルニ努メ又仏伊側ニ対シテハ状況ニ応シ我方主張ノ主要目的國カ英米二国ニ在ル旨ヲ説明シ仏伊両国間ノ関係ニ付テハ直接関係國ノ間ニ適当ナル妥協点ヲ見出サルルコトニ付何等ノ異議ヲ有セサル旨ヲ可然説明シ置カレ度シ
- 十、海軍軍備制限ニ関スル華府條約ハ今次海軍軍備予備交

而シテ之カ協定ニ當リテハ軍縮ノ精神ヲ發揮スル為右限度ヲ小ナラシメ且攻撃的兵力ハ之ヲ極力縮減シ防禦的兵力ハ之ヲ整備シ以テ各國ヲシテ攻ムルニ難ク守ルニ不安ナカラシムルヲ基礎トセサルヘカラス之力為高度軍備国ハ他ニ比シ一層大ナル犠牲ヲ提供スヘキハ勿論ナリ

七、前記根本方針ノ論議ニ関連シ必要ニ応シ右根本方針ヲ前提トシテ左記含ミノ上具体的問題ニ関スル交渉ヲ開始セラルヘシ

- (1) 主力艦ハ會議対策トシテ之カ全廃ヲ主張スルコトヲ得  
(2) 航空母艦ハ之カ全廃ヲ主張ス  
(3) 主力艦航空母艦存置ノ場合ニ於テハ右兩艦種及甲級巡洋艦ハ乙級巡洋艦及駆逐艦潛水艦ト共ニ一括シテ總額數ヲ以テ制限ス此ノ場合主力艦航空母艦及甲級巡洋艦ニ付テハ極力之ヲ縮減シ艦種毎ニ各國ニ對シ割当量ヲ定メ帝国及米国ニ對シ右割当ハ同量トス主力艦航空母艦ヲ全廃スル場合亦之ニ準ス  
(4) 帝国政府ハ成ルヘク早キ時機ニ於テ新協定兵力ニ到達スルコトヲ要求スルモノナルモ要スレハ右決定兵力ノ

涉ニ對スル帝国ノ主張ニ鑑ミ昭和十一年末限り之ヲ廢止スル帝国政府ノ方針ナル処我方ニ於テハ之カ廢止ヲ為スモ海軍軍備縮少ニ関スル決定ヲ為ササルコトヲ欲スルニハ非シテ関係国間ニ公正妥当ナル新決定ヲ遂ケ以テ世界和平ノ確立ニ貢獻セントスルモノナリ從テ今次予備交渉ニ於テ先ツ以テ我方根本方針ヲ提示スルト共ニ右方針ニ照ラシ華府制限条約ハ之ヲ廢止スルノ已ムナキニ到ルヘキコトヲ関係国代表者ヘ印象セシムルヲ適當ナリト認ム就テハ我方今次ノ主張カ現下国民ノ熾烈ナル要望ニ基クモノニシテ帝国政府トシテハ早晚同條約廢止通告ヲ為スコトニ決定シ居ル次第ナルモ他方帝国ハ出来得ル限り友好的且効果的ニ予備交渉ヲ行ハムト欲シ廢止通告ハ之ヲ差控ヘ居ル実情ニシテ此際関係国間ノ合意ニ依リ今年中ニ之カ廢止通告ノ手続ヲナシ次テ各國協力シテ新條約ノ成立ニ努ムルノ形式ヲ採ルニ於テハ輿論ノ緩和ニ資スルノ効果少カラサルヘキコトヲ適宜関係国代表ニ説明セラレ局面ヲ右ニ導ク様努力相成度

右ニ對シ関係國中特ニ米ノ如キハ相當難色ヲ示スモノト予想セラルモ英國側一部ニ於テハ華府制限条約ノ存続

マンチエスター・ガーディアン紙の日本の海

(欄外記入) 昭和九年九月七日閣議決定

昭和九年九月(11)日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

三、大正十一年華府ニ於テ調印セラレタル海軍軍備制限ニ  
關スル條約ハ帝國国防上之カ存続ヲ不利トシ且海軍軍備  
制限ニ關スル帝國ノ根本方針ニ鑑ミ本年末日迄ニ之カ廢  
止通告ヲナスコトトス尤モ帝國ハ出來得ル限り友好的且  
効果的ニ今次予備交渉ヲ行ハント欲スルモノナルカ故ニ  
予備交渉再開後關係國ノ合意ニヨリ之カ廢止通告ノ手続  
ヲナシ次テ各國協力シテ新協定ノ成立ニ努ムルノ形式ヲ  
採ルコトノ適當ナル旨ヲ關係國側ニ説示シ右局面ニ導カ  
ントス但シ右交渉ノ結果關係國カ前記我方意向ヲ應諾セ  
サル場合若ハ其ノ諾否ノ態度ヲ明ニセサル場合ニ於テハ  
帝國政府ハ独自ノ見解ニヨリ本年末迄ニ本件廢止通告ヲ  
ナスモノトス

シ以テ各國ヲシテ攻ムルニ難ク守ルニ不安ナカラシ  
ムルコト

### 軍政策に関する論評について

ロンドン

本省 9月11日前着 発

#### 特情倫敦第九号

「マンチエスター・ガーディアン」紙ハ十日ノ紙上ニ「日本  
ト海軍縮少會議」ト題スル社説ヲ掲ケ帝國政府ノ海軍政策  
ニ付キ次ノ如キ論評ヲ下シテイル

來ルヘキ海軍予備会商ノ根本問題ハ艦數乃至備砲ノ問題ヨ  
リ寧ロ日本ノ極東政策、次イテハ之カ為日本カ如何ナル海  
軍ヲ必要トスルカニアリ日本海軍カ防禦ヲ目的トスル言  
フノハ技術的見地カラハ容易ニ諒解出来ル様ダガ日本ハ漸  
ク華府條約ノ欠陷ニ不満ヲ抱キ近年支那ニ対シテハ侵略政  
策ヲ執ルニ至ツタ日本ハ予備会商ニ於テ極東問題乃至海軍  
根拠地案ヲ論議シテハナラヌト主張シテイルカ斯テハ海軍  
縮少會議ノ成功ハ覺束ナイ日本ハ其ノ極東政策遂行上他國  
ノ妨害ヲ排除シ得ヘキ程度ノ海軍力ヲ欲シ以上ノ海軍力ヲ  
防禦的ダト称シテイル從ツテ日本ニトリ海軍制限問題ハ実  
際上政治問題ニ外ナラナイ、從ツテ各列國ニトツテモ海軍  
縮少會議ノ根本問題ハ政治工作ノ問題デアリ海軍力制限案

ニ異論アルモノノ如ク他方廢止通告後一年ニハ締約国全  
部ニ關シ同條約ノ廢止ヲ見ルニ至ルヘキモノナルカ故ニ  
寧ロ爾後ノ交渉ヲ友好的雰囲氣裡ニ進展セシムルノ点ニ  
思ヲ致シ各國共同シテ昭和十一年末迄ニ本條約ヲ廢止ス  
ルニ同意スル様勧説セラレ度シ

但シ右交渉ノ結果關係國カ我方提議ヲ應諾セサル場合若  
ハ其ノ諾否ノ態度ヲ明ニセサル場合ニハ帝國政府ハ本件  
ニ關シ帝國独自ノ見解ニ依リ本年末迄ニ廢止通告ヲ為ス  
ヘキハ勿論ナリ

十一、本訓令ノ趣旨以外ニ亘ル事項及本訓令ノ趣旨ニ拠リ  
難キ事項ニ關シテハ隨時請訓セラレ度シ

101 昭和九年九月7日 広田外務大臣より  
在英國松平大使宛(電報)

### 海軍會議予備交渉に関する訓令案を閣議に上

#### 程せず説明にとどめたことについて

付記 海軍會議予備交渉に対する日本政府方針閣議決  
定(9月7日)

本省 9月7日発

#### 暗機第一六三号(極秘)

(欄外記入) 七日閣議ニ於テハ總理ノ希望モアリ往電第二六二号訓令ヲ  
上程セス後記海軍々縮予備交渉ニ對スル帝國政府方針ノミ  
上程決定シ訓令ノ概要ヲ本官ヨリ説明シ置キタルニ付右様  
御承知アリ度シ

#### (付記)

来ルヘキ海軍軍縮予備交渉ニ對スル帝國政府方針

一、来ル十月頃ヨリ再開セラルヘキ昭和十年海軍軍縮會議  
予備交渉ニ於テ帝國政府ハ帝國主張ノ貫徹ヲ図ルト共ニ  
帝國国防ノ安固ヲ期シ得ル範囲ニ於テ同會議ノ目的達成  
ヲ容易ナラシメンコトヲ期スルモノナリ

二、帝國政府ハ海軍軍備制限ニ關シテハ帝國国防ノ安固ヲ  
期シ得ル範囲ニ於テ左記要旨ニ依リ兵力ニ關スル協定ヲ  
行フヲ根本義トス

#### 要旨

(1) 各國ノ保有シ得ヘキ兵力量ノ共通最大限ヲ協定スルコ  
ト

(2) 右協定ニ当リテハ

(1) 軍縮ノ精神ヲ發揮スル為右限度ヲ小ナラシムルコト  
(2) 攻擊的兵力ハ之ヲ極力縮減シ防禦的兵力ハ之ヲ整備

ノ外ニ國際秩序建設案ヲ考慮セネバナラヌコトトナル、華府条約ハ國際關係ノ維持ニ貴重ナル役割ヲ果シテイタガ日本ハ右条約ヲ破壊シタ今「ソヴィエト」政府カ連盟ニ加入シヨウトルノモ其ノ結果ニ他ナラズ米国政府モ連盟ニハ加入シナイガ何等力國際秩序維持ノ方法ヲ考慮スルニ至ルダラウ

103 昭和9年9月(13)日 在ニュー・ヨーク(沢田總領事より)  
広田外務大臣宛(電報)

### 日本の海軍縮小対策決定に関するヘラルド・トリビューン紙の社説について

ニューヨーク 本 省 9月13日前着 発  
在ニュー・ヨーク(沢田總領事より)  
広田外務大臣宛(電報)

#### 特情紐育第三号

帝国政府ノ海軍縮少會議対策決定ニ就キ「ヘラルド・トリビューン」紙ハ社説ヲ掲ケ次ノ如ク論シテ居ル  
今ヤ日本政府ノ華府、倫敦兩條約ニ対スル態度ハ明白トナツタ、若シ英米両国ガ海軍力均等要求ヲ容レナケレバ両海軍條約ノ廢棄ヲ通告スルニ決定シタル解サレル、斯クナレバ日本政府ハ直ニ英米両国ト同等、否更ニ強大ナ海軍ノ建

104 昭和9年10月3日 在シアトル内山領事より  
広田外務大臣宛

普通第三一二二号  
記者団との応答について  
(十月十八日接受)

昭和九年十月三日

在シアトル

領事 内山 清(印)

外務大臣 広田 弘毅殿

#### 軍縮予備会商代表山本少将ト新聞記者トノ

##### 対談ニ關シ報告ノ件

軍縮予備会商代表山本少將一行ハ十月二日朝日枝丸ニテ來沙同日夜行ニテ東行セル處其前日晚香坡ニ於テ同少將ハエ

ー・ピー記者ニ対シ

明年軍縮會議ニ於ケル日本ノ方針ハ軍拡ナラントノ説ヲナスモノアルモ右ハ事實ニ反シ日本海軍ノ意見ハ各國特ニ大海軍國ハ徹底的ノ軍縮ヲナスベシト言フニアリト語レル旨ノ別紙(省略)ノ如キ報道アリタルヲ以テ當地各新聞記者連ハ日枝丸着港ト同時ニ同船ニ押寄セ同少將ニ會見ヲ求メ本官ノ紹介及立会ノ下ニ溝田嘱託ノ通訳ニヨリ同少將ハ記者連ノ質問ニ応ジ大要左ノ如キ応答ヲナセリ

今回政府ノ訓令ヲ携行シロンドンニ着シタル上ハ先ズ予備会商ノ招請國タル英國代表ニ對シ日本政府ノ徹底的軍縮案ヲ提示シ順次他ノ関係國代表ニモ該案ヲ提議スルコ

造ニ着手スル決意ヲ持ツテイル、現在ノ海軍力ヲ以テシテモ日本ハ完全ニ西太平洋ヲ押ヘルコトガ出来ルガ更ニ強大ナ艦隊ヲ要求スル理由ハ單ニ現状ニ満足セス必要ノ場合英米両國ノ勢力ヲ極東カラ駆逐シヨウトノ意圖ニ基クモノトシカ受ケ取レナイ、右日本ノ意圖ガ實現スル場合一番打撃ヲ受ケルノハ英國ダガ米国ニトツテモ亦重大ナ利害關係ガアル、日本ノ政治家ガ英國ノ勢力ヲ極東カラ駆逐シヨウ等ト夢想シテイルトハ考ヘナイガ上海事件ノ例カラ見テモ日本軍部ノ勢力ハ輕視出来ナイ、一旦日本政府ガ海軍拡張ノ先鞭ヲ付ケレバ今マデ押ヘテ居タ歐州ノ海軍力拡張運動ハ決河ノ勢ヲ以テ復活シ必然的ニ欧亞両大陸ニ亘リ激甚ナ建艦競争ガ開始サレヨウ、斯ナレハ米国モ此ノ渦中ニ巻キ込マレルコト一再ナラヌ過去ノ例カラ明白デアル

勿論日本ハアラスカ及アリューシヤン群島ニ於ケル米国艦隊ノ演習ニ對シテハ関心ヲ有スルアラスカ及アリューシヤン群島ノ防備問題ニ關スル質問ニ對シテハ同少將ハ

ニ関シ吾人ガ必要以上ノ注意ヲ払ヒ居レリト言フ訳ニハ

非ズ右ハ米国海軍当然ノ國權ニシテ又吾人ハ米国ガ同方

面ノ研究ヲナスハ善キコトナリト思考ス云々

ト答ヘタリ同少将ハ通訳ヲ介シタル点モアリ新聞記者ノ説

明ニ対シテハ極メテ慎重ニ応答セラレタルガ一方新聞記者側モ機微ナル問題ニ関シテハ相当遠慮勝チニテ敢テ詰問的

態度ニ出ズルモノハナカリキ

右会見後シアトル・タイムス記者ハ今回陸軍省ノ頒布セル

「国防ノ本義ト其強化ノ提唱」ナル小冊子ガ内地ニ於テ異

常ノセンセーシヨンヲ惹起シタリトノ十月二日東京エー・

ピー社グレン・バップ<sup>(省略)</sup>発別紙乙号切抜ノ通信ニ関シ該小冊

子ノ真偽等ヲ確カムル為メホテル迄再応來訪セルモ同少将

ニ於テハ右ノ事実ハ知ラザルモ日本ガ露國トノ開戦ヲ準備

セルガ如キコトヲ政府側ヨリ発表セリトハ信ゼラレズト答

ヘラレタリ

右会談ニ関シタイムス、スター、ピー・アイ等ノ各紙共ニ

夫々別添第一号乃至第四号切抜ノ通り報道スル外アリタリ

其内スター紙ノ見出及筆致ハ例ニヨリ幾分センセーシヨナルノ嫌アルモ其他ノ報道ハ概シテ穩健ニシテ且ツ会談ノ事

一月二十日開カルヘキ倫敦軍縮予備会商ニ對スル米國側最

終案ノ決定ヲ見三日夕刻「〔デヴィス〕大使及「スタンドレー」海軍大將ハ十月十日紐育發倫敦ニ於ケル日、英、米間

海軍問題会商ニ出席ノ筈」トノ「コンミュニケ」白堊館ヨリ

リ発表セラレタリ米国全權トシテ多年軍縮會議ノ経験ヲ有

105 昭和9年10月4日 在米國藤井臨時代理大使より  
本信写送付先 在米大使

### 海軍會議予備交渉に対する米國側最終案決定

について

ワシントン 10月4日後発  
本 省 10月5日前着

第四三三号

実ニ近キモノト認メラル  
右何等御参考迄ニ報告申進ス

広田外務大臣宛(電報)

本信写送付先 在米大使

116 昭和9年10月4日 在米國藤井臨時代理大使より  
本信写送付先 在米大使

### 海軍會議予備交渉に対する米國側最終案決定

について

ワシントン 10月4日後発  
本 省 10月5日前着

第四三三号

実ニ近キモノト認メラル  
右何等御参考迄ニ報告申進ス

広田外務大臣宛(電報)

本信写送付先 在米大使

106 昭和9年10月5日 在ニュー・ヨーク沢田總領事より  
広田外務大臣宛(電報)

本信写送付先 在米大使

特情紐育第七号

陸軍省ガ「国防ノ本義ト其強化ノ提唱」ト題スル「パンフレット」ヲ國民一般ニ配布シタコトハ時ヲ移サズ紐育各紙ニ報道サレ注意ヲ惹イテイルガ「ヘラルド・トリビューン」紙ハ四日ノ紙上ニ社説ヲ掲ゲ左ノ如ク述ベテイル日本陸軍省ノ国防ニ関スル小冊子ハ對外向ニハ日蘇戰爭ノ危険ヲ強調シ對内的ニハ「ファシスト」政治ヲ推奨シテイルガ別ニ新シイ事デナイ、議會開会ヲ前ニ陸海軍部ガ對外戰爭ノ危險ヲ説イテ軍備拡張ノ余儀ナイ所以ヲ國民ニ吹キ

117

込ミ一ツニハ議会ニ対シ軍部ノ要求スル軍事予算ニ反対スレバ議会制度ガ破壊サレルコトヲ説イテ脅ス常套手段デナル、此ノ脅シガドレ丈ノ意義ヲ持ツカハ差シ当リ明カデナイガ軍部ガ相当ノ期間日本ノ政権ヲ握レバ大陸戦争及ビ「ファシスト」政治ノ実現ヲ予期サレル、之等ガ何時実現サレルカハ何時ヲ適當スルカノ軍部自身サヘモ予想出来ナイレヨリキ重要ナコトハカカル一般政策採用ニヨリ生スル結果デアツテ、然モ此ノ結果ハ軍部自身サヘモ予想出来ナイ所ダ、唯一ツ確カナ事ハカカル軍部ノ政策ガ次第ニ人心ニ食ヒ入りヤガテ軍部ノ説ク政策コソ日本国民ノ使命ダト感ジサセルニ至ルコトダ

107 昭和9年10月5日 在ソ連邦大田大使より  
広田外務大臣宛(電報)

陸軍省パンフレットに関するプラウダの論文について

第五〇〇号

五日ノ「プラウダ」ハ一日陸軍省配布ノ「パンフレット」

108 昭和9年10月9日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

予備交渉に臨む日本の態度に関するサイモン  
外相との会談について

第四八九号(極秘)

十月八日「サイモン」ヨリ一般的問題ニ関シ話ヲ為シタントテ面会ヲ求メタルニ依リ往訪シタル處先ツ山本少将ノ資格着英時期等ニ付質問アリタルニ付本使ハ同少将ハ代表トシテ本使ト共ニ予備交渉ニ當ルモノニテ十六日専門家ト共ニ着英スル旨述ヘタル処「サ」ハ今回ノ會議ハ三国同時会合トセス從来通り個別的ニ会談スルコトシタキ積リナルカ日英ハ特殊ノ関係モアリ成ルヘク早目ニ日本提案ノ大体ノ輪廓ニテモ承知出来マシキヤト述ヘタルニ付本使ハ山本代表ノ途中新聞記者会見記事其ノ外均等主義抛擲ノ如キ誤報モ嘗テ伝リタルコトモアリ寧ロ是等ノ点ヲ明カニシ會議開催前ニ先方ノ考ヲ軌道ニ上セ置クコトヲ得策ト思考シリニ付近來種々新聞ニ誤報伝リ居ルモ日本側ニ於テハ先ツ

ニ関シ日本軍閥ノ登場ナル見出ノ下ニ大要左記ノ論文ヲ掲載セリ

今回ノ「パンフレット」カ特ニ論議ノ焦点トナリタルハ時事新聞ノ指摘セル如ク軍部カ國際的危機ニ対処スル為軍部故ナリ今ヤ軍部「ファシスト」分子ノ綱領ハ公文書トシテ發表セラレ陸軍省ハ公然軍部「ファシズム」運動ノ急先鋒トナレルカ該「パンフレット」ノ出現ハ軍幹部内ノ輒轢ヲ反映シ且国内ノ空氣ヲ探ラントスル軍閥ノ企図ナルコト明カナリ軍閥ハ輸入超過最近ノ台風等種々ノ困難ナル事態カ惹テハ軍閥自体ノ地位ニ影響ヲ及ホスヘキコトヲ恐レ又海軍會議ニ備ヘ且米國ト海軍力ノ均等ヲ得ンカ為海軍省ノ要求ヲ満足セシメサルヲ得サル關係上老大ナル軍備計画実現ノ為國家財政ニ対スル最大限度ノ負担ヲ要求シ居レル処斯ル際ニ於ケル陸軍省ノ行動ハ政府ニ対スル一種ノ脅喝ナルト共ニ軍閥カ綱領ヲ提ケテ登場スルカ如キハ啻ニ日本内部ノミナラス外国ノ注意ヲ喚起セル重大事件ナリ

ロンドン 10月9日前発  
本 省 10月9日後着

モスクワ 10月5日後発  
本 省 10月6日前着

英米ト隔意ナキ意見ノ交換ヲ為シ新協定ノ成立ニ努力スル方針ナリ然レトモ若シ不幸ニシテ適當ノ時期ニ話合着力サル場合ニハ時期ヲ失セス華府海軍条約ノ廢棄通告ヲ為スノ止ムナキニ到ルヘキハ予メ御承知アリタク又日本側ニ於テ「パリティー」ヲ主張セサルカ如キ新聞報モアリ誤解ヲ起シタルコトアルモ我方主張ノ骨子ハ從来ノ比率主義ヲ廢止シ各國保有兵力量ノ共通最大限度ヲ定メ而モ右限度ハ少ナラシメ且攻撃的兵力ハ之ヲ極力縮減シ防禦的兵力ハ整備セシムルニアリ其ノ詳細ニ付テハ後日ニ譲ルヘシト述ヘタル処「サ」ハ英ハ世界各地ニ亘リ保護スヘキ数多ノ領土ヲ有スト述ヘタルニ付日本ハ露骨ニ言ヘハ英トノ関係ヨリモ米ノ太平洋ニ於ケル勢力ヲ考慮セサルヘカラサル地位ニ在リ嘗テ「デヴィス」ニモ述ヘタル次第ナルカ米側ニ於テハ常ニ其ノ海軍力ヲ大西、太平洋ニ分チテ使用スルコトヲ強調シ居ルモ日本トシテハ非常ノ場合米全艦隊カ何時ニテモ太平洋ニ集中シ得ルモノトシテ考フル必要アリ而シテ米カ現在ノ兵力ヲ以テ日本ヲ攻撃スルコト不可能ナリト言フナラハ日本カ米ト均等ノ兵力ヲ有スレハトテ日本モ米沿岸ヲ攻ムルコト出来サル筈ナリ況ヤ材料ノ供給、工場能力等ニ関

シ大ナル差アルニ於テオヤ日本国民力差別の劣勢ヲ以テ拘束セラルルヲ好マサルハ当然ニ付今回ノ交渉ニ於テ此ノ点ヲ強調スル積リナリト述ヘタル處「サ」ハ攻撃的防禦的ノ區別ハ如何ニ適用セラルルヤト問ヒタルニ付何レ交渉ニ於テ説明スヘキモ例ヘハ航空母艦主力艦ノ如キハ他ノ艦船ニ比シ攻撃的ナルコト明カナリト述ヘ置ケリ右ハ單ニ非公式ノ話ナリトシ交渉ニ入りタル上改メテ意見ヲ交換スルコトトシ打切りタリ

尚本使ハ米側ニ於テハ今次ノ交渉ハ個別的会談ニ依ラスシテ日英米三国会商ト為サンコトヲ提議スヘシトノ米新聞報アルモ右ハ事態ヲ紛糾セシムヘキニ依リ賛成シ難シト述ヘタルニ「サ」ハ自分モ同意見ナリト言ヘリ

米、仏、伊ニ転電セリ

109 昭和9年10月9日

在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

海軍交渉に際し滿州以外の中國における英國の利益尊重を英外相要望について

ロンドン 10月9日前発  
本 省 10月9日後着

モ満州以外ノ支那ニ於ケル英國ノ利益ニ付日本ヨリ何等力ノ保障ヲ得ルコトハ英國トシテ重要視スル所ナリ既ニ九国條約存スルモ今後其日本ニ於テ支那本部ノ英國利益ヲ害スルカ如キコトナキ様何等カノ保障ヲ与フルコトニ付廣田大臣ニ於テ「デフィニット」ノ考案ヲ有セラルルヤヲ承知シタキ次第ナリ尤モ貴大使ハ他大使ト異リ(米仏独等皆大使更迭セリ)最古キ友人ノコトニモアリ且又日英関係ハ特別ナルコト故自分ハ兩人間ノ話トシテ隔意ナク御話スル次第ナリト述ヘタルニ付本使ハ最近日本ヨリ特使モ來着スヘク又杉村大使モ伊國ヘ赴任ノ途次当地ニ立寄る趣テモアリ或ハ本件ニ付何等カ聞知スル所アランカト思考スルモ目下ノ所広田大臣ノ意向ヲ承知セサル處本使モ亦個人ノ意見トシテ申上クレハ今回ノ予備交渉ニ於テハ相當難局ニ立到ルコトヲ覺悟シ居ル次第ニテ自分ハ予テヨリ日英米三國間ニ安全感ヲ与フル何等カノ協定ノ如キモノヲ作ルコトカ難闇打開ノ方法ニ非スマト思考シ居ルモノナリ支那ニ於ケル英國利益尊重ノ如キハ當然ノコトニテ貴方ニ於テ希望セラルニ於テハ此ノ点ニ付テハ何等カ之ニ応スル途ヲ發見シ得ヘキカト考フル処斯ノ如キ保障ヲ得ルニ於テハ英國側ハ廣田

第四九〇号(極秘)

往電第四八九号ノ話ノ後「サ」ハ更ニ語ヲ継ギ自分ハ海軍専門事項ニ就イテハ充分ノ知識ヲ有セス目的トスル所ハ一ニ如何ニシテ国交関係ヲ良好ナラシムヘキカニ存スル處「クライブ」ノ電報ニ依レハ廣田大臣ハ本交渉ニ関連シ日英米間ニ何等カ不侵略協定ノ如キモノヲ締結シテハ如何トノ話アリタル趣ナルカ日英親善ノ助長ニ付テハ自分ニ於テ機会アル毎ニ之ヲ捉フルニ努メ来リタルハ御承知ノ通ニテ廣田氏就任ノ際送リタル「メッセージ」モ單ニ一片ノ辞令ニ止マル次第ニハアラス從テ右廣田氏ノ御話ニ付テモ自分トシテ興味ヲ有スル所ナルカ同大臣ハ何等カ「デフィニット」ノ考案ヲ有セラルル次第ナリヤト尋ネタルニ付本使ハ右ノ話ニ付テハ未タ何等通報ニ接シ居ラサル処英國側ニ於テハ之ニ「レスポンド」スルノ意アル次第ナリヤト問ヒタルニ「サ」ハ單ニ親善關係ノ助長又ハ不侵略ノ意向ヲ表明スルコトハ容易ナルモ実ハ英國トシテハ滿州以外ノ支那ニ於ケル自國ノ利益ハ之ヲ保護セサルヘカラス滿州ニ対スル英國ノ利害關係ハ僅少ナル一方滿州問題ハ既ニ過去ノ事實ニ属シ自分トシテハ既往ニ遡ツテ之ヲ論議スル考毛頭ナキ

由ル

氏ノ話ニ應セラルル意アリヤト尋ネタル處「サ」ハ本件ハ事極メテ重大ナル故廣田大臣ノ御考案ヲ承知シタル上研究シ度キ考ナル旨ヲ述ヘタリ依テ本使ハ此ノ点ニ付何等カ通報ヲ得ルニ於テハ直ニ御話シスヘキ旨答へ置キタリ申ス迄モナキ儀乍ラ本件話合ハ絶對外部ニ洩レサル様御留意相成度本電ヲ前電ト切離シタルモ特ニ右ヲ留意シタルニ

110 昭和9年10月16日

在英國藤井代理大使他宛(電報)

海軍軍縮問題に関する輿論啓発の方針について

付 記一 十月五日決定海軍會議予備交渉に対する輿論啓發指導一般綱領  
二 十月十二日決定海軍會議予備交渉に対する輿論啓發要項及び方法  
本 省 10月16日発

暗合第一一二七号

昭和十年海軍軍縮會議ニ関スル諸情報ヲ交換シ且會議ニ関スル内外宣伝並輿論ノ指導統制ヲ計ル為外、海、陸三省ノ連合軍縮情報委員会ヲ組織シ(内務及通信兩省ノ関係者モ

必要ノ場合隨時出席セシムルコトトス）九月十三日第一回

会合ヲ外務省ニ開催爾來五回会合シ海軍軍縮問題ニ関スル

輿論啓発方針及方法等ニ付研究討議ノ結果十月十二日左記

輿論啓発要領ヲ協定セリ就テハ右要項ノ趣旨ニテ責任國ノ

輿論啓発方折角努力セラレ度シ

(一) 各國カ自國ノ国防ヲ安固ニスルニ充分ナル兵力ヲ保有ス

ルコトハ当然ノ権利ナルト共ニ帝國ニ取ツテハ東亞ノ平

和確保ノタメ必然ノ義務ナルコト

(二) 帝國ノ主張ハ軍備拡張ニ非スシテ軍備縮少ニアリ即チ軍

縮ノ精神ニ基キ極力各國保有量ノ低下ヲ図リ以テ将来成

ル可ク國民負担ノ緩和ヲ図リ且ツ各國間ノ平和親交ヲ増

進スルニアルコト

(三) 不脅威不侵略ノ原則ヲ確立スル為攻撃的兵力ヲ全廃若ハ

縮減シ防禦的兵力ヲ充実スルノ趣旨ニ基キ軍備制限ヲ行

フ必要アルコト

(四) 帝國ハ華府条約ノ廢棄ヲ行フモ之ニ代ル可キ公正妥当ナ

ル条約ノ締結ヲ望ムモノナルコト

(五) 万一協定不成立ニ終リタル場合ニ於テモ帝國トシテハ國

防上之ニ善処スル対策アリ、但シ帝國トシテハ飽ク迄公

正平和的態度ヲ持シ進テ關係國トノ平和的關係ヲ悪化セ  
サルニ努ムルコト勿論ナルコト

國內ニ於ケル對外啓發即チ在本邦對外通信員等ノ指導啓發  
ハ外務省ヲ中心トシテ行フコトトシ而シテ右通信ノ檢閱ハ  
極端ナル通信ニ非ル限り之ヲ制限セサル建前トシ寧ロ通信  
員ノ指導ニ重キヲ置クコトトセリ

又国外現地ニ於ケル啓發ハ在外公館ヲ中心トシ館付陸海軍  
武官駐在地ニ於テハ同武官ト連絡ノ上之ヲ行ハシムルコト  
トセルニ付右御含ミノ上同武官ト充分連絡セラレ度シ（此  
ノ点陸海軍ヨリモ夫々出先武官ヘ電報ノ筈）尚又我在外会  
社民間團体等ノ在外機関及在留邦人等ヲモ右啓發ニ協力セ  
シムル様指導セラレ度シ

本電宛先 在欧米各大公使、壽府、在北米各總領事、領事、

滿、支、南京、天津、北平、廣東、香港、新嘉坡、馬尼

刺、暹羅、「シドニー」、「バタビヤ」、「カルカツタ」

（英宛ニハ）「壽府及在歐各大公使ニ轉電アリ度シ」

（米宛ニハ）「伯、加奈陀、墨、「キューバ」、紐育、市

俄古、桑港、「ホノルル」、ニ轉電シ「ニューオルレア

ンス」ニ暗送シ伯ヲシテ在南米各公使ニ轉電シ桑港ヲシ

テ羅府、「ポートランド」「シアトル」晚香坡ニ暗送セ  
シメラレタシ」

(支宛ニハ)「南京、天津、北平、廣東、香港へ轉電アリ  
タシ」

(新嘉坡宛ニハ)「暹羅、「カルカツタ」「シドニー」  
「バタビヤ」ニ轉電アリ度シ」

ト付加ノコト

(付 記)

昭和九年十月五日決定

昭和十年海軍軍縮會議予備交渉ニ對スル輿論  
啓發指導一般綱領

一、國策ノ示ス處ニ遵由シ關係各省間ニ緊密ナル連絡ヲ保  
持シ一系乱レサル態度ヲ持シテ帝國ノ主張貫徹ヲ容易ナ  
ラシムルカ如ク輿論ノ啓發指導ニ努メ苟クモ外部ヨリ乗  
スルノ隙ヲ与ヘサルヲ本領トス

二、國內ニ公正ニシテ信念アル輿論ヲ喚起シ明年ノ本會議  
終了迄之ヲ維持スルト共ニ将来ニ於ケル帝國ノ立場ヲ有  
利ナラシムルカ如キ雰囲氣ヲ釀成ス

三、国外ニ帝國ノ公正ナル主張ヲ闡明シ世界ノ輿論ヲシテ  
ノ平和確保ノタメ必然ノ義務ナルコト

首肯セシムル如ク努力スルト共ニ帝國ハ進テ國際平和關係ヲ害スル意ナキハ勿論ナルモ關係國間特ニ英米ノ主張ノ衝突点ハ適宜之ヲ利用シ以テ我カ所期ノ目的貫徹上有利ナル情勢ヲ誘致シ併セテ協定不成立ノ場合ニ備フ

四、輿論ノ啓發指導ニ當リテハ公明正大ノ事由ヲ闡明スルニ何等憚ル処ナシト雖會議対策或ハ國防作戰方針ヲ窺知セシムルカ如キ事項ノ漏洩ハ嚴重之ヲ戒シム

五、本委員會ノ工作ハ之ヲ嚴密トス

(付 記)

昭和九年十月十一日決定

昭和十年海軍軍縮會議予備交渉ニ對スル輿論  
啓發要項及方法

昭和十年海軍軍縮會議予備交渉ニ對スル輿論  
一般綱領ニ遵由シ左記ニ依リ之ヲ行フ

記

一、啓發要項

(一) 各國カ自國ノ国防ヲ安固ニスルニ充分ナル兵力ヲ保有ス

ルコトハ當然ノ権利ナルト共ニ帝國ニ取ツテハ東亞ノ平

和確保ノタメ必然ノ義務ナルコト

- (2) 帝国ノ主張ハ軍備拡張ニ非スシテ軍備縮少ニアリ即チ軍縮ノ精神ニ基キ極力各國保有量ノ低下ヲ図リ以テ將來成ル可ク國民負担ノ緩和ヲ図リ且ツ各國間ノ平和親交ヲ増進スルニアルコト
- (3) 不脅威不侵略ノ原則ヲ確立スル為攻撃的兵力ヲ全廢若ハ縮減シ防禦的兵力ヲ充実スルノ趣旨ニ基キ軍備制限ヲ行フ必要アルコト
- (4) 帝国ハ華府条約ノ廢棄ヲ行フモ之ニ代ル可キ公正妥当ナル条約ノ締結ヲ望ムモノナルコト
- (5) 万一協定不成立ニ終りタル場合ニ於テハ帝国トシテハ國防上之ニ善處スル対策アリ但シ帝国トシテハ飽ク迄公正平和的態度ヲ持スルコトトシ進テ關係國トノ平和の關係ヲ悪化セサルニ努ムルコト勿論ナルコト
- 二、啓発方法
- (1) 対國內啓発宣伝ニ關シテハ新聞雑誌記者、通信員ヲ介シテ行フノ外所要ニ応シ關係當局ヨリ講演官ヲ派遣シ或ハ寄稿、放送、映画冊子頒布等ニ依リ之ヲ行フモノトス
- (2) 国内新聞雑誌記者、通信員ニ對シテハ各關係官ニ於テ

- (3) 国外現地ニ於ケル啓発ハ在外公館ヲ中心トシテ之ヲ行フモノトス右ニ關シテハ在外公館付陸海軍武官トノ緊密ナル連繫ヲ中央ニ於テモ考慮措置スルモノトス
- (4) 対外通信員ノ誘導啓発ハ外務省ヲ中心トシテ行フモノトス

昭和9年10月16日  
在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

海軍會議予備交渉米代表のロンドン到着に際し各地新聞論調について

- (1) 対外通信員ノ通信ニ對スル檢閲ハ制度トシテ確立セルモノニ非ルヲ以テ極端ナル通信ニ非ル限り特ニ之ヲ制限セサル建前トシ寧ロ通信員ノ指導ニ重キヲ置クモノトス
- (2) 海外ヨリノ宣伝ニ対応スル反駁、逆宣伝等ニ關シテハ別ニ攻究準備スルモノトス
- (3) 国内新聞雑誌ノ被買収防止、外国新聞雑誌ノ買収等ニ關シテハ別ニ攻究ス
- (4) 會議參加國就中英米輿論ノ対立作為等ニ關シテハ別ニ攻究スルモノトス
- (5) 当局ノ統制アル堅確ナル態度ハ啓発指導ノ根本要件ニシテ同時ニ外部ヨリノ宣伝ヲ抑止スル最上ノ防壁ナルヲ以テ關係各省係官ハ必要ナル連絡ヲ保持スルモノトス
- ス

ロンドン 10月16日後発  
本 省 10月17日前着

## 第四九四号

十五日「デーリー・ヘラルド」、交渉ハ樂觀ヲ許サス第一ニ困難ナルハ日本ノ均等要求ニシテ右ハ如何ナル程度迄ヲ主張セラルルヤ不明ナルモ華府比率ヲ以テ劣等ノ表徴ナリト為ス自尊心及感情ヨリ出ツル要求ナルヲ以テ米国ニシテ現行條約ノ繼續ヲ提議セハ日本ハ真向ヨリ反対スヘク右要求ト英米ノ太平洋ニ於ケル安全トヲ融合スルハ甚タ困難ナリ更ニ三国ノ艦種及艦型ニ關スル見解ノ相違ハ問題ヲ複雜ニシ結局從来ノ軍縮事業ノ放棄無制限製艦競走ノ外無キ処右ハ各國兵器会社ハ勿論大海軍主義者ノ自ラ主張スル所ナリ

十六日「マンチエスター・ガーディアン」、商議ハ山本少将ノ日本大使トノ打合セノ關係モアリ來週ヨリ開カルヘキ

処日本ハ自尊心ヲ傷クル華府条約二代ヘテ新條約ニ依リ総

之ヲ指導シ現行禁止事項以外ニ對シテハ成ル可ク掲載禁止等ノ措置ニ出ツルヲ避ケルト雖モ帝国ノ既定方針ヲ破壞スル恨アル言論、各省間ノ対立關係、國內輿論ノ不統一等ヲ特記シ或ハ不必要ニ内外ノ輿論ヲ刺戟スルカ如キ記事ノ掲載ハ各省協力シテ之力防遏ニ努ムルモノトス

噸数主義ノ下ニ三国均等ト為サントシ英米ハ右条約ノ継続ヲ求メ大軍縮ニ依ル犠牲ヲ払フヲ肯セサルヘキヲ以テ日本ニシテ其ノ要求ヲ固執セハ會議ハ明カニ望ミ薄シ潛水艦廢止主力艦單艦噸数ノ縮少砲口ノ縮少航空母艦廢止等ニ関シテハ各国何レモ自己ノ攻撃力ヲ弱メス相手國ノ攻撃力ヲ弱メントスル旧来ノ主張ヲ繰返シ居レリ

十六日「タイムス」、從來ノ予備交渉経過ヲ述へ且最近ノ新聞報ニ基キ日米力均等問題ヲ繞リテ対立シ居ルヲ指摘ス十六日「モーニングポスト」、今回商議ノ目的トスル処ハ來年必ス開カルヘキ本會議ノ準備ニアル處第二次的ニシテ而モ最モ重要ナルハ華府条約廢棄ヨリ生スヘキ情勢ノ考慮ナリ蓋シ右廢棄ハ本年末迄ニ日本ニ依リテ行ハルモノト期待セラレ右実現スルニ於テハ一九三五年會議ハ華府及敦両條約ノ討議ノ機會トナリ特ニ問題ハ華府条約ニ集注セラルヘク日本ノ均等要求並ニ米国ノ艦型縮少ハ最モ困難ナル問題トナルヲ以テナリ之カ解決ハ兩者ノ要求ヲ緩和スル外無ク若シ日本ニシテ現行比率ヨリ大ニシテ而モ英米ヨリ小ナル總噸数ヲ認メ米國カ主力艦ノ軍艦噸数縮少ヲ認ムルニ於テハ妥協或ハ成立スヘキモ會議成功ノ見込薄ク事態ハ

單ニ一九二一年ニ還ルニ止マラス國民負担ノ増加トナリ各國軍縮ノ期待無クシテ無制限ノ製艦競争ニ入ルヘシ尚「ポスト」海軍通信ハ現行條約ニ依ル日英米ノ減勢ヲ期シタル後英ハ軍艦噸数及砲口ノ縮少ヲ求メ且ツ巡洋艦ノ増加潛水艦廢止ヲ問題トシ米ハ大艦主義ニ依リ艦型ノ関スル限り英國ニ反対シ日本ノ均等要求ニ對シテハ強硬ニ反対シ其ノ主張貫徹ノ為ニハ政治問題ヲ提起スヘント述へ又日本ハ英國ト同様島國ニシテ海外貿易ニ依存シ米國ノ太平洋進出ニ依ル優越ヲ恐レ居レルカ對英米均等要求ヲ試ムルト共ニ或ハ自己ノ所要量トシテハ總噸数七十萬噸ヲ以て充分ナルモ他國ニシテ右限界以上建造スルニ於テハ又之ニ從フ権利ヲ留保ストノ一方的宣言ヲナスヤモ知レス又日本ハ會議決裂ノ場合ハ英米ト個別的ニ協定ヲ結フヲ提議シ且航空母艦ニシテ廢止セラルルニ於テハ潛水艦ノ廢止ニ同意スルモノト信セラル云々ト述ヘ居レリ

米ニ転電シ在欧各大使ヘ郵送セリ  
米ヨリ紐育ヘ転報アリ度シ

## 112 昭和9年10月18日

在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 山本全權の新聞及び通信記者への共同インタビューに関する論調について

ロンドン 10月18日後発  
本 省 10月19日前着

#### 第四九九号

山本代表ハ十七日当地ノ主ナル新聞及通信記者ニ對シ共同「インタヴュー」ヲ与ヘ我立場ヲ説明スル所アリタルカ其ノ際記者側ヨリ英帝国ヲ一単位ノ海軍國ト認ムルヤ新嘉坡根拠地充実乃至「アリューシャン」防備ヲ如何ニ見ルヤ海軍問題ニ関連シ滿州國ノ存在ヲ如何ニ考フルヤ等ニ付質問アリタルカ右「インタヴュー」ニ関連シ「ガーディアン」ハ山本代表ノ言ニ依リ會議ノ有望サヲ増シタリトハ言ヒ得サルモ本日英國ノ或外交官ハ山本氏カ增艦競争ハ愚ナリト述ヘタルト同様ノ意見ヲ述ヘ會談ノ形勢ハ目下ノ所有望ナリト云ヒ得サルモ結局協定カ成立セスト考フルヲ得サル旨想ヲ漏シタリト報シ

「ポスト」ハ日本ハ平等ノ主張ニ関シ原則ニ重ヲ置クカ如予備交渉關係

113 昭和9年10月19日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

日英間予備交渉開始について

ロンドン 10月19日後着  
本省 10月20日前着

海第一号

二十三日(火曜)午前十時半首相官邸ニ於テ日英間ニ交渉ヲ開始スル事トナレリ

114 昭和9年10月20日 重光次官口述筆記

海軍會議においては中國問題等に触れず軍縮問題のみ審議する方得策との意見

秘書官室 松村

亞一 守島 課長殿

欧亞分室 山形 書記官殿

以下ハ本省幹部會議ノ一致セル意向並ニ大臣ノ意見ヲモ参考ノ上主管局課ニ於ケル訓令立案上ノ参考ニ資スル目的ヲ以テ次官ノ口述セラレタルモノ

軍縮問題ニ関連シテ不可侵条約ノ如キ保障問題若ハ支那ニ於ケル各國権益ノ擁護保障ノ問題ヲ議シ又ハ右ヲ実現シ之ニ依ツテ軍縮ニ関スル帝國ノ主張ヲ貫徹センコトヲ考フルハ無理ナリト認ム又カカルコトヲ我方ヨリ持出シ軍縮交渉ニ対スル懸引ニ用フルコトハ單ニ効果的ナラスト考ヘラルノミナラス其結果ハ種々ノ意味ニ於テ日本カ拘束ヲ受クルコトトナリ却テ面白カラスト思考セラル從テ今回ノ軍縮會議ニ付テハ当初ノ方針通軍縮問題ノミニ限り審議スルコト得策ナリト認ム

本大臣カ英國大使ニ述ヘタル所モ軍縮會議ノ成功ハ少クトモ主要国タル日英米三国カ互ニ他ヲ侵略セストノ確固タル態度ト誠意トヲ以テシテ初メテ成就シ得ヘシトノ意味ニ止

リ特ニ此点ニ付具体案ヲ有シ又ハ之ヲ提出セントスル意思アル次第ニアラス從テ今回ノ軍縮會議ニ於テ我カ主張ヲ貫徹スルコトハ頗ル困難ナリトハ思考セラルモ最善ヲ尽シテ善處スルノ他ナシト認ム

然レトモ日本カ主要ナル各國特ニ英米辺リト各国ニ親善關係増進ノ目的ヲ以テ種々ノ話合ヲ為シ特ニ東亞ニ於ケル日推定される。

何レニセヨ右ハ今日ノ處自然ニカカル空氣ヲ釀成スルニ力ムルノ程度ニ止ルヘク我方ヨリ進ンテ何等具体的提案ヲナスコトハ前記ノ通未タ其ノ機熟ササルモノト認メラル

編注 本文書は日付不明であるが、昭和九年十月二十日付と

推定される。

115 昭和9年10月(23)日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

日英間予備交渉第一回会談終了後発表された

コミュニケーションについて

ロンドン 10月23日後着  
本省 発表

シテ如何ナルコトヲ意味スルモノナリヤ詳細ナル考究ヲ要スヘク帝國トシテハ英國トノ間ニハ世界各方面ニ亘リ通商上其ノ他利益ノ調節ヲ要スル場面アリ從テカカル話合ヲ為

ストセハ唯ニ支那問題ニ限ラス例へハ日英両國ノ権益ハ何レノ地ニ於ケルモノニ付テモ其ノ調節若クハ相互ノ利益擁護ノ為充分隔意ナキ意見ノ交換ヲ為スト言フカ如キ一種ノ取極ヲナスモ一案カト思考セラル

本ノ地位ヲ諒解セシムルコトハ頗ル必要ニシテ又東亞就中支那ニ於ケル各國ノ権益ヲ侵スノ意思ナキコトヲ理解セシムルハ是亦何等差支ナキ次第ナルニ付テハ此等ノ点ニ関シ絶ヘス努力ヲ払フコトハ勿論必要ト認ム但シ右ハ軍縮問題ヲ離レテ考フルコト適當ニシテ又此ノ方面ニ於テ何等力具體的ノ話合ヲ實現スルコトハ寧ロ軍縮會議後就中會議カ纏ラサル場合ノ善後策トシテ之ヲ持來ス様導クコト適當ナル

ヘク特ニ支那ニ於ケル権益ノ保障ト言フカ如キ問題ニ付今日英國ト話合ヲ為スカ如キハ米國其ノ他トノ関係モアリ面白カラス前述ノ如ク軍縮會議ノ結果ヲ見タル後ノ段取トル氣持ニテ進ムコト得策ナラスヤト思考ス

特情倫敦第二四号

二十三日午前ノ日英会談終了後左ノ「コミュニケーション」街十番表サレタ

英國代表ノ第一回会談ハ二十三日「ダウニング」街十番ノ英國首相官邸ニ於テ行ハレタ、席上将来ニ於ケル海軍軍備ノ制限ニ関シ全般的意見ノ交換ガ行ハレタ、日本代表ハ次回ハ米国代表ト会談スル予定テ日英代表ノ次回会談ハ十月二十六日続開サレル筈デアル

本日ノ出席者左ノ如シ

溝田通訳

△英國側

代表

首相 「ラムゼー、マクドナルド」

外首 「サー、ジョン、サイモン」

海相 「サー、エイア、モンセル」

隨員

首席海軍顧問 「チャトフイールド」大將  
「ワレン、フィツシャー」

大蔵次官 「リットル」中將

軍令部次長 「リットル」中將

外務參事官 「クレーギー」

△日本側

代表

特命全權大使 松平恒雄

海軍少將 山本五十六

隨員及秘書

大使館參事官 加藤外松

海軍大佐 岩下保太郎

116 昭和9年10月24日

在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

日英間予備交渉第一回会談における日本案の

綱領表明及び質疑応答について

ロンドン 10月24日後発

本 省 10月24日後発

海第四号(極秘)

二十三日午前十時半ヨリ総理官邸ニ於テ日英予備交渉ヲ開始ス出席者英側首相外相海相顧問トシテ軍令部長「フィシヤー」(大蔵次官)「リットル」中將「クレーギー」日本側兩代表加藤、岩下、溝田

先ツ「マ」ヨリ日本代表ヲ歓迎シ東郷元帥ニ讀辭ヲ述ヘタル後交渉ノ手順トシテ外部ニ發表セサル商議記録ヲ取ルコト公表ニ関シテハ其ノ都度打合度キコトヲ計リ次テ日本案ノ開陳ヲ希望セリ依テ松平ハ謝辞ヲ述ヘタル後日本政府ハ慎重ナル研究ノ後今回ハ從来ト異ナリタル見地ヨリ作成セル提案ヲ為スコトニ決シタリ而シテ特ニ強調シ度キコトハ帝国政府ハ世界ノ平和ニ貢献スルコトヲ念トセルコト負担

ノ輕減ヲ計ル為メ實質的ニ海軍々備ノ縮減ヲ希望スルコト及該案ハ攻擊的兵力ヲ全廢又ハ極度ニ制限シ防禦的兵力ヲ整備スル原則ニ基キタルコトヲ述ヘ帝國政府ハ華府及倫敦

條約ニ包含セラルル ratio ノ方法ニ依ル海軍勢力ノ縮少

ハ現在内外ノ情勢ニ鑑ミ我カ國民ノ自尊心及安全感ヲ満足セシメサルモノト認メタルコトヲ言明シ倫敦會議ノ最後ニ

ハ從來ノ約束ニ何等拘束セラレスシテ臨ムヘキコトハ既ニ予見セラレ居リ

從テ我政府ハ華府及倫敦條約ニ代ルヘキ關係国ニ満足ナル新協定ヲ締結シタキ希望ヲ以テ新ナル案ヲ提出セルモノナリ尤モ帝國政府ハ極東ノ平和ヲ維持シ以テ世界ノ平和ニ貢獻スルコトハ衷心希望スルヲ以テ如何ナル場合ニ於テモ關係国ト友好關係ヲ維持シ且助長スルコトヲ努力スル決心ナル旨ヲ述ヘ該案ハ其ノ作成ニモ關係シ且我國ノ最近ノ事情ニモ通スル山本ヨリ説明スヘク又本日ノ説明ハ我案ノ綱領ヲ述フル次第ナルカ更ニ商議ノ進展ニ伴ヒ一層詳シ且広

ク説明スヘキ旨ヲ述ヘ最後ニ英國政府ノ要求スル兵力量ニ付テモ成ルヘク速ニ開陳セラレントラ希望スル旨ヲ述ヘ

当ナル一案ヲ得ントスルモノナリ

右ニ対シ「ヤ」ヨリ山本ノ陳述ニ於ケル formula の意味並ニ共通最大限度トハ量ノ最大限トノ意ナリヤト問ヒ山本ハ formula トハ今後ノ交渉ニ依リ見出スヘキ具体案ニシテ又共通最大限トハ総噸数ノ意ナリト答ヘタル処

「ヤ」ハ右ハ全体トシテ包括的ノモノナリヤ或ハ艦種別ニ依ルモノナリヤト問ヒ山本ハ右ハ各艦種ヲ通シテノ総噸数ヲ意味スルモ攻撃的艦種ハ極力制限スヘキモノナリトノ意味ヲ含メテノ話ナリト述ヘタルニ「ヤ」ハ各国ハ国情ヲ異

ニシ国防ノ見地ヨリセハ各々ノ vulnerability ト異ニシ居ル処右差異ニ応シ兵力量ニ多少ノ差異ヲ認メラルヤト問ヒ山本ヨリ最大限ハ一定ナルヲ要スルモ vulnerability ト多キ國ノ必要トル最少兵力ヲ最大限度ニ定メ vulnerability ノ少キ国ハ其ノ以下ニ止マルコトヲ得ヘシト答ヘタルニ「ヤ」ハ然ラハ最大限ヲ一定シテ vulnerability ト少キ国ハ其ノ一定量ヨリ減額スル考ナリヤト問ヒ更ニ「サ」ハ最大限ヲ定メ各國ノ保有量ヲ異ニストセハ各國ノ右差等ハ協定ニ依リ定ムル次第ナリヤ結局何人カ之ヲ定ムルヤト問ヒタルヲ以テ山本ハ其ノ限度内ニテ各国自ラ之ヲ定ムト

答ヘタルニ「サ」ハ然ラハ各國ハ予メ各自保有量ヲ各國ニ通報スル次第ナリヤト質シ山本ハ予メ通報スルハ困難ナルヘシ尤モ最大限ヲ定ムスルモ各國ハ敢テ右限度迄建造スルト云フ義ニアラスト答ヘタリ

更ニ「ヤ」ヨリ英國ノ如キ vulnerability ト大ナル國カ共通最大限ノ制限ヲ受クルコトレシ比較的 vulnerability ノ少キ國モ同様ニ右限度迄作リ得ルトセハ之ヲ以テ vulnerability ノ大ナル國ハ其ノ国防ノ安全ヲ期シ得ルヤト問ヒ

山本ハ日英間ノ事情ニ差異アル点ハ之ハ諒トスルモ之カ為予メ一定ノ兵力ノ差等ヲ認メ難シ現ニ英米間ニ於テハ vulnerability ト点ニ差等アルニ拘ラス英ハ米ニ対シ均等ヲ許シアル点ニ付疑問ヲ生スヘシ又日米ノ例ヲ採レハ其ノ間 vulnerability トハ差等無シト認ムト答ヘタリ

次テ「モ」ヨリ自分ノ了解スル處ニ依レハ日本ハ寿府ニテ艦種別制限方式ヲ採リ総噸数主義ニ反対セルニ今回之ヲ変更セラレタル理由ヲ承知シ度シト述ヘ山本ハ全体トシテ総噸数主義ナルカ相對的商議ノ進行ニ伴ヒ了解セラレタルカ如ク一部ノモノニ付艦種別制限トナルヘシト述ヘタルニ「モ」

ハ艦種別主義トセハ貴下ノ陳述中ニアル総噸数ノ範囲ニテ各国自由ニ整備ストト謂フコトトハ矛盾セサルヤト問ヒ「チ」ヨリモ山本ノ新聞会談ニ依レハ日本ハ航空母艦廢止ヲ主義トスル旨報セラルル処果シテ然ラハ日本ノ好マサル艦種ノ自由建造ヲ許ス事トナルニ非スマト質シタルヲ以テ山本ハ此ノ点ハ商議ノ進行ニ依リ明カナルヘキモ攻撃的兵力ノ制限ニ依リ一部ノ艦種別制限トナルコトアルヘシト答ヘタル結果「ヤ」ヨリ日本側ノ提案ニ付出来得ル限り研究考慮シ度キ心組ナルカ之ニ付話ヲ進ムヘシト述ヘ次回ハ二十六日（金曜）十時半ヨリ行フコトトセリ又解散ニ先立チ松平ヨリ米トノ関係ヲ如何ニスヘキヤヲ打合タル処英國側ヨリ今日本ノ述ヘタル處ハ日本ヨリ米ニ述ヘラレ度ク英米間ノ間ニハ別箇ノ問題モアルニ付差当リ商議ハ日英、日米、英米ノ三角関係ニテ進メ話ノ進捗ノ模様ニ依リ更ニ三国会商ヲ考慮スルヲ適當トルコトアルヘシト述ヘタリ尚米国側トハ二十四日午前会合ノ筈米、仏、伊ヘ転電セリ

117 昭和9年10月25日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）

日本間予備交渉第一回会談に際し日本案の基本的原則に関する討議について

ロンドン 10月25日前発 本 省 10月25日後着

海第七号（極秘）

二十四日午前米国代表部ニテ交渉ヲ開ク、出席者「ディビス」、「スタンドレー」、「ウイルソン」公使、「アサーレン」参事官「シャーマン」中佐我方昨日ノ通先ツ松平ヨリ商議ニ先立チ前回来自分ハ米国側ハ実質問題討議ノ用意ヲ有シ居ラル様承知シ殊ニ今回ハ軍令部長モ來ラレ其ノ方針ト信スル處華府方面ヨリハ單ニ手続問題ノミ商議セントノ意向ナルヤノ報道モアルニ付此ノ点予メ米国側ノ真意ヲ確メタシト言ヘルニ「テ」ハ勿論実質問題ノ討議ヲ行ヒ來會議ノ用意ヲ為ス次第ニテ華府ニテハ寧ロ日本大使館側ヨリ手続問題ノミノ討議ヲ希望セラレタル様承知スト述ヘタルヲ以テ松平及山本ヨリ昨日英國側ニ述ヘタル通り説明セリ

右ニ対シ「デ」ヨリ平等ノ権利ノ意義ヲ問ヘルニ付松平ハ比率観念ハ日本ノ安全感ヲ満足能ハス平等ノ基礎ニ立チ协定スヘキヲ意味シ必シモ現実ニ最大限迄造艦スルノ意ニ非ス國力ニ応シ整備セントスルモノニシテ比率ニテ拘束スルヲ「プレステーデ」上我方ノ不満トスル処ナリト説明セリ

次テ「デ」ハ攻撃的兵力ノ縮減ヲ述ヘラレ居ル処右意義ニ関シテハ從来議論アリ寿府ニ於テハ陸上ノモノニ付テスラ區別困難ナリシカ特ニ海軍力ニ関シテハ例ヘハ領海外ニ於テハ何ヲ攻撃的トシ防禦的ト為スヤト間ヘルニ付山本ハ右區別ノ困難ナルハ認ムルモ攻撃的性質ノ大小ニ顧ミ其ノ間自ラ別アリ例ヘハ航空母艦主力艦及甲巡ハ右順序ニテ攻撃的性質大ナルモノナリト述ヘタルニ「デ」ハ潜水艦ハ如何ト問ヘルヲ以テ山本ハ攻撃艦隊ニ対スル防禦武器トシテ最モ適当ノモノナルモ速力及耐波性何レモ少ナルヲ以テ攻撃的武器トハ認メ難シト答ヘ又「デ」ヨリ貿易破壊ノ点ヨリ見レハ如何ト質問セルヲ以テ山本ハ此ノ点ハ他ノ艦種ニ付テモ同様ナリ且ツ倫敦條約中ニ潛水艦使用制限ニ付嚴重ナル規定アリト述ヘタルニ「デ」ハ海上ノ武器ニ付テハ攻撃

ル考ハ到底我方トシテ満足シ能ハスト言ヒ松平ヨリモ各國ノ現実兵力ヲ約束ニテ制限スルハ仮令最大限内ニ於テ定ムルモ比率ニ依ルト異ラサルニ付同意スル能ハサル旨ヲ述ヘ「デ」ハ此ノ点ニ関連シ我々ハ歴史的事実ヲ無視スル能ハス一九二二年前ニハ製艦競争ニ伴ヒ誤解猜疑ノ念余リニ大ナリシニ鑑ミ我々ハ今少シク合理的ナルヘシトノ見地ヨリ遂ニ一協定ニ達シ英米モ之ニ満足シ日本モ満足セル筈ナリ其ノ後更ニ進ンテ不安除去ノ為他ノ条約モ成立セル次第ナルカ之ニ依リ何人モ損害ヲ受ケス各國トモ相對的ノ安全ヲ確保シ各々其ノ利害ヲ享受シ居ル次第ニシテ日英米三国ニシテ協力ニ依リ敢テ太平洋ト言ハス全世界ノ平和ヲ維持スヘキモノト思考ス然ルニ日本ハ今日ニ至リ何故ニ之ニ不安ヲ感スル次第ナリヤト質問セルヲ以テ松平ハ日、英、米三國共同シテ平和ト安定ヲ維持スルコトニ貢獻スヘキコトハモ敢テ米国ヲ脅威シ得ルモノニ非ス日本カ均等ノ立場ニ立チテモ米国西海岸迄進出スルモノト考フルハ不可ナリ其ノ目的トスル処ハ防禦的ニシテ一九二二年前ノ如キ建艦競

防禦ノ区別ヲ論スルニ於テハ結局議論カ混亂スルノミニテ協定ニ達スルコト不可能ナルヘシト言ヘリ更ニ「デ」ヨリ比率ノ觀念ヲ離レ共通最大限度ヲ定ム可シトノ提案ハ從來條約ノ基礎トスル処ヨリ異レル觀念ヨリ出発シ居ル処從來ノ條約ハ政治問題其ノ他一般問題ヲ含メテ検討セル後締結セラルルニ至レルモノナルニ付此ノ際新ナル提案ヲ討議スル為ニハ更ニ一切ノ問題ノ再検討ヲ要スヘク問題ノ解決ハ甚タ困難ナルヘシト言ヘルニ付松平ヨリ問題ノ困難ナルハ之ヲ認ムルモ今ヤ條約ノ成立當時ニ比シ異レル情勢ニ際会シ日本トシテハ新ナル立場ニ立ツ新協定ヲ希望スル次第ナリト主張セリ

「デ」ハ最大限度ト言ハルモ右ハ各國ヲ通シテ同一ノ最大限ト言フ意ナリヤ或ハ其ノ限度ニテ各國異ナレル制限ヲ為ストノ意ナリヤ主權ニ関スル議論ハ暫ク措キ各國ノ必要程度及其ノ安全感ナルモノハ比較的ノ問題ナルニ拘ラス共通最大限度迄各國自由ニ作リ得ルト言フ次第ナリヤト問ヘルヲ以テ山本ハ右ハ各國何レモ自己ノ安全ヲ確保スル為其ノ限度内ニテ必要トスル所ニ応シ必要量ヲ作り得ル様定ムヘシト為スモノニシテ各國カ建造シ得ル量ヲ制限セントス

限ヲナセルコトハ米国ニトリ大ナル犠牲ナリト思考ス日本ハ之ヲ改ムル考ナリヤト問ヘルヲ以テ松平ヨリ日本モ此ノ点ニ大ナル犠牲ヲ払ヘルヲ指摘シ南洋迄防禦線ノ延長シ居ルコトヲ述へ又山本ヨリ華府會議ニ於テハ相互ニ犠牲ヲ払ヒタルカ當時日本ハ我カ近海ニ於テ辛シテ兵術的均衡ヲ得タルモノト考ヘタルモ爾後艦船ノ行動力増加ハ海洋ノ距離ヲ著シク短小シ攻撃者ニ有利トナレリ我國カ現比率ニ同意シ得サル所以ナリ又同會議後極東ニ於テハ某国ハ日本ヲ輕蔑シ為ニ不幸ナル事実ヲ見ルニ至レリ之我國民カ條約等ニ依ル劣勢比率ニ満足シ得サルニ至レル理由ナリト述ヘタリ「デ」ハ再ヒ一九二一年ノ relative strength ハ何故ニ今日日本ニ脅威ヲ与フルニ至レルヤト質問セルヲ以テ松平ヨリ其後情勢ニ変化アリ之ヲ国内的ニ見ルモ過去三年ハ引続キ極東ニハ大ナル騒擾アリ国民感情硬化シ來リ今日如何ナル政府立ツモ之ヲ無視スル能ハサル状態ナリ又之ヲ國際的ニ見ルモ米国トノ間ニハ何等危険ノ傾向ナキモ日本ハ現ニ東洋ニ於テ相当困難ナル諸問題ヲ抱キ居リ又寿府ニ於ケル連盟トノ紛争寿府軍縮會議不成立且歐州ノ一般的不安状態モ更ニ反映セラレ國民ハ全般的ニ不安ノ状態ナリト説明セ

コトニ打合セタリ  
米、仏、伊ニ転電セリ

118 昭和9年10月25日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

米国新聞に日本提案を発表した我が態度に關し  
しディヴィスより遺憾の意表明について

ロンドン 10月25日後発  
本 省 10月26日前着

海第一〇号

二十五日夕「デビス」ヨリ電話ニテ國務省ヨリノ電報ニ依レハ今朝在米代理大使海軍武官同席新聞記者ヲ招集シ日本提案ヲ発表セラレタル處右ハ昨日御話アリタルヨリ更ニ広汎ナルモノナル由ナル處當方ニ於テハ何等發表セサル様打合アルニ拘ラススノ如キ會議地以外ニテ宣伝ニ類スルカ如キ発表ヲ為サルニ於テハ米側ニ於テモ同様ノ処置ヲ講セサルヘカラサルコトトナリ面白カラサル状況ヲ呈スルニ至ルヤモ知レスト申越シタルニ付松平ヨリ右ニ関シテハ何等知ル所ナキモ取調ヘ置クヘシト回答シ置ケリ本代表等ハ会

ルニ「デ」ハ全般的不安ハ別トシ何故ニ日本ハ一九二二年前ノ不安ニ再ヒ還ラントスルヤ兔ニ角相互ニ利益ヲ与ヘタル華府條約ヲundoセントスルハ不幸ナラスヤト言ヘルニ付松平ヨリ再度我方ハ必シモ造艦競争トナルトモ考ヘスト述ヘ「デ」ハ更ニ日本側ニテハ單ニ東洋ニ於ケル「セキユリティー」ノミヲ指シ居ルニ非スヤト言ヘルニ付松平ハ東洋ノミナラス広キ範囲ノ安全問題ヲモ考慮シ居ル次第ナリト述ヘ山本ヨリモ再応艦船兵器航空機發達ノ影響ニ依ル不安ヲ力説セリ

次テ松平ヨリ英國トハ如何ナル詰合ヲナシタリヤ承リ度シト述ヘタルニ「デ」ハ全体トシテ両國ハ現條約ニ相互利益ヲ認メ且世界不安ノ増大セル今日三國カ條約ヲ有スルコトカ安定ヲ与フルト信シ此ノ大道ヲ基礎トシテ相對的ニ軍備ヲ縮減シ時代ニ應スル修正ヲ然ルヘシト認メ其ノ修正ヲ申入レタル次第ナリト説明セリ

本日ハ右ニテ打切りタルカ次回ノ日取ハ未定ナリ尚公表問題ニ關シテハ「デ」ヨリ「オフィシャル、コンミニケ」ハ無意味ナリト述ヘ単ニ協定ノ基礎ニ付意見交換ヲナシタルコト及文書ノ交換等ハナカリシコトヲ話スコトニ止ムル

議ノ空氣其ノ他各般ノ事情ヲ考察シ我カ目的ヲ達成スル様慎重行動シ居ル次第ニ付各地ニ於テ右様ノ發表無之様御考慮フ願ヒタシ

119 昭和9年10月25日 在米國藤井臨時代理大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

海軍會議予備交渉における英國政府の態度に  
關するニヨーヨーク・タイムズのロンドン特  
電報告

ワシントン 10月25日後発  
本 省 10月26日後着

第四五六号

二十四日及二十五日当国各新聞ハ倫敦ニ於ケル日英並ニ米予備交渉ニ関スル倫敦通信ヲ掲載シ會談ノ模様ヲ報スルト共ニ(一)主義上ノ軍備平等(二)比率主義ノ全廃(三)總噸數主義ニ基ク全般的軍縮(四)華府、倫敦兩條約ノ根本的改訂等帝国今回ノ提案ノ骨子ヲ伝ヘ居ル處大体我提案ハ到底英米ノ容認シ得ル所ニアラサルヘシトテ會議ノ前途ニ対スル悲觀的觀察ヲ為シ居ル中ニ二十五日紐育「タイムズ」ハ「英國ハ日本ノ主張ヲ支援セン」ナル見出ニテ大要左ノ如キ同社特

日本側新提案ハ二十四日米国全権ニ開示セラレタルカ之ニ  
対シ米国側ノ反対ナルヘキハ周知ノ事実ナル処交渉開始前  
ハ米国ト共ニ日本案ニ反対ノ立場ヲ取ルモノト想像セラレ  
タル英國側ノ態度ニ付疑点ヲ生スルニ至レリ即チ英國側ハ  
米国側ヲ抑ヘ付ケ日本側ノ主張ニ全幅ノ支援ヲ与フルノ意  
アリヤ否ヤニ付テハ未タ何等充分ナル情報ナキモ英國首席  
全権タル「マクドナルド」首相ハ何等カ日本側ノ要求ヲ満  
足セシムル手段ヲ講スルノ希望ヲ有スル模様ナルコト漸次  
判明シ来レリ「マ」首相以外ノ英國閣僚カ本問題ニ関シ「マ」  
首相ト同一意見ナリヤ否ヤ目下ノ所不明ナルモ「サイモン」  
外相ノ對極東外交政策ノ親日的ナルハ滿州問題ニ關シ「ス  
チムソン」國務長官ノ政策ニ何等好意的協力ヲ与ヘサリシ  
ニ見ルモ明カナリ「マ」首相ニ於テハ先年寿府ニ於テ仏國  
ヲ説キ独逸ニ「主義上」ノ軍備平等權ヲ与ヘタル経験ニ鑑  
ミ今回モ米国側ヲ説得讓歩セシメ日本ニ其ノ主張タル海軍  
々備ノ主義上ノ平等權ヲ与ヘントスル態度ヲ取ルコトハア  
リ得ヘキコトナリ「マ」首相ハ二十三日、日英会談ノ際仲  
ハ總テノ点ニ於テ米国ノ主張ト衝突スルモノナリ第一ニ米  
国ハ現存比率ノ維持ヲ固執ス第二ニ米国ハ戦艦ノ存続及現  
在ノ「サイズ」ノ維持ヲ主張ス第三ニ米国ハ潜水艦ヲ以テ  
防禦用武器ト認メス日本カ主力艦及ヒ航空母艦ノ廢棄ヲ主  
張スルニ於テハ米国ハ潜水艦ノ廢棄ヲ主張スヘシ第四ニ米  
国ハ日本カ華府條約ニ加ハリタル以来其ノ海軍ノ必要ニ変  
化アリタリトハ認メス第五ニ米国ハ海軍縮少ニ賛成ナルモ  
右ハ現存比率ニ比例スルモノタルヲ要ス要スルニ米国海軍  
当局ハ日本ノ所謂 *gross tonnage* ノ主張ハ到底他國ノ  
容認シ難キモノヲ強ントスルモノト見居レリ米国政府当局  
ノ結局ノ態度ハ日本案ノ内容カ詳細判明スル迄確定シ居ラ  
サルカ如キモ或ハ日本カ結局ニ於テ今少シク討議ノ余地ア  
ル代案ヲ提起スル迄折レテ出ツルニ非スヤト見居ル向モア  
リ又日本カ今回ノ提案ニ於テ初メヨリ「ブランフ」ヲ試ミ  
居ルニ非スヤトノ疑惑ヲ拘キ居ルモノモアリ何レニスルモ  
國務省トシテハ今回ノ予備会商ヲ決裂セシメス各国内ノ輿  
論ノ硬直ヲ防カントスル見地ヨリ出来得ル限り私的且非公  
式ノ会談ニ終始セシメタキ希望ヲ有シ居レリ云々

貴電合第一一二七号ニ関シ（海軍予備交渉ニ対スル輿論啓  
発方ノ件）倫敦予備會議ニ於ケル我方提案ニ關シテハ當國  
新聞中今日迄ノ処論評ヲ掲ケタルモノヲ見サルモ米國全權  
ニ提示セラレタル我提案ノ内容力當国内ニ周知セラルルニ  
伴ヒ自然激越ナル論難攻撃モ現ハレ輿論ニモ相當ノ波動ヲ  
誘起スルヲ免カレサルモノト予期セラルル処當方面主要新  
聞及通信社ノ評論又ハ記事担当者ニ対シ予メ我提案ノ骨子  
及其ノ真意ヲ充分呑込マセ置ク事是等記者ノ評論又ハ記事  
ノ執筆ニ際シ誤解ニ依ル妄論ヲ避ケシメ幾分ニテモ我方ニ  
対スル論調ヲ和ケシムル上ヨリ見テ徒爾ナラサルヘシト考  
ヘランタルニ専海陸両武官トモ協議ノ上二十三日當館客発

121  
昭和9年10月26日 広田外務大臣宛(電報)  
在米国藤井臨時代理大使より  
海軍會議予備交渉をめぐる米国世論に対する  
我が方の努力について

ワシントン 10月25日後発  
本省 10月26日後着

第四五八号

二十五日紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ日本ノ海軍軍縮新提案カ素ツ氣無ク且非妥協的ニシテ國務省及海軍當局ノ間ニ反感ヲ誘起シ居レリトテ大要左ノ趣旨ノ華府特派員ノ報道ヲ掲ケ居レリ

日本ノ提案ハ take it or leave it ノ態度ニ出テ居リ些カモ妥協ノ余地ヲ示シ居ラス日本ハ或ハ平等權ヲ得ルモ必シモ其ノ最大限迄建艦スルモノト限ラストノ論ヲ為スヘキモ條約ニ依ル保障ナキ限り米国當局ノ見解ニテハ日本提案

英者トナリ米側ニ対シ日本側ノ主張ヲ取次クヘキ旨申出テ  
タルモ山本少将ハ時機未タ「マ」首相ノ斡旋ヲ必要トスル  
ニ至ラストシテ「マ」首相ノ申出ヲ謝辞シタル趣ナリ  
英ニ転電シ紐育ニ郵送セリ

事務係ヨリ新任ノ両武官ヲ紹介スルノ名目ヲ以テ当地新聞ノ外AP、UP、「インターナショナル・ニュース」、「ルーター」各通信社、紐育「タイムズ」及「ヘラルド・トリビューン」等ノ当地駐在員ノ主ナルモノ十三名ヲ集メ海軍武官ヨリ我方提案ノ骨子及精神ヲ説明シ各種ノ質問ニ對シテハ累次ノ御訓令ニ依リ予メ打合セ置キタル処ニ基キ主トシテ同武官ヨリ夫々回答ヲ与エ約二時間ニ亘リ意見ノ交換ヲ為シタルカ種々立入りタル質問モ出テ之ニ對スル我方ノ懇切ナル説明ニ依リ來会者ハ何レモ相當良ク我提案ノ趣旨ヲ理解シタルモノノ如ク翌日ノ諸新聞ヨリ右案ノ「アウトライン」ヲ報道セル記事弗々現ハレツツアルモ當方ノ注意ニ依リ其ノ出處ヲ明示セサルノミナラス甚タシキ毒筆ヲ弄セルモノヲ見ス此ノ種ノ会合ハ今後モ隨時催シ度キ考ナルニ付御含置ヲ請フ

英へ転電シ在米各領事へ暗送セリ

122

昭和9年10月26日

在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

再開の日英間予備交渉における日本案の基本的原則に関する討議について

共通最大限迄兵力ヲ必要トセサル國ハ自由ニ該限度迄造り得ルニ之ヲ必要トスル國ハ該限度ニ疎セラレ前者ノミ伸縮性ヲ有スル不都合生ス此ノ点如何ニ調和スルヤト問ヒ「マ」モ右ハ單ニ二國關係ニ生スルノミナラス一切ノ國トノ關係ニ於テ生スルニ付重大問題ナリト付加セリ山本ハ英ノ「バルネラビリティ」ノ議論ハ一応尤ナルモ国防ノ安全感ハ資源工業力等其ノ他優勢ナル因子ニ依リ左右セラルルヲ以テ是等ヲ以テ兵力ヲ定ムル資料ト為スコトハ到底不可能ナリ帝国ノ根本方針ハ攻撃兵力ノ廢止又ハ縮減ニ依リ兵力ノ内容カ不脅威不侵略ノ原則ニ適フコトナリ居ルヲ以テ「バルネラビリティ」ニ關シ考慮ノ要無カルヘシト答ヘタルニ「サ」ヨリ不脅威不侵略ノ原則ハ友好關係増進ノ為誠ニ好都合ナルモ問題トスル処ハ現実ノ海軍力即チ現実ノ海軍ノ構成如何ニシテ大海軍ヲ要スルモノト然ラサルモノトノ間ニ共通最大限度ヲ固定スルコトハ前述ノ通ノ不都合ヲ生スヘキ旨繰返セルニ付松平ハ日本案テハ自然英米ノ如キナル海軍国カ大キク犠牲ヲ払フ事トナリ日本モ亦小ナル海軍国ニ対シテハヨリ大ナル犠牲ヲ払フヲ要ス今回日本ハ華府條約ニ定ムル比率ヲ離レテ自由ニ討議ヲ行ヒ度キ次

ロンドン 10月26日後発  
本省 10月27日前着

海第一二号(極秘)

二十六日午前日英交渉再開出席者前回ノ通

前回ノ山本陳述ニ関シ二十四日英國側ヨリ左記ニ對シ説明ヲ得タキ旨申出テ居タル為日本ハ之ヲ議題トシテ商議ヲ進メタリ

(1)日本案ニ依レハ總テノ海軍国ハ其ノ「バルネラビリティ」ノ程度ニ関係ナク共通最大限迄建造(事實上其ノ権利ヲ行使セストスルモ)シ得ル権利ヲ有ストアル処右建造ノ自由ト日本案ニ所謂「各國国防ノ安全感ヲ害スルコトナク」テウ原則トヲ如何ニ調和スルヤ

(2)如何ナル武器ヲ攻擊的又ハ防禦的ト見ルヤ

(3)日本案ニ關スル説明的細目案アリヤ

(4)質的制限(現行艦種別ヲ存続スルトシテ)ニ關シ日本及

英國ノ執ルヘキ大綱

(5)日英ノ各艦種ニ對スル所要總噸数ノ大略  
先ツ「サ」ヨリ第一問ニ關連シ海軍力ハ或程度迄ハ絶対的なルモ亦大イニ相對的ノモノナルニ拘ラス日本案ニ拠レハ

第二シテ若シ日本ヲ三トシ米ヲ五トストノ限定ノ下ニ於テハ「サ」ノ云フ如ク日本ハ五ノ國ヨリモ伸縮性ヲ有スル理ナルモ其ノ仮定ヨリ離レテ考ヘラレン事ヲ望ム我方ノ考フル処ニ依レハ問題トスル処ハ主トシテ米國ナルカ日本ヲ比較スルニ其ノ資源ニ於テ工業能力ニ於テ領土ノ廣大ニ於テ日本ハヨリ大ナル国防上ノ「バルネラビリティ」ヲ有スト思考ス從テ仮ニ日本カ米國ト同率ヲ得ルトスルモ米ニ対シ何等ノ脅威ヲ來サスト信ス吾人ハ安全感ノ外ニ考フヘキ点ハ國民ノPrestigeノ問題ニシテ何時迄モ劣勢ニ拘束セラルルハ肯ツル能ハス極力之ヨリ離脱セントスル次第ナリ「サ」ハ National Prestige の問題ハ良ク了解セリ然レトモ之ヲ別トシ一國ノ現実ノ海軍力ノ構成ハ他國ニ重大關係アルヲ以テ其ノ調節力問題ナリト指摘セルニ付山本ハ攻擊的武器ヲ存スレハコソ他國ノ脅威トモナランカ之ヲ極限セハ結局他ヨリ侵略攻撃ノ可能性少ク国防ノ「バルネラビリティ」ハ極限セラレ右ノ状態ニテハ共通最大限ヲ定ムルモ不安無カル可シト述ヘタリ

右ニ對シ海相ヨリ茲ニ於テ何カ攻撃的ナリヤ防禦的ナリヤヲ知ル要アリト質問セルヲ以テ山本ハ昨日米國ニ述ヘタル

カ如ク航空母艦主力艦甲巡ノ順序ニテ攻撃的ナリト述ヘ乙巡駆逐潜水艦ハ防禦的ナリ之ヲ日本案ノ内容ニ適用スルニ前三者ハ全廢又ハ極限シ後三者ハ総噸数ニテ最大限ヲ定メ其ノ範囲ニテハ自由建造セシメ前三者ヲ全廢セサル時ハ艦種別ニ制限シ両者合シテ総噸数ニテ制限シ而シテ是等ノモノヲ総括シテ共通最大限度ヲ定メ度キ考ナリ其ノ内航空母艦ハ之ヲ全廢シ度シ主力艦モ亦廢止シ度キ考ナルモ五国以外ニ艦船ヲ有スル国モアリ即時全廢不可能ナラハ其ノ目的ニテ極限シタク甲巡モ亦攻撃手段ト認ムルニ付成ルヘク減縮シ度シト述ヘタルニ海相ハ航空母艦ノ廢止ニ関シ英ノ立場ヲ言ヘハ地中海、北海ニ於テ陸上ヨリノ空中攻撃ニ対抗スルモノハ此ノ艦種ヲ措キテ途ナキヲ以テ其ノ廢止ハ困難ナリト言ヘル處「マ」ハ是等ハ余リ技術的ノ問題ナル故ニ専門家ヲシテ研究セシメ其ノ結果ヲ持寄ルコトトシ度キ旨提言セリ依テ右ハ夫レトシ山本ヨリ主力艦廢止ニ対スル英國側所見ヲ求メタル處海相ハ英國トシテハ右ハ防禦的ノモノト考フ若シ之ヲ廢止シ巡洋艦カ最大軍艦トナレル場合ニハ一地点ニ之ヲ集中シ居ル國ト世界的ニ「コンミットメンツ」ヲ有スル國トノ海軍力ヲ比較セハ其ノ防禦上著シキ差

限ヲ主張セサルヲ得ス總噸数主義ハ結局「インセキュリチー」ヲ増加スルノ結果ヲ生スヘシト述ヘ「マ」亦日本案ノ細目ニ闇スル説明ヲ承ハレハ「インセキュリチー」ヲ増加スルモノノ如キ感フ受ク比率ニ依リ日本ヲ劣等視スル考ハ毛頭無シ例ヘハ英國ハ小ナル陸軍ヲ有スルモ之カ為劣等ト見ルヲ得サルト同様ナリ何ノ道此ノ際何等カノ協定ニ達スルニ非サレハ建艦競争ハ免レ難カルヘシト云ヒ「サ」ヨリモ此ノ際日本側ニ申上ケ度キハ「ブレスチイジ」ノ点ハ良ク「アプレシエート」シ良ク了解スル所此ノ点ヲ如何ニシテ現実ノ海軍力ノ問題ニ当嵌ムカカ問題ナリ「マ」ヨリモ更ニ考慮セサルヘカラサルハ日英間ノミノコトナレハ満足ノ了解ニ達シ得ルコト容易ノコトニテモ之ヲ多數国間ニ當嵌ム場合ニハ然カ行カサルコトモアルヘキコトヲ考慮セサルヘカラス要スルニ前記技術的問題ノ外問題ノ政治的方面モ考慮スルヲ要スルヲ以テ此ノ点松平「サイモン」間ニ話合ヲ進ムルコト然ルヘシト述ヘ右様打合セタリ更ニ「サ」ヨリ本会合ハ出来得ル限り日英日米ト並行シテ行ヒ度ク昨日「デビス」ト会見セルカ短時間ニテ実質ノ話ヲ為シ得サリシニ付近ク面会ノ筈ナルカ日本ノ立場ハ日本

ヲ生ス故ニ主力艦ハ右ノ調和上即チ自國ノ安全防護上必要ナル防禦的武器ナリト認ム甲巡ニ闇シテハ日本ト大ナル差無シト考フル旨並ニ輕巡駆逐艦ハ防禦的ナルモ潜水艦ハ大戦中ノ経験ニ徴シテモ明カナルカ如ク最モ攻撃的ノ武器ナリト認ムルト述フ「マ」又之ヲ主張シタルガ更ニ海相ハ英國ハ從来潜水艦廢止ヲ主張セルガ其ノ艦型ヲ極端ニ縮小セバ（例ヘバ二百五十噸）防禦的ト言ヒ得ヘキ処右ハ如何様考フルカト問ヘルニ付山本ハ英ノ見解ハ了解スルコト顧み遠距離ニ於テ攻撃的ニ使用スルコト困難ナリ又其ノ艦型縮小ハ日本近海ノ荒波ニ対抗シ得ス現ニ最大ノモノスラ其ノ乗員波ニ攫ハレタル例モ屢有ルニ付寧ロ其ノ拡大ヲ希望スル位ナルモ現状ニテ已ムヲ得ス満足シ居ル次第ナリト答ヘタリ軍令部長ヨリ要スルニ日本案ハ大型艦ニハ艦種別小型ニハ總噸数ヲ主張セラルル次第ナルカ總噸数ノ下ニ於テハ或國ハ潛水艦ノミヲ又或國ハ輕巡ノミヲ造ルカ如キ場合アルヘク英國トシテハ右ノ何レニ対シテモ適応セサルヘカラサルコトトナルヘキニ付小型艦ニ付テモ又艦種別ニ依リ制

側ヨリ良ク米国ニ通スル様話合ヒセラレ度シト述ヘ「マ」モ亦米ニ対シテハ英ノ所見ハ英ヨリ話スヘキニ付日本ノ所見ハ日本ヨリ述ヘラレ度キ旨希望セリ次テ松平ヨリ英國側ニテハ共通最大限ヲ定ムル場合關係以外ノ他国モ統々建艦スルニ至ルヘキコトヲ恐レラルカ如キモ現ニ日、英、米、仏、伊以外ハ何等条約上ノ制限無キニ拘ハラス他国トノ間ニ建艦競争起ラス從テ限度ヲ規定スルモ他国ニハ影響無シト考フト述ヘタルニ対シ「マ」ハ右ハ御尤モナルモ倫敦條約ニテハ「エスカレーター」条項付加ニ依リ他国ニ備ヘタルカ之丈ノ地位ハ保持スル必要有リ他国カ自由ニ造り得ト為スカ如キ姿勢ハ甚タ願ハシカラスト答ヘタリ最後ニ山本ヨリ議題四、五ハ攻撃的兵力ノ全廢又ハ縮少ト因果關係有ルヲ除キ右問題ノ決定後審査スルヲ適當ト但シ帝国ノ根本方針ヲ前提トシテ後日討議スルコトニハ異議無シト述ヘタルニ英國側ハ之ヲ肯定セリ依テ二十六日午後ヨリ海軍省ニテ専門家ノ会合ヲ行フ事ニ決定セリ

米、仏、伊ニ転電セリ

## 日英専門家会合における日本案をめぐる質疑

応答について

ロンドン 10月27日前発  
本省 10月27日後着

海第一三号(極秘)  
海第一二号末段ニ関シ

十月二十六日午後ノ第一日日英専門家会合参会者山本加藤

岩下溝田英側「チャットフィールド」軍令部長「リットル」

次長「ダンクワーツ」作戦課長「クレーギー」

交渉ノ内容、「チ」ハ先ツ英國トシテハ甲巡縮少ノ趣旨ニハ  
同意スルモ空母主力艦ノ全廢ニハ反対ニシテ此ノ問題ヲ未  
決ノ儘主力艦空母ノ艦型問題ニ入り度シト述ヘ山本ハ帝国  
政府ハ其ノ根本方針ニ照シ華府条約ノ廢棄ヲ決心シ居ル次  
第ニシテ空母主力艦ニ関スル英ノ態度ニハ同意シ難ク日本  
ノ提案ノ重点ハ共通最大限設定ト攻撃的兵力縮減ニアレハ  
之ヲ前提トシテナラハ實質問題ニ入り差支無キ旨ヲ答フ  
「チ」ハ空母、主力艦廢止ニ同意セサル限り討議ヲ進メ得サ

ル意ナリヤト問ヒ山本ハ日本ノ方針ハ変ヘラレサルモ英ノ  
事情ハ諒トスルヲ以テ我根本方針ニ反セサル限り協調シ度  
シ但シ量ヲ無視シテ質ノ問題ヲ討議シ得ス全般的協定不成  
立ノ場合質ノミノ制限ニ止ムルコトニハ同意シ得サル旨ヲ  
答フ「チ」ハ日本ハ共通最大限設定ト攻撃的兵力全廢トノ重  
要提唱ハ同一ナリヤト訊シ山本ハ共通最大限設定ヲ最重要  
トシ攻撃兵力縮減ヲ次トスルモ空母是非全廢ヲ主張スル旨  
ヲ答フ「チ」ハ空母保有ヲ仮定シテ話ヲ進メ得サルヤ山本然  
リ共通最大限ヲ認ムル条件ノ下ニ差支ヘナシ主力艦々型ニ  
関シ英側ハ二万五千噸十二吋砲ヲ搭載シ得ル程度迄縮少シ得  
ニ対シ山本ハ自分ハ十四吋砲ヲ搭載シ得ル程度迄縮少シ得  
ヘク二万八千乃至三万噸位ナラント思フ旨答ヘタリ空母全  
廢ニ関シテ日英夫々言分アルヲ以テ之ハ後日ノ問題トシ艦  
型ニ付英ハ二万二千噸五、一吋砲(六吋トスルコトニ必ス  
シモ反対セス)トシ八吋砲ニハ反対ナル旨申添フ山本ハ二  
万噸位ト答フ巡洋艦ニ関シテハ英ハ八吋砲艦廢止ヲ希望ス  
ルモ現実問題トシテ不建造トシタキコト乙巡モ大型ノモノ  
ハ隻数ヲ制限シタキコトヲ述ヘ我方ノ意見ヲ徵ス山本ハ日  
本ノ主張カ主力艦ヲ廢止シ甲巡ヲ艦隊ノ根幹トシタキ考ヘ

ナルヲ以テ主力艦ヲ保有スルコトトナレハ八吋砲艦ハ不用  
ノ如ク見ユルモ航母カ保有セラル限リ之カ防禦ノ為八吋  
砲艦ヲ必要トスルコト大型六吋砲艦ハ艦型ハ八千噸以下小  
型六吋砲艦ハ五千噸位ヲ適當トスルコト並ニ日本ハ乙巡以  
下ハ總噸数制限ヲ主張スルモノナレハ隻数ハ制限セサルヲ  
適当トルモノナレトモ大型六吋砲艦隻数制限ヲ英國カ希  
望スルニ於テハ強テ反対セサルヘキモ日本政府トシテ之ニ  
同意セサルトキハ後日之ヲ取消スコトアルヘキヲ述ヘタリ  
駆逐艦型ハ英ハ現行規定通ニテ異議ナク我ハ現有ノ外千五  
百噸ニテ可ナルモ英案ニ強テ反対セス次テ「チ」ハ乙巡以  
下ヲ總噸数制限トスルトキハ今朝述ヘタルカ如ク困難アリ  
乙巡ト駆逐艦ノミヲ總噸数制限トスル方英ニトリ好都合ナ  
リト述フ潛水艦ヲ保有スルコトトナリタルトキノ艦型ハ英  
ハ現行規定ニ同意スル旨明言セリ

次テ量的問題ニ入ル

主力艦ニ関シ英ハ艦型ハ縮小シ隻数ハ一五隻ヲ必要トスル  
コト、一五隻ハ太平洋ニ於テハ日本海軍ト均勢トナルヘキ  
コト、主力艦代艦ニ関シ適當ナル協定ヲ遂ケタキコト並ニ  
日本ハ主力艦全廢ヲ主張セルモ艦型縮小ニテハ英國ニ及ハ

サルコトヲ述ヘ山本ハ日本ハ主力艦ヲ全廢セント迄考ヘ居  
リ英國案ニ対シテハ慎重ナル研究ヲ要スルモ一五隻ニハ到  
底同意出来ス、艦型ハ主義上英迄下リタキモ現存主力艦ト  
ノ関係上日本案ヲ適當トスル旨答フ空母ノ保有量ハ英國ハ  
十一万噸(二万二千噸五隻)ヲ提議セルモ十万噸(二万噸五  
隻)ニテモ差支ヘ無キ模様ナリ山本ハ日本ハ空母ヲ全廢セ  
ントスルモノニシテ万一保有セラル場合ハ極力縮減スル  
必要アリト述フ巡洋艦ノ保有量ニ関シ英ハ八吋砲艦ハ十五  
隻大型六吋砲艦十隻小型六吋砲艦四十五隻合計七十隻ヲ必  
要トシ右隻数ハ絶對のノ必要ニ基クモノニシテ相對のノモ  
ノナラサルコト及其ノ一部ハ艦齡超過艦ニテ差支ヘ無キ旨  
述ヘタリ帝国ノ所要量ハ明示セス駆逐艦ノ保有量ニ関シ英  
ハ潛水艦ノ量ヲ基礎トシテ駆逐艦ノ保有量ヲ定ムルモノニ  
テ潛水艦四万噸ノ場合ハ駆逐艦十万噸潛水艦四万噸以上ナ  
レハ駆逐艦ハ現有十五万噸以上ヲ要求シ日本ノ潛水艦所要  
量ヲ求メタルニ対シ山本ハ日本ハ空母主力艦ヲ全廢スレハ  
現有量ヲ増加スル要ナキモ然ラサル場合ハ少クトモ十二万  
噸ヲ必要トスル旨ヲ答ヘ英ハ歐州海軍國ノ潛水艦カ十二万

終リニ英ハ太平洋ニ於テハ純然タル防禦ノ体勢ニアリテ新

嘉坡モ全ク防禦ノ為ナリト云ヘルヲ以テ山本ハ英海軍ノ友

交関係並ニ本日ノ説明ニ對シ謝意ヲ述ヘ置ケリ公表ハ専門

家両国ノ提案ニ付意見ヲ交換セル程度トスルコトニ申合セ

タリ

尚本日午前英國側ノ提示セル質的制限案左ノ通

主力艦二万五千噸十二吋砲

航空母艦二万二千噸五、一吋

巡洋艦八吋砲艦不建造

大型六吋砲艦隻數制限

其ノ他ノ六吋砲艦艦型制限七千噸

駆逐艦現行規程ノ通（駆逐艦千五百噸纏導駆逐艦千八百五十噸五、一吋砲）

潜水艦全廢

米、仏、伊ニ暗送セリ

124 昭和9年10月29日 広田外務大臣より  
在英國松平大使宛（電報）

日英関係調整を希望するサイモン外相の申出  
に対し我が方の取るべき態度について

本省 10月29日発

第三〇九号（館長符号扱）

貴電第四九〇号ニ関シ

一、帝國ノ國際情勢全般ニ照シ出来得ル限り英國トノ親善  
關係ヲ増進スルハ此ノ際最モ必要ナルニヨリ「サイモン」カ我方トノ接近ヲ求メントスル態度ニ對シテハ之ニ順応シ出来得ル限り兩國親善増進ニ歩ヲ進ムルヲ可トス

二、帝國政府ニ於テハ海軍軍縮協定ノ成立ヲ希望スルモノナルニヨリ右成立ヲ促進スヘキ事柄ハ可成之ヲ助長セン  
トスルモノナル處軍縮交渉ノ一題目トシテ東亞殊ニ支那

シ於ケル政治問題ノ討議ニ入ル場合ニハ遂ニ我方ノ容認シ難キ結果ニ隔ル虞アリテ東亞殊ニ支那問題ヲ多邊的條約乃至會議外交ノ目的物トスルコトヲ極力排斥セムトス

ル我方ノ主意ニ反スルヲ以テ之ヲ避クヘク又一方軍縮交渉再開ニ際シ我方カ特ニ英ト裏面的ニ政治的關係ヲ設定セムトスルカ如キ印象ヲ米國側ニ与フルコトハ軍縮交渉ノ進行ニモ障害ナキヲ保セス從テ本件取扱ハ慎重ナル注意ヲ要スヘシ

三、尚本大臣ハ曩ニ英國大使ニ對シ軍縮會議ノ成功ハ少ク居レリ  
五、尚本件「サイモン」ノ申出ハ措辞余りニ簡単ニシテ更ニ詳細且具体的ニ其ノ意向ヲ明瞭ナラシムル必要アルニ付前記ノ趣旨御含ノ上先以テ可然方法ニヨリ英國側ノ意向ヲ突止メ先方トノ話ヲ繼ケ前記（）末段米國トノ機微ナル關係ニ就テハ特ニ考慮ヲ加ヘツツ軍縮交渉ノ推移ニ応シ本件ヲ展開セシメ得ルノ素地ヲ作り置カルル様致サレタシ

四、由來我方カ主要列國特ニ英米ト各個ニ親善増進ノ目的ヲ以テ種々ノ話合ヲナシ東亞ニ於ケル我地位ヲ了解セシムルコトハ頗ル必要ニシテ又東亞就中支那ニ於ケル各國ノ權益ヲ侵スノ意思ナシコトヲ理解セシムルニ努ムヘキハ勿論ノ義ナルカ若シ何等カ取極等ノ形トスル場合ニハ

叙上ノ次第ニ顧ミ将来ニ亘リ東亞ニ於ケル我方ノ地位ニ拘束ヲ來ササルコトニ充分注意スルコト肝要ナルヘシ  
方我方トシテハ英國トノ間ニ通商上ノ懸案アル外支那問

125 昭和9年10月30日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）  
第一回英米間予備交渉に関するコミュニケ発表について

ロンドン 本省 10月30日前着 発

英米第一次会商ハ午後三時半カラ前後一時間半ニ亘リ午後

五時ニ至リ散会シタカ会談後首相官邸カラ次ノ「コミニュ

ケ」カ発表サレタ

去ル七月英米両国政府代表間ニ開始サレタ海軍縮少会議予

備会談ハ二十九日午後「ダウニング」街十番地首相官邸ニ

於テ統開、海軍問題討議ノ現状ニ付更ニ意見ノ交換ヲ遂ケ

ラレタ会商出席者次ノ通

英國政府代表

首相「ラムゼー・マクドーナルド」

外相「サー・ジョン・サイモン」

海相「サー・ボルトン・アイヤース・モンセル」

首席海軍顧問「サー・アンル・チャトフィールド」提督

財務次官「サー・ワレン・フィツシャー」

米国政府代表「ノーマン・デーヴィス」

作戦部長「W・H・スタンドレー」提督

スイス駐劄公使「H・R・ウイルソン」

大使館參事官「サー・アサートン」

海軍中佐「R・シルマン」

法律顧問「N・H・フィールド」

海軍中佐「E・J・ホツヅオール」

海軍中佐「A・W・クラーク」

海第一六号（極秘）

二十九日午前日米会談出席者前回ノ通

「デ」ヨリ日本ノ共通最大限ヲ定ムヘシトノ方針ハ仏、伊

ニ対シテモ同様ニ通用シ仏、伊ニ対シテモ同等ノ數ヲ認

ムル意ナリヤト質セルニ依リ松平及山本ヨリ右両國ニ於テ

同等ノ権利ヲ要求スルニ於テハ之ヲ拒ム理由モナキモ仏伊

間ノ関係ハ右両國間ニ適宜協定セシムルコトトシ差支ナカ

ルヘク特ニ日米ハ比較的の関係少キニ付両國力如何ナル協定

ヲ為スモ差支ナカルヘシト答ヘタル処「デ」ハ英國カ之ニ

同意スヘシトハ考ヘラレス倫敦條約ノ際仏、伊ノ勢力ニ関

係ナク日英米三国間ノ保有量ニ英カ同意シタルハ「エスカ

レーター」条項ヲ插入シタルカ為ナリト述ヘ

続ヒテ「デ」ヨリ日本ハ英國ニ対シ細目ノ説明ヲ与ヘタル

126 昭和9年10月30日 在英國松平大使より

広田外務大臣宛（電報）

日米間予備交渉において日本案の基本的原則

に関する討議について

ロンドン 10月30日前發

本省 10月30日後着

由ナルカ右ト同様ノ説明ヲ承ハリ得ハ根本原則ノ趣旨モ一層明カトナリ又其ノ適用ノ具体的内容ヲモ知リ得ルニ便ナルヘシト述ヘタルヲ以テ松平及山本ヨリ日米専門家会合ニハ異存ナキモ質的問題ハ我方根本方針タル共通最大限ヲ定ムト言フ原則ニ密接ノ関係アリ之ヲ離レテハ考ヘラレサル次第ナルカ英ニ対シテハ我方根本方針カ容レラルコトヲ条件トセル下ニテ先方ノ具体的問題ニ対シ我方ノ所見ヲ説明セル次第ナリト答ヘ尚松平ヨリ米国側ヨリ具体的提案アラハ之ニ対シ我方所見ヲ述ブルコトハ差支ナシト述ヘタリ「デ」ハ米国側今回商議ノ目的ハ倫敦條約ヲ更改シ華府条約ヲ繼續スルコト及右両條約ノ範囲内ニ於テ二割方ノ軍縮ヲ行フコトニ在リ此ノ建前ノ下ニ技術的ニ考へ如何ニ具体案ヲ按排スヘキカラ考ヘ居ル次第ナリ之ヲ離レテハ質的問題ニ付具体案ヲ有セスト云ヘルニ付松平ヨリモ此ノ意味ニモ英國トノ専門家会合ニテハ英案ニ基キテ技術的意見交換ヲ為シタルモノナリ又質的問題ハ前述ノ如ク我根本方針ト不離ナル関係ニ在リ而モ右方針ハ戦争ヲ不可能ナラシムルヲ基礎トシ居リ航空母艦潜水艦等ニ関係スルカ如キ技術問

題モ戰争ヲ無カラシメントスルコトニ出発シ居レルカ故ニ根本方針ヲ離レタル質的商議ハ無意義ナリト付加セルニ「デ」ハ戰争ヲ不可能ナラシムル方法トシテ現條約ハ先ツ各國間ニ安全感ヲ確保スルコトニ依リ其ノ目的ヲ達シ居ルニ非ラスマヤト述ヘタルヲ以テ松平ハ其ノ点ハ前回来議論シ来レル所ナルカ要スルニ日本ハ「レシオ」ナル觀念カ国民ニ不平等感ヲ与ヘ将来関係國間ニ不安ノ原因トナルコトヲ惧ルルカ故ニ反対ヲ主張シ居ル訳ニテ之カ為日本ハ本年末迄ニハ華府條約ヲ廢棄スルコトニ決意シ居ル次第八過日御話セル通ナリト述ヘ「デ」ハ英國側ニ於テハ現行條約繼續ニ関シ米ト異レル意見ヲ有スル次第ナリヤト問ヘルニ付松平ヨリ右ハ判然聽キ居ラスト答ヘタル処「デ」ヨリ華府条約破棄ノ場合全然無條約トナルカ他ノ基礎ノ下ニ新協定ヲ作ルカノ何レカ考ヘラルル処何レニスルモ具体的説明ヲ聴クニ於テハ相互ノ了解ヲ増シ新協定ノ途モ発見シ得ラルヘシト述ヘタルヲ以テ松平ヨリ右新協定ニ達スル為協議スルコトニハ勿論異論無キモ米国側ヨリ其ノ具体案ノ説明ヲ得サルヘカラスト主張セルニ「デ」ハ前述ノ通り一律二割減ヲ行ヒ其ノ範囲内ニテ如何ニ技術的按排ヲ為スカラ考フ

ルノミニテ別ニ独立セル案ヲ有セスト述ヘタルカ我方ヨリハ根本方針ヲ明カニスル意味ニテ専門家会合ヲ為スコト差支無シト述ヘ結局二十九日午後英米第一回交渉後尚近ク日米会商ヲ為シ其ノ上ニテ更ニ我方ト打合スコトトシタリ新聞ニ対シテハ日本側主張ニ関シ更ニ補助的商議ヲ行ヒ近ク日米会合ノ筈トノ発表ヲ行フコトトセリ

米、仏、伊へ転電セリ

127 昭和9年10月31日 在米国斎藤大使（電報） 広田外務大臣宛（電報）

### 海軍会議予備交渉の成行きに関する主要新聞

#### 論調について

ワシントン 10月31日後発  
本 省 11月1日前着

本使発在英大使宛電報

第四六七号

予備会商ノ成行ニ閑スル當方面主要新聞貴地特派員及「エー・ピー」ノ二十九日付通信ハ日本側カ現在ノ態度ヲ固執スル限り会議ノ停頓避ケ難キ状態ナリト為スニ一致シ居ル処

第六一號

本使発在英大使宛電報

英米カ日本ニ対シテ共同戦線ヲ布キ居ルカ如キ感触ヲ日本ニ与ヘサルコトニ腐心シ之カ為ニハ日英接近ノ疑念ヲ米国ニ与フルコトサヘ氣ニ止メサルノ感アリ英國側ノスル態度ハ其ノ伝統的親日感情、満州事件ニ対スル憤激心ノ減退並ニ豪州カ最近日本カ其ノ脅威ニ非スシテ最良ノ顧客タルヲ發見シタルコトニ依ルヘキト同時ニ「マ」首相カ國內問題ヨリ國際問題ニ民心ヲ転換セシムル為議会開会前外交上ノ成功ヲ収ムルニ急ナル事情ニ基クモノト観ラル英國海軍当局ハ必シモ「マ」首相ト同一ノ態度ヲ執リ居ラサルモノノ如キモ兔ニ角今回ノ会議ハ英國側ニテ見切ヲ付クル迄ハ繼續セラルヘシ

### 三、「バルチモア・サン」（「エイケン」）

日本側ノ「グローバル・トンネード」ノ主張ニ対スル米國側反対ノ主タル点ハ現存条約ノ比率主義ハ太平洋ニ於ケル防備制限条項ト不可分ナルモノニシテ仮令主義上ノミニセヨ日本力平等権ヲ有スルニ至ルコトハ右制限条項ヲモ覆スコトトナルト言フニアリ又英國側ハ小巡洋艦潛水艦及駆逐艦ヲ總噸數制ニ包含セシムル点ニ主トシテ反対ス蓋シ日本若ハ他国カ其ノ海軍力ヲ潜水艦ニ集中スル

右ノ中特ニ注意ニ値スルモノノ要点御参考迄

一、紐育「ヘラルド・トリビューン」（「スカバロー」）

英米共華府及倫敦条約ノ維持ヲ欲シ日本ノ新要求ニ何等

正当ノ理由ヲ發見シ得サルコトハ既ニ日本側ニ明カニセラレタル今日会議ノ進展ト否トハ専ラ日本側今後ノ出方

如何ニ依リ決セラルヘシ米国カ新協定不成立ノ場合現存

比率ノ維持ノ為ニハ建艦競争ヲモ辞セサルヘキハ日本ノ

夙ニ感知シタル筈ニシテ此ノ見地ヨリ英米ハ日本カ其ノ

「パリティ」ノ主張ヲ緩和シテ紙上ノ平等權ニ満足シ実質的劣勢ニ甘ンスル迄ニ折レテ出ルコトヲ期待シ居ルモノノ如キモ日本側ノ態度ハ強硬ニシテ会議ノ成功ハ見込

無キモノト觀ラル

### 二、紐育「タイムズ」（「セルデン」）

米国ハ日本トノ紛議ハ何トカシテ回避セント希望シ居ルモ日本ノ要求ニ対シテハ全然容認ノ意無シ本日米国全権側ハ仮令華府条約廃棄セラルモ英米ハ日本ニ平等ヲ許ササル為建艦スヘキヲ以テ日本ハ之ニ依リ何等利スル所無カルヘキ旨ヲ明カニセリ英國ノ態度モ大体米国ト同一ナルモ「マ」首相ハ会議ノ決裂ヲ救フニ専ラナルト共ニ

ハ英國ノ最モ恐ル所ナレハナリ英米カ日本案ヲ採用シ得サルニ至ラハ各國全権ハ初ニ戻リ現存条約上ノ建前内ニ於ケル融合方法又ハ他ノ新規ノ調整方法ノ發見ニ向ツテ新ニ交渉ヲ始ムルノ他途無キモ各國全権共目下ノ所スル新ナル交渉ヲ始ムルノ意無キカ如シ

### 四、「エー・ピー」通信

日本側カ其ノ態度ヲ変更セサル限り交渉ハ何等妥協ノ途無カルヘク英米ハ日本カ新条約中兩国ト平等ナル海軍力ヲ保有セサル盟約ヲ為ス場合ニハ代償トシテ日本ノ面目ヲ立ツル条項ヲ規約スル方法ヲ研究シ居ル模様ナルモ日本ニシテ好マサル限り右種条項ハ考慮セラサルヘク結局妥協案ハ日本側ヨリ來ラサルヘカラス英米ハ日本ニ対シ共同戦線ヲ張リ居ルニハ非サルモ有ユル見地ヨリ日本提案検討ノ結果「レイシオ」ヲ「リラティーヴ・ストレングス」ニ代フル等多少ノ讓歩ハ別トシ華府条約ヲ改訂スルハ誤ナリトスル点ニ於テ一致ス二十九日英米会商ノ結果ハ唯日本ノ讓歩ノミ何等ノ協定ニ導クヘシトノ希望ヲ残スニ至レリ

大臣ニ転電シ紐育ニ郵送セリ

## 海軍會議予備交渉停頓打開に関するサイモン

## 外相との会談について

付

記※(日付不明)廣田外務大臣より在英國松平大使宛

(電信番号不明)

軍縮問題に日英米不侵略協定等の政治的問題を関連させようとするサイモン外相の申出に対する我が方の態度について

ロンドン 10月31日後発  
本省 11月1日前着

## 第五一二号(館長符号扱)

十月三十日「サイモン」ノ求メニ依リ会見シタル処「サ」ハ  
會議進行面白カラス共通最大限度ヲ定メントスル日本提案ニ對シテハ英國政府ハ到底同意スル能ハストテ之迄述ヘタル英國ノ立場ヲ繰返シ説明シタル上米國側モ同案ニ同意セ  
サルハ明カナルヲ以テ此ノ儘ニテハ會議ハ停頓ノ外ナク何等カ政治的方法ニ依リ此ノ難關ヲ切抜ケ國交ニモ支障ヲ來ササル様考慮スヘキ時期ニナレルヤト考フル処過日廣田大臣「クライヴ」間ノ話ニ関連シ御尋ネシタル点ニ付其ノ後

ヲ協定シ之ヲ以テ制限スルコトセハ如何カト考ヘ居レリ  
國防ノ安全感ニ関シテハ日本側ニ於テハ英國ヨリ侵略ヲ受クヘシトハ考ヘ居ラサルヘク懸念セラル所ハ米國ヨリ脅威ヲ受クルコトナキヤニアル様思ハルル処右ニ對シテハ  
日、英、米三国間ニ不侵略協定ノ如キモノヲ締結スルニ於テハ此ノ点ニ於ケル危惧ノ念ヲ一掃シ得ヘクスケスルニ於テハ日本要求ノ二主義モ相當満足セラルニアラスヤト思考ス尤モ一方ニ不侵略協定存スル間ニ万一千日本カ支那本土ニ於テ隨意ノ行動ヲ為シ「支那ノ領土権ヲ侵犯シ」英國ノ権益ヲ阻害スルカ如キコトアラハ右協定モ意味ナキニ至ルヲ以テ此ノ点ニ付日本ヨリ何等カノ保障ヲ得ルコト必要ナリ  
ト述ヘタリ仍テ本使ハ日本ノ立場ヨリ之ヲ批評スレハ現在ノ五、五、三ノ比率ニテモ米國ハ日本ニ脅威ヲ与ヘスト言ヒ居ルニ鑑ミ日本側ニ於テ米國ト均等ノ勢力ヲ有スルモ何等米國ニ脅威ノ念ヲ與フル筈ナク更ニ不侵略協定ノ如キ保障ヲ見ルニ於テハ一層米国人ノ安全感ヲ増ス理ナリ残ル所ハ「プレステイジ」ノ問題ナルカ此ノ点ヨリ言ヘハ國ノ大小ニ依リ差等ヲ付クヘキ性質ノモノニ非ス結局同等ノ勢力ヲ要求スルノ外ナキニ帰着スヘシ紳士協定ニ於テ協定セラ

何等カ回答アリタルヤト問ヘルニ依リ本使ハ實ハ只今回答ニ接シタルモ未タ充分ニ之ヲ研究スル時間ナカリシカ廣田氏ハ英國側ノ意向ヲ今少シ明カニシタキ希望ナルモノノ如

シト答ヘタル処「サ」ハ元來本件ハ廣田氏ヨリ「クライヴ」ニ会談セラレタル所ニテ英國政府ニ於テモ折角真面目ニ研究中ニ付支那本土ニ於ケル英國権益ノ保障ニ関シ日本側ニ於テ如何ナル考ヲ有セラルルヤト當方ヨリ御尋ネシタル次第ナリト言ヘルニ付本使此ノ点ハ廣田氏ニ明カニ通シ置キタルカ日本カ支那本土ニ於ケル英國権益ヲ尊重スヘキハ勿論ノ義ナルモ其ノ形式等ニ関シ英國側ニ於テ何等考ヘ居ラルルヤト承知シタキコト思ハルト述ヘタルニ「サ」ハ実ハ自分丈ノ考ニテ首相其ノ他ニモ開示シ居ラサル所ナルカ自分ノ観ル所ニテハ過日貴大使ノ開陳セラレタル日本要求ノ基礎ハ國民ノ「プレステイージ」ノ觀念ト国防ノ安全感トニ帰着スル処「プレステイージ」ノ点ハ至極御尤モニテ右ニ付テハ充份同情ヲ以テ考量シ居リ或ハ何等カノ宣言ヲ為シ日本ノ面目ヲ立ツル(軍備平等権等ヲ考ヘ居ルカト思ハル)一方造船競争防止ノ為ニハ外部ニ発表セサル紳士協定ニ依リ各自予メ一定期間(何ヶ月指示)ノ造船計画

ルヘキ兵力ハ現在ノ比率ニ拠ル趣旨ナリヤト問ヒタル処「サ」ハ自分丈ノ考ニテハ矢張り現協定ノ勢力ヲ基礎トシテ考量スルコト然ルヘキカト思考スト答ヘタルヲ以テ本使ハ其ノ点ニ付テハ前述ノ理由ニ依リ我方ニ於テ異議アリト信スルモ貴大臣ノ御話ハ兎ニ角廣田氏ニ伝フヘシト述ヘタル処「サ」ハ本件ハ全ク自分丈ノ考ニテ「プロポーザル」ニハ非ス万一新聞等ニ「サイモン」カ案ヲ提出セリ等ト洩ルルニ於テハ由々シキ大事トナルヲ以テ此ノ点ハ絶対ニ漏洩セサル様特ニ御手配相成度ト言ヘルニ付本使ハ之ヲ諒シ置キタリ(「サ」ハ先年来屢東京ニテ機密談話洩レタルヲ諷シ居タリ)

本電ハ往電第四九〇号及貴電第三〇九号及第三一一号ニ關係アルヲ以テ海軍會議関係一般電報トシテ發電スルコトハ如何ト思考セラルノミナラス萬一我方ニ於テ幾分ナリトモ漏ルルニ於テハ本使ハ會議ノ衝ニ当ルヲ得サル立場トナルニ付為念館長符号扱ヲ以テ電報セリ尚山本代表ニハ内密ノ含ニ迄内容ヲ話シ本電ノ別取扱ノ理由モ説明シ置キタリ

我方ニ於テハ「サ」ノ申出ニ對シテハ諸種ノ困難アルモ日英關係ノ大局ニ顧ミ先方ノ態度如何ニ依リテハ話合ヲ繼クルコトスヘキ意向ナルモ先以テ左ノ趣旨ニヨリ先方ト応酬セラレ結果電報相成様致サレタシ

一、紳士協定ニ付テハ往電海第〇〇〇号ニテ御了知アリ度シ

二、日英米間不侵略協定締結ノ趣旨ニハ異存ナキモ四国条約カ不侵略ノ精神ヲ以テ作成セラレ居ルニ鑑ミ同條約ノ期間ヲ延長セハ可ナルニ非スヤトノ趣旨ヲ述ヘ英ノ真意ヲ窺知セラレ度シ

三、軍縮交渉ニ於テ東亞殊ニ支那ニ関スル政治問題ヲ議セサルコトハ本交渉ノ当初ヨリ申進メタル通り當方ノ一貫セル方針ナリ又我方ニ於テ英國ノ在支權益ヲ侵犯スルカ如キ意図ナキハ勿論支那ヲ侵略スルカ如キ意図ナキハ明白ナリ然ルニ「サ」カ日本カ支那ヲ侵略スルノ意図ヲ抱藏スルヤノ危惧ヲ今猶抱キ居ルカ如キハ我方ノ意外トル処ニシテ此ノ点ニ付今改メテ約束スルカ如キハ其ノ必要ナキノミナラス却テ面白カラサル影響ヲ招来スルノ虞アリト思考ス元來當方トシテハ支那ト限定セス広ク一ヲ合セラレンコトヲ望ム

130 昭和9年11月1日 在英國松平大使より

廣田外務大臣宛(電報)

## 日本側の提案理由をめぐる討議について

|      |         |
|------|---------|
| ロンドン | 11月1日前発 |
| 本 省  | 11月1日後着 |

三十一日日米会談、出席者前回通

「デ」ヨリ日本提案ヲ充分ニ考慮セルカ異レル立場ニ基キ新協定ヲ紹介セントスル日本側ノ理由ハ(一)海軍技術ノ進歩ニ伴ヒ安全感ニ著シキ変化ヲ來セルコト及(二)國家ノ「プレステイージ」ニ関ストノコトナルヤニ認メラルル処(二)ノ問題ニ付考フルニ海軍力ノ増加ハ「プレステイージ」ヲ増ス

一般的ニ日英間ノ利害關係調節ヲ目途トシテ日英協調ヲ保持シタキ次第ナルニ就テハ右御承知ノ上「サ」ノ希望ニ付今少シク的確ナル所ヲ御問ヒ質シリ度シ

四、我方ニテハ軍縮問題ノ交渉ニ前記(二)(三)ノ問題ヲ直接関連セシメ不可分ノモノトシテ交渉ニ入ルニ於テハ兩者混淆シ軍縮問題ノ進捗ニ大ナル支障ヲ惹起スルノ惧アルト思考スル處貴電海第二一号「マ」ノ提言モ此点ニ触レ居ラサルニ依リ之ヲ別個ニ取扱フコトニ努メラル様御留意相成度シ

129 昭和9年11月1日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

对英米均勢に關する在米大使声明について

ロンドン 11月1日前着 本 省 11月1日前着

第五一四号(館長符号扱 極秘)  
本使発米宛電報

第一二二号

三十一日「テレグラフ」華府通信ハ貴大使カ日本ハ今日直チニ對英米均勢実現ヲ要求スルモノニ非スシテ一定ノ期

トハ考ヘラレス現條約ハ防備規定モ含ミ居リ現状ニ於テ考ヘ得ヘキ安全確保ノ最善ノ方法ナリト信ス前回山本代表ヨリ劣等比率ノ為或國トノ關係ニ因難ヲ増スニ至レリト云ハレタルモ支那問題ニハ吾人モ関心ヲ有シ日、英、米協力シテ此問題ニ當ルコトコソ日本ノ「プレステイージ」ヲ増ス所以ナルヘシ大戰前ニ於テハ何レノ國モ自國ノ利益ヲ基トシ其ノ欲スルカ儘ニ独自ノ行動ニ出テタルモ其ノ後ハ各國ハ其ノ行動ノ自由ヲ協同目的ノ為制限シ協力スルコトトナレリ然ルニ今日ニ至リ三大海軍國カ再戰前ノ狀態ニ逆戻リセントスルハ遺憾ナリ日本カ協調主義ヲ捨て自由ニ行動シ度ト云ハルルハ全世界ヨリ觀テ日本ノ「プレステイージ」ヲ増スコトハナラスト考フ又劣等比率ハ「プレステイージ」ヲ害スト云ハルルモ均等海軍必スシモ安全ノ均等ヲ招來セス日本ハ現状ニテ安全ノ均等ヲ得居レリ現條約ハ三国ニ何レモ犠牲ヲ払ハシメ而モ日本ハ米ヨリ少キ犠牲ヲ払ヘリト考ヘラル日本ト協力スルハ米ノ最希望スル所ナルモ如何ニシテ今日ノ日本提案ニ見ルカ如キ原則ヲ認メ得ルヤ又日本ハ華府條約ヲ廢棄スト云ハルル處右ハ誠ニ不幸ニシテ三国カ十數年間各利得スル所アリタルモノヲ今日廢棄スル

コトニ依リ何ノ利益アリヤ之等ノ点ニ付深甚ノ考慮ヲ与ヘラレンコトヲ望ム日本ノ國論ヲ云々セラルモ米ニモ國論アリ吾人ハ各多少讓歩スルニ非サレハ大目的ハ達成シ難シト思考ス又（）ノ問題ニ関シテハ米国専門家ニ於テ考慮セルモ納得スル事由ヲ発見シ難シト述ヘタリ

仍テ松平ハ「プレステイージ」ノ点ニ関シ「デ」ニ於テ誤解アルモノノ如シ日本ハ「プレステイージ」ノ問題ト支那関係トヲ関連セシメタルコトハ絶対ニナシ日、英、米三国ノ協力ニ関シテハ自分モ同感ナルカ右ハ平等ノ立場ニ立チテノ協力ナルヲ要ス若シ海軍力ニ関シ比率ノ観念ヲ存置スルニ於テハ過去十数年間ニ於テハ日、米間何等困難ナル事態ノ生スルコトナカリシモ将来長年ニ亘ル両国関係ニ対シ面白カラサル影響ヲ与フルコト明カナリ吾々ノ欲スル所ハ平等ノ基礎ニ立ツ協力ニシテ斯クノ如キ三国協力ニ依リ初メテ世界ノ平和ヲ期待シ得ヘシト思考ス又日本ハ今後何事ニテモ其ノ欲スル儘ニ行動スルモノノ如ク言ハレタルモ日本ハ決シテ右ノ如クハ考ヘ居ラス華府条約廢棄ノ決意ハ有シ居ルモ一切ヲ破壊セントスルモノニ非ス誠意海軍制限ヲモ行ヒタク考ヘ居ル次第ナリ唯劣等ノ地位ニ於テ為サルルコ

トヲ面白カラスト考ヘ居ルニ過キスト述ヘ山本ヨリ前回ニ於テ技術ノ進歩カ国防ニ変化ヲ与ヘタリト述ヘタルコトニ關シ今日更ニ質問アリタルニ付所見ヲ述ヘタシ華府条約締結以来十数年ヲ経過セルカ其ノ間艦船ニ著シキ進歩アリシハ何レノ國ノ海軍モ同様ニシテ特ニ米海軍ノ新艦カ面目ヲ新ニセルハ周知ノ事実ナリ新艦船ノ進歩中最著シキハ其ノ航続力ノ增加速力ノ増大ナリ右ノ結果渡洋作戦カ極メテ容易トナレリ又兵器ノ進歩ニ付テ言へハ二箇艦隊対戦ノ場合ニ於テ兵器ノ進歩ハ攻勢艦隊ヲ利スル所多ク守勢艦隊ヲ益々不利ナラシム航空機ノ異常ナル発達ハ更ニ攻勢艦隊ノ戦闘力ヲ増加スルニ航空機ノ発達ハ日本ノ如キ細狭長ナル国ニ取リテハ隨時ニ有効迅速ナル空中攻撃ヲ受ケ国民ノ不安絶大トナリ之カ防禦ノ為多数ノ艦船ヲ要スルニ至リ華府条約当時ニ比シ劣勢防禦艦隊ノ困難著シク増大セリ

華府条約ハ現有勢力ヲ基礎トシテ比率ヲ定メタルモノニシテ其ノ当時ニ於テスラ各国ノ安全感ヲ平等ニ満足セシモノトハ認ムル能ハス其ノ証拠ニハ同条約ニ対スル日本海軍部内ノ不満著シク結局比率ノ不満ヲ補フ為補助艦艇ヲ整備スルニ努力シタルカ米国側又之ニ对抗シタル為倫敦条約トナ

リ同条約ニ於テモ又日本ハ満足ナル結果ヲ得ラレサリシ為制限外艦艇及航空機ノ增设ヲ計ルノ余儀ナキ立場トナレリ右ノ事態ニ鑑ミ右二条約ヲ終了セシメ全然新ナル立場ヨリ出発センコトヲ企図シ先ツ攻撃ヲ行ハサルコト攻撃セラレタル時防禦シ得ル丈ノ兵力ヲ有スヘキコトニ思ヒヲ致シ今回ノ提案トナレリ前回米国側ニ於テハ共通最大限ヲ定ムルトセハ米ハ「アラスカ」、巴奈馬、比島ノ防衛ニ不安ヲ感スト説カレタルモ米ノ五ヲ以テ日本ノ三ニ対シ日本ニ何等ノ脅威ナシトノ米国側ノ説ニ依レハ日本カ均等ヲ保有スルモ何等米ニ対シ脅威ヲ与ヘサルヘキ筈ナリト思考ス況シヤ日本案ハ攻撃的武器ヲ廃シ又ハ極減シ防禦的兵器ヲ整備スルニ在ルヲ以テ他国ニ脅威ヲ与ヘサルヘキ理ナリ

若シ日本カ他国ニ対シ攻撃的ノ戦ヲ為サンコトヲ意図セハ都合ナリ而モ本提案ヲ為セルヲ見レハ日本ニ攻撃ノ意図ナキヲ知ルヘシト述ヘタリ右ニ対シ「スタンドレー」ヨリ日本ハ華府条約ノ比率ニ因ル欠陥ヲ補フ為補助艦艇ヲ造り為ニ米ヲ刺戟シ米ノ建艦トナレリト説カレタルモ現条約ヲ新

トヲ面白カラスト考ヘ居ルニ過キスト述ヘ山本ヨリ前回ニ於テ技術ノ進歩カ国防ニ変化ヲ与ヘタリト述ヘタルコトニ關シ今日更ニ質問アリタルニ付所見ヲ述ヘタシ華府条約締結以来十数年ヲ経過セルカ其ノ間艦船ニ著シキ進歩アリシハ何レノ國ノ海軍モ同様ニシテ特ニ米海軍ノ新艦カ面目ヲ新ニセルハ周知ノ事実ナリ新艦船ノ進歩中最著シキハ其ノ航続力ノ增加速力ノ増大ナリ右ノ結果渡洋作戦カ極メテ容易トナレリ又兵器ノ進歩ニ付テ言へハ二箇艦隊対戦ノ場合ニ於テ兵器ノ進歩ハ攻勢艦隊ヲ利スル所多ク守勢艦隊ヲ益々不利ナラシム航空機ノ異常ナル発達ハ更ニ攻勢艦隊ノ戦闘力ヲ増加スルニ航空機ノ発達ハ日本ノ如キ細狭長ナル国ニ取リテハ隨時ニ有効迅速ナル空中攻撃ヲ受ケ国民ノ不安絶大トナリ之カ防禦ノ為多数ノ艦船ヲ要スルニ至リ華府条約当時ニ比シ劣勢防禦艦隊ノ困難著シク増大セリ

華府条約ハ現有勢力ヲ基礎トシテ比率ヲ定メタルモノニシテ其ノ当時ニ於テスラ各国ノ安全感ヲ平等ニ満足セシモノトハ認ムル能ハス其ノ証拠ニハ同条約ニ対スル日本海軍部内ノ不満著シク結局比率ノ不満ヲ補フ為補助艦艇ヲ整備スルニ努力シタルカ米国側又之ニ对抗シタル為倫敦条約トナ

提案ニ依レハ日本海軍ハ其ノ性質ヲ一変スルコトナルヘク必然ニ建艦競争ヲ招来スヘシ日本カ之ヲ欲セサルハ了解スルモ如何ニシテ斯クノ如キ状態ニ於テ右競争ヲ避ケ得ヘキヤ現ニ独逸ノ豆戦艦ノ建造カ一般ニ刺戟ヲ与ヘタルト同様ナルヘシト述ヘタルヲ以テ松平ヨリ現ニ日、英、米三国以外ニハ何等制限ナキニ拘ラス競争起ラス仮ニ最大限ヲ定ムトテ必然的ニ競争起ルヘシトハ思考セスト答ヘタルニ

「デ」ハ日本ハ条約廢棄ニ依リ平和機構ヲ破壊セスト云ハルルモ家ノ土台ヲ崩シ尚家カ安全ナリト云ハルルカ如シト云ヘルニ付松平ハ日本ハ堅実ナル土台ノ上ニヨリ良キ家ヲ作ラントスル次第ニテ米国ノ如キ立場ニ在ル國カ虚心坦懐日本ノ要望ヲ容レテコソ永久ニ平和ヲ確立シ得ヘシト考フ

ト述ヘタルニ「デ」ハ日米ハ親シキ国柄ニシテ何等衝突ノ原因ヲ有セス我々ハ英國ヲ加ヘタル協力ヲ必要トシ日本カ極東ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルヲ認ムルカ故ニ三国ノ協力ヲ必要ト考フト言ヘルニ付松平ヨリ兎ニ角国民間ニ惡感情ノ原因ヲ除クコト必要ナリト指摘シ「デ」ハ英米カ日本ニ对抗スル考ハ毛頭ナシ唯協力ヲ必要ト考フルカ故ニ現在ノ平和機構ハ之ヲ引倒ササランコトヲ切望スト述ヘタリ

云ヘルニ付松平ハ日本ハ堅実ナル土台ノ上ニヨリ良キ家ヲ作ラントスル次第ニテ米国ノ如キ立場ニ在ル國カ虚心坦懐日本ノ要望ヲ容レテコソ永久ニ平和ヲ確立シ得ヘシト考フト述ヘタルニ「デ」ハ日米ハ親シキ国柄ニシテ何等衝突ノ原因ヲ有セス我々ハ英國ヲ加ヘタル協力ヲ必要トシ日本カ極東ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルヲ認ムルカ故ニ三国ノ協力ヲ必要ト考フト言ヘルニ付松平ヨリ兎ニ角国民間ニ惡感情ノ原因ヲ除クコト必要ナリト指摘シ「デ」ハ英米カ日本ニ对抗スル考ハ毛頭ナシ唯協力ヲ必要ト考フルカ故ニ現在ノ平和機構ハ之ヲ引倒ササランコトヲ切望スト述ヘタリ

131 昭和9年11月1日 在米国斎藤大使より

広田外務大臣宛（電報）

### 軍縮予備交渉に対する日本の態度に関する記

者会見について

ワシントン 11月1日後発  
本 省 11月2日後着

#### 第四七二号

三十日即チ本使帰任ノ当日在当地諸新聞及通信社記者ノ求ニ応シ之ト会見シ（陸海軍武官同席）我国内事情、外交政策満州事情等ニ閲スル各種ノ質問ニ答ヘタルカ記者連カ最モ聞カント欲シタル所ハ今回倫敦軍縮予備会議ニ對スル我態度ナリシコト申ス迄モナク之ニ対シテハ現ニ倫敦ニテ交渉ナルヲ以テ言及スルヲ欲セスト突機ヌルモ一案ト考ヘ

議論ハ第一ノ任務ニ付テノミ謂フニシテ第二ノ任務ニ付海軍力ノ移動性ニ顧ミ通用セス万一列國ノ海軍力カ全然警察力迄低下セラレタル場合ニハ別ナルモ右ハ今日直ニ実現ノ可能性無ク從テ戰闘力トシテ海軍力ノ平等ヲ「リーズナブル」トセサルヘカラスト説明シ置ケリ尚白堊館及國務省ニ於テハ新聞記者ノ質問ニ対シ飽迄煽情的態度ヲ抑制シ冷靜ニ事態ノ推移ヲ注視センコトヲ要望シ居リ例ヘハ華府條約廃棄ニ付テモ日本カ仮ニ之レカ廃棄ヲ単独ニ宣言スルコトアリトスルモ之當然ノ條約上ノ権利ヲ行使シタル迄ニテ之ヲ契機トシテ日本ニ非難ヲ浴ヒスルカ如キコト無キ様希望スル旨大統領自身及國務省側ヨリ新聞記者ニ依頼シ居ル由ニテ紐育「タイムス」首脳部ノ如キハ全然其ノ方針ニ依ルコトトナシ居ル趣ナリ

英へ転電シ紐育へ暗送セリ

討論決定セラルヘキ点ナリト答ヘ置ケリ尚海岸線又ハ通商

路ノ長短ヲ理由トシテ或國カ他國ヨリ強力ナル海軍力ヲ保

有スルハ当然ナラスヤ之ヲ一理由ニ平等ニセントスル主張

アリ一ハ警察的任務ニシテ二ハ戰闘ナリ右海岸線通商路ノ

最後ニ山本ヨリ若シ日本カ華府條約ニ對シ満足シ居ラハ「ス」ノ意見ハ尤モナルモ同條約ニ不満アリシ故今日ノ困難ヲ來セル次第ナリト云ヘルニ「デ」ハ華府條約ニ對シテハ米海軍モ不満ナリシモ平和増進ノ為締結セルニ至レルモノニシテ倫敦條約亦同様ナリト述ヘタリ

米、仏、伊ニ転電セリ

132 昭和9年11月2日 在米国斎藤大使より

広田外務大臣宛（電報）

### 新聞記者会見に関する報道振りについて

ワシントン 11月2日後発  
本 省 11月3日前着

三十日当地ニ於ケル新聞記者通信員ト会見各種ノ質問ニ応  
答シタルカ右会見中軍縮問題ニ関スル本使ノ回答ニ関シ三  
十一日ノ主要新聞報道振左ノ通

紐育「タイムス」

“Saito says parity is eventual aim”ノ見出ニテ帰任  
セル斎藤大使ハ總額数ヲ基準トシテ窮極ニ於テノ海軍力ノ  
平等ヲ達成スルコトカ日本ノ主張ナルコトヲ明カニセリ但  
シ其ノ細目ニ就テハ関係國家ノ討議ニ依ルヘキモノナリト  
ノ印象ヲ与ヘタリ日本カ平等ヲ固持スルコトスクノ如クン  
ハ仮令大使ハ之カ実現期ニ付余裕ヲ示シタリト雖倫敦会商  
カ成功スル迄ニハ多大ノ難關アリトノ感想ヲ深カラシム尚  
大使ハ日本政府ハ比率主義ヲ國民カ極印ヲ捺サレタルモノ  
ト目スルノ故ヲ以テ之カ撤廃ヲ要望スルモノナリトシ而モ  
日本ニ於テハ其ノ主張ノ正当性ニ顧ミ會議ハ成功スヘシト  
ノ楽觀説アルコトヲ語レリ尚華府條約廢棄ノ場合太平洋防  
備ノ充実ヲ見ルヘシトノ説ニ對シテハ大使ハ太平洋防備制  
限ナルモノハ近年飛行機ノ發達ニ依リ華府條約締結當時ノ  
如キ重大性ヲ有セス日本ハ何等之ヲ憂ヒ居ラスト述ヘタリ  
云々ト述ヘタリ

華府「ポスト」  
帰任ノ当日斎藤大使ハ日本ハ即時ノ海軍平等ヲ主張スルニ  
アラス窮極的平等ヲ主張ス海軍力ノ劣勢ヲ極印ツケル比率  
制ハ種々日本ニ於ケル政治的騒擾ヲ惹起シ日支關係ヲ紛糾  
セシメタリ軍備協定成立ノ場合ニ於ケル太平洋防備ノ充実  
ニ關シテハ飛行機ノ發達ハ同問題ノ重要性ヲ失ハシメタリ  
云々ト述ヘタリ

133 昭和9年11月7日

在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

予備交渉行詰り打開のためサイモンとティヴ

イスとの会談について

ワシントン 11月7日後発  
本 省 11月8日前着

第四八七号

六日ノ紐育「タイムス」倫敦特電ハ同日ノ「サイモン」

「デビス」会見ノ結果現下ノ会議ノ行詰ヲ打開スル為英國

側ヨリ日本側ニ交渉スベク「サ」外相ニ於テ交渉ノ任ニ當

ルコトニ意見ノ一致ヲ見タルヲ以テ「サ」外相ハ數日中ニ  
日本側ニ会談スル模様ナルカ同外相ハ別ニ妥協案ノ持合セ

斎藤大使ハ日本ノ目シテ「屈辱的條約」ト為ス華府、倫敦  
二条約ノ廢止、平等権ノ要求ニ關スル日本提案ノ正当ナル  
ヲ詳説シ日本ハ其ノ性質上優劣ノ差等ヲ作ルカ如キ軍縮制  
度ノ継続ハ到底受諾シ得ストシ太平洋防備問題ニ關シテハ  
近年ニ於ケル飛行機ノ進歩ハ右防備問題ノ重大性ヲ失ハシ  
メタリト云ヘリ  
「ボルチモアサン」

ナク單ニ日本カ飽迄平等ヲ主張スルモノナリヤ否ヤニ付再  
応日本側ノ意見ヲ聽取スルニ止マリ日本側ニ対シ累進的ニ  
平等ヲ許容スルカ如キ妥協案ヲ提出スルコトナカルヘシ日  
本側カ保有量ニ付未タ何等確定数字ヲ提示セサルハ日本側  
ニ於テ結局平等以下ニテ折合フヘキヲ暗示スルモノニシテ  
日本ハ未タ最後ノ腹ヲ示シ居ラサルモノナリトノ観察英米  
代表団ノ間ニ濃厚トナリツツアリト報シ居レリ  
英ニ転電シ紐育ヘ郵送セリ

134 昭和9年11月8日

在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

海軍予備交渉において各國海軍力に關し自発  
的且つ一方的宣言をなすべき英國提案をめぐ  
る討議について

ロンドン 11月8日前着  
本 省 11月8日後着

十一月七日、英海軍出席者前回ノ通  
海第二号(極秘)

「マ」ヨリ日本案ニ對シテハ充分ノ同情ヲ以テ検討ヲ加ヘ  
タルカ該案其ノ儘ニテハ安全及保障ヲ確保スルニ於テ充分

ナラスト認メラルルニ依リ外相ヨリ一ノ意見ヲ開陳セラル  
ルコトトナレリト申述ヘ「サ」ハ之ヲ受ケ日本側ノ共通最  
大限ノ提案ニハ慎重考慮ヲ加ヘタルカ予備交渉ニ於テハ一  
切ノ方面ヨリ研究シ見ルコト然ルヘシト認メ居ルニ依リ右  
ノ見地ニテ英國ノ所見ヲ述ヘタク尚右所見ハ英國ノ公式ノ  
提案トカ又ハ米国案トカ謂フ厳格ナルモノニハ非サルニ付  
御承知置キアリ度シト前置セル後

國家ノ「ステイタス」ハ平等ナラサルヘカラサルモ然リト  
テ実際ノ建造ニ関シ common ceiling ヲ定ムルコトトナ  
レハ或ル國ハ他國ニ比シ不安トナリ結局「セキユリティ  
」ハ不平等トナルヘシ即チ「ステイタス」ノ平等ヲ得ル  
カ為ニ共通最大限ヲ採用セハ海軍力ノ関スル限り安全感ノ  
不平等ヲ招来スヘシ「プレステイジ」ノ問題ニ関スル日本  
側ノ主張ニ関シテハ満腔ノ同情ヲ有シ右ハ極メテ当然ナリ  
ト認ム仍テ将来ノ海軍条約ニ於テハ「プレステイジ」ノ平  
等ニ関シテハ何等ノ疑問ヲモ生セサル様何等カノ形式ヲ定  
ムルコト至当ナリ從テ該条約ニ於テハ各国ハ其ノ海軍力ニ  
関シテハ平等及均等ノ「プレステイジ」ヲ有スルコトヲ約  
スルト同時ニ各國ハ其ノ海軍力ニ関シ自發的且一方的ノ宣  
側ノ主張ニ関シテハ満腔ノ同情ヲ有シ右ハ極メテ当然ナリ  
ト認ム仍テ将来ノ海軍条約ニ於テハ「プレステイジ」ノ平  
等ニ関シテハ何等ノ疑問ヲモ生セサル様何等カノ形式ヲ定  
ムルコト至当ナリ從テ該条約ニ於テハ各国ハ其ノ海軍力ニ  
関シテハ平等及均等ノ「プレステイジ」ヲ有スルコトヲ約  
スルト同時ニ各國ハ其ノ海軍力ニ関シ自發的且一方的ノ宣

述ヘ山本ヨリ本案ニ依ル自發的宣言ハ華府条約失効後實施  
シ条約ハ締結セストノ意向ナリヤト問ヒ「サ」ハ質ノ問題  
ニ関シテハ或ハ暫行措置ヲ協議スルコト必要ナルヘシト述  
ヘタルカ「マ」ハ本案ハ如何ニ実行的ニ「フィット、イン」  
スルカノ問題ハ後回シトシ如何ニ日本提案ニ「ミート」  
スルカノ点ヲ承知シタク若シ此ノ点ニ付協定出来得ルニ於  
テハ既存条約トノ関係等ノ問題ハ後回ト為シテ可ナリ目下  
ノ処ハ即チ全体トシテ此ノ「アイディア」ニ対シ果シテ日本  
本側ハ如何ニ見ラルルヤ其ノ反響ヲ知リタシト述ヘタリ  
仍ツテ山本ヨリ本案カ實際ニ適用セラル時如何ナル形ニ  
ナルヤ不明ノ点アルモ日本側ノ根本主張ニ合スル時ハ考慮  
シ得ヘキ処例ヘハ本案ニ関連シテ海軍力ノ現有量ノ縮減ヲ  
考ヘ居ルヤ将又本案ハ現有勢力ヲ大体ノ出発点トシ之ヲ  
基準トシテ一方的宣言ヲ為ストノ意ナリヤト質問セル処  
「サ」ハ勿論自發的宣言ノ内容ハ協議ノ目的トナルモノナ  
ルカ協議ノ出発点ハ大体現有量ヲ基準トシ之ニ各國ノ考ヲ  
示シ合フコトトセハ可ナラスヤ然ラサレハ量ニ関シテハ各  
國ハ協議ノ標準ヲ失ヒ無制限ニ建艦競争トナル惧アリ又華  
府条約廢棄ノ結果太平洋防備制限ノ失効トナルコトハ日本

言ヲ行ヒ右宣言カ集リテ茲ニ主要国海軍力ノ全體ノ表「ト  
ータル、リスト」カ出来上ル仕組ニスルコト如何カト考へ  
換言スレハ各國ノ自發的宣言ヲ為スニ当リテハ他ノ関係國  
ノ保有セントスル内容ヲ承知シ且其ノ内容ニ付相互ノ間ニ  
協議ヲ行フヘキモノナリ斯ル宣言ノ方法ニ依リ一方ニ於テ  
トトナルト共ニ之ニ依リ関係國間ニ來ルヘキ若干年間各海  
軍力ノ「プロポーザン」ヲ保持シ得ヘシト思考ス要スル  
ニ右ノ利点トスル所ハ第一平等ノ原則ノ承認、第二各國海  
軍力ノ内容ヲ明カニスルコト、第三該宣言ハ自發的且一方  
的ノ形トナルコトニアリト述ヘ且日本側ノ立場ニ対シテハ  
充分ノ考慮ヲ払ヘル心算ナルカ英國トシテハ海軍力ヲ有ス  
ル多クノ國ヲ歐州ニモ有スルニ付此ノ点ハ特ニ考慮セラレ  
ンコトヲ望ムト付言セリ

右ニ対シ松平ヨリ右所見ハ興味ヲ以テ拝聴セリ海軍問題ニ  
関スル英ノ立場ニ付テハ充分承知シ居ル次第ナルカ日本ハ  
又日本ノ立場ヨリ其ノ安全感ヲ考量セサルヘカラス申出テ  
ノ或点ニ関シテハ現ニ請訓中ニシテ未タ回電ニ接セサル故  
英ノ考ニ対シ即答ハ為シ得サルモ一二ノ質問ヲ為シタシト  
ノ具体的説明ヲ求ムルコトトセリ

最後ニ「サ」ハ本案ハ英ノ「プロポーザル」ニモ非ス將又  
「プラン」ニモ非ス日本ノ立場ニ対シ深キ考慮ヲ加ヘ且英  
國ノ必要ヲモ充ス為ノ一種ノ考ニ過キスシテ或ル案ト謂フ  
程ノ確定的ノモノニ非ス此ノ点特ニ了承セラレタシト述ヘ  
「マ」モ亦本文渉ニ於テハ一切ノ「サゼツシヨン」ヲ為ス  
カ可ナリトノ立前ニテ為セルモノニシテ固苦シキモノニ非  
スト再応申述ヘタリ尚松平ヨリ英、米間ノ交渉ハ如何ナル  
程度ニ進行シ居ルヤ英又ハ米ヨリ承リ居ラサルニ付此ノ点  
ハ詳細承リ度シ例ヘハ英國ノ量的及質的提議ニ対シ米國ハ

ナラスト認メラルルニ依リ外相ヨリ一ノ意見ヲ開陳セラル  
ルコトトナレリト申述ヘ「サ」ハ之ヲ受ケ日本側ノ共通最  
大限ノ提案ニハ慎重考慮ヲ加ヘタルカ予備交渉ニ於テハ一  
切ノ方面ヨリ研究シ見ルコト然ルヘシト認メ居ルニ依リ右  
ノ見地ニテ英國ノ所見ヲ述ヘタク尚右所見ハ英國ノ公式ノ  
提案トカ又ハ米国案トカ謂フ厳格ナルモノニハ非サルニ付  
御承知置キアリ度シト前置セル後

國家ノ「ステイタス」ハ平等ナラサルヘカラサルモ然リト  
テ実際ノ建造ニ関シ common ceiling ヲ定ムルコトトナ  
レハ或ル國ハ他國ニ比シ不安トナリ結局「セキユリティ  
」ハ不平等トナルヘシ即チ「ステイタス」ノ平等ヲ得ル  
カ為ニ共通最大限ヲ採用セハ海軍力ノ関スル限り安全感ノ  
不平等ヲ招来スヘシ「プレステイジ」ノ問題ニ関スル日本  
側ノ主張ニ関シテハ満腔ノ同情ヲ有シ右ハ極メテ当然ナリ  
ト認ム仍テ将来ノ海軍条約ニ於テハ「プレステイジ」ノ平  
等ニ関シテハ何等ノ疑問ヲモ生セサル様何等カノ形式ヲ定  
ムルコト至当ナリ從テ該条約ニ於テハ各国ハ其ノ海軍力ニ  
関シテハ平等及均等ノ「プレステイジ」ヲ有スルコトヲ約  
スルト同時ニ各國ハ其ノ海軍力ニ関シ自發的且一方的ノ宣

言ヲ行ヒ右宣言カ集リテ茲ニ主要国海軍力ノ全體ノ表「ト  
ータル、リスト」カ出来上ル仕組ニスルコト如何カト考へ  
換言スレハ各國ノ自發的宣言ヲ為スニ当リテハ他ノ関係國  
ノ保有セントスル内容ヲ承知シ且其ノ内容ニ付相互ノ間ニ  
協議ヲ行フヘキモノナリ斯ル宣言ノ方法ニ依リ一方ニ於テ  
トトナルト共ニ之ニ依リ関係國間ニ來ルヘキ若干年間各海  
軍力ノ「プロポーザン」ヲ保持シ得ヘシト思考ス要スル  
ニ右ノ利点トスル所ハ第一平等ノ原則ノ承認、第二各國海  
軍力ノ内容ヲ明カニスルコト、第三該宣言ハ自發的且一方  
的ノ形トナルコトニアリト述ヘ且日本側ノ立場ニ対シテハ  
充分ノ考慮ヲ払ヘル心算ナルカ英國トシテハ海軍力ヲ有ス  
ル多クノ國ヲ歐州ニモ有スルニ付此ノ点ハ特ニ考慮セラレ  
ンコトヲ望ムト付言セリ

右ニ対シ松平ヨリ右所見ハ興味ヲ以テ拝聴セリ海軍問題ニ  
関スル英ノ立場ニ付テハ充分承知シ居ル次第ナルカ日本ハ  
又日本ノ立場ヨリ其ノ安全感ヲ考量セサルヘカラス申出テ  
ノ或点ニ関シテハ現ニ請訓中ニシテ未タ回電ニ接セサル故  
英ノ考ニ対シ即答ハ為シ得サルモ一二ノ質問ヲ為シタシト  
ノ具体的説明ヲ求ムルコトトセリ

最後ニ「サ」ハ本案ハ英ノ「プロポーザル」ニモ非ス將又  
「プラン」ニモ非ス日本ノ立場ニ対シ深キ考慮ヲ加ヘ且英  
國ノ必要ヲモ充ス為ノ一種ノ考ニ過キスシテ或ル案ト謂フ  
程ノ確定的ノモノニ非ス此ノ点特ニ了承セラレタシト述ヘ  
「マ」モ亦本文渉ニ於テハ一切ノ「サゼツシヨン」ヲ為ス  
カ可ナリトノ立前ニテ為セルモノニシテ固苦シキモノニ非  
スト再応申述ヘタリ尚松平ヨリ英、米間ノ交渉ハ如何ナル  
程度ニ進行シ居ルヤ英又ハ米ヨリ承リ居ラサルニ付此ノ点  
ハ詳細承リ度シ例ヘハ英國ノ量的及質的提議ニ対シ米國ハ

如何ナル程度ニ贊意ヲ表シ居ルヤト問ヘルニ「サ」ハ米国

トハ其ノ後正式ニハ一回会合セルノミニテ何等ノ話モ進ミ

居ラス質及量ニ関シテモ未タ米側ニテ贊成シ居ラス又本日

ノ所見ニ付テハ「デエビス」ニハ昨日大体ノ話ヲ為シ置ケ

リ勿論合意セルモノニ非シテ自分ノ考トシテ話シタルニ

過キスト答ヘタリ

「コミニケ」ニハ本日午後下院首相室ニ於テ日、英会商

アリ海軍問題ニ関スル日本側ノ提案ニ付討議ヲ行ヒタリト

発表スルコトニ打合セタリ

米、仏、伊ヘ転電セリ（了）

135 昭和9年11月8日 在英國松平大使より

廣田外務大臣宛（電報）

### 第二回日英専門委員会における所要量をめぐる討論について

付 記※（日付不明）廣田外務大臣より在英國松平大使宛

（電信番号不明）

海軍力に關し自發的且つ一方的宣言をなすべき英國

提案に不同意なる我が方主張貫徹方訓令

海第二二号（極秘）

十一月七日日英交渉ニ引続キ第二回日英専門委員会ヲ開ク

参列者山本、岩下、溝田、「チャットフイールド」「リツ

トル」「ダンクワーツ」作戦課次席

「チ」ハ英國ノ「サゼスシヨン」ニ関シ「サイモン」ト同

様ノ説明ヲ繰返シタル上「デクラレーシヨン」ハ仏伊モ之

ニ加ハルヲ要シ其ノ「デクレーア」スル量ハ各國協議ノ上

定メントスルモノニシテ英ハ現有兵力維持ヲ要望ス而シテ

右所要量ノ協定ハ質的制限ヲ伴フヲ要シ英國ハ小艦多數主

義ヲ欲スル旨付加セリ山本ハ英カ現有勢力ヲ「デクレ

ア」セントスルニ対シ米カ夫レ以上ヲ提示要求セル場合英

ハ之ヲ承認スルヤトノ間ニ「チ」ハ承認セス華府條約ニテ

英米均等ヲ認メタルハ歐州ノ海軍国モ或ル種ノ制限ヲ受ケ

タルヲ以テナリト答ヘ山本ハ再ヒ各國其ノ兵力所要限度ヲ

宣言セル後其ノ兵力ノ決定ハ各國相談スルコトナルヤト

問ヒ「チ」ハ他國ノ建艦計画カ分明セサレハ自國ノ計画ヲ

樹ツルコト能ハサル故相談スル要アリト説明セリ山本ハ結

リ

局現在ノ比率ヲ基礎トシテ将来ノ兵力ヲ定メントスルモノニ非スヤト質シタルニ「チ」ハ然リ「プレステイジ」ニ付テハ均等ナリ兵力ノ均等ハ之ヲ認メスト答ヘ更ニ華府條約ヲ廃止スレハ其ノ結果ハ如何ニト反問セリ山本ハ米ハ建艦競争ノ姿勢ヲ執ルコトアルヘキモ其ノ國民ノ大部ハ其ノ国防上ノ要求ヨリ見テ英以上ノ兵力ヲ必要トセサルヘク從テ

日英ニシテ冷静ナル態度ヲ持スレハ競争ハ必シモ起ラサルヘシ万米カ建艦競争ヲ挑ムナラハ日本ハ質ヲ制限スル

コトナク国防上適當ナル兵力ヲ充実シ以テ經濟的軍備ヲ整へ

ヘ国防ノ安全ヲ期スト言ヘルニ「チ」ハ英ハ質ノ制限ヲ必要ト認ムル処日本ハ建艦競争ノ場合ニ於テモ質ノ制限ヲ欲セサルヤト反問シ山本ハ日本ハ之ヲ欲セス他国ト異リタル

形ノ防禦兵力ヲ自由ニ建造シタシト答フ「チ」ハ無条約ノ方カ現状ヨリ都合良キヤト間ヒ山本ハ無条約トナルコトハ世界全体トシテハ不幸ナリト思フモ日本ニ取り現状ヨリ国防カ不安トナルトハ認メス英ノ申出ハ充分研究致シタキモ只今迄自分ノ了解セル範囲ニ於テハ日本ノ根本方針ト合致スルコト困難ナリト述ヘ「チ」ハ再ヒ質的制限ヲ重要ト考ヘサルヤト問ヒシヲ以テ山本ハ軍縮ノ精神ヨリスレハ然ル

米、仏、伊ヘ転電セリ

（付 記※）

貴電海第二二号及び第二三号ニ関シ

英國側カ我主張ヲ熟考シ和協的態度ヲ示シツツアルハ我方ノ善ク諒解スル所ナルモ今次英國側ノ提言ハ我主張ト大ナル開キアリ

一、元來我方トシテハ先ツ英米ヲシテ帝國力單ニ権利トシ

テノミナラス現実ニ均勢ヲ享有シ得ルコトヲ認メシムル

ヲ必要トスルハ訓令ノ通りナル処英國側ニ於テ海軍力ニ

関スル平等及均等ノ「プレステイジ」ト言フモ右主張ノ

趣旨ト合致セサルモノナルヲ以テ同意スルコト能ハス從テ英米ヲシテ訓令ノ趣旨ニ依リ均勢ヲ承認セシムル様誘導セラレ度シ

ロンドン 11月8日前發  
本 省 11月9日前着

二、海軍力ニ関スル自發的且一方的宣言ニ関スル英國側ノ考カ現有量若ハ既存条約ノ比率ヲ基礎トシ実質的ニ均等ヲ認メサルモノナル限り我方トシテハ之ヲ考慮スルコト不可能ナリ

三、就テハ英國側ニ対シ更ニ前記我方針ヲ説述セラレ我目的貫徹方此上トモ御尽力相成度シ

136 昭和9年11月8日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 海軍予備交渉における英國提案の新聞漏洩に

ついて

ロンドン 11月8日後発  
本省 11月9日前着

ロンドン 11月8日後発  
本省 11月9日前着

ワシントン 11月10日後発  
本省 11月11日後着

第四九一号

往電海第二三号ニ関シ  
本件新聞ヘノ漏洩ニ付テハ外務省ニ於テモ當惑シ居リ又自然同省ヘ真否ヲ問合セ来ル向キモ多キ様子ナル外務省ニ於テハ今回ノ会談ニハ各種ノ「サジエスチヨン」アリ得ヘク「ヘラルド」記事ノ「ライアン」ノ意見モ無キニ非ルモ既ニ「クレーギー」氏カ七日夜新聞記者ニ述ヘタル通り同日

九日倫敦通信ハ日英間ニハ海軍交渉ト併行シ經濟的並ニ政治的戰線ニ於テモ秘密裡ニ強烈ナル策動行ハレツツアリトノ印象急速ニ拡マリツツアリ確實ナル方面ヨリノ情報ニ依レハ英国外務省並ニ英國貿易局ニハ海軍協商ニ於テ英國ヲ味方ニ引キ入ル為満州石油専売並ニ日本ノ石油統制ニ関シ日本側ヨリ内密ニ受ケタル利權ノ申出ヲ攻究中ニシテ消

ノ会談其ノ他ノ機会ニ何等「スペシフィック、プロポーザル」ヲ為シタルコト無シトノ趣旨ニテ應答シ居ルニ付日本側ニ於テモ右趣旨ニテ應對セラレ度キ旨外務省「ブレス、オフィサー」ヨリ電話アリタリ就テハ貴方ニ於テモ右御含ニテ然ルヘク御取計ヒ相成度シ  
米ヘ転電シ仏、伊ヘ暗送セリ

137 昭和9年11月10日 在美國斎藤大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 日英間に海軍交渉と併行して經濟的政治的策動有りとの報道について

ワシントン 11月10日後発  
本省 11月11日後着

ワシントン 11月10日後発  
本省 11月11日後着

第四九一号

息通ノ間ニハ右日本ノ申出ニハ織物其ノ他ノ英國輸出品ニ對スル日本品競争ノ抑制等ノ重要問題モ含マレ居ルモノト看ラレ居リ山本少将カ英國提案ニ回答スルニ先立チ本国政府ニ協議セルハ日本カ如何ニ英國トノ妥協ニ重大意義ヲ付シ居ルカヲ物語ルモノニシテ來週ノ日本側回答ハ否定的ナルヘキモ英國トノ合作ヲ繼續シ得ル様交渉ノ余地ヲ残シ置クヘシ右日英間ノ秘密交渉ノ真相ハ未タ外間ヨリ窺知シ得サルモ其ノ進展ハ重大視セラレ「デーヴィス」全權ハ十一月二十日ノ寿府軍備會議幹部会ヘノ参加ヲ見合セ倫敦ニ滯留スルコトトナレリ尚九日大阪朝日カ今回ノ海軍會議カ失敗ニ瀕シ居ルハ米國ノ頑固ナル態度ニ依ルトノ社説ヲ掲ケタルハ日英新了解ノ曙光ニ依リ米國ニ対シ強腰ニ出ツルニ至リタルモノト一般ニ思惟シ居ル旨報シ居レリ

転電先、英、郵送先、紐育

138 昭和9年11月12日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 英國側サゼッショーンを英國提案と報道された件につき英國外務省より申越について

る演説について

仏、伊、米ヘ転電セリ

139 昭和9年11月(13)日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 南アのスマッツ将軍による日英協調を力説せ

ロンドン 11月13日後着 発  
本省

ロンドン 11月13日後着 発  
本省

## 特情倫敦第三九号

滯英中ノ南阿ノ「スマツツ」將軍ハ十二日英国外交協会主催ノ「チャタム、ハウス」ニ於ケル晩餐会デ左ノ如ク述べ

日英協調ヲ力説シタ

今日歐州ノ諸政策ヲ動カシテイルモノハ恐怖心ト劣等感

アル、前者ハ事実ヲ明ルミニ出ス国際連盟式ノ方法デ仲裁

スペク又後者ハ独逸其ノ他ニ完全ナ平等ヲ与ヘルコトニヨ

リ仲裁スルノ外ハナイ吾人ハ我ガ古キ友邦日本ニ対シ太平

洋ニ於ケル協調ヲ危殆ナラシメヌヤウ熱心ニ且ツ最モ友誼

的精神ヲ以テ訴ヘルモノダガ今回ノ海軍交渉カ失敗ニ帰シ

テモ吾人ハ日本ニ対シ友誼的好意ヲ棄テハナラナイ英帝

国ハ新旧両社会ニ密接ナ關係ヲ有スルモノデ英本国ヲ通ジ

此ノ古キ大陸ニ堅ク片足ヲ踏ムト同時ニ各自治領ヲ通ジ新

世界ニモ他ノ足ヲ堅ク踏ムモノダ各自治領ハ英本国ヨリモ

強ク米国ニ密接ナ關係ヲ有シテイル、ソレ故ニ吾人ノ極東

政策モ凡テノ國ニ対スル親善ト何レノ國トモ特殊ノ同盟乃

至諒解ヲ作ラヌコトヲ出発点トシ他方大戰ニ於テ米国ト連

セラレ居ルモノナルコトヲ充分了解セラレ度シ日英間ニ経済的及政治的方面ニ於テモ強烈ナル秘密活動行ハルトノ噂ハ全然無稽ナリ又新聞紙上ニ喧シク論セラレタル滿州国及日本ノ石油問題ニ關シテモ英國カ利權ノ提供ヲ受ケ之カ考慮方ヲ求メラレタルコト無シ政府ノ関スル限り織物ノ問題ニ付テノ交渉ハ數箇月間中絶シ居レリ尚最近日本ヘノ商工業代表ノ派遣ハ専ラF B Iノ責任ニ属スルモノニシテ該団員ノ述ヘ居ル通り何等他ノ地位ヲ有スルモノニ非ス

米ニ転電シ米ヨリ紐育ニ転報セシム

141 昭和9年11月13日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

## 海軍予備交渉に関するテレグラフの論説について

海第二七号

十三日「テレグラフ」ハ其ノ論説ニ於テ海軍交渉ハ日本ノ回答來ル迄中絶ノ形ナルカ元來日本ノ均等要求ニ対シ米ハ直ニ拒絕シタルモ英ハ日本ノ重要視スル名譽ヲ満足セシム

合シテ以来顯著トナリ来ツタ米国トノ協調政策ニ合致シテ行クコトハ我ガ政策ノ究局ノ目標デナクテハナラヌ尚十三日ノ「タイムズ」紙、「マンチエスター・ガーディアン」紙ハ右演説ノ明快サヲ賞揚シテ居ル

140 昭和9年11月13日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

日英間に海軍交渉と經濟秘密交渉を併行せる

旨の報道に關しマクドナルド英首相の声明に

ついて

ロンドン 11月13日後発  
本省 11月14日前着

海第二六号

在米大使発貴大臣宛電報第四九一号ニ関シ(海軍交渉ト經濟秘密交渉併行ノ件)

十二日左ノ如キ「マクドナルド」ノ「ステイトメント」発表セラレタリ

「日本側カ英米間ノ交渉ノ内容ヲ通報セラレ居ルト同様米国代表ハ交渉中日英両代表間ニ行ハレタル話ノ内容ヲ通報

ルコトハ考慮スヘシト為シ日本ハ其ノ充分ト為ス防禦的所要量ヲ明確ニ言明スル用意アリヤ又右所要量ヲ超過セストノ了解ヲ与ヘ得ルヤト言フカ如キ仮定的質問ヲ為セリト信セラルル処既ニ予備交渉前ニ於テモ日本側ニ於テハ均等ヲ許サルニ於テハ紳士協定ニ依リ其ノ許容最大限迄建造セサルヘシト伝ヘラレタルカ此ノ点ニ關シテハ名譽アル何等カノ妥協可能ナルヘシ最近ノ「チエカース」日英会合ハ不幸ニシテ何等根拠ナキ対米日英了解説ヲ起シ又昨日「スマツツ」將軍ハ英國ノ政策ハ排他的了解又ハ同盟ニ基カス英米ノ和親ヲ無視スル政策ハ英帝国ノ破壞ヲ招来スヘシト説キタリ右ハ英帝国政策トシテ一般英國ノ信念トル所ナルモ現下ノ最有力ナル現実的議論ハ首相ノ説ケルカ如ク吾人ヲシテ無用且高価ナル支出ヲ為サシメサランカ為海軍協定ニ達スヘシト言フコトニシテ恐ラク右ハ關係參加國ノ最有力ナル輿論ナリト言フヲ得ヘシ世界不況來ラサリシ華府會議當時ニ於テサヘ日米ハ其ノ建艦競争ノ負担ニ耐エサラントセリ不当ナル劣等感ヲ除去シ「プレステージ」ノ為或ル種ノ讓歩ヲ為スモ相對的兵力關係ヲ変更セスシテ無用ナル建艦競争ヲ避クルハ最有力ナル議論ト言ハサルヲ得スト論シ

タリ又同紙海軍通信ハ華府ニハ悲観説多キモ尚妥協ノ余地アリ蓋シ主義上ノ対日均等許与換言セハ少クトモ日本カリ日本享有スルヨリ以上ノ比率許与ナル英國提案ハ日本政府ニ於テ好意アル考慮ヲ加ヘタリ米ト雖モ建艦競争ノ愚ヲ悟ラハ日本ニ均等ヲ許スノ勝レルヲ悟ルヘシ英ニ於テ努力セハ関係国ハ妥協シ来ルヘシト述ヘ居レリ

米ニ転電、仏伊ニ郵送セリ

142 昭和9年11月15日 在英國松平大使より

広田外務大臣宛（電報）

### 英米予備交渉における艦型の制限等に関する協議について

海第三〇号（極秘）

十五日「グレーギー」ハ昨日ノ英米会商ヲ日本側ニ通報シタシトテ加藤ノ來訪ヲ求メ「米国側ヨリ専門委員モ当地ニ在リ無為ニ日ヲ過スモ無意味ナレハ何等出来得ル範囲ニテ英米間ニ話合ヲ進メテハ如何トノ申出アリ十四日英米間ニ全員会合ヲ開キ又其ノ前日専門家ノミ集リ意見ノ交換ヲ行

ロンドン 11月15日後発  
本 省 11月16日前着

レリトノ旨ヲ述ヘタルカ米国側ニ於テモ大体之ヲ諒解シ居タル様見受ケラレタリ尚昨晩ノ某通信ニ昨日ノ英米会合ニ於テ両国代表激論ヲ交ヘ「サイモン」外相ノ如キ激憤シタルヤノ報道アリタルモ右ハ全然誤報ニテ右会合ハ極メテ友好的雰囲気ノ裡ニ意見交換行ハレタリ」ト語リタル趣ナリ

尚加藤ヨリ「今朝ノ「ヘラルド」ハ「日本ヲ抜キニシテ英米軍協定成立カ」トノ見出ノ下ニ英國ノ提案ニ對スル日

本ノ回答面白カラサルニ於テハ英米ノミニテ協定ヲ為ス可能アリト書キ居ルモ右様ノ事実アリヤ」ト尋ネタルニ「ク」ハ「右記事ハ全ク出鱗目ニテ英米間ノ話合ハ日本トノ間ニ何等カ打開ノ途開カル場合ニ便利ナリトノ考ノ下ニ終始シタル次第ニテ右記事ニ付テハ不取敢「ヘラルド」ニ注意シ置キタリ」ト述ヘ更ニ「昨日ノ会合ニ於テハ先般

日本側ニ対シテ為シタル英國ノ「サジエスジョン」ニ付テハ直接意見ヲ交換スル所ナカリシモ討議中右ニ触レタルコトアルニ止マリ夫レ以上ノ討議ヲ為シタルコトナシ」ト語リタリ

米、仏、伊ヘ転電セリ

ヘリ十四日ノ会合ニ於テ英國側ハ從来主張シ来リタル通り小艦多数ヲ必要トスル所以ヲ説明シタルニ対シ米国ハ依然大艦巨砲ヲ必要トスル旨ヲ主張シタルカ英國カ多数ノ小艦ヲ必要トスル特殊ノ事情ニアルコトハ米国側ニ於テモ充分認ムル場合米国側ニ対シテモ他ノ艦種ニ於テ多数ヲ認メ埋合ヲナスコト必要ナルヘシト主張シタリ昨日ノ会合ハ單ニ今夏以来ノ英米間話合ノ引続ニシテ從来ノ意見ノ相違ハ依然存シ何等新ナル合意ヲ見タル次第ニ非サルモ自分ノ印象ニテハ日本側トノ間ニ何等力打開ノ途講セラルニ非スヤ英米間ノ意見ノ相違モ何等カノ形ニ於テ纏メ得ルニ非スヤト考ヘラル尚右会合ニ於テ英國側ノ質ノ制限ハ建艦競争防止上最重要ナル点ニシテ海軍競争ニ関スル歴史ニ徵スルモ或一國カ新型ノ軍艦ヲ創作スルトキハ相手国ニ衝動ヲ与ヘ相手国ハ之ニ対抗スル為更ニ必要ノ考案ヲ加ヘタル新型ノ軍艦ヲ造ルニ至リ斯テ関係国ノ間ニ艦型ノ競争起り更ニ拡大シテ各國其ノ優秀ト認ムル軍艦ノ数ヲ増加セントシ右ノ順序ニテ真ノ海軍競争ヲ惹起スルヲ例トス從テ軍備制限ノ目的ヲ達スルカ為ニハ先ツ艦型ノ制限ヲ必要トスト考ヘ居

143 昭和9年11月15日 在英國斎藤大使より

広田外務大臣宛（電報）

### 海軍問題に対する日本の立場に關しハル國務長官との会談について

ワシントン 11月15日後発  
本 省 11月16日前着

第五〇〇号（極秘）

療養ノ為休暇中ナリシ「ハル」國務長官昨十四日帰華シタルヲ以テ本日帰任挨拶旁往訪セリ（但シ常例会見ニ当リタルカ為会見ハ簡単ニ切上ケタリ）

先ツ本使ハ出発前広田大臣ヨリ貴長官ニ對シ懇篤ナル挨拶ヲ述ヘシコトヲ命セラレタリト述ヘタルニ「ハ」ハ頗爾之ヲ多トスル旨ヲ答フルト同時ニ広田大臣ノ政策ニハ當国有識者間ニ好評ヲ博シ居リ日米關係ノ将来ニ付テハ同大臣ノ在任ハ喜ハシキコトナリト語リ尚序ノ節自分ヨリモ同シ懇篤ナル挨拶ヲ「レスプロケイト」シ度キ旨伝ヘラレ度シト依頼シ次イテ本使ヨリ満州國ノ予期以上ニ健全ナル發達ヲ遂ケラルコト日支關係ノ幾分好転ノ兆アルコト又海軍問題ニ對スル日本ノ立場等ヲ簡単ニ説明シ海軍問題ニ付特ニ

日本カ平等ヲ主張スルハ輿論ノ挙国的一致ヲ背景トスルモノニシテ五、一五事件等モ從来ノ比率式制限ニ対スル不満ノ発露ト見サルヘカラサルコト等モ考慮ニ容ルルノ必要アリト述ヘタルニ「ハ」ハ其ノ点ハ充分ニ了解シ居レリト答ヘ本使ハ更ニ当國ノ新聞紙ハ最近日本カ平等ヲ主張スルコトノミニ重心ヲ置キ日本ハ誠意誠心思ヒ切リタル縮減ヲ成立セシメテ真ニ平和ノ確立負担ノ輕減ヲ欲シ居ル点ヲ疎カニシ居ルコトハ遺憾ノ至リナリト述ヘタルニ「ハ」ハ自分ハ昨日帰任シタルハカリニテ倫敦ノ様子等モ熟知セサル次第ナルカ要スルニ予々申上ケ居ル通り之等ノ諸問題ニ付テハ種々錯雜セル難点アルヘキモ日英米等カ極メテ友好的ナル立場ノ上ニ虚心坦懐ニ其ノ苦衷ヲ披瀝スルトキハ何等力解决ノ途ヲ発見シ得ルモノト確信シ居レリト答ヘタリ

144

昭和9年11月16日

(在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

## 英國サゼッショングに関するクレーギーの意見

表明について

|      |          |
|------|----------|
| ロンドン | 11月16日後発 |
| 本 省  | 11月17日前着 |

日本側ノ参考迄ニ申述ヘタル私見ニ過キサルニ付如何ナル事情ニ於テモ *quote* セラレサルト共ニ单ニ松平大使ノ含トセラレ東京ニモ報告スルコトモ見合サレタシ」ト述ヘタル趣ナリ

## 英米海軍協定に関するタイムス記事に対するクレーギーの発言について

|      |          |
|------|----------|
| ロンドン | 11月17日後発 |
| 本 省  | 11月18日前着 |

今般英國側提案ハ往電海第二号報告ノ通或案ト謂フ程ノ確定的ノモノニ非ス提案者タル英國側ニ於テモ右ノ如ク宣言ノ方式等ニ関シ意見ノ合致シ居ラサル点モアル位ナルニ付右「ク」ノ言フ所ハ政府ノ御参考迄ニ報告スル次第ナリ從テ本電ハ貴方ノ含ノミトセラレ外部ニハ一切發表セサル様充分御配慮相成タシ

尚過日「デヴィス」雜談ノ際「デ」ハ英國ノ「サジエスシヨン」ニ言及シ右ハ根本問題ニ触レ居ラストテ夫レトナク余リ感心セサル態度ヲ示シ其ノ後「デ」ニ会見ノ際米国側態度ヲ夫レトナク尋ネタル処「デ」ハ本件ニ對シ目下華府ノ意向確メ中ナリト語リ米国代表部ニテハ余リ乘氣シ居ラサル様見受ケラレタリ御参考迄

145 昭和9年11月17日

(在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

日本カ平等ヲ主張スルハ輿論ノ挙国的一致ヲ背景トスルモノニシテ五、一五事件等モ從来ノ比率式制限ニ対スル不満ノ発露ト見サルヘカラサルコト等モ考慮ニ容ルルノ必要アリト述ヘタルニ「ハ」ハ其ノ点ハ充分ニ了解シ居レリト答ヘ本使ハ更ニ当國ノ新聞紙ハ最近日本カ平等ヲ主張スルコトノミニ重心ヲ置キ日本ハ誠意誠心思ヒ切リタル縮減ヲ成立セシメテ真ニ平和ノ確立負担ノ輕減ヲ欲シ居ル点ヲ疎カニシ居ルコトハ遺憾ノ至リナリト述ヘタルニ「ハ」ハ自分ハ昨日帰任シタルハカリニテ倫敦ノ様子等モ熟知セサル次第ナルカ要スルニ予々申上ケ居ル通り之等ノ諸問題ニ付テハ種々錯雜セル難点アルヘキモ日英米等カ極メテ友好的ナル立場ノ上ニ虚心坦懐ニ其ノ苦衷ヲ披瀝スルトキハ何等力解决ノ途ヲ発見シ得ルモノト確信シ居レリト答ヘタリ

## 第五二九号(館長符号扱)

往電海第三〇号会談ノ際「クレーギー」ヨリ「先般英國側ヨリ「サジエスト」シタルコトハ目下日本政府ニ於テ慎重御考慮中ノコトト存シ居リ其ノ回答ヲ急クカ如キ考ハ英國政府トシテ毛頭有シ居ラサルモ此際單ニ自分限リノ考トシテ御参考迄ニ申上ケタキコトハ各國ノ保有量ニ関スル自發的且一方的ノ宣言ハ之ヲ條約ノ外ニ置キ条約ニハ單ニ平等ノ原則ト質ニ関スル制限ニシテ各國ノ協定ヲ得タルモノノミヲ規定スルコトセハ日本側ノ主張ニモヨリ良ク副フ所依ナラスヤト考ヘラル英國側一部ノ考ニテハ右ノ自發的宣言ニ對シテモ何等カ拘束力ヲ与ヘサルヘカラス然ラサレハ軍備制限ノ目的ヲ達スルニ充分ナラストノ議論アルモ自分ノ考ニテハ該宣言ハ何處迄モ自由ノ宣言トシ各國カ其ノ宣言ノ限度ヲ超ヘテ建造スル必要アリト認メタル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ關係國ニ通報スルニ止ムル程度ノモノトシタル方ヨリ良ク日本側ノ主張ニモ合致シ又實際ニ於テ例ヘハ向後五年間ノ各國建造計画ヲ加味シタル数字ヲ宣言スルコトニ依リ事實上無制限ナル建艦競争ヲ避ケ且余リ激変ヲ与フルカ如キ結果ヲモ避ケ得ルニ非スマト考ヘ居レリ右ハ單ニ

米ニ転電シ仏伊ヘ暗送セリ  
米ヨリ紐育ヘ転報アリ度シ

146

昭和9年11月20日 在英國松平大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

海軍會議問題と不侵略協定及び中國問題との  
関連をめぐるサイモン外相との会談について

ロンドン 11月20日後発  
本省 11月21日前着

第五三二号(館長符号扱)  
貴電第三二一號ニ関シ

十九日本使「サイモン」ト會見シ本使ヨリ十月三十日會見ノ際並ニ十一月七日會議ノ際述ヘラレタル点ニ付日本政府ノ意向ヲ確メタル處先ツ政治的協定ニ関スルモノハ海軍軍縮會議ノ問題トハ全然切離シテ御話シタキ意向ナリト述ヘ廣田大臣ノ考ニテハ殊更ニ三国間ニ不侵略協定ノ如キモノヲ締結セストモ同様ノ精神ノ下ニ締結セラレ居ル四國協定ヲ更新延長スルコトモ一策ナリト思考シ居ル次第ナリト述ヘタル処「サ」ハ言ヲ差挾ミ本件ハ元來廣田大臣カ「クライブ」ニ申出テラレタルコトニ端ヲ發シ英國政府ニ於テ考慮

述ヘタルニ付本使ハ日本側ニ於テハ華府條約廢棄ト九ヶ国條約其ノ他ノ条約トハ何等関係ナシト解釈シ居ルノミナラス予備交渉招請ノトキニモ述ヘタルカ如ク日本側ニ於テハ海軍會議ニハ支那問題ハ論議セサルコトヲ表明シ居レリ日英間ニ於テハ寧ロ各方面ニ於テ利害ノ錯綜ヲ為シ居ルニ付之カ調節ヲ行ヒ支那ト限定セス一般的ニ有効且隔意ナキ意見ノ交換ヲ行フト言フ如キコトハ又一策カト思ハル右ハ何等提案トカ又ハ「ザゼッショーン」トカ言フ程ノモノニ非ス単ニノ考ニ過キサル處此ノ点英國側ニ於テハ如何ニ考ヘラルルヤト問ヘル処「サ」ハ廣田大臣ノ英大使ニ言ハレタルコトハ三国ニ関係セルモノナル處右ハ日英ノミニ限ル次第ナリヤト問ヘルニ付本件ハ三国間ノ不侵略協定トハ別ノ問題ナリ唯貴大臣ニ於テモ支那ニ対スル英國ノ権益尊重ト言フカ如キコトヲ述ヘラレタルニ依リ何トナクスノ如キ思付モ考ヘラルト言フ丈ノコトナリト何等「コンミット」セサル様申述ヘタル処「サ」ハ之ヲ了解シ右両点ニ関シ篤ト此ノ点考慮シタル上更ニ申上クヘシト答ヘタリ

ヲ為シ居ル次第ナルカ同大使ノ報告ニ依レハ海軍問題ニ関連シテ話ヲ為サレタル様記憶スト言ヘルニ付本使ハ大臣ハ海軍問題ノ成否ハ三国カ侵略セラレス安心ヲ得ルニ在リト

ノ考慮ヨリ述ヘラレタル様思考シ居リ軍縮ニ関連シテ話ノアリタルハ事実ナルヘキモ會議トハ別ニ考慮スルコト然ルヘシトノ意見ナリト述ヘタルニ「サ」ハ了解シ自分モ本件ハ未タ他ノ同僚ニモ話サス過日ノ會議ノ席上ニ於テモ切離シタル次第ナリト述ヘ元來四國條約ニ於テハ島嶼ノミニ関係シ日本本土ニ関連シ居ラサルカ右ニテモ差支ナキ次第ナ

リヤト間ヘルニ付本使ハ四國條約締結ノ際ハ原案ニハ日本本土ヲ包含シアリタルモ英米ノ本土カ除カレ居ルニ付之ヲ削除シ島嶼ノミト為セル様記憶セルカ實際上不脅威不侵略ノ主義ハ此ノ内ニモ包含セラレ居ルニ付右ニテ可ナル様思考シ居ル旨述ヘタルニ「サ」ハ良ク了解シタリト答ヘタリ次ニ本使ヨリ前回ヨリノ話ニ関連シ日本ハ支那ニ於ケル英國ノ権益ヲ侵害シ支那ノ領土ヲ侵害スルノ考ハ全然ナキハ申ス迄モナキ儀ナリト言ヘル処「サ」ハ自分ノ考ヘタル所ニテハ英國ノ権益擁護ハ勿論ナルカ九ヶ国條約中ニ含マレ居ル支那ニ関スル各國ノ責務ノ点ヲ意味シタル次第ナリト

147 昭和9年11月21日 ロンドン會議代表より  
廣田外務大臣宛(電報)

英國のザゼッショーンに対し不承諾の意向サイ  
モン外相へ表明について

ロンドン 11月21日前着  
本省 11月21日後着

貴電海第八号ニ関シ

十九日「サイモン」ト會見シ松平ヨリ今回ノ英國ノ「ザゼッショーン」ニ対シテハ前回ノ会商及松平「サイモン」會見ノ際ニ於テモ建造計画ニ関スル内容ニ関シテハ貴方ニ於テ漠然タル態度ヲ執ラレ居リタルニ付其ノ作製方法ニ付テハ此ノ間何カ三国ニ満足ヲ与フヘキ形式發見シ得サルヘキカト思ヒ政府ノ意向ヲ尋ねタル次第ナルカ今般東京英國大使館ノ覚書ニ依レハ現在ノ比較的兵力ヲ其ノ儘ニシ変更ヲ許サル意向ナルカ如ク判然記載シアリ從テ日本政府ハ遺憾乍ラ英國側申出ヲ承諾スル能ハス即チ我方ニ於テハ軍拡ヲ防ケ為ニモ共通最大限ヲ定ムルヲ必要ト考ヘ之ヲ定ムル場合日本モ此ノ限度迄建造シ得ル完全ナル權利ヲ享有スルヲ主

張シ居ル次第ナリ尤モ右権利ハ之ヲ實際ニ行使スルヤ否ヤ

ハ各自ノ自由ナルモ此ノ意味ト最大限迄建造セスト云フコ  
トトハ大ナル差アリ此ノ点ハ誤解ナキ様致シタシト述ヘタ  
ルニ「サ」ハ了解セリ右覚書ノ意味ハ自分モ未タ研究シ居  
ラストテ松平ノ示セル覚書ヲ一読セル上自分カ重点ヲ置キ

タルハ「ボランタリー」及「ユニラテラル」トノ点ニシテ  
現在ノ兵力関係ヲ頭ニ置キタルハ事実ナルモ是等ノ点ニシテ  
シテハ未タ明確ニ述ヘス兎ニ角此ノ点ハ關係國ノ話合ニテ  
何トカ調節出来ルカト考ヘ居リタリ右覚書ハ成程此ノ点ニ  
関シ余リニ明確(「プレサイズ」)ニ過キ居リ尚取調フヘシ  
ト述ヘ時間遅クナリタル為更ニ会見スルコトトセルカ此ノ  
点ハ更ニ英國側ニ於テモ考慮スヘント云ヘリ  
米ニ転電シ仏、伊ニ郵送セリ

148

昭和9年11月(21)

在英國松平大使  
広田外務大臣宛  
(電報)

「太平洋ノ危機」と題するロシアンの論文について

ロンドン 本 省 11月21日後着 発

特情倫敦第四〇号

保守党ノ領袖「ロシアン」侯ハ十八日ノ「オブザーヴア」  
紙上ニ「太平洋ノ危機」ト題スル論文ヲ寄セ過般ノ「スマ  
ツツ」將軍ノ論旨ヲ引用、日英米三国ノ主張調和困難ナ点  
ヲ指摘シテ次ノ如ク述べテイル

「日本デハ軍國主義派ガ優勢デ政府ハ華府條約ノ廢棄ヲ有  
利ト考ヘ近ク廢棄ヲ断行シヤウトシテイル日本政府ガ華府  
條約ヲ廢棄スル時英國ハ歐州ノ現状ノ下ニ於テハ海軍ノ大  
拡張ヲ行ハヌ限り東亞デ日本ト対抗スルコトハ出来ナクナ  
ルダラウ一方米國ハ東亞ニ於ケル英國ノ利益ヲ保障スル約  
束ヲ与ヘナイダラウカラスル状勢ニ対処スル方策トシテ英  
國政府及軍部ノ一部ニハ米國トノ親善ヲ維持シツツ日本政  
府トノ提携ヲ策シ英國ノ利益ヲ擁護シテ行カウト考ヘテ居  
ル向キモアルヤウダ、然シ今日ノ日本ハ以前英國ニ対シ同  
盟ヲ求メタ時代ニ比シ遙カニ實力ガ充実シテ居ルカラ日本  
ガ英國ニ求メルモノガアルトスレバソレハ米國トノ抗争ニ  
対シ中立ヲ保ツコト位ガ闊ノ山デアラウ反対ニ各國ガ勝手  
ナ行動ヲ取り其ノ結果日本ガ赤道近ク迄防備ヲ堅メルヤウ  
ナ状態ガ生ジテモヨイト言フ意見モアルガ双方トモ何等英

國ノ利益ヲ齎スモノデハナイ英國政府ハ米國ガ華府條約ノ  
原則ヲ固執スル場合ニハ米國ニ賛成シ他方日本政府ニ対シ  
テハ同条約ノ原則ト一致スル範囲内ニ於テ出来得ル限りノ  
特殊地位ヲ認メルベキデ此レガ唯一可能ノ政策デアルト思  
フ然シ茲ニ不幸ナコトハ現在英米両國ノ關係ガシツクリ行  
カナイコトデ米國ノ孤立主義ト英國ノ連盟主義トガ一致シ  
ナイバカリデナク英國ハ米國ヲ頼ムニ足ラズトシ米國ハ亦  
英國ヲ疑ツテ居ル若シ日本ガ飽ク迄武力政策ニ出ヅルニ於  
テハ日本ハ一九一四年ノ独逸ノヤウナ破目ニ遇ウデアラウ  
ガ早キニ及シテ英米両國ガ協同シテ華府條約ノ原則ヲ維持  
スル決意ヲ堅メルニ於テハ日本ノ出方モ変ツテ來ルダラウ  
但シ問題ノ根本ハ英米両國ノ協同ガ困難ナ点ニ在ル

149 昭和9年11月(21)  
在英國松平大使より  
広田外務大臣宛  
(電報)

英國のサゼッショニに対する日本政府の回答  
に關する新聞論調について

ロンドン 本 省 11月21日後着 発

特情倫敦第四一号

英國政府ノ和協試案ニ対スル帝國政府ノ回答ニ就キ英國各  
紙二十日ノ論調ハ左ノ通り  
「タイムス」紙 日本政府ノ回答ハ不幸海軍予備会談ノ進  
展ニ資スルモノデナク從ツテ協定ノ基礎ハ未ダ五里霧中ニ  
在ルガ全然絶望デハナイト言ヘヤウ、問題ハ日本政府ガ最  
大限度マデ建造スル意向ガナイト言ヒ乍ラ不建造ノ約束ヲ  
与ヘルコトヲ好マヌ点ニ存スル、日本代表ハ英米両國ガ日  
本政府ノ提案ヲ受諾出来ヌコトヲ聞イテ居ル筈ダ、從ツテ  
日本政府ノ華府條約廢棄ハ避ケラレナイダラウ、然シ結局  
太平洋防備制限、質的制限及建艦計画通告等ニ付イテ協定  
ヲ作ルコトトナツテモ強チ無用デハナイダラウ  
「デーリー・テレグラフ」紙 英国政府ノ妥協案ニ日本政  
府ハ反対シテ居ルガ日本政府ノ提案ハ英米両国トシテ到底  
受諾出来ナイ所ダ、但シ話合ヒハ全然打切りトナツタ訳デ  
ハナク、英國政府ハ主要問題デ協定出来ナイトシテモ何等  
カ有用ナ協定ヲ締結スルコトニ努力ヲ続ケルダラウ、日本  
政府ハ華府條約廢棄ノ意向ヲ抱イテ居ルガ防備制限協定ダ  
ケノ有り難味モ考ヘネバナラヌ、防備競争ハ建艦競争ト同  
様ニ財政上ノ負担ヲ増スモノダ、愈々問題ガ決スル時日本

政府ハ國家ノ体面ト財政上ノ破綻ヲ比較衡量スベキ日ガ  
来ルダラウ

「モーニング・ポスト」紙 日英米三国ノ主張ニ根本的ナ  
懸隔ガアルタメ英國政府ノ努力ハ余り効果ガナカツタ、而  
モ政府ハ尚三国間ニ協定ヲ得ル望ミヲ棄テナイ様ダ、從来  
英國政府ガ定見ナシニ海軍問題ヲ取り扱ツテ來タトコロニ  
根本的誤謬ガアル、即チ倫敦條約デ巡洋艦ヲ五十隻ニ限り  
他方主力艦ノ改装ヲ怠ツタ結果英國海軍ハ新條約ノ成否ニ  
拘ラズ一九三七年ニハ寒心スペキ状態ニ置カレルダラウ政  
府ハ軍縮協定デ騒ギ廻ル代リニ国防ノ欠陥ヲ補フコトニ努  
力スル必要ガアルト信ズル

150 昭和9年11月22日

広田外務大臣より  
(電報)

クリスチャン・サイエンス・モニター掲載の  
斎藤前首相の会見談について

第九四号

本省 11月22日後6時50分発

二十一日夜貴地朝日特派員ヨリ「クリスチャン・サイエン  
ス・モニター」ニ斎藤前首相ノ「ドラモンド」ニ与ヘタル

海第三五号（極秘）

二十一日「サイモン」ノ求メニ依リ松平往訪セル処「サ」  
ハ過日御話ノ「エード・メモアール」ニ関シテハ英國政府  
ニ於テハ何等斯ノ如キ文書ヲ日本外務省ニ提出スル意向ヲ  
有セス之カ提出ハ誤解ニ基キタル故直チニ在日大使ニ撤回  
セシメ其ノ手続モ了セル由ニ付御諒承アリタシト述ヘタル  
上前回ノ御話ニ関シニ、三伺ヒタキ点アリトテ英國政府ハ  
極力新協定ヲ作ルコトニ努力ヲ継続スル心算ナルカ何等協  
定カ出来サル場合尚一般ノ利益ノ為華府条約中存続セシム  
ルコトヲ便宜トスル条項モアル様思考ス例ヘハ太平洋防備  
現状維持条項（第一九条）ノ如キ英國政府ニ於テハ之カ存続  
ヲ為スコト然ルヘシト考フル処日本政府ノ意向如何ト問ヘ  
ルヲ以テ松平ハ本件ハ過日述ヘ置キタル通本条項ハ日本ノ  
ミナラス関係国ニ対シテモ何レモ有利ナル規定ナリト思考  
シ居ルヲ以テ若シ関係國カ之力存置ノ意思アルニ於テハ日  
本亦同様ニ存続ニ付協議ニ入ル用意アリト答ヘタルニ「サ」  
ハ米国ノ意見ハ未タ確メサルモ英國ハ右様ノ意向ヲ有スト

海第三五号（極秘）

二十一日「サイモン」ノ求メニ依リ松平往訪セル処「サ」  
ハ過日御話ノ「エード・メモアール」ニ関シテハ英國政府  
ニ於テハ何等斯ノ如キ文書ヲ日本外務省ニ提出スル意向ヲ  
有セス之カ提出ハ誤解ニ基キタル故直チニ在日大使ニ撤回  
セシメ其ノ手續モ了セル由ニ付御諒承アリタシト述ヘタル  
上前回ノ御話ニ関シニ、三伺ヒタキ点アリトテ英國政府ハ  
極力新協定ヲ作ルコトニ努力ヲ継続スル心算ナルカ何等協  
定カ出来サル場合尚一般ノ利益ノ為華府条約中存続セシム  
ルコトヲ便宜トスル条項モアル様思考ス例ヘハ太平洋防備  
現状維持条項（第一九条）ノ如キ英國政府ニ於テハ之カ存続  
ヲ為スコト然ルヘシト考フル処日本政府ノ意向如何ト問ヘ  
ルヲ以テ松平ハ本件ハ過日述ヘ置キタル通本条項ハ日本ノ  
ミナラス関係国ニ対シテモ何レモ有利ナル規定ナリト思考  
シ居ルヲ以テ若シ関係國カ之力存置ノ意思アルニ於テハ日  
本亦同様ニ存続ニ付協議ニ入ル用意アリト答ヘタルニ「サ」  
ハ米国ノ意見ハ未タ確メサルモ英國ハ右様ノ意向ヲ有スト

会見談トシテ「海軍軍縮条約不成立ノ場合ハ國際間ニ非常  
ナル憎惡ノ焰ヲ燃ヤシ不幸ナル結果ニ陥ル可ク畏クモ天皇  
陛下ニハ右ノ如キ状態ノ招来ヲ御承認アラセサル様拝聞ス  
現在我國ニ華府条約廢棄ノ運動ヲ為スモノアルモ右ハ一部  
ノ策動ニシテ殊ニ政友会ノ内閣倒壊運動ニ基クコト多シ建  
艦競争ノ結果ハ財政上巨大ノ負担トナリ國民ノ負担モ頗ル  
増加ス可ク陛下ニ於カセラレテハ畏クモ我國財政状態ニ付  
不尠御軽念遊サルル様拝察ス云々トノ來電アリタルモ新聞  
ニ掲載セラレサリシ處斎藤子爵ハ本年八月頃同紙ノ「ヒル  
シャー」ト會見セルモ其ノ会談ハ右電報所報ノ内容ト異リ  
居リ他方二十一日華府發連合モ同子爵ノ会談トシテ右朝日  
特電ト全然異ル趣旨ヲ報道セルニ付テハ右會見談掲載記事  
至急電報アリ度シ尚朝日ノ関係モアリ同特派員ニハ内密ニ  
居リ他方二十一日華府發連合モ同子爵ノ会談トシテ右朝日  
セラレ度シ

151 昭和9年11月22日

ロンドン會議代表より  
(電報)

英國の新協定案作成不可能の場合の措置に關  
レサイモン外相の意向について

第九四号

本省 11月22日後6時50分発

二十一日夜貴地朝日特派員ヨリ「クリスチャン・サイエン  
ス・モニター」ニ斎藤前首相ノ「ドラモンド」ニ与ヘタル

海第三五号（極秘）

二十一日「サイモン」ノ求メニ依リ松平往訪セル処「サ」  
ハ過日御話ノ「エード・メモアール」ニ関シテハ英國政府  
ニ於テハ何等斯ノ如キ文書ヲ日本外務省ニ提出スル意向ヲ  
有セス之カ提出ハ誤解ニ基キタル故直チニ在日大使ニ撤回  
セシメ其ノ手續モ了セル由ニ付御諒承アリタシト述ヘタル  
上前回ノ御話ニ関シニ、三伺ヒタキ点アリトテ英國政府ハ  
極力新協定ヲ作ルコトニ努力ヲ継続スル心算ナルカ何等協  
定カ出来サル場合尚一般ノ利益ノ為華府条約中存続セシム  
ルコトヲ便宜トスル条項モアル様思考ス例ヘハ太平洋防備  
現状維持条項（第一九条）ノ如キ英國政府ニ於テハ之カ存続  
ヲ為スコト然ルヘシト考フル処日本政府ノ意向如何ト問ヘ  
ルヲ以テ松平ハ本件ハ過日述ヘ置キタル通本条項ハ日本ノ  
ミナラス関係国ニ対シテモ何レモ有利ナル規定ナリト思考  
シ居ルヲ以テ若シ関係國カ之力存置ノ意思アルニ於テハ日  
本亦同様ニ存続ニ付協議ニ入ル用意アリト答ヘタルニ「サ」  
ハ米国ノ意見ハ未タ確メサルモ英國ハ右様ノ意向ヲ有スト

タノ点ニ関シテハ前回申述ヘタル如ク精細ニ過クル感アル

モ Voluntary and unilateral ノ宣言案ヲ各自提出シ合

ヒ何等 Contractual base ニ基カスシテ相互ニ其ノ建造

計画ヲ示シ合ヒ定期間ハ右計画ニ従フコトトシ而モ尚計

画ヲ変更シタキ時ハ何トカ協議シ合フト云フ風ナル心持ヨ

リ出発セルモノナルモ日本側ハ如何ニ之ヲ考フルヤト問ヘ

ルニ依リ松平ハ本件ハ重要ナル点ナルニ付山本同席ノ上ニ

テ更ニ協議スルコトトスベシト答へ成ルヘク早キ機会ニ全

會議又ハ少數會議ニテ協議スルコトトシ別レタリ

米ニ転電シ仏、伊ニ暗送セリ

152

昭和9年11月22日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

予備交渉難航に伴う英國世論緊張に関するサ

イモン外相の談話について

ロンドン 11月22日後発  
本省 11月22日後着

第五三三号(極秘)

当地新聞モ昨今漸ク沈黙ヲ破り来リ空氣ハ相当緊張シ来リ  
タル様感セラルル處會議内外ニ於テ聞キタル各方面ノ話何

ノ最強キ所ハ軍部ナルカ彼等ニ於テモ日本ニ対等ノ兵力  
ヲ与フルコトニハ全然反対シ居レリト述ヘ尚本使ヨリ日  
本ハ華府條約廢棄ノ場合ニ於テモ引続キ協定ニ努力スル  
考ナリト述ヘタル處「ケ」ハ日本カ條約廢棄ノ通告ヲス  
ルニ於テハ米国カ引続キ會議ニ参加スルヤ否ヤ疑ハシト  
語リ居リタリ

153 昭和9年11月22日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

四国条約継続に関するサイモン外相よりの質

疑について

ロンドン 11月22日前発  
本省 11月22日後着

第五三四号(極秘)

二十一日本使「サイモン」ノ求メニ依リ会見「サ」ハ前回  
時間不充分ナリシ為ニ、三ノ点ニ付質問シタシトテ四ヶ國

条約継続ノ件ニ関シテハ同条約ニ関連シ和蘭並ニ葡萄牙ノ  
島嶼タル属地ニ関スル権利尊重ニ関スル声明アルモ之モ亦

同時ニ更新セシムル意味ナリヤト問ヒタルニ付本使ハ此ノ  
点ニ付テハ的確ノコトヲ承知セサルニ付確メノ上御答ヘス

等御参考迄左ノ通り申進ス

一、「サイモン」ハ十九日ノ会見後将ニ室ヲ辞セントセ

ル時本使ヲ呼止メ今回ノ會議ニ付テハ日本政府ニ於テモ

Grave Consideration ヲ加ヘラルル様致度シ万一会議

纏ラサル場合ニハ思ヒ寄ラヌ状況起ルヤモ知レス日英國

交ニ関シテハ御同様大閑心ヲ有スル處ニ亀裂ヲ生スル

カ如キコトハ極力之ヲ避けサルヘカラス米國ハ無制限ノ

富源ヲ有スルニ付建艦競争始マルコトトモナラハ実ニ寒

心ノ至ナリト述ヘ

二、過日当館午餐ノ席上「マクドナルド」ハ會議ノ経過ニ

付可ナリ心配ノ様子ヲ現シ Militarist ノ内ニハ相当強

キ意見モアリ寧ロ此ノ際各国共自由ニ建艦ヲ為シ日本カ

一隻「キール」ヲ据レハ英國ハ二隻「キール」ヲ据ルコ

トトスルモ可ナルヘシト言フカ如キ過激論モアルニ付之

等ノ議論ヲ抑ヘルニモ何トカ會議ヲ纏メルコト必要ト感

シ居レリト述ヘ

三、「タイムス」主筆ノ「ケネディ」カ過日「サイモン」

ノ新聞記者ニ語リタル所ヲ内報セル際本使ヨリ我方ノ立

場ヲ説明シ置キタルカ「ケ」ハ予テ当國ニ於ケル親日熱

放置セハ継続スル性質ナルニ鑑ミ右ハ一定期間更ニ廢棄セ

サル意味ノ更改ト解シ居ルモ右ニテ差支ナキヤ為念併セテ

御回示アリ度シ

154 昭和9年11月22日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

我が方の既定方針に関するサイモン外相との

会談について

ロンドン 11月22日前発  
本省 11月22日後着

海第三七号

貴電海第一六号ニ関シ

福岡ニ質シタル處十九日松平「サイモン」ノ会談ニ於テハ軍  
縮問題ニ付テハ極メテ簡単ナル話合アリタルニ過キサリシ  
トノ「ヒント」ヲ得タルヲ以テ全然「」ノ想像ニテ冒險的  
ニ左ノ趣旨ヲ打電シタルモ御來示ノ如キ趣旨ノ電報ハ全然

心當リナシト答へ居レリ昨日ノ会談ニ於テ松平大使ハ英側妥協私案ニ関シテ極ク簡単ニ訓令ノ輪廓ヲ説明シ続イテ政治問題ノ話行ハル即チ予テ英國側ハ日本ノ均等要求ニ関連シ四国条約ヲ更ニ明確ニシタル何等カノ新取極ヲ結ヒ之ニ依リ日本ノ極東政策特ニ対支政策ニ付一定ノ保障ヲ得ヘキヤ否ヤヲ提議シ居ルニ対シ大使ハ政府ノ既定方針ニ基キ右提議ニ応シ難キ旨並ニ軍縮問題夫レ自身既ニ複雑困難ナルニ鑑ミ政治問題ヲ加フレハ一層事態ヲ紛糾セシメ妥結ヲ不可能ナラシムル虞アリ政治問題ハ全然之ヲ切離ス方針ナリトテ右ニ関スル既定方針ヲ明確ニシタリ

米ニ転電セリ

155 昭和9年11月22日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

斎藤前首相会見談の要領

(This question of naval control) 要領

第五一一号

海軍軍縮問題ニ関シテハ各國共ニ余リニ多クノ言辞行ハレ

ワシントン 11月22日後発  
本 省 11月23日前着

ノモノヲ余ニ教ヘタルカ其ノ最大ノ教訓ハ國家間ノ平和及調和維持ノ必要ナリ余ノ後継者岡田大将ハ有為態度冷静ノ性格ニシテ青年客氣ノ徒ヲ遇スルニ多クノ経験ヲ有ス三年ノ會議カ「プロパガンダ」ニ依リ事前ニ破局ニ導カレサル限り同會議ニ於ケル同大將ノ「フェアプレー」ハ期シテ俟ツヘキモノアルヘシ然ルニ最近ニ至リ海軍大臣ヲ含ム陸海軍人ノ岡田首相ニ対スル圧迫ハ漸次加ハリ不幸ナル結果ノ發生ヲ憂惧セシムルモノアリ此ノ時ニ当リ岡田首相カ最近ノ声明ニ於テ倫敦會議ノ不成功ヲ望ムモノニアラサルヲ明カニシタルハ頗ル我意ヲ得タル所ニシテ又余ノ最有能ナル閣僚ノ一人タリシ広田外相カ引続キ善處シツツアルハ喜フヘシ同外相ハ國際問題ハ常ニ外交手段ニ依リテノミ解決スヘシトノ方針ヲ堅持ス余ハ明年ノ倫敦會議ニ対スル岡田内閣ノ政策表明セラルニ於テハ宣伝戦ニ対スル外交陣ノ權威ハ之ニ依リ強化セラルヘキヲ信ス日下政友会カ岡田首相ヲ圧迫シ華府條約廃棄ノ為特別議会ヲ開カシメント策シツケンカ為國際難局ヲ利用シ「プロパガンダ」ノ波ニ乘ラントスルモノナリニ大政党制度ハ日本ニハ成功セス広ク有能ノ

種々ノ臆測誤電ト相俟テ會議前既ニ各国民ノ正当ナル思慮行動ヲ迷ハシムルモノアリ會議ニ對スル日本ノ態度如何ニ付テモ日英米ノ言論界ニ各種ノ捏造ト誇張行ハル余ハ来ルヘキ會議ヲ失敗セシムラアリトセハ其ノ禍因ノ一ハ各国ノアカラサマナル「プロパガンダ」ニ在ルヘキヲ恐ル余ノ首相在任中並ニ辞任後少數ノ陸海現役軍人及愛國團体代表者ヨリ軍縮會議ニ関スル意見ヲ聞カサレタルカ彼等ハ何レモ華府條約即時廃棄乃至世界最強海軍建造等ノ強硬論者ニシテ其ノ熱心ナル態度ハ多クノ場合「フェアプレー」ヲ脱シ居リテ徒ニ事態ヲ紛糾セシメタルニ過キス若シ「プロパガンド」ノ影響カスル軍人ノ強硬論及新聞紙ノ熱狂的言論ト相俟テ日本政府ヲシテ華府條約ノ廃棄ノ余儀ナキニ立至ラシメンカ三五年ノ會議ノ困難ヤ推シテ知ルヘシ余ハ日本政府カスル手段ヲ強ヒラレサルヘキヲ祈ルト共ニ五大海軍國ノ保守的指導者及思慮アル國民カ海軍競争ニ依リ結局何等得ル所無キヲ悟ルノ遅キニ過キサランコトヲ切望ス余ノ日本海軍ニ於ケル永年ノ経歷及軍縮全權朝鮮總督總理大臣トシテノ経験ハ海軍問題國際関係及自國民ノ諸問題ニ關シ多ク

才ヲ集メテ施政ノ訓練ヲ与ヘ國家ノ能率及善智ヲ暢達セシムル為ニハ多數政党ノ対立ヲ以テ優レリトスヘシ日本ニ於テ常ニ最良ノ人物カ國政受理ニ当リ其ノ抱負ヲ行ヒ得ルノ日至ラハ将来ノ海軍問題ノ如キハ最モ公平且誠実ニ解決セラルヘシ余ハ永ク日本海軍ノ財政經理ニ当リタル經驗上納稅者ノ利益ニ大ナル関心ヲ有ス日本ノ國本ニシテ納稅者ノ一大部分ヲ占ムル農民ハ不況ノ為甚タシク疲弊シ之カ救済ハ政府當面ノ最重要問題トナレリ若シ三五年會議失敗ノ結果放埒ナル海軍競争起ラハ斯クノ如ク疲弊ノ極ニアル農民ニ対シ更ニ増稅ノ負担ヲ加重セサルヘカラサルニ至ルヘシ我聖上陛下ハ財政ニ關シ深ク聖慮ヲ傾ケラルト共ニ國際問題ノ推移ニ付テモ御精通アラセラル陛下ハ首相及其ノ内閣ノ完全ニ同意シタルモノニ非ル限り海軍拡張及增稅計画ヲ裁可シ給ハラサルヘク右ハ将来ニ對シ統制ナキ海軍計画ニ対スル最後ノ制動力タルヘシ云々

英及紐育ニ転報セリ

156 昭和9年11月22日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

米国諸新聞に掲載された斎藤前首相の会見談

について

ワシントン 11月22日後発

本 省 11月23日前着

第五二一號

二十一日の Christian Science Monitor 水曜付録「マガジンセクション」ニ米人寄稿家 Herbert H. Hilscher

ニ対シ斎藤前首相ノ語リタル所トシテ This Question of Naval Control ト題スル記事大袈裟ニ掲載セラレ其ノ要旨ハA・P通信等ニ依リ同日ノ当地及紐育諸新聞ニモ転報

セラレ居ル処右記事ニハ斎藤子カ日本ニ於ケル代表的自由政治家ニシテ明年ノ海軍會議ニ於ケル日本側首席全権トシテ呼声高キニ鑑ミ其ノ大海軍主義者ニ対スル挑戦ハ殊ニ重大ナル意義ヲ有スル旨ノ註釈モアリ時節柄少カラス一般ノ注意ヲ喚起シタル模様ナルヲ以テ報告ス尚本記事ハ二個ニ分載セラルヘク次回ハ次週水曜日二十八日ノ付録ニ掲載セラルル趣ナリ

英、紐育へ転報セリ

157 昭和9年11月22日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

第五二三號

二十二日華府「ポスト」論説要旨

当方面ニ於ケル反響ノ重ナルモノ次ノ如シ  
往電第五二一号ニ閲シ

日本ノ海軍政策ニ関スル斎藤子ノ淡白且自由ナル所論ハ良好ナル印象ヲ作りタルカ同子爵ノ指摘セル日本ノ極端ナル愛國主義者ノ態度ハ倫敦予備會議ニ其ノ儘現ハレ日本全権ハ其ノ平等主張ヲ認メサル妥協案ハ總テ之ヲ拒絶シ會議ノ大勢破局ニ向ヒツツアルハ悲ムヘキコトナリ然レ共有力ナル此ノ老政治家カ自國ノ軍國主義者ヲ公然非難セルコトハ重大意義アルモノト認ムヘク此ノ種軍國主義者カ独リ日本ノミノ存在ニ非サルハ同子爵ノ所論ノ通ナリ若シ同子爵ト同様ノ協調的態度カ倫敦ニ於ケル各國全権ヲ支配スルニ至ラハ主義ノ問題ニ閲シ合理的協定ニ到達スルコト困難ナラサルヘシ云々

一一、同日紐育「ヘラルド・トリビューン」華府支局特電ニ依レハ共和党上院議員「ボラー」ハ斎藤前首相ノ論述ニ

対シ「右ハ平和及軍縮ニ関スル健全ナル考察ニ対シ一大貢献ヲ為セルモノニシテ各国ニ対スルト同様米国ニ対シ

テモ最良キ忠言ナリ此ノ忠言ハ恐らく余り用ヒラレサルヘキモ本問題ニ關スル議論ノ標準カ之ニ依リ高メラルヘキコトヲ期待シ得ヘシ「プロパガンダ」ノ害毒軍備ニ依

ル国民負担加重ノ弊害倫敦會議失敗ニ依ル不幸ナル結果等ニ関スル同子爵ノ所説ハ誠ニ同感ナリ」トテ多大ノ賛辞ヲ呈シ同シク「ナイ」モ各国軍需品製造家ノ「インフルーエンス」カ軍縮ノ達成ヲ妨ケツツ在ルヲ慨シ此ノ際斎藤子ノ忠言ハ双手ヲ挙ケテ歓迎スヘキモノナリト述べタル趣ナリ

英、紐育ニ転電セリ

大臣宛海第四一号  
英國の取消声明

一一十一月二十三日ロンドン會議代表より広田外務大臣宛海第四二号

ロンドン會議代表の取消声明

ロンドン 11月23日前発  
本 省 11月23日後着

海第四〇号(極秘)

貴電海第二五号ニ閲シ

「サイモン」ハ十九日記者団ト会見シ海軍軍縮ニ關スル話ヲ為シタル処記者側ヨリ質問出テタルニ対スル答弁モ右話ト同時ニ書込マレタル為各新聞ニ依リ区々ノ報道伝ハリ殊ニ米国記者等ニ於テハ甚タシク異リタル方面ニ之ヲ曲解シ日本ハ英國ヨリ大ナル海軍力ヲ認ムルモ米国ニハ之ヲ認メス或ハ英米日ニ五、四、四ノ比率ヲ提供セリ等ノ推測ヲ為シ朝日等モ右米国記者等ノ話ヲ其ノ儘電報セルモノニテ當時列席セル他ノ英國記者モ「サイモン」カスル談話ヲ為サリシコトヲ語リ居ル処尚為念二十二日松平ハ「クレーギ

二 別電一 十一月二十三日ロンドン會議代表より広田外務別電ニによる取消声明について  
海軍軍縮に関する記者会見談のサイモン外相

昭和9年11月23日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

別電一 十一月二十三日ロンドン會議代表より広田外務

力ヲ有スルコトヲ認メタルカ如キ印象ヲ与ヘタルヤノノ如

ク之カ為米国方面ニ於テハ甚シキ曲説流布セラレ居ル処日  
本ハ英國トノ親善ハ素ヨリ米国トノ親善關係モ重要視ス

ルニ付前記ノ如キ説ノ行ハルルコトハ極メテ遺憾ナリ実  
ハ會議ノ当初ニ於テ會議ノ内容ヲ嚴秘ニ付スルコトヲ申合

セタルヲ以テ我方ニ於テハ右方針ヲ厳守シ居リタリ日英ノ

会談ニ於テ我代表カ英國ノ立場ヲ諒トスル旨申述ヘ又米國

トノ比較ニ重キヲ置キタルコトハ事実ナルモ嘗テ英國ノ海

軍力カヨリ大ナルベキコトヲ認メタルコトナク又米國トノ

比較ニ付テハ之カ外部ニ現レ又ハ米國側ニ伝ヘラルカ如

キコムハ全然ナカルベシテ照考ス英國側ニ於テ右申合ヤ

破ラレタルコトハ全ク之無シト信スルセ右ノ如キ結果ヲ生

シタルコトハ事実ニシテ甚タ遺憾ナリト述べタル處「ヘ」  
他國代表部ハ度々新聞記者ニ余レ居ルニ拘ラス英國側ニ

回ニ會見セサリシ為種々苦情及 pressure 王ト曰ムハ得ベ  
前記会見ヲ行ヒタル次第ナルカ自分ノ記憶ニ依ハ外相ハ

決シテ英國海軍力ノヨリ大ナルベキコト曰本側ニ於テ認

ヌタリコトハシロナク夫ノニヤ拘ラス米國側ニト

四、四ノ比率ノ事マテ英國側ニ於テ述くタル如クノ如艦ハ

シ居ルニ付テハ實ニ心外ノ至ナリ此ノ点ヘ一応打消シ置キ  
タルモ更ニ強ク「deny」スル積ナリト述ヘタリ其ノ後外務  
省側ヨリ電話ヲ以テ別電海第四一号ノ如キ打消ヲ外務省ヨ  
リ出スコトニシタル旨通報アリタリ尚當方ニ於テモ別電海  
第四二号ノ如キ取消ヲ各新聞及通信社ニ配付シ置キタリ  
別電ト共ニ米ニ転電シ米ヨリ紐育ニ転報セシメ仏、伊ニ郵  
送セリ

(明電)

London, Nov. 22nd, p. m.

Received, Nov. 23rd, a. m., 1934.

Gaimudaijin, Tokio.

Kai No. 41 (Betuden)

A report has been circulating in the press that Japan has admitted officially right of British Empire to larger fleet than Japan, but has denied that right to United States. This is quite untrue. This misapprehension may possibly have arisen from self evident fact that degree of vulnerability of British Empire is greater

than that of any other country, and there has been no disposition in any quarter to deny this fact. But it would be wrong to draw from this the deduction that there is any official disposition to agree that naval strength of British Empire should remain relatively greater than that of Japan.

On the country, Japan claims that there should be a common upper limit applicable to all countries, including those of British Commonwealth nations.

Daihyoo

(宣)

London, 23rd Nov. a. m.

Received, 23rd Nov. p. m., 1934,

Gaimudaijin Tokio,

Kai No. 42 (Betuden)

Various rumours have been circulated in the press lately with regard to present naval talks.

159 昭和9年11月23日 在英國松平大使  
広田外務大臣宛(電報)

丸木の葉吹き鑑識上題ハナムハタマ一。

ロンドン 11月23日前着 発  
本省

ロンドン 11月23日前着 発  
本省

「一」氏ノ如ク他ノ一切ノ人間ニ「ノン、ノン」トノミ云ヒ  
統ケル用意アル交渉者トシテノ有利ナ立場ニ在ル

### 特情倫敦第四三号

二十二日ノ「マンチエスターイアン」紙ハ日本ノ非  
妥協的態度ニ驚クモノハ先づ日本代表出発前東京デ為サレ  
タ決定ヲ少シク読ムベキダトテ左ノ如ク頗ル公正ナ社説ヲ

掲ゲテ居ル

日本政府ハ劣勢比率ヲ廢シ抽象的デナク現実ニ軍艦ノ平等

ヲ主張スル点デ海軍ト完全ニ意見一致シ居リ條約破棄ハ單

ニ時ノ問題デアル而モ代表ハ一ノ「プログラム」即チ軍縮  
実現ヲ主張スヘキ訓令ヲ受ケテ居ル蓋シ優勢海軍國殊ニ米  
國ハ日本ノ水準マデ下ツテ平等ヲ達成スベク且ツ大戰艦、  
航空母艦、甲級巡洋艦ノ縮減乃至廢止、輕巡洋艦、駆逐艦、  
潛水艦ナド純粹防禦力維持ヲ主張スル日本政府及新聞カ公  
式非公式ノ声明デ極メテ率直ニ之等一切ノ消息ヲ曝ケ出シ  
テ居ル事ハ注目スペク日本代表モ亦確乎トシテ之ヲ固執シ  
テ居ルモノノ如クデアル、故ニ原則ノミノ平等ノ如キ代案  
ハ失敗セザルヲ得ス、日本側ハ自ラ欲スル所（ソレガ吾々  
ニ遺憾デアルト否トニ拘ラズ）ヲ明確ニ知リ「ボアンカレ

### 海第四三号（極秘）

十一月二十二日仏国大使松平ヲ來訪海軍問題ニ對スル日本  
ノ態度ヲ尋ネタルニ付松平ハ我方ノ立場ヲ詳細説明スルト  
共ニ會議ノ経過大要ヲモ語リ尚仏國ノ立場ヲ尋ネタル處同  
大使ハ仏國政府ハ海軍問題ヨリ一般軍縮問題ノ方ヲ重要視  
シ居リ其ノ他重大ナル外交問題ニ忙殺セラレ居リ今回ノ海  
軍問題ニ付テハ充分ナル調査モ為シ居ラス又英國政府ヨリ  
モ会談ノ申出ナキ故未タ何等之ニ関係シ居ラス仏國ハ華府  
條約ノ比率ニハ不満足ナルモ之ヲ廢棄スル意思ナク之ヲ繼  
続シツツ多少ノ変改ヲ為スコト然ルヘキカト考ヘ居レリ自  
分丈ノ考ナルカ各國ヲ通シ共通最大限ヲ定ムルコトハ独逸

ロンドン 11月23日後発  
本省 11月24日前着

160 昭和9年11月23日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

海軍問題に対する日本及び仏國の態度に関する  
る仏國大使との会談について

其ノ他歐州諸國ノ狀態ニ鑑ミ仏國トシテハ稍危険ヲ感スル  
カト思ハル独逸ノ如キハ現在ノ如ク海軍ニ關シ條約ノ制限  
アルニ拘ラス尚之ヲ脱セントシツツアル状態ナルヲ以テ各  
國共通ノ限度ヲ定メンカ独逸ハ條約ノ拘束ヲ脱セントスル  
コト明カナリト述ヘタリ

尚共同通告ニ對スル仏國ノ意向ヲ尋ネタルニ同大使ハ自分  
ハ本件ニ付テハ何等ノ訓令モ權限モ無キニ付仏國ノ意向ヲ  
確メントセラルナラハ直接仏國政府ニ問合サルル方便宜  
ト考フル旨述ヘ居タリ  
米、仏へ転電シ伊ヘ暗送セリ

161 昭和9年11月23日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

英國政府は海軍協定成立に努力中とのサイモ  
ン外相の下院における答弁について

ロンドン 11月23日後発  
本省 11月24日前着

海第四四号

「サイモン」ハ二十二日下院ニ於ケル質問ニ對シ十月以来  
日米トノ間ニ海軍交渉再開セラレタリ日本カ現行ノ五五三

ノ比率ニ満足セサルコトハ何人モ知ル所ニシテ今回日本ハ  
共通最大限度ヲ定ムル案ヲ提出セリ吾人ハ會議進行中ノ今  
日會議ノ内容ハ之ヲ發表セサルコトヲ日本トノ間ニ申合セ  
居ルヲ以テ日本案及其ノ他ノ國ヨリ提出セラレタル妥協案  
ノ詳細ハ之ヲ説明スル能ハサルモ英國政府ハ海軍制限カ中  
絶スルニ於テハ製艦競争ヲ惹起スルコト明カニシテ其ノ結  
果財政上及政治上ノ不安カ益々加ハルヘク右ハ孰レノ國及  
國民ニトリテモ最不幸ナルコトト考フルヲ以テ英國代表ハ  
難局打開ノ途カ發見セラルル望ノ有ル限り最友誼的且和協  
的ノ精神ヲ以テ交渉ヲ統クヘシ「セキユリチー」ノ平等ト  
ハ總テノ國ノ當然ノ權利ナルモ右ハ必シモ責任其ノ他ノ事  
情ノ異ル各國カ同シ大キサノ艦隊ヲ有セサルヘカラストノ  
謂ニハ非ス倫敦交渉ノ目的ハ若シ可能ナルニ於テハ各國ノ  
安全感ヲ害スルコト無キ諒解ヲ遂ケントスルコトニ在リ新  
聞中ニハ或ル二國カ第三國ニ知ラレスシテ秘密ニ話ヲ進メ  
居ルモノアルカ如キ報ヲ為シ居ルモノアル処右ハ全ク無稽  
ノ説ナリ吾人ハ常ニ他國トノ間ニ最友誼的ノ接觸ヲ保チ且  
仏伊ノ代表ニモ重要ノ事柄ヲ知ラシメ他方自治領政府トモ  
適當ノ連絡ヲ取り居レリ會議決裂セルノ（報ノ）如キハ全

然無根ニシテ問題ノ困難ナルコトハ之ヲ認ムルモノ英國ハ協定成立ノ為能フ限リノ努力ヲ為シ居ルモノナリト述ヘタリ米ヘ転電シ仏、伊ヘ郵送セリ米ヨリ紐育ヘ転報請フ

162 昭和9年11月23日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

斎藤前首相談話の修正ステートメント発表について

第五一五号

往電第五一一号ニ関シ

斎藤前首相談話ナルモノハ當方面ニ相當好印象ヲ与ヘタルモノノ如ク認メラル處海軍武官カ中央ヨリ受ケタル電報ニ依レハ右記事ハ同子爵ノ檢閱ヲ經タルモノニ非サルノミナラス全然話サレタルコト無キ事ニ迄触レ居リ而モ其ノ会見ノ行ハレタルハ去ル八月ナル趣ニシテ事情ノ余程異レル今日當時ノ会見談カ会見ノ時日ノ明記無クシテ掲載セラレタルハ面白カラス同子爵ノ所論ナルモノカ外間ニ評判好ケレハ好キ程倫敦ニ於ケル我代表カ同子爵ノ如キ日本国内ノ

本記事ハ去ル八月斎藤子爵ノ「ヒルシャー」氏ニ宛テタル會見談ノ叙述ナルカ同子爵ハ右會見談カ本記事ノ如キ形式ニテ公表セラルコトヲ期待セス又其ノ原稿ヲ閲読セサリシモノナリ右會見ニ於テ斎藤子ハ来ルヘキ倫敦予備會議ノ成功ヲ希望シ予備會議不成功ニ終ラハ無益ノ建艦競争起ルヘキヲ憂慮ストノ所懷ヲ述ヘタルモノニシテ主要國ノ卓見アル政治家タルモノハ人道ト文明ノ破壊ヲ來スヘキ誤報ト宣伝ニ迷ハサルヘカラストハ根本精神ナリ同子爵ハ「ヒルシャー」氏ニ対シ海軍々縮問題ニ關シ日本ノ國論カ分レ居レリトカ陸海軍人カ軍拡実現ノ為首相ニ圧迫ヲ加ヘ居レリトカ云フカ如キコトハ全然述ヘラレタルコトナシ海軍問題ニ就テハ日本國論ハ一致シ居レリ倫敦ニ於ケル日本代表ハ負担輕減戦爭防止ヲ目的トスル協定作成ノ為ニ努力シ居ルモノニシテ日本ハ各國カ公平ノ精神ニ依リ海軍縮少ヲ實現センコトヲ期シ五、五、五又ハ五、四、四ノ比率ヲ主張スルモノニアラスシテ寧ロ三、三、三乃至二、二、二ノ比率サヘ受諾スルノ用意ヲ有スルモノナリ英、紐育ニ転電シ在米各領事ニ郵送セリ

穩健論者ノ主張ヲ排シテ軍拡ヲ固執シツツアルモノナルカ如キ印象ヲ与ヘ其ノ立場ヲ不利ナラシムルト共ニ延テハ軍縮問題ニ關スル我國論ノ不統一ヲ察知セシムル虞アリ放置シ難キモノアルヲ以テ海軍武官トモ協議ノ結果本件記事中無稽ノ箇所ハ之ヲ訂正スルト同時ニ此ノ機會ニ倫敦ニ於ケル我代表モ正ニ同子爵ノ精神ト同様戰爭防止負担輕減ノ実現ニ向ツテ專ラ努力シ居ルモノナルコトヲ強調スルコト然ルヘシト認メ二十二日當館ヨリ別電第五一六号ノ趣旨ノ「ステートメント」ヲ當方面主要新聞社ニ交付シ置キタリ御含迄英、紐育ヘ転電シ在米各領事(「ホノルル」ヲ含ム)ヘ暗送セリ

163 昭和9年11月23日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

当國主要新聞社に交付した斎藤前首相の修正ステートメントについて

第五一六号

往電第五一六号ニ関シ

当館「ステイートメント」ハ二二十三日ノ諸新聞ニ全文掲載セラレ中ニハ態ト言葉尻ヲ捉ヘテ「日本大使館ニテハ任意ノ比率ヲ主張ス」ト云フカ如キ見出ヲ付セルモノアリタルモ立入りタル論評ヲ加ヘタルモノヲ見ス一方「モニター」社ニテハ同日朝当地支局員ヲ當館ニ派シ同社トシテハ「ヒルシャー」ノ原稿ト併セ斎藤子爵カ之ヲ閲讀シタル上内容ニ間違無キコトヲ認メ筆者トシテ其ノ名前ヲ使用スルコトヲ承認セル手紙ヲモ入手シ居リ右手紙ハ子爵ノ自筆ニシテ「ヒルシャー」ニ対スル名刺迄添ヘアリ其ノ問何等疑ハシキ点ナシト認メ一字モ削除セス原文ノ儘公表シタルモノナルモ當館ノ「ステイートメント」モアリ前夜右斎藤子ノ認

諾ノ手紙全文（別電）ヲ公表スルコトトセル次第ヲ証明セシメタルカ尚其ノ際同支局員ハ右記事ニ依リ斎藤子爵力何等迷惑ヲ蒙ラレタリトセハ御氣ノ毒ナリト語リ居タリ英、紐育ニ転報セリ

165 昭和9年11月24日  
在米國斎藤大使宛（電報）  
廣田外務大臣より

斎藤前首相の談話に關し前首相自身による打消について

本省 11月24日後7時発

第三三四号

貴電第五一二号（斎藤子爵ノ新聞記者會見談）ニ關シ  
斎藤子爵ハ八月中旬「ヒルシャー」ナル米人記者ヨリ直接  
會見ノ申入ヲ受ケ会談ヲ為シタルカ右会談ハ當時各国ニ於  
ケル軍縮問題ニ関スル情勢ニ鑑ミ軍縮問題ニ触レタルコト  
アルモ貴地方ヨリ伝ヘラルル会談トハ相違シ居ル由ニテ同  
子爵ハ二十二日八月初旬米国新聞記者ト会談ヲ為シタルコ  
トアルモ現在倫敦ニ進行スル海軍会商ニ就キ談話シタルコ  
トナキ旨ノ打消ヲ出シ同日ノ「ジャパン・タイムス」及一  
十三日「アドバータイザ」ニ掲載サレ居リ

ハ軍縮問題ニ對スル一般人心ニ動搖ヲ來シテ居ルコトハ争  
ヘナイ、若シ建艦競争トナレバ英米仏ハ日本ヤ独逸ノ三倍  
ノ金ヲ使ヒ得ル状態ニ在ルコトヲ日本ノ為政家ハ念頭ニ置  
クベキダ國家ガ破産シタリ内乱ガ起ツタリシテハ折角ノ制  
海權モ何ニモナラヌ  
英、仏へ郵送ス

167 昭和9年11月24日 在米國斎藤大使より  
廣田外務大臣宛（電報）

サイモン外相の下院における演説に対する米  
國務長官のステートメントについて

本省 11月25日前着  
ワシントン 11月24日後発

第五二〇号

二十四日新聞ニ依レハ二十三日午後「ハル」國務長官ハ  
「サイモン」外相ノ下院ニ於テ為シタル演説ニ関連シ大要  
左ノ如キ「ステートメント」ヲ發表セリ

海軍會議ニ關シ「サイモン」外相カ下院ニ於テ為シタル演  
説ハ今次ノ會議主催者トシテノ英國ノ直面セル難局ヲ明瞭  
ニ叙述シタルモノニシテ余ハ特ニ興味深ク讀メタリ現下ノ

尚日本ノ諸新聞ハ簡単平凡ナル連合ノ來電以外何等掲載セ  
ス

英ニ転電セリ紐育及在米各領事ニ転報アリタン  
在ニューヨーク沢田總領事より  
廣田外務大臣宛（電報）

166 昭和9年11月(24)日  
在ニューヨーク沢田總領事より  
我が國の軍部予算に関するニューヨーク・タ  
イムスの社説について  
ニューヨーク

本省 11月24日後着  
発  
ニユースの社説について  
ニューヨーク

特情紐育第二六号

二十三日紐育「タイムス」紙並ニ「ヘラルド・トリビュ  
ン」紙ハ何レモ大見出デ日本ノ内閣カ予算四割六分トイフ  
「レコード」破リノ軍部予算ヲ承認シタコトヲ報ジタガ、  
同日ノ「タイムス」紙ハ之ニ関連シ左ノ如ク社説ヲ掲ゲタ  
平和ノ使徒、軍縮ノ先駆者ト目サレタ「マクドナルド」氏  
ガ過般「ギルド、ホール」ノ演説ニ於テ「若シ他国ガ英國  
ノ範ニ倣ハサルニ於テハ英國モ國防ニ関シ考ヘ直サネバナ  
ラヌ」ト述ベタノハ注目ニ值スル、日本ノ均等要求ノ強硬  
な態度ト独逸ガ戰前ニ於ケル如ク再軍備セントスル態度ト

會議ニ於テ各國代表間密接且友交關係ノ維持セラレシハ会  
議ノ明朗ナル方面ニシテ余ハ會議中一貫シテ英代表ノ示シ  
タル公正且協調的態度ニ特ニ讃辞ヲ惜シマサルモノナリ  
「サ」外相ノ軍需工業ニ関スル演説ノ友交的且勇氣アル一  
般的論調ハ余ノ感謝スル所ナリ「マ」首相カ「英國政府ハ  
常ニ英米ノ友交並ニ協力ニ最大価値ヲ付ス」トノ演説ニ對  
シテハ米國政府亦衷心ヨリ同感ナルヲ保障スルモノナリ  
英ニ転電シ紐育ニ郵送セリ

168 昭和9年11月26日 在米國斎藤大使より  
廣田外務大臣宛（電報）

斎藤前首相の会談記事に關し再打消をしない  
旨の決定について

本省 11月26日後11時発

第三一六号

貴電第五一七号（斎藤子爵ノ新聞記者會見談）ニ關シ海軍  
側ニ於テモ相当ニ注意ヲ惹キ居リ當方ト善後措置ニツキ相  
談アリタルカ其ノ際斎藤子爵ヨリ更メテ否認ノ電報ヲ發セ  
ラル事如何トノ議出タルモ往電第三一四号ノ通り同子

爵取消ノ次第モアリ又貴大使ノ打消モアリ此際当地ニ於テハ何等措置ヲトラサル事ニ申合セタルニ付テハ右御含ノ上今後必要ノ場合ハ然ルヘク御取計相成度シ

169 昭和9年11月(26)日  
在ニヨー・ヨーク汎田総領事より  
廣田外務大臣宛(電報)

斎藤大使の米国政治社会科学学会における演説に関するニューヨーク・タイムズ等の記事について

ニューヨーク  
本 省 11月26日後着 発

特情紐育第二七号

斎藤大使カ廿三日費府ノ米国政治社会科学学会ニ述ベタ演説ハ米國ノ朝野ニ多大ノ反響ヲ惹起シ各紙ハ何レモ社説ヲ掲ゲテ批評ヲ下シテ居ル、就中紐育「タイムス」紙ハ廿五日ノ社説デ斎藤大使ガ国家的名譽ヲ強調シタノヲ捉ヘテ曰ク

日本政府ノ海軍力均等要求ハ「ナショナル・オーナー」(國家的名譽)ニ基クトノコトダ、此ノ言葉ハ「ヴァイタル・インテレスト」(死活的利益)ノ語ト共ニ世界大戦前外交ノ常套用語デ過去ニ苦イ経験ヲ持ツ世界ニトツテハ不

吉ナ響ヲ持ツテ居ル、勿論今デモ現実ニ国家名譽ガ毀損サレル場合ニハ其ノ是正ヲ求メ各国ガ夫々犠牲ヲ払フコトハ当然ダガ果シテ名譽ガ毀損サレタカドウカ慎重ニ詮議スル必要ガアル、國家ノ名譽ト言ツテモ单ニ「ナショナル・センシティヴネス」(国家的感傷)ヲ意味スル場合ガ多イノデハナイカ

更ニ「ウォールド・テレグラム」紙ハ廿四日ノ紙上ニ「ウイリアム・フライップ・シムス」氏ノ次ノ様ナ署名論文ヲ掲ゲテ居ル

斎藤大使ノ演説ハ学会ニ述ベラレタガ實質的ニハ日本外務省ニ代ツテ述ベタ公式声明ダ、斎藤大使ノ言フヤウニ近ク華府条約ガ廃棄サレレバ太平洋上ノ勢力均衡ハ茲ニ破れ日本政府ハ連盟規約、海軍条約、九国条約、四国条約等歐米各国トノ諸条約ヲ振り捨テ東洋及西太平洋ニ自由行動ヲ取ルダラウ

「ヘラルド・トリビューン」紙ハ廿五日ノ紙上ニ曰ク

日本政府ガ華府条約ヲ廃棄スルコトハ予期サレルコトトハ云ヘ何レニセヨ無制限海軍競争政策ヘ復帰スルノ第一歩ダ

華府条約ノ廃棄ニ至ル四隅ノ事情及斎藤大使其ノ他日本政

治家ノ説明カラ帰納スレバ結局日本政府ハ一九三一年亞細亞大陸ニ復活シタ侵略膨張政策ヲ海上ニモ及ボサウト計画準備シテ居ルニ他ナラナイ

極東ハ今後十年若クハ夫以上歐州同様否夫ニモ増シタ危険ナ火薬庫ト化スルダラウ、対支二十一ヶ条要求満州上海事件等ノ記憶新ナ折カラ今後更ニ何カ新シイ事件ノ起ルコトガ想像ニ難クナイ、而モ夫ガ何時勃発スルカモ知レヌ、斎藤大使ハ世上「均勢ヲ許セバ日本ハ何ヲヤリ出スカ分ラヌ等要ラヌ心配ヲシテ居ルニ驚イタ」ト言フガ(以下欠)

170 昭和9年11月26日  
在英國松大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

太平洋不侵略協定締結方申出の報道英外務省

取消しについて

ロンドン 11月26日後発  
本 省 11月27日前着

第五四一号(極秘)

数日前連合ハ今回英國側ヨリ太平洋不侵略協定締結方ヲ申出タリトノ報道ヲ發表セル由ニテ英國外務省ハ二十三日右ハ事實ニ反スルヲ以テ取消シ度旨ヲ當方ニ申出テタルニ付

171 昭和9年11月26日  
ロンドン會議代表より  
廣田外務大臣宛(電報)  
日英予備交渉進展のため英國側に提示予定の私案に関する請訓

ロンドン 11月26日後発  
本 省 11月27日前着

海第四七号(極秘)

今日迄ノ経過ニ鑑ミルニ此ノ儘ニテ折衝ノ進展ヲ望ムコト稍困難ナル状況ニアリト認メラル就テハ会商ノ断絶ヲ防キ其ノ間我方主張ノ貫徹ヲ計ル必要アルニ付次回日英会商ニ次テ山本ト英軍令部長ノ会見ヲ提議シ英國側ニ於テ之ニ同

意スルニ於テハ右会見ニテ左ノ私案ヲ提示スル予定ナリ本案ハ共通最大限ヲ規定スル我方主張ニ基クモノニシテ保有兵力ノ小ナル点等ニ於テ直ニ英米ノ受諾ヲ予想シ難キモノナルノミナラス「ヤードスチック」ノ定メ方等ニ於テ論議軍縮ヲ企図スルモノナルヲ明示スルコトヲ得ルト共ニ英國側ノ増艦計画宣言案ニ對スル数字的説明ヲ提示シ来り之ニ依リ先方ノ真意ヲ確カメ得ル等会商ノ進展ニ有効ナルモノト思考セラル若シ英國カ本案ニ對シ修正ヲ申出ツル場合ハ之ヲ利用シテ我方針ノ貫徹ヲ計リ若シ英國側ノ申出カ我方針ニ反スルコト依然トシテ変ルコトナキヲ観取セル場合ハ本案ヲ撤回スル所存ナリ而シテ第一案ハ空軍全廢ノ場合ノ提案ニシテ同艦種ノ廢止ニ對シ英國ノ主張スル処依然強硬ナルニ於テハ此ノ際一応我方主張ヲ緩和シ同艦種保有ノ場合ニ對スル第二案ヲ提示セントス

第一案

(一)各艦種毎ニ保有シ得ル最大限主力艦三十万噸航空母艦六万噸甲巡十万噸乙巡以下四十万噸

(二)「ヤードスチック」主力艦三航空母艦五甲巡二乙巡以下

乙巡以下四十万噸

乙巡以下四十万噸

合ニ「ヤードスチック」主力艦三甲巡二乙巡以下

第一案

在仏國三谷臨時代理大臣より  
廣田外務大臣宛(電報)

172 昭和9年11月26日

海軍會議における日英関係の重大性について

吉田大使より松平大使への伝言について

吉田大使ヨリ  
(館長符号扱)

吉田大使ヨリ

二十三日倫敦ヨリ帰来ス日英関係ニ付テノ貴意篤ト松平大使ニ伝ヘタル處親日感情ハ英國皇室側ノ思召モアリ一部ニハ最近益高マリツツアリ甚タ喜ハシキ次第ナルカ之モ海軍會議ノ成行キ如何ニ依リテハ前途必シモ樂觀ヲ許サヌ英米間ニハ伝統的関係アリ米ニ対シテ日英結束ハ思ヒモ寄ラス将又英國海軍當局者間ニ我カ態度ヲ快シトセサル向モ鮮カラス會議行詰レハ自然英米提携ヲ誘致シ更ニ會議破裂セハ現下ノ親日感情遂ニ猶克ク之ヲ維持シ得ヘキヤ充分ノ確信ヲ有セストテ頗ル憂色アリ拙者旧知ノ一二英國新聞記者モ英國下院議員中ニモ我カ會議態度ヲ難スルモノ鮮カラスト言ヘリ然レトモ今日迄ノ所ハ幸ニ英國側モ何トカシテ会

(三)(一)ノ噸数ニ(二)ノ「ヤードスチック」ヲ乘シタル換算噸数主力艦九十万噸甲巡二十万噸乙巡以下四十万噸計百五十万噸

四各国ハ換算噸数百二十万噸ニ相当スル現実兵力ヲ超過スル兵力ヲ保有スルヲ得ス

第二案

(一)各艦種毎ニ保有シ得ル最大限主力艦三十万噸航空母艦六万噸甲巡十万噸乙巡以下四十万噸

(二)「ヤードスチック」主力艦三航空母艦五甲巡二乙巡以下

乙巡以下四十万噸

乙巡以下四十万噸

尚本電ハ當方ニ於テハ少數ノ者ニノミ知ラセ置クニ止メタル次第ニ付貴方ニ於テモ極ク小範囲ノ直接關係者以外ニハ漏ササル様願ヒ度シ

漏ササル様願ヒ度シ

173 昭和9年11月26日 ロンドン會議代表より  
廣田外務大臣宛(電報)

予備交渉難航打開に關する松平・ディヴィス会談について

ロンドン 11月26日後発  
本省 11月27日前着

過日來日米間ニハ交渉杜絶セル形ニテ此ノ間新聞記者中ニ

ハ絶エス風説ヲ流布スル嫌アリタルニ付日米ノ連絡ヲ計ルト同時ニ日米交渉絶エタル次第ニ非サルコトヲ示シ又種々ノ誤報ノ打消ヲ為スヘキ目的ヲ以テ二十五及二十六日会商ノ形ヲ取ラスシテ松平「デヴィス」ト雑談ヲ交ヘタルカ其ノ間御参考トナルヘキ点左ノ通り

「デ」ハ費府ニ於ケル斎藤大使ノ演説ノ反動ニ付注意シタルニ付松平ハ同大使ハ我方ニ於テ軍縮ヲ徹底的ニ為サントスルコト及不侵略ノ原則ヲ樹立スルコトノ趣旨カ未タ米国民ニ徹底シ居ラスト考ヘタルト又過般來ノ流説ヲ一掃スル為行ヒタルモノト思考スト述ヘタル處「デ」ハ日本側ニ於テハ航空母艦主力艦等ヲ廃止シ大ナル軍縮ヲ行フ如ク言ハルモ米国側ニ於テハ右ハ日本カ英米ヲシテ極東ニ手ヲ伸スヲ封スルト共ニ日本カ支那ニ於テ自由行動ヲ為サントスル為ナリト解シ居ルモノ多キ旨述ヘタルヲ以テ松平ハ右ハ甚シク憶測ニ過キタル考ニシテ航空母艦主力艦等ノ廃止不可能ナル場合ニ於テモ尚相当ノ軍縮ヲ行ハントスル心算ナルノミナラス若シ支那ニ於テ恣ナル行為ヲ為サントセハ現有兵力ニテモ為シ能ハサルニ非スト述ヘ置キタリ次テ「デ」ハ華府条約ノ廢棄ニ關スル通告発セラルニ於テハ其ノ

方ニ於テハ更ニ英國側トハ英國側ノ一方的且自發的宣言案ニ於テ必スシモ現比率ヲ強ク主張シ居ラサル狀況ニ顧ミ更ニ折衝ヲ試ミ爾積ナルカ仮令万々一英國側ト話カ付クトモ米国ニ於テ之ヲ承認スルハ目下ノ處困難ナルヘキモ兎ニ角最善ヲ儘シ今後ニ於テ目的ヲ達セストスルモ将来ノ素地ヲ作ル積ナリ

米ニ転電シ仏、伊ニ暗送セリ

174 昭和9年11月(27)日 在ニュー・ヨーク(沢田綏領事より)

### 太平洋防備制限条項の単独存続を主張する二 ユーヨーク・タイムズの論説等について

本 省 11月27日後着 発  
ニュー・ヨーク

特情紐育第二八号

紐育「タイムズ」紙主筆「エドヴァイン・ジエームス」氏ハ

二十五日ノ同紙上ニ署名論文ヲ掲ケ太平洋防備制限条項ノ單独存続ヲ表明シ次ノ如ク述ヘテ居ル

日本政府カ華府条約ヲ廢棄シタ場合ニモ太平洋防備制限ニ

結果米ニ於テモ英ニ於テモ相當反動ヲ生スヘク私見ニ依レハ此ノ際急キ話ヲ纏メントセハ或ハ却テ将来纏マルヘキ見込アルモノ迄破ルルカ如キ虞ナシトセス寧ロ此ノ際ハ暫ク會議ヲ延ハシテ適當ノ機会ニ話ヲ再開スル方カ都合良キカトモ考フ但シ右ハ今即時ニ提議スヘシト謂フニ非サルモ「クリスマス」迄ニハ之ヲ打切ルコト如何カト考フト述ヘタルニ付松平ハ何等此ノ際纏マラサルコト判明スレハ國交ニ亀裂ヲ入レサル様努力シ而モ二箇年間條約ハ存続シ居ル次第ニ付此ノ点ヲ世間ニ明カニシタル上引続キ新協定ノ締結ニ努力スル外ナカルヘキモ未タ全然絶望ニモアラサルヘキニ付更ニ最善ノ努力ヲ続クルコト然ルヘシト述ヘ置キタリ更ニ「デ」ハ此ノ際華府条約廢棄通告トナレハ一箇年後ニ會議ヲ開催スヘキコトトナリ居リ或ハ一切ノ問題ノ討議ヲ為ササルヘカラサル破目トナルヤモ知レスト言ヘルニ付松平ハ海軍問題ニ關シテハ倫敦条約ニ予見セル會議トシテモ華府条約ノ規定ノ會議ニ於テモ議セラルヘキモノナルモ日本政府トシテハ最初ヨリ申出タル通り支那問題ノ討議ハ事態ノ紛糾ヲ來シ反対ナルノミナラス若シ討議スルコトトナレハ會議ニ参加セサルヘシト答ヘタリ右様ノ次ニテ我

関スル同條約第十九条ダケヲ存置シヨウトイフ案ガアリ既ニ米国政府ニ提案サレタカ又ハ近ク提案サレルラシイ、然シ右防備制限規定及西太平洋岸ノ防備現状維持ニ關スル米國政府ノ公約ハ實ハ日本政府ガ海軍力ニ就キ五、五、三ノ比率ヲ承諾スル代償トシテ米国政府ガ賛成シタモノニ他ナラヌ、日本政府ガ一方ニ英米両国ト均等ナ海軍力ヲ要求シ乍ラ他方ニ於テ西太平洋岸ニ於ル米國ノ海軍根拠地ヲ改善サレテハ困ルトイフノハ不合理ダ、日本政府ガ自己ノ欲スル海軍ヲ作ル権利ヲ主張スルナラバ米国政府トシテモ新事態ニ応シ自己ノ欲スル所ヲ行フ権利ヲ主張スル迄ダ國務省アタリデモ華府条約ハ全体トシテ存続スルカ廢棄スルカヲ決セラルベキデ一部ヲ廢シ一部ヲ存続スル訳ニハ行カヌトイフ建前ノ様ダ

更ニ夕刊紙「ウォールド・テレグラム」紙ハ二十六日ノ紙上デ斎藤大使ノ演説ヲ批評シテ曰ク

斎藤大使ノ演説ニ依レバ日本政府ハ倫敦会商ノ成果如何ニ拘ラス華府条約ヲ廢棄スルニ肚ヲ決メテ居ルラシイ、倫敦会商ハ華府条約廢棄ヲ阻止スル様話合ヲツケタイトイフ希望ニ基イテ開カレタ筈ダ、ソレニモ拘ラス事情如何ヲ問ハ

ス華府条約ヲ廢棄スルト言フノデハ話ニナラナイ、更ニ同等ノ海軍力ヲ持タネバ大国ノ威儀ガ保テナイト言フノハ理窟ニ合ハヌ、仏伊両国ノ海軍力比率ハ少イガ大国デアルノニ変リハナイ不可解ナノハ日本政府ガ何故好ンテ孤立ニ陥ルヤウナ政策ヲトルカト云フ点デ「カイゼル」ヲ始メ昔カラ孤立政策ヲトツテ成功シタ例ガナイ

175 昭和9年11月27日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

一方的且つ自發的建造計画及び英國側サゼツ

ショーンに関する英國側との交渉について

海第五〇号(極秘)

二十七日松平山本共ニ「サイモン」ト会談ス(「クレーギー」同席)前回松平「サイモン」会談ニ於テ充分ニ会談セサリシ点ニ付話ヲ継続シタルカ松平ヨリ前回ノ話ニ依レハ一方的且自發的宣言ニ依る建造計画ハ何等契約的基礎ニ依ルモノニ非ス必要トアラハ变更シ得ルトノコトナルカ右ニ依レハ實際上関係国ノ代表者トナリテ自己ノ建造計画ヲ討要スル事情一國ニ起ラハ他ノ国ニ通牒シ其ノ理由ヲ説明シ更ニ之ヲ討議スルコトナサハ「レシオ」ナル考ハ全ク排除シ得ヘシト考フ何等協定ヲ知ラスシテ各國カ如何ナル建造計画ヲ為スヤ不明ナル為不安ニ駆ラル状態ニ比シ遙ニ之タケニテモ一般ニ安全感ヲ与フヘシト思考スト述ヘタリ更ニ「サ」ハ前回話アリタル華府条約中ノ存置条項ニ付何等承り得ルヤト述ヘタルニ付松平ヨリ右ハ請訓申ニシテ猶判明セスト言ヘルニ「サ」ハ防衛条項ニ関シ前回トハ稍異リタル態度ヲ以テ前回申上ケタルコトハ自分一個ノ考ニシテ英國政府トシテハ如何ニ処理スルヤ自治領等トモ相談ノ要アリ猶判然トセスト断リタルカ右ハ米国ト何等交渉ノ結果ナルヤ或ハ前回明確ニ「コンミット」セルヲ訂正セントスル為ナルヤ不明ナリ

「サ」ハ議会ノ所用ノ為中座セルカ「ク」ヨリ更ニ英考案ノ全然「レシオ」ノ觀念ヲ除キタルヲ説明シ再付言シタキハ英國側トシテハ例ヘハ五箇年ノ計画宣言案ヲ提出スルニ当リテモ質ノ問題ニ關係ナクシテ建造計画ヲ提示スル能ハス又率直ニ言ヘハ英國トシテハ戦艦ハ數ニ於テ縮小スル能ハス巡洋艦ニ於テハ増加ノ要アリ之ニ関シ米国側トハ意

ロンドン 11月27日後発  
本省 11月28日前着

議スル場合例ヘハ日本五ト云ヘハ米ハ七日本七ト云ヘハ米ハ九ト云フカ如キコトトナリ却テ其ノ間建艦競争ヲ誘致スル結果トナル惧無キヤ寧ロ何等カ共通最大限ヲ設ケテ之ヲ超エサラシムルコト必要ナリ而シテ日本ハ必シシモ一時ニ引下カルヘシトカセストモ一定期間ヲ置キテ漸次共通点ニ達スル様計画ヲ作ルコトトセハ建艦競争モ防キ又日本ノ要望モ満足シ同時ニ英米ニ対シテモ急激ノ変化ヲ与ヘサルコトトナルヘシト述ヘタルカ「サ」及「ク」ヨリ種々質問アリシニ付松平及山本ヨリ然ルヘク応酬シタル上山本ヨリ右一定期間ノ年数ハ共通最大限ノ量如何ニ關係アル故具体的ニ貴海軍当局ト協議スル要アリト述ヘ又松平ヨリ前記各国ノ建造計画ヲ示シ合フトセハ何時ヨリ之ヲ始ムル考ナリヤト問ヘルニ「ク」ハ成ルヘク速ニスルコト然ルヘシト述ヘタルモ「サ」ハ以上ノ点ニ付考未タ纏ラサル如ク右御話ノ次第ハ總理トモ相談ノ上更ニ研究シ見ルヘシト答ヘタリ「サ」ハ更ニ英國側「サゼスツショーン」ニ関シ右一方的宣言案ハ何等 ratio ノ考ニ依ルモノニ非ス又何等拘束力ヲ有スルモノニ非ス单ニ一定期間ノ継続ヲ申合セテ猶変更ヲ

176 昭和9年11月28日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

斎藤前首相の所信米国各紙上に発表について

ワシントン 11月28日後発  
本省 11月29日前着

第五二五号

往電第五二二号斎藤子爵ノ談話カ各方面ニ衝動ヲ与ヘ二十三日費府ニ於ケル本使演説モ相当反響アリタルコト既電ノ通ナルカ我主張ノ真意ヲ諒解スル言論モ漸ク散見スルニ至レルニ鑑ミ軍縮ニ関スル啓蒙運動ニ一層ノ努力ヲ払フコト緊要ナリト認メラルル此ノ際左記要旨ヲ斎藤子爵ノ寄稿ト

シテ「ノース・アメリカン・ニュース・ペーパー・アライヤンス」等適當ノ筋ヲ通シ成ルヘク多數ノ新聞紙上ニ発表スルコトヲ得ハ至極時宜ニ適スルモノト思考セラルニ付右ニ対シ同子爵ノ承認ヲ得ル様至急御手配ヲ得度英文ハ當方ニテ適當ニ作製ノ積ナリ

「左記」

先般ノ「モニター」紙会見談ハ重點ノ置所カ自分ノ考ト違ヒ居ル節モアリ旁茲ニ自分ノ所信ヲ改メテ述ヘテ見度イト思フ軍縮問題ニ関シテハ日本ハ挙国一致其ノ主張ノ達成ニ努メ居リ倫敦ニ於ケル全權モ之カ貫徹ニ折角奮闘中ナリ現條約ハ日本国民ヲシテ国防ノ安全感ニ付疑惑ノ念ヲ抱カシメ延イテ日米両国民ノ間ニ無用ノ悪感情ヲ醸成シツツアリ今次日本ノ提案ハ各国軍備ノ均等ヲコソ要求スレ其ノ目的ハ全然自衛ニアリテ毫モ他国ヲ侵略セントスルモノニ非ス從テ其ノ主張スル所ハ軍拡ニ非スシテ寧ロ反対ニ大軍縮ヲ実行シ主力艦及航空母艦ノ如キ攻撃的武器ヲ全廃シ将来ノ戦闘ヲ困難ナラシムルト共ニ各国民ノ財政上ノ負担ヲ大イニ輕減セントスルモノナリ由來平和人道ノ味方タル米国民カ何故ニ此ノ公正和平ナル日本提案ニ同意ヲ躊躇スルヤ了

テ米海軍ニトリ屈強ノ防禦地タルト共ニ米国輕艦隊ノ活動上貴重ナル根拠地ナルヲ以テ日本艦隊ノ行動ハ困難ナラン比島ハ独立ノ許サルコトトナリ居ル關係上此ノ際重大議題トナラス（序テ乍ラ余ハ同島ノ永久中立ヲ保証スル条約ニハ日本モ欣然参加スヘシト信ス）又「グアム」島ハ防禦不完全ナルモ海戦ノ決定的効果ヨリ見テ之カ攻略ハ意義少ク「サモア」島ハ日本ヨリ四千五百哩近キ遠方ニアリ「アラスカ」攻撃ノ如キモ海軍軍事行動上重要性ヲ欠ク「パナマ」運河攻撃説ニ至ツテハ軍事ニハ素人ナル仮空小説家ノ夢想ニ過キス「パナマ」ハ日本ヨリ八千哩、其ノ中間ニハPearl Harbor 軍港アリ且運河ノ防備ハ完備ス今日如何ナル海軍ト雖モ其ノ根拠地ヨリ二千五百哩以上ヲ離レ会戦ニ耐ヘ得ルモノナシ日本桑港間ノ最短距離四千五百哩ナルヲ思ヘハ日本艦隊ノ米国ニ対スル渡洋行動ノ不可能ナルヲ知ルヘシ問題ハ飛行機ナルカ太平洋横断飛行ニ成功シタル例ハアルモ戦闘機及爆撃機ノ現在ノ能力ニ顧ミ渡洋戦闘ニ從事スルハ不可能ナリ飛行機ノ欠陥ヲ補フニ航空母艦アリト言ハシモ一九三六年ニ于ケル日本ノ航空母艦保有量ハ米国ノ六割乃至六割半ノ劣勢トナルヲ見レハ日本ノ飛行機ニ依

シテ「ノース・アメリカン・ニュース・ペーパー・アライヤンス」等適當ノ筋ヲ通シ成ルヘク多數ノ新聞紙上ニ発表スルコトヲ得ハ至極時宜ニ適スルモノト思考セラルニ付右ニ対シ同子爵ノ承認ヲ得ル様至急御手配ヲ得度英文ハ當方ニテ適當ニ作製ノ積ナリ

解ニ苦シム所ナリ 以上

177 昭和9年11月28日

在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛（電報）

クリスチャン・サイエンス・モニター』斎藤

前首相会談統編の掲載について

ワシントン 11月28日後発  
本 省 11月29日後着

第五二六号

往電第五二二号ニ関シ

二十八日「クリスチャン・サイエンス・モニター」水曜付録ハ斎藤子爵会談統編トシテ Japan has no Quarrel with America ト題シ左記要領ノ論文ヲ載セ居レリ「余ハ日米戦争ナル仮定カ如何ニ根拠ナキカヲ一般米人ニ指摘シタシ今仮リニ過度ノ愛國者ノ宣伝並ニ策動ノ結果日本間ニ開戦ノ口実ヲ見出シタリトシ（余個人トシテハスルロ実ノ発見不能ナリト思フ）純技術的見地ヨリ其ノ結果如何ヲ考フルニ先ツ日本側ヨリ見テ「ホノルル」ハ横須賀軍港ヨリ三千哩以上アリ仮リニ日本艦隊カ「ホノルル」迄攻メ寄セタリトスルモ Pearl Harbor 軍港ハ要塞堅固ニシ

ル米国攻撃ノ不可能ナルコト判然スヘシ米国ノ立場ヨリ見ルモ事情ハ全ク同一ナルヘシ翻ツテ東洋ノ状勢ヲ見ルニ日本ハ其ノ幸福安寧ノ為ニハ東洋ニ於ケル永遠ノ平和ノ確保ヲ必要トスルノミナラス東亞大陸ニ於ケル無政府状態ハ同時ニ世界平和ヲ脅威ス先年 Pancho Villa 一派ノ墨国反徒カ米国南境ヲ騒カセタル際米国ハ初メ抗議ヲ続ケタルモ其ノ効ナキヲ見ルヤ遂ニ軍隊ヲ派シテ之ヲ鎮定シタルコトアリ日本カ滿州ニ於テ為セル所ハ正ニ米国カ Pancho Villa ニ対シテ為セルト同一ノ処置ニシテ只賊團ノ数多ク時間ノ長カリシ丈ノ相違ナリ滿州國カ外部ヨリ認メラルニハ相当ノ時ヲ要スヘキモ其ノ承認ヲ受クルモ遠カラサルヘシ支那ノ状態ハ全般的混乱ヲ繰返シ居リ絶エス日本ノ不安ヲ醸シツツアリ米国カ Pancho Villa ヨリ蒙リタル苦痛ハ短カカリシモ日本ハ東亞大陸ノ事態ニ永年惱マサレ来レリ日本カ東亞ノ平和維持責任ヲ有スト為スハ此ノ所以ナリ日蘇関係ニ付見ルニ蘇國ノ政治思想カ日本ノ警察ニ相當厄介ヲ掛ケツツアルハ言フ迄モナク又蘇國カ西比利亜國境ニ防備ヲ施シツツアルモ隠レナキ事実ナリ東京ハ浦塩ヨリ七百哩

襲撃スヘシ米国カ日本ノ立場ニ置カルレハ果シテ如何ナル態度ヲ執ルヘキカ幸ヒ広田外相ハ前駐蘇大使タル経験ヲ有シ且岡田首相ノ信任ヲ有スルヲ以テ外交的手段ニ依リ日蘇間緊張ノ因ヲ除去スヘキヲ信シテ疑ハス余ハ叙上ノ日本ノ立場カ明年ノ倫敦會議ニ於テ各国ニ正解セラレンコトヲ信スルモノナリ要スルニ余ハ余ノ理想トスル所カ将来各国ニ依リ实行セラレンコトヲ望ムト共ニ其ノ基礎カ倫敦會議ニ於テ確立セラルヘキヲ信ス同會議ニ於テハ軍縮ニ関スル進歩的形式採用セラレ之ニ依リ各国民ノ租税負担ノ輕減セラレンコト希望ニ耐ヘス若シ倫敦會議ノ失敗ニ終ラハ各国民ノ負担ハ遂ニ耐ヘ得サルモノタルニ至ラン（明治初年ヨリ最近迄ノ我海軍予算ヲ表示シ昭和十年度海軍予算ト總予算トノ比較ヲ述フ）余ハ各国カ其ノ海軍力ヲ通商及海岸線ノ保護ニ足ル程度ニ削減シ攻撃的武器ヲ廢シテ悉ク防禦的武器ニ制限スルニ至ランコトヲ望ム即チ各国カ主力艦及航空母艦ヲ廢棄シ潛水艦モ沿岸防禦ニ必要ナル程度ニ制限シ巡洋艦モ通商擁護ニ足ル隻数ニ減スルニ至ラハ「ユートピア」ノ到来ハ遠カラサルヘキヲ信ス  
英ニ転電シ在米各領事ニ郵送セリ

立場カ明年ノ倫敦會議ニ於テ各国ニ正解セラレンコトヲ信スルモノナリ要スルニ余ハ余ノ理想トスル所カ将来各国ニ依リ实行セラレンコトヲ望ムト共ニ其ノ基礎カ倫敦會議ニ於テ確立セラルヘキヲ信ス同會議ニ於テハ軍縮ニ関スル進歩的形式採用セラレ之ニ依リ各国民ノ租税負担ノ輕減セラレンコト希望ニ耐ヘス若シ倫敦會議ノ失敗ニ終ラハ各国民ノ負担ハ遂ニ耐ヘ得サルモノタルニ至ラン（明治初年ヨリ最近迄ノ我海軍予算ヲ表示シ昭和十年度海軍予算ト總予算トノ比較ヲ述フ）余ハ各国カ其ノ海軍力ヲ通商及海岸線ノ保護ニ足ル程度ニ削減シ攻撃的武器ヲ廢シテ悉ク防禦的武器ニ制限スルニ至ランコトヲ望ム即チ各国カ主力艦及航空母艦ヲ廢棄シ潛水艦モ沿岸防禦ニ必要ナル程度ニ制限シ巡洋艦モ通商擁護ニ足ル隻数ニ減スルニ至ラハ「ユートピア」ノ到来ハ遠カラサルヘキヲ信ス  
英ニ転電シ在米各領事ニ郵送セリ

178 昭和9年11月28日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛（電報）  
日本に平等な海軍を与えるを得ずとのヴィン  
ソン下院海軍委員長の談話について

ワシントン 11月28日後発  
本 省 11月29日前着

#### 第五二七号

二十八日新聞ノ報道ニ依レハ「ヴァインソン」下院海軍委員長ハ日本カ華府條約廢棄ニ関シ仏伊ノ參加ヲ招請セリトノ報ニ対シ若シ日本カ華府條約ヲ廢棄スルニ於テハ来ルヘキ建艦競争ニ於テ日本ノ三隻建艦ニ對シ米國カ五隻ノ割合ヲ以テ建艦シ得ル様米國議会ニ對シ資金ノ割当ヲ要求スヘシ吾人ハ如何ナル犠牲ヲ払フモ日本ニ平等海軍ヲ与フルヲ得ス云々ト述ヘタル趣ナリ

英ニ転電シ紐育ニ郵送セリ  
179 昭和9年11月29日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）  
英國サゼツションに関するドーマン米國務省

#### 員の私見について

ルコトハ困難ナリト考ヘ居ル趣内話シタリ何等御参考迄

ロンドン 11月29日後発  
本 省 11月30日前着

海第五二号（極秘）

二十七日米国國務省員「ドーマン」（代表部員トシテ目下当地滯在中）カ加藤ニ対シ私見トシテ英國側「サゼツ・サン」ノ中各國ノ「ステイタス」ノ平等ヲ闡明スルコト及

華府條約ノ規定ノ中軍艦ノ建造通知ニ關スル点ハ米國側トシテモ大体異存ナカルヘキモ建造計画ニ關スル一方的宣言

ハ實行如何ハシク量ノ制限ヲ含マサル質ノミノ制限ハ米國トシテモ日本同様贊成困難ナルヘク又華府條約ノ防備制限条項ノ趣旨ヲ存続セシメントノ考ハ米國側ニ於テ絶対ニ反対スヘシト思考セラル米國側トシテハ華府條約廢棄ノ場合ニハ海軍條約以外ノ他ノ取極協約ニ定メラレタル國際間ノ均衡ヲ破ラルコトトナルヲ以テ華府ニ於テ協定セラレタル總テノ事項ニ關シ再審議ヲ為ササレハ極東ニ於ケル米國ノ権益ヲ保護スルコトヲ得ストノ見地ヲ固ク執リ居レルモノナリ要スルニ米國ハ英國ノ「サゼツ・サン」ニハ大シテ興味ヲ有シ居ラス米國トシテハ日本カ其ノ根本的主張ヲ固持シ居ル限り米國民ヲ納得セシメ得ルカ如キ協定ニ到達ス

180 昭和9年11月29日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛（電報）

ルコトハ困難ナリト考ヘ居ル趣内話シタリ何等御参考迄

米國の軍艦七十八隻建造説に関するボルチモア・サンの報道について

ワシントン 11月29日後発  
本 省 11月30日前着

#### 第五三〇号

二十九日「ボルチモア・サン」華府特電ハ倫敦會議決裂シ日本カ華府條約ヲ廢棄スル場合ニハ米國政府ハ軍艦七十八隻ノ建艦ニ取掛ルヘシト冒頭シ權威アル筋ヨリ得タル情報ト認メラル左ノ要旨ノ報道ヲ為シ居レリ

米國政府ハ日本カ倫敦予備會議ヲ決裂セシメ華府條約ヲ廢棄スルコトニ依リ西太平洋ニ於ケル海軍霸權ノ樹立ニ向テ邁進スヘキヲ確信シ居レリ斯クシテ日本ハ将来國際的無法者トシテ取扱ルニ至ルヘク或ハ日本ハスル不快ナル役割ヲ厭ヒ華府倫敦二條約ノ失効前二年内ニ於テ比率制ノ維持ニ讓歩スルヤモ計ラレサルモ米國政府トシテハ右ノ如キ日本ノ態度ハ予期セス右二年ノ期間内現存倫敦條約ノ限度ニ

海軍力ヲ充実スヘク之カ為ニハ現ニ建造中ノ六十八隻ニ加

ヘ老朽艦ノ代艦ヲ含ミ航空母艦一隻駆逐艦五  
十一隻潜水艦二十一隻合計七十八隻ノ建造ヲ必要トスヘシ

若シ日本カ建艦競争ニ出ツルニ於テハ米国政府ハ対抗上

「ヴィンソン」提案ノ如ク日本ノ三隻ニ対シ米国ハ五隻ノ

割合ニテ建艦ヲ続行スルノ措置ヲ取ルヘシ側近者ノ消息ニ

依レハ「ルーズヴェルト」大統領ハ五、五、三ノ比率ヲ消息ニ

ク支持シ居リ倫敦會議ニ於ケル米国代表ノ態度ノ強硬ナル

コト並ニ米国官辺カ同會議カ協定ニ至ラスシテ散会スヘシ

ト見居ルコトハ何レモ右ニ起因ス

転電先 英、郵送先 紐育

181 昭和9年11月29日

在米国斎藤大使より

(電報)

ヴィンソン声明に関するボルチモア・サンの  
論説について

ワシントン 11月29日後発  
本 省 11月30日前着

第五三一号

二十九日「ボルチモアーサン」ハ往電第五三〇号 Vinson

#### 声明ニ関シ論説ヲ掲ケ

Vinsonノ声明ニ関シ責任アル米国人トシテ当然知ラント  
欲スル処ハ一体下院海軍委員長ハ何時ヨリ軍縮問題ノ如

キ複雑ナル國際政治問題ニ付米国國策ヲ樹ツル權能ヲ付与

セラレタルヤノ点ナリ Vinsonハ米国カ日本ノ鼻先ニテ拳

ヲ撫テルカ如キ意見ヲ闡明シタルカスル挑戦ハ日本ニ如何

ナル反響ヲ起スヘキヤ或ハ之ヲ以テ日本ノ擴ニ触ハル危險  
ナル主張ヲ撤回セシメントスル意図ナリト言ハンモ如何ナ

ル国モ斯ノ如キ傲慢ナル態度ニ遭ヒテ其ノ主張ヲ撤回スル

モノナシ Vinsonノ説ハ却テ日本ノ強硬方針ニロ実ヲ与

ヘ米国ノ妥協的態度ヲ俟チ居ル穩健派ノ圧倒ヲ容易ナラシ

ムモノナリ現下ノ難局ニ於テ如何ナル対日政策カ正シキ

ヤハ別トシ Vinson政策ノ誤リナルハ明瞭ニシテ其ノ結

論ハ戦争ノ外ナシ日本ノ態度カ押カ強ク強情ナレハトテ罪

ハ總テ日本ニ在リト結論スルヲ得ス米国モ日本ヲ虐待シタ

ルコト一再ニ止マラス排斥移民法採用ノ經緯ノ如キハ日本

ニ不断ノ侮辱ヲ与ヘルモノニシテ何等弁解ノ辞ナシ吾人ノ

任務ハ海軍問題ニ関スル立場ヲ放棄スルコトナクシテ更ニ

凡ユル妥協調和ノ途ヲ探究スルト共ニ堅キ忍耐力ヲ以テ自

ト報道シ未タ社説ハ出ナイガ「トリビューン」紙華府特電  
ハ官辺ノ意向トシテ左ノ通リ報ジテ居ル

一、広田外相ノ演説ハ日本ノ海軍政策ニ就キ何等新タナ説

明ヲ与ヘス又決裂ニ近イ倫敦會議ニ新タナ希望ヲ与ヘナ  
イ

一、攻メルニ難ク守ルニ充分ナ海軍ハ既ニ華府條約テ實行

サレ日本ハ地理的優位及條約ニ依ル他国海軍及根拠地拡張制限ニ依リ優勢ヲ保持シテ居リ米海軍方面デハ五対一

又ハ六対一デモ日本ノ防禦ニ充分ト云フ向モアル

一、日本ハ今デモ海上ニ於テ完全ナ自由ヲ有シテ居ル、之

ハ滿州上海事變ノ際ニモ他ノ海軍国ガ事實上手出シシナ  
イ事カラ見テモ判ル

一、海軍縮少経費節減ハ賛成ダガ英米ガ主ニ犠牲ヲ払フノ  
デナク日本ヲ含ム海軍国ノ相對的縮減ニヨルベキデアル

一、極東ノ形勢ハ改善サレテ居ルト云フガ日本ハ海軍條約

カラ初メ九ヶ国、四ヶ国等各條約ヲ廢シ無制限ナ自由行

動ヲ企図シテ居ル

一、海軍條約ノ終了ハ支那ノ門戸開放終了ヲ意味シ又四ヶ  
国条約ニ依ル太平洋防備制限協定ノ終リヲ意味スル

#### 広田外務大臣の演説に関する新聞報道について

て

ニューヨーク 発

本 11月30日後着

182 昭和9年11月(30)日 在ニューヨーク沢田總領事より  
広田外務大臣宛(電報)

特情紐育第三〇号

広田外相ノ演説ハ倫敦予備会商電報デ紙面ガ輻輳シテ居ル  
ニモ拘ラズ紐育「タイムス」、「ヘラルド・トリビューン」

共演説ノ全文ヲ載セ日本ノ條約廢棄決意ガ更ニ確言サレタ  
ト見居ルコトハ何レモ右ニ起因ス

英「ザゼンション」ニ閲シ専門的問題ニ閲シ私的意見交換ヲ表面ノ理由トシ英國ノ所要兵力ヲ探知シ而シテ我方ノ主張ヲ先方ニ透徹セシムル目的ヲ以テ今三十日山本ハ「チャットフイールド」ト自由会談ヲ試ミタルカ其ノ要領左ノ通一、先ツ共通最大限協定ノ必要ニ付当方ヨリ目下一般的協定ノ代リニ部分的ノ協定ヲ纏メントスルヤノ説アルモ當方トシテハ短期間ニテモ一般的ノモノヲ欲スルモノナルコトヲ述ヘ英「ザゼンション」ノ欠点ハ共通最大限ヲ定メサルコトニ在リ貴方ニ於テ Common limit ヲ嫌ハルルナラハ Maximum limit in global or in some category ニテモ設定スルヲ要ス然ラサレハ例ヘハ潜水艦ヲ自主的ニ保有セントスルモ之モ他国ノ攻撃的兵力ノ量ノ依リテ移動ヲ生スル次第ニテ其ノ他ノ艦種ニ於テハ勿論相対的ニ保有量ヲ決スヘキモノニシテ仮ニ一国カ最大限度迄建造スル意思ヲ有セサルモノトスルモ若シ他国ノ超ユルヘカラサル限度ヲ確認スルニ非スンハ造艦ニ目的ヲ樹ルヲ得サル道理ナルコトヲ力説シ量的最大限定マツテ初メテ質ノ問題ニ触ルルヘキモノナルコトヲ重ネテ述ヘタリ

一、何レニシテモ米国ハ日本ノ態度如何ニ拘ラス現在ノ比率カラ讓歩出来ナイ、又海軍条約ノ根柢ガ覆サレルノヲ黙視スル訳ニハ行カヌ、一方米国代表部ニ対シテハ予備会商ガ統ク間ハ倫敦ニ留マリヤウ訓令済デアル

183

昭和9年11月30日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

## 英國試案に関するダイヴィスとの会談について

て

ロンドン 11月30日後発  
本省 12月1日後着

海第五三号(極秘)

十一月三十日松平「デビス」ヲ訪問シ往電海第五〇号「サイモン」ニ語リタルト同様目下我方ニ於テハ英國試案ヲ基礎トシテ我方ノ希望ヲ貫徹スルカ如キ「フォーミュラ」ヲ採サント努力中ナルカ日本側トンテハ「サイモン」ノ建造計画宣言案ヲ為ストスルモ其ノ限度ナキニ於テハ徒ラニ造船競争トナル虞アルヲ以テ限度ヲ定メ之ニ達スルニハ一時ニ行ハストモ相當期間内ニ達シ得ルコトトスルモ考慮シ得ル次第ナリ尤モ右期間ニ閲シテハ限度ノ程度ニ依リ決セラ

イモン」ニ語リタルト同様目下我方ニ於テハ英國試案ヲ基礎トシテ我方ノ希望ヲ貫徹スルカ如キ「フォーミュラ」ヲ採サント努力中ナルカ日本側トンテハ「サイモン」ノ建造計画宣言案ヲ為ストスルモ其ノ限度ナキニ於テハ徒ラニ造船競争トナル虞アルヲ以テ限度ヲ定メ之ニ達スルニハ一時ニ行ハストモ相當期間内ニ達シ得ルコトトスルモ考慮シ得ル次第ナリ尤モ右期間ニ閲シテハ限度ノ程度ニ依リ決セラ

184 昭和9年11月30日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

## 英國の所要兵力探知及び我が方主張について

ロンドン 11月30日後発  
本省 12月1日後着

海第五四号(極秘)

ルヲ以テ今直ニ開示スルコトヲ得スト述ヘタルニ「デ」ハ華府會議ニ於テハ米国ハ Potential predominance 英ハ actual predominance ヲ有シ居タルカ日本側ハ勿論各國トモ各犠牲ヲ払ヒ各方面ノ事實上ノ情勢ヲ考慮ノ上条約ヲ築キ上ケタルモノナリト述ヘ更ニ寿府及倫敦等ニ於ケル從来ノ犠牲ヲ繰返シ始メタルニ付松平ハ之ヲ遮リ右ノ如キ議論ニ對シテハ我方ニ於テハ從來ノ主張ヲ繰返スニ過キス今日ハ前記英國側ニ語リタル所ヲ米國側ニモ一律話シタキ積ニテ右通報スル次第ニ付篤ト考慮セラレタキ旨述ヘタルニ「デ」ハ之ヲ多トシ研究スヘキ旨ヲ述ヘタルモ余リ氣乗リセサル様見受ケラレタリ

米ニ転電シ仏、伊ニ郵送セリ

(1) 従来述ヘタル英案カ即チ英ノ建造最大限ナリ

(2) 主力艦二万五千噸型十五隻隻数ハ減スルヲ得ス但シ單艦噸数ハ低下スルヲ得ルヤモ知レス而シテ向後六年ノ計画トシテ毎年一隻建造艦齡三十年古艦ハ之ヲ廃棄ス七年目位ニハ二隻増艦トナル又米カ三万五千噸型ヲ固執セハ同型十五隻トナルヘシ但シ米ハ三万二千噸十二隻迄低下シ得ルカ如シ

(3) 航空母艦ハ現在ノ五隻中此ノ六年間ニ二隻ノ代艦ヲ以テ足ル单艦噸数ハ更ニ低下スルモ可ナリ此ノ点米モ同意スヘシ

(4) 八時巡洋艦現有十五隻ヲ維持シ将来ハ建造ノ必要ヲ認メス

(5) 乙巡現有三十三万九千噸ニ毎年三隻ヲ新造シ合計六十四十九万一千噸ニ至リテ止ム

(6) 駆逐艦十五万噸対潜水艦關係ニテ更ニ多数ヲ要スルトキハ旧艦ニテ満足ス而シテ本艦型ノ建造ハ主力艦代艦起工ニ先ソシ之ヲ完了ス

モノナル処差当り存置ストセハ六隻トセンコトヲ主張ス  
(ロ)八時巡洋艦六乃至八隻  
(ハ)乙巡現有量十万噸余ナル処十二万乃至十三万噸迄增加  
スヘシ但シ英ノ巡洋艦保有量ノ増加ニ伴ヒ米カ航空母艦  
一万噸巡洋艦等ノ造船ヲ為ス場合ハ更ニ考慮セサルヘカラス

(二)潜水艦ニ関シ我方既述ノ十二万噸ヲ低下シ得サルヤト  
ノ問ニ対シ攻撃的艦種ヲ縮減シ得タル場合十万噸位迄低  
下シ得ルヤモ知レス又大軍縮ノ実現ヲ見タルトキハ更ニ  
ル理ナリ

四、次ニ「チ」ハ日英現存条約ニ依ル保有量表ヲ示シ此処  
五、六年間ノ建艦計画ニ於テ日本ノ増加スルモノヲ問ヘ  
ルヲ以テ仮ニ最大限保有量ヲ貴見ノ如ク大ニスレハ我方  
ハ戦艦及八時巡洋艦等ハ相当ニ建艦ヲ余儀ナクセラルヘ  
シ但シ帝国トシテハ日英米トモニ大軍縮ヲ為スヘキコト  
ヲ主張シ居ルモノナルヲ以テ是等艦種ハ當分不建造ニテ  
可ナルモノト考ヘ居リタル次第ニシテ日本政府ニ於テハ  
建造計画ヲ考慮スル意思ナク從テ此ノ問題ヲ論議スルコ  
ト

建設工事考へ居リタル次第ニシテ日本政府ニ於テハ  
建造計画ヲ考慮スル意思ナク從テ此ノ問題ヲ論議スルコ  
ト

五、六年間ノ建艦計画ニ於テ日本ノ増加スルモノヲ問ヘ  
ルヲ以テ仮ニ最大限保有量ヲ貴見ノ如ク大ニスレハ我方  
ハ戦艦及八時巡洋艦等ハ相当ニ建艦ヲ余儀ナクセラルヘ  
シ但シ帝国トシテハ日英米トモニ大軍縮ヲ為スヘキコト  
ヲ主張シ居ルモノナルヲ以テ是等艦種ハ當分不建造ニテ  
可ナルモノト考ヘ居リタル次第ニシテ日本政府ニ於テハ  
建造計画ヲ考慮スル意思ナク從テ此ノ問題ヲ論議スルコ  
ト

五、六年間ノ建艦計画ニ於テ日本ノ増加スルモノヲ問ヘ  
ルヲ以テ仮ニ最大限保有量ヲ貴見ノ如ク大ニスレハ我方  
ハ戦艦及八時巡洋艦等ハ相当ニ建艦ヲ余儀ナクセラルヘ  
シ但シ帝国トシテハ日英米トモニ大軍縮ヲ為スヘキコト  
ヲ主張シ居ルモノナルヲ以テ是等艦種ハ當分不建造ニテ  
可ナルモノト考ヘ居リタル次第ニシテ日本政府ニ於テハ  
建造計画ヲ考慮スル意思ナク從テ此ノ問題ヲ論議スルコ  
ト

均勢ヲ拒ム何等ノ理由ナキ訣ナルモ唯日本ノ極東並世界ノ  
平和機構ニ対スル真意ハ從来ノ實際ヨリ見テ吾人ニ多大ノ  
危惧ヲ感セシムルモノナルヲ以テ之ヲ許スニ躊躇セサルヲ  
得ス若シ軍備協定成ラスハ建艦競争モ致方ナシ日本ニモ此  
制限ノ建艦競争ニハ反対者アリ何レニスルモ英米間並ニ米  
国ト連盟間ノ緊密關係ハ枢要事タルヲ失ハサルヘシ」云々

186 昭和 9 年 12 月 1 日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

予備交渉に於ける英米の態度に関する我が方  
の観測について

海第五号（極秘）

予備会商ニ於ケル英米ノ態度ニ関シテハ累次電報報告ノ通  
リナルカ会談其ノ他ニ依リ當方ノ觀察スル所左ノ如シ  
米國カ既存條約ノ存続ヲ希望シ少クモ之ヲ以テ新協定ノ基  
礎タラシメムトスル態度ニ至リテハ終始変ルコトナク現行  
比率ニ多少ノ改變ヲ認メントスル底意ノアルヘキハ想像シ  
得サルニ非サルモ帝国ノ主張ト著シキ懸隔アルコトハ否ミ

トトナレハ政府ニモ報告シ又専門家ニモ諮ル必要アリ是  
等ノ問題ニ関シ御返事致ス機會モアルヘシト考フル旨述  
ヘ置キタリ

米ニ転電シ仏、伊ニ郵送セリ

185 昭和 9 年 11 月 30 日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛

「日本海軍ノ主張」と題するスペクティマー  
の論評について

普通第六五七号 昭和九年十一月三十日  
(12月30日接受)

在英

特命全權大使 松平 恒雄 (印)

外務大臣 広田 弘毅殿

海軍軍備問題ニ関スル英紙論調報告ノ件

週刊誌「スペクティマー」十一月三十日号（八二六頁）ハ

「日本海軍ノ主張」ト題シ大要左記ノ論評ヲ掲ケ居レルニ

付同誌一部添付右報告申進ス

「英米ハ何レモ日本トハ地理的ニ隔絶シ居レルニ付日本ニ

記

英米二国間ノ協定ニ関シ諒解成立セリトノ風説ノ如キ其ノ真否ハ俄ニ判断シ難キモ英國ニシテ協定ノ不成立ヲ見越シタルモノトスレハ當然採ルヘキ処置ナリトモ認メラル之ヲ要スルニ目下ノ處帝国ノ主張ニ対シ米國ノ態度執拗ニシテ讓ル所ナク英國側ハ斡旋ニ努メツツアルモ米國ハ会商不調ノ責任ヲ避ケル為單ニ待機ノ状勢ニ在リト見ルヘク其ノ間猶我方主張ノ貫徹ニ最善ヲ尽スハ勿論ノ儀ナルモ前述ノ状勢ヨリ見ルニ目的ノ達成ハ容易ナラスト察セラル上述ノ如キ現状勢ニ照シ英又ハ米ヨリ何時予備会商ノ打切ヲ申出来ラスト限ラス今後ニ於ケル我対策ヲ不利ナラシメサル為斯ノ如キ状況ニ応シ機ニ臨ミ善処シ得ル如ク予メ手配シ置クコト肝要ナリト認メラル

187 昭和9年12月(2)日

在中国有吉公使  
廣田外務大臣宛(電報)

広田外務大臣の演説に関する上海紙の論評に

ついて

上 海 発  
本 省 12月2日後着

特情上海第三〇号

安全保謄ノ口吻ヲ真似ツツ世界ノ平和ヲ危カラシメントシテ居ル、日本ハ軍縮會議ノ煙幕ニ隠レテ軍備ノ拡大ヲ企図スルト共ニ英米ヲ離間シテ中國ヲ併呑、極東ニ霸權ヲ樹立セントスルモノダ其ノ結果ハ唯世界平和ヲ危クシ第二次世界大戦ヲ惹起スルコトアルノミ、然ルニ議會ニ於テ不脅威不侵略ヲ唱ヘルコトニヨリ人ヲ欺キ自己ヲ欺キ得ヨウカ、英國其ノ他ノ國ノ為政者ニシテ若シ右ノ演説ニ欺カレルナラハソハ直ニ自國カ日本ノ脅威侵略ヲ甘受スルノミデアルキ意見ヲ述ヘ居レリ

188 昭和9年12月2日

在米國斎藤大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

条約限度まで海軍充実を図る米國海軍長官の  
年報について

ワシントン 12月2日後発  
本 省 12月3日後着

第五三九号

一九三四年会計年度(同年六月末終了)ニ対スル海軍長官ノ年報今般發表セラレタルカ右年報中同長官ハ大要左ノ如キ意見ヲ述ヘ居レリ

一九三四年会計年度中顯著ナル事実ハ米國海軍ヲ条約限度

上海ノ支那紙ハ殆ト廣田外相ノ議會ニ於ケル演説ヲ無視シテ居ルガ時事新報ノミハ「日ニ至リ「不脅威不侵略」ト題シテ左ノ如ク論評シテ居ル

廣田外相ト岡田首相ハ臨時議會ニ於テ軍縮會議ニ言及シ不脅威不侵略ノ原則ヲ確立シ以テ軍縮ノ目的ヲ達成セント欲スト言ツテ居ルガコノ一語ガ武力侵略主義ノ日本人ノロカラ出タコトハ全ク吾人ヲ噴飯セシメルモノデアル、然ルニ英國ノ「モーニング・ポスト」紙ガ依然其ノ親日的态度ヲ改メズ外相演説ヲ賞讃シテ已マナイノハ同紙ノタメニ深ク惜シマサルヲ得ナイ過去ノ諸事実ハ日本ノ他国人ニ対スル脅威ト他國家侵略ヲ證明スルモノデハナイカ、不幸ニシテ支那ハ現ニ其ノ脅威侵略スル所トナリ東亞ハ攪乱サレ連盟ハ輕蔑サレ幾多ノ國際條約ハ破棄サレタ、然ルニ「モーニング・ポスト」紙ハコレラノ事實ニ直面スルモ尚動カサレル所ナキカ、英國ノ廣大ナ植民地市場ハ日本ノ蚕食スル所トナツテ、自國商品ノ輸出ハ閉サレ印度、「シンガポール」豪州ノ安全ハ脅カサレ東亞大陸ハ正ニ併呑サレントシテ居ル、而モ日本ハ經濟的侵略ニ止マラス更ニ独逸ノ軍備平等要求ニ倣テ海上ノ均勢ヲ動搖セシメル一方「フランス」ノ

迄充実スル確乎タル政策ノ採用ナリ此ノ点ニ関シ特ニ重要なナルハ Frammel Vinson 艦船建造法案ノ成立ニシテ議會ノ造艦資金支出案通過行政部ノ緊急失業救濟法並ニ復興法ニ基ク資金割当等モ皆右政策ニ基クモノナリ右建艦計画ハ三十箇月後完成スルモ尚米國海軍ハ條約保有量限度ニ充タサル事七十八隻ニシテ其ノ内訳ハ(?)ニ代替スヘキ航空母艦一隻一九三六年度起工スヘキ輕巡洋艦二隻現在就役中ノモノノ艦齡超過トナルヲ代替スヘキ駆逐艦五十隻潛水艦二十四隻ナリ議會カ右建艦ニ必要ナル経費ノ支出ヲ年々繼續スルト共ニ海軍ノ能率ヲ増進スル為士官五千人ヲ七千人ニ水兵八万一千五百人ヲ八万八千人ニ増員スルノ予算ヲ通過センコトヲ希望ス飛行隊ハ米國艦隊ノ必須部分ニシテ現状ニ於テ米國海軍飛行隊ハ世界ノ何レノ國ニモ劣ルモノニアラス此ノ際陸海軍飛行隊ヲ合併統一シ空軍トナス如キ急激ナル変更ハ重大ナル過失ナリ現下ノ如キ不安定ナル世界政情ニ於テ米國海軍カ国防ノ責任ヲ果シ得ル程度迄復活シツツアルハ満足トスル所ナリ勿論米國モ他國ニ比例シ軍縮ヲ為スノ用意アルモ米國ノ利益カ危殆ニ瀕セル此ノ際米國海軍ヲ何國ニモ劣ラサルモノトナシ置クハ正当且ツ必要

事ナリ

尚年報ハ別便送付ス

英ニ郵送セリ

189 昭和9年12月3日

ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

## 英國側試案に関するスタンドレー米軍令部長

との私的意見交換について

ロンドン 12月3日後発  
本省 12月4日前着

海第五六号(極秘)

三日「デビス」招待ノ午餐後山本居残リ「スタンドレー」ト私談セル要領左ノ通

山本ヨリ去ル三十日「チャットフィルド」トノ私的会談ノ情況ヲ通報シ併セテ「ス」ト忌憚ナキ私見ヲ交換シタキ旨冒頭シ「チ」トノ会見ニ於テハ英國ノ試案ニ対シ自分ハ将来ノ増艦計画ヲ樹ツルコトハ先ツ以テ各国ノ超ユヘカラサル最大限度ヲ総噸数或ハ適当ナル艦種別噸数ニ依リ設定シ又自然質的制限ヲモ為スラ必要トスヘシト述ヘ之ニ対シ「チ」ノ言ヒタル所ハ要スルニ戰艦艦型縮小小巡洋艦隻数

増加保有總噸数ハ概ネ現有兵力ト為サントスル意向ナルカ如シ右ニ対シ日本ハ原則的主張ニ基キ戰艦六隻航空母艦全廃甲巡六隻乃至八隻其ノ他ハ國情ニ応シ適宜兵力ヲ整備スルニ在リテ英國ノ主張ノ如ク戰艦甲巡ヲ現有數ノ儘残シ置

スヘキヤハ考ヘ居ルモ帝国カ新ニ増勢スルコトニ付テハ具体的計画等ノ持合セナク英國カ戰艦甲巡ノ現在數ヲ固執セ

ラルル場合之ニ對スル增艦計画ハ今ヨリ考慮セサルヘカラ

スト申述ヘ置キタル次第ナルカ「ス」ノ英國試案ニ對スル

意見伺ヒタシト問ヒタルニ「ス」ハ極メテ打解ケタル態度ニテ友人トシテ極率直ニ申述フヘシト前提シ自分ハ華府倫敦兩條約ヲ基礎トシ其ノ比率ヲ保持シツツ各國ノ保有量ヲ

二割減少スヘキ訓令ヲ有ス從テ如何ナル艦種ニ付テモ増勢ニ同意シ難シ故ニ英國ノ巡洋艦増勢ニ対シテモ同意シ能ハス戰艦艦型ハ米國カ比島ヲ有シ且支那ニ於ケル利權保護ノ責務ヲ有シ而モ根拠地ヲ有セサル關係上之カ縮小ニハ同意シ難キモ備砲ハ十四吋ニ引下ケ得ヘシトノ私見ヲ有ス英國ハ尚交渉ノ進展ヲ計リツツアルモ米國ハ日本カ華府條約廢止ヲ通告スルコトヲ決定シ居ル以上華府倫敦兩條約ヲ基礎

トシテ會議ヲ進ムルモ効果ナカルヘク日本ノ廢止通告後ナル立場ヨリ新ナル協定ヲ為スノ要アリト認ムト答ヘタリ

山本ハ然ラハ日本ノ廢止通告ヲ俟チ米國側ハ一旦帰国ノ予定ナルヤト質シタルニ「ス」ハ断言シ兼ヌルモ多分帰国スルコトトナルヘシ但シ政府ヨリ如何ナル新訓令ニ接スルヤ

ハ測リ知ルヘカラサルモ自分トシテハ現会談ハ華府倫敦条約ヲ基礎トセルモノト思考セルニ日本カ遠カラス右條約廢止通告ヲ為スコトトナラハ此ノ儘会議ヲ統クルモ結局無益

ナルヘク又専門事項ニ深入リシテ日米衝突ノ口実ヲ英國側ニ与フルヲ避クル為一般事項ヲ討議スルノ外待機ノ姿勢ニ在ルノ次第ナリト述ヘタリ

尚「ス」ハ華府條約ノ廢止ニ関シ大局ヨリ見テ真ニ之ヲ遺憾トスル旨ヲ述ヘタルニ依リ山本ハ日本カ大軍縮ノ精神ニ因リ真ノ平和ヲ國際間ニ招来セントスル誠意カ未タ充分ニ英米ニ認メラレサルハ遺憾ナリト応答シ本日ノ会見ハ全ク兩人ノ私見ノ交換ナレハ新聞記者ハ勿論一切之ヲ極秘トスルコトニ約束シ会見ヲ終リタリ

190 昭和9年12月(4日)

在ニューヨーク・ヨーク・クレバ・スル・ロード・サウス・アベニュー  
広田外務大臣宛(電報)

## ニューヨーク・タイムズの「日本ノ錯誤」と題する論説について

ニューヨーク  
本省 12月4日前着 発

特情紐育第三三号

三日ノ紐育「タイムズ」紙ハ「日本ノ錯誤」ト題シテ左ノ如キ論説ヲ掲ゲテ居ル

日本ハ過去一年余有ユル外交手段ヲ尽シ外國ノ讓歩同意ヲ得ントシタガ未ダ一ツモ成功シナイ、海軍均等要求ニ付テモ日本ハ色々提案シタガ何レモ拒絶サレ最近ハ主要海軍

国間ニ仲間割ヲ生ゼシメント努力シテ居ルヤウダガ英米何レモ耳ヲ傾ケズ今度ハ仏蘭西モ日本ノ提議ヲ拒絶シタ、満州問題ニ關シ更ニ顯著ナ日本外交ノ失敗ヲ見ル、満州國ヲ承認セシメントノ努力ハ不斷ニ行ハレテイルガ未ダニソノ成果見エズ華府駐劄日本大使ガ最近「米國ガコノ際満州國ヲ承認シナケレバ英國ガ先鞭ヲツケルダラウ」ト云フ意味ヲ仄カシタ矢先、英米両國ハ日本ノ石油問題ニ關スル抗議

ヲ送リ満州國ノ獨立自治ヲ認メ難イ旨ヲ通告シタ、其ノ形

式ハ共同抗議デハナイガ内容ハ殆ント同様デ予メ両国デ相

談シタモノト言ハレル、満州國乃至日本ガ武力デ勢力ヲ張

ツテ居ル支那各地デ石油専売制度確立ヲ阻止スルノハ日本

ノ条約上ノ義務デアル、条約ノ規定変更ハ一国ノ勝手ニハ

ナラヌ、関係各国ノ會議ヲ開キ外国モ日本ト同様ノ發言權

ヲ与ヘラレルコトガ必要デアル、日本ガ今日斯ル事態ヲ醸

シタコトハ日本外交官ガ他国外交官ヨリ手腕ガナイタメデ

ハナク日本ガ外交手段デ解決出来ヌ難問題ヲ控エテ居ルカ

ラデアル、殆ンド全世界ノ輿論ガ反対スルトキ之ヲ無視シ

テ事ヲ進メルコトハ出来ヌ、外國ガ反対スレバスル程日本

ノ決意ハ固マルト日本政府デハイキマイテ居ルガ之ハ事態

ヲ悪化サセル許リデアル、日本政府又ハ之ヲ支配スル軍閥

ハ今コソ立チ止ツテ反省スペキデアル、國際條約ニ関スル

制度ヲ無視シ盲目滅法ニ突進スルノハ徒ラニ過ヲ重ネル

ニ過ギナイ

191 昭和9年12月(4)日 在天津川越總領事より

広田外務大臣宛(電報)

192 昭和9年12月(7)日 在英國松平大使より

広田外務大臣宛(電報)

前項トシテ各國ト東洋平和機構強化協定案ヲ協議スル用意アル旨通告スル方針ダト伝ヘラレルガ結局日本政府ガ此ノ機会ニ滿州國ノ實質的承認カ或ハ支那本部ヲ対象トシテ日本ノ極東ニ於ケル地位ヲ調整シヤウト言フニ他ナラヌ

### 海軍予備交渉に関するディヴィス米国代表の演説について

ロンドン 本省 12月7日前着 発

特情倫敦第四八号  
米国代表「ノーマン・デーヴィス」氏ハ六日米国新聞通信員協會主催ノ午鑑会ニ臨ミ海軍予備会談ニ就キ左ノ如ク演説シタ

「今度ノ予備会談デハ安全ノ平等ト軍備ノ平等トガ混同シテ考ヘラレテ居ル様ダ、華府會議當時日英米三国ノ代表ハ

何レモ各國ノ所要兵力量トカ各國民ノ誇ヲ満足セシムベキ兵力力量トカイフ「アカデミック」ナ議論ニヨツテハ協定ニ到達出来ヌト認メ安全感ノ平等ヲ根本原則トシテ各國トモ自

予備交渉關係

### 我が方のワシントン条約廢棄決定に関する天

津各紙の報道について

天 津 本省 12月4日後着 発

### 特情天津第一〇号

帝国政府ノ華府條約廢棄決定ニ関連シ天津各紙ハ四日ノ紙上テ大々的ニ報道シテ居ルガ就中大公報ハ「日本政府ノ閣議華府條約廢棄ヲ決議ス」ト題シ左ノ論説ヲ掲ゲテ居ル

日本政府ハ華府條約ニ付仮、伊両国ト共同廢棄ヲ策シテ失敗スルヤ三日遂ニ独自廢棄通告ヲ決定シ広田協和外交モ亦松岡式活劇ヲ演ジテ居ルカニ見エルガ今回ノ廢棄通告決定ニハ特殊作用ガアルコトヲ見逃シテナラヌ日本政府ノ海軍専門家ハ英米両國トノ建艦競争ヲ經濟的ニモ政治的ニモ恐レルニ足ラス仮令競爭トナツテモ日本政府ハ條約ノ束縛ガナイカラ艦種間ノ噸數融通等ニ自由ヲ留保出来ルト樂觀シテ居ル外務首脳部ハ廢棄通告後ニ於ケル善後便法トシテ各國ニ対シ軍拡防止或ハ不侵略的平和協定案締結ヲ提議シ又ハ滿州問題ハ絶対ニ再考ノ余地無キコト並ニ日本カ東洋ノ安定的勢力デアルカラ其ノ優越的地位ヲ認メルコトヲ

發的ニ海軍軍備ノ制限ヲ受入レタ外太平洋及ビ極東ノ平和維持ノ為メ關係國間ノ集団的協力方法ヲモ講ジタ、現下ノ問題ハ要スルニ華府條約ノ存廢如何デアルガ現在ノ所華府條約ニ代ルベキ新案トシテ提出サレタモノハ軍備平等案ダケニ過ギズ右平等案ニヨル時ハ安全感ノ平等ガ失ハレ軍備拡大トナル惧アリ米国政府トシテハ飽ク迄一九二二年ノヤリ方ヲ正シイト信ジ安全感ノ平等ヲ基礎トシ軍縮ノ実ヲ挙げムコトヲ望ミ從ツテ華府條約ノ存続ヲ主張スルモノデアル」

193 昭和9年12月7日 在米國齋藤大使より

広田外務大臣宛(電報)

### ディヴィス米国代表の演説に関する米国各紙の報道振りについて

ワシントン 本省 12月7日後着 発

倫敦米国通信員協會ニ於ケル「デヴィス」ノ演説ハ予備會商開始以来、米國全權カ本国政府ノ承認ヲ得テ為セル自國海軍政策ニ關スル最初ノ公式声明トシテ當國各新聞ニ報道

特情紐育第三九号

セラレ多大ノ注意ヲ惹キ居レルカ右演説ニ関連シ七日ノ諸新聞ハ六日政府筋ヨリ得タル情報トシテ日本ノ華府条約廢棄ノ場合米国政府ノ執ルヘキ態度ニ付種々ノ報道ヲ掲ケ居リ諸般ノ点ヨリ考へ從来倫敦會議ニ關シ新聞記者ニ対シテ沈黙ヲ守リ來レル國務省側ニ於テモ會議ノ現情ニ鑑ミ其ノ態度ヲ闡明スルノ時機至レリトナシ「デヴァイス」ノ演説ト呼応シ新聞記者団ニ対シ相当明白ニ其ノ政策ヲ表明シタルモノト推測スヘキ理由アリト思ハルニ付右報道中ノ代表的ノモノト認メラルル紐育「ヘラルド・トリビューン」ノ六日付華盛頓通信要旨別電ス  
英ヘ転電シ紐育ヘ暗送セリ

194 昭和9年12月7日 (在米国斎藤大使より)  
広田外務大臣宛(電報)

海軍問題に関するウォルター・リップマンの論評について

ニューヨーク 本省 12月9日後着 発

第五四九号

六日紐育「ヘラルド・トリビューン」華府通信要領  
デイヴィスの演説に関するヘラルド・トリビューンの報道について

|       |         |
|-------|---------|
| ワシントン | 12月7日後発 |
| 本 省   | 12月8日前着 |

「デヴァイス」ノ演説ハ日本ノ平等要求ト現行比率維持ニ関スル英米ノ共同主張トカ全ク相容レサルニ至リタルコトヲ明カニスルモノナルト同時ニ現状ノ儘ニテハ會議ノ成功全然絶望ナリトスル華府官辺ノ見解ヲ反映スルモノナリ「ルーズベルト」大統領ハ本日「ウエームスブリングス」ヨリ帰着直ニ「ハル」國務長官ト会談セリ其ノ内容ニ付テハ何等ノ「コメント」ナカリシモ海軍問題カ政府ノ重大関心ヲ惹キ居ルコトヲ窺知シ得ヘシ米国政府ハ日本カ二週間以内ニ華府条約ヲ廢棄スヘキコト最早避ケ難シト觀居リ右ニ依ル倫敦會商終結ノ場合ニ處スヘキ方針トシテ第一ニ日本カ華府条約廢棄ト同時ニ會議繼續ノ基礎タルヘキ新提案ヲ示ササル際ハ米国全權ヲ撤退セシムルコト第二ニ日本ニ對スル平等許容否認ノ態度ハ飽ク迄堅持シ場合ニ依リテハ現行比率維持ノ為一大建艦計画ヲ考慮スルコト第三ニ一九三五年中國際會議ヲ再開シテ協定ノ一層共通のナル基礎ノ発見ニ努ムルコト第四ニ華府、倫敦兩條約ノ殘存期間ニヶ年ニ於テハ國際的悪感情ヲ挑発スルカ如キ言動ノ抑制ニ努ムルコトノ諸点ヲ目論見ツツアリ日本ハ華府条約ノ廢棄ニ當リ建設的ナル新提案ヲ出ササレハ倫敦會商決裂ノ全

責任ヲ負フコトナルヘキモ米国政府トシテハ日本ノ窮極ノ態度ヲ究メシテ徒ラニ事ヲ急カントスルノ意無ク條約ノ残余期間内ニ於テ國際協力ノ何等カノ手段ヲ發見センコトヲ希望シ且米國カ既ニ建艦競争ヲ開始セリトノ印象ヲ与フルヲ避ケル見地ヨリ最近取沙汰セラルル老大ナル建艦計画ヲ次期議会ニ提出スルコトハ見合ハスヘキ模様ナリ政府ハ「ヴィンソン」ノ最近ノ声明ノ如キハ二年後ニ至リ其ノ必要起ルコトアルヘキモ今日ノ状態ニ於テハ好マシカラサルモノト認ムルト同時ニ日本ノ平等要求ヲ容ルヘシトナス上院議員「ナイ」ノ所説ニ対シテモ尠カラサル反感ヲ持シ居レリ  
英ニ転電シ紐育ニ郵送セリ

195 昭和9年12月9日 (在ニューヨーク沢田総領事より)  
広田外務大臣宛(電報)

現在ノ所デハ国防安全感ノ解釈ガ日米両国デ違ツテ居ルヤウダガ米国ガ日本ヲ攻撃シ又日本ガ米国ヲ攻撃スルニハ五対三、五対五或ハ三対五デモ決シテ可能デハナイ、両国ノ関心ハ東部西比利亞カラ全支那ヲ通ジ蘭領東印度ニ出比島及西太平洋諸島ニ至ル全体ノ地域デ米国ハ日本ガ英米ト同等ノ海軍ヲ有チ此ノ地域ヲ征服一大帝国ヲ作り商業上ノ機会均等ヲ否定サレテハ困ルト言フニ対シ日本ハ率直ニ此ノ地方デ英米カラ攻撃サレル心配ナク安ンジテ露西亞、支那ニ対シ全力ヲ傾到シ得ルヤウニシタイ、換言スレバ西洋諸国ガ日本ノ政策ニ反対スル権利モ実力モナクシヨウト主張シテイル而モ建艦競争ノ威カシモアマリ日本ニハ応ヘナイ、何トナレハ米国ガ条約ノ限度迄建艦スルニハ茲数年ヲ要シソノ間ハ日本ハ実質的ニ平等ヲ有ツ訳デアルシ、英國ハ独逸ノ再軍備ノ結果歐州デ最モ大キナ心配ニ直面シテ居ルシ、米国モ亦比島独立承認デ明ラカデアルヤウニ支那問題デ日本ト事ヲ構ヘル考ヘナク米国議会ハ現在多額ノ建

艦費支出ニ対シ二、三年中ニ國民ガ悲鳴ヲ挙ゲルトイフコトヲ日本ガヨク知ツテ居ルカラダ日本ハ過剰人口ノ捌ケ口ヲ見付ケル必要ガアルガ歐米ヘノ移民ハ禁止サレ支那ヘノ

高度ノ工業化ニ依リ人口問題ヲ解決スル他無ク之アルガ為海外ニ市場ト資源ヲ獲得スル為ニハ日本ハ戰争ヲモ辞セヌ覺悟デアル現在ノ國際状勢デハ東洋デ日本ガ一大帝国ヲ作ルノニ反対スル國ハナイト言ツテモ過言デナク日本モ之ヲ前提トシテヤツテ居ルガ要ハ一方デ日本ガ余り遣り過ギヌコト他方デ世界戰爭當時当初ハ中立ヲ喜コンダ米國ガ中途ニシテ參戰ヲ決意シタヤウニ國ニ乗リ過ギヌコトニアリ万此處ヲ誤ルト形勢ハ危險デアル

196 昭和9年12月11日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

### 予備交渉の停滯打開方策に関する意見具申に

ついて

記※(日付不明) 広田外務大臣よりロンドン會議代表宛電信暗海第三八号(機械極秘)  
予備交渉の停滯打開に関する我が方の基本的方針訓令

海第六二号(極秘)

ロンドン 12月11日後発  
本省 12月11日後着

一、予備交渉ノ状況ハ累次報告ノ通ニシテ未タ新生面ヲ展開スルニ至ラス英國側ハ会商不調ヲ防止シ何等カノ方法ヲ以テ局面ヲ打開センコトヲ真剣ニ希望シ多大ノ努力ヲ

払ヒ特ニ英國側トノ接觸ヲ重視シ居ルモノノ如シ米國側ハ大体ニ於テ冷淡ニシテ会商ノ成否ハ殆ト其ノ念頭ニアラス其ノ策スル所ハ主トシテ会商不調ノ責ヲ他ニ転嫁セントスルニアルカ如ク從テ英國ノ華府條約ノ廢止通告ハ利用スヘキ最良ノ機會ナリト思惟シタルモノト見ヘ既ニ

英國側ニ対シ之ヲ機会トシテ當地引揚ノ意向ヲサヘ漏シタルモ去ル四日ノ英米會談ニ於テ英國側ヨリ引留メラレ目下一時引揚ヲ見合セ日英側ノ態度ヲ観望セントスルモノノ如シ

二、英國側ハ会商成否ノ鍵ハ米國ノ極端ナル現比率ノ維持主義ト英國ノ根本主張トノ間ニ調和点ヲ發見スルコトニアルヲ思ヒ又日米直接ノ接觸ハ目下ノ状況ニ於テ効果ヲ収ムル所以ニアラスト思惟シタルカ如ク米國側ニ対シテ

ハ協調的態度ヲ持センコトヲ求メツツ帝国側ト緊密ナル接觸ヲ保チ適當ナル方策ヲ發見セントニ努メ居ルモノノ如シ然シテ右英國ノ態度ハ概ね穩当ト見ルヘク英國トシテモ英國ト共同スルコトハ別段不良ノ影響ヲ将来ニ及ホス憂ヒナシト判断シ代表兩人同列或ハ山本单独主トシテ「チ」大将「リ」中将及「クレーギー」等ト數時ニ私的会見ヲ遂ケ率直ナル又自由ナル会談ヲ試ミ以テ相互ノ希望ヲ善解スルコトニ努メタリ

三、右私的会談ニ於テ當方ハ英國側ノ国防所要兵力量、質的制限及協定成立ノ為ニ英國ノ讓歩シ得ヘキ最後ノ腹案並ニ英國ノ建艦計画等ヲ察知スルニ努メタルカ英國側ノ態度ハ案外率直ニシテ其ノ讓歩シ得ヘキ最後ノ数字ハ別トシ所要兵力量及建艦量等ハ略之ヲ正直ニ提示シタルモノノ如シ(山本「チャットフィールド」第一回会見後変更シタル数字ハ駆逐艦十五万噸ヲ十万噸トスル外変リナシ)當方ハ主義上ノ決定ヲ見ル前ニ我カ要求スル具体的私案ヲ示スハ其ノ時機ニ非スト感シテ之ヲ避ケ極力英國側ノ数字引下ヶヲ勧説シタルモ英國側ハ戰艦十五隻航空母艦五隻巡洋艦合計七十隻駆逐艦十万噸ハ之ヲ英國ノ自

主的所要数量タリトシテ其ノ引下ニ応セス英國カ今一度突進ミタル態度ニ出テ具体的試案ヲ示サンコトヲ切望シ又期待シ居レリ

四、共通最大限度ヲ設定シ此ノ範囲内ニ於テ各國ノ軍備ヲ自由ナラシメ且其ノ限度ヲ低下セントスル我根本主張ノ貫徹ハ單ニ主義上ノ問題トシテ之ヲ先決セントコトハ今日迄全力ヲ尽シ繰返シ説得ニ努メタルモ英米ノ同意ヲ得ルノ見込立タス前記ノ如キ状勢ニ於テ我主張ヲ承諾セシメントセハ比較的短期間(約六年)ニ亘ル各國ノ建造計画ヲ提示協議ノ上各自宣言スル英試案ニ依ルト共ニ最大限度ヲ設定スルノ外適當ノ打開策ヲ發見スルコト困難ナリト思考セラル此ノ場合最大限度ニ閏スル英國側ノ意向ハ我方にニテ満足シ得ル程度トハ相当ノ開キアリ從テ建造計画ニ於テハ兵力ノ実際関係ヲ我希望ノ如ク調節スルコトニハ相當ノ困難ヲ伴フヲ免レサルモノト思料セラル思フニ一擧ニ我主張ノ全部ヲ貫徹スルコトノ最善ナルハ勿論ノ儀ナルモ一旦比率主義撤廃各國保有最大兵力量設定ノ主義上ノ問題ヲ解決シテ差当リ進路ノ障礙ヲ除キ更ニ将来ノ努力ニ依リ我主張ノ完全ナル実現ヲ期スルコトモ或

ハ此際執ルヘキ一策ニアラサルカト思考セラル又協定不調ノ場合ヲ予想スルモ少クトモ英國側ランテ比率観念ヲ捨テ一応最大限度ノ設定ヲ認メシメ日英丈ケニテモ大体方針ニ付了解ヲツケ置クコトハ帝國ノ對外關係ヲ有利ニ導クモノト認メラル殊ニ米國側カ何等カノロ実ヲ設ケテ会商ヲ打切り華府條約廢棄後ノ會議ハ本會商トハ別個ノ問題ナリトシ政治問題ヲモ併セ新會議ヲ開催セントスルノ意アル今日ニ於テ米國側ヲ牽制スル上ニ於テモ効果アリト思考ス

五、今日ノ情勢ニ於テ帝國ノ執ルヘキ対策ハ概ネ左ノ如シト思考ス

(一) 各國ノ所有シ得ル兵力ノ最大限ヲ設定シ此ノ範囲ニ於テ各國自由ニ必要兵力ヲ整備スルノ主張ニ一路邁進スルモノニシテ必然的決裂ヲ期シ主義ニ殉セントスルモノ尤モ此ノ案ハ国交ニ影響ヲ及ホスヘキコト申ス迄モナシ

(二) 各國ノ主張ハ概ネ明瞭トナリタルヲ以テ各國政府ニ於テ再考ノ上來年ノ交渉再開ニ於テ協定ニ達センコトヲ期シ一時休会スルモノニシテ目前ノ決裂ヲ避ケ華府條

答ヲ得マシキヤトノ問アリタルニ依リ我方ハ兎ニ角努力スヘキヲ約束セリ

事態右ノ如キヲ以テ我方ノ執ルヘキ方策ヲ至急決定スルノ必要ヲ感スルニ至リ茲ニ意見ヲ具シ政府ノ指示ヲ仰カントス尚英國ノ希望スル最大限度及其ノ建造計画及英國ノ凡ソ同意スヘシト予想スル我カ建造計画ニ閲スル具体的な数量等専門的事項ニ閲シテハ山本ヨリ海軍當局ニ申進スヘク若シ(三)案ヲ採ル場合ニハ予備交渉再開ノ時機ヲ三月上旬トシ山本ハ報告並ニ打合ノ為「シベリヤ」経由至急帰朝シタキ希望ニテ此ノ点英國側トハ内協議ヲ遂ケ居レリ

(付 記※)

暗海第三八号 機械極秘  
貴電海第六二号ニ関シ

一、今日迄ノ経過ニ徵スルニ特ニ米側ノ態度ニ照シ我方ノ主張スル新軍縮協定ノ成立ハ極メテ困難ニシテ貴電五ノ(三)ノ(四)ノ趣旨ニ依ルトキハ英側今日迄ノ申出ニ顧ミ一方實質的均等兵力ノ獲得ヲ甚シク困難ナラシムルト共ニ他方軍拡ヲ招来スル等我根本主張ニ副ハサルノ結果トナルノ虞モ渺カラス此ノ際寧ロ貴電五ノ(一)ニヨリ予備交渉ヲ

約廢棄後ニ持越サントスル案ニシテ米國ノ手ニ乗ルノ嫌アルモ決裂ノ「センセイシヨン」ハ差当リ之ヲ除キ得ヘシ

(三)概ネ左ノ両事項ヲ基礎トシテ協議スヘシトノ了解ノ下ニ來年ノ交渉再開ヲ約束シテ一時休会セントスルモノニ(イ)名國ノ超過シ得サル保有兵力ノ最大限度ノ設定(総噸数又ハ艦種別)

(四)相互協議ノ後若干年間(約六年)ニ亘ル各國建造計画ノ各自宣言

(四)日英間ニ会談ヲ続行シ最大限度設定及短期間ノ建造計画協議ノ方式ニ依ルコトトシ之ニ関シ帝國ヨリモ具体的試案ヲ提示スルト共ニ米國モ之ニ参加シ同様ノ提案ヲ為サシメントスルモノナルカ本案ニ付テハ米國側ハ一旦帰國ノ上相談ヲ要ストノ意見ヲ有スルカ如シ

右四案ハ米國ノ同意ヲ得難キコト略明瞭トナレルヲ以テ結局(一)(二)(三)案ノ何レカニ依ラサルヘカラスト思考セラル又(三)案ヲ取ルトシテ英國側意見ニ依レハ米國ハ日本ノ大凡ノ意向ヲ承知シタシト強要スヘク且「クリスマス」前ニ帰國ノ熱心ナル希望モアリ(三)案採否ニ閑シ十五日頃迄ニ日本ノ回

## 予備交渉の行詰りは第二次世界戦の原因となる

旨の上海米国留学生協会による宣言書について

上 海 発  
本 省 12月12日後着

### 特情上海第三七号

嘗テ米国ニ留学シタ中国人デ組織サレテ居ル上海米国留学生協会ハ十二日五中全会ニ対シ日本ノ軍備平等権要求ニ基ク倫敦予備会談ノ行詰ハ第二次世界戦役ヲ醸醸スル原因ナリトシテ次ノ宣言書ヲ送達シタ

日本ガ其ノ海軍力ヲ増加シテ英米ト均等ナラシメントスル野心ガ主要原因トナツテ倫敦海軍予備会談ハ遂ニ決裂ニ瀕シタガ之コソハ太平洋ヲ舞台トスル新シキ世界大戦ガ水平線上ニ出現セントスルコトヲ警告スルニ充分ナモノデアル

門戸開放政策ニ影響ヲ及ボサントスル日本ノ華府条約廢棄ノ意向並ニ第二次太平洋會議ニ対スル日本ノ冷淡サ及日本ガ連盟規約其ノ他國際協定ヲ徹底的ニ無視シテ居ル事實ハ世界ヲシテ國際紛争解決ノ手段タル平和條約乃至仲裁規定ガ單ニ一片ノ反古ニ過ギナイトノ信念ヲ抱カシムルニ至ツタ、日本ト他ノ如何ナル太平洋沿岸諸国トガ戦端ヲ開イテ

モ支那ガ日本ノ食婪ナル軍閥ノ前ニ曝ケ出サレルコトハ避ケ難キ所デアリ而モ日本ノ目的トスル所ハ支那国民ヲ支配シ其ノ地位ヲ高マンガ為ニ支那ノ有スル巨大ナル資源ヲ利用セントスルニアル、依テ本協会ハ我ガ政府ガ支那ノ領土ト行政権尊重ノ原則ニ基礎ヲ置ク外交政策ヲ確立センコトヲ要求スルト共ニ五中全会ガ自己防衛ト自尊ノ政策ヲ採択センコトヲ切望スル

198 昭和9年12月12日 ロンドン會議代表より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 予備交渉を一時休会とする英國側提議について

ロンドン 12月12日後発  
本 省 12月13日前着

### 海第六四号(極秘)

十二月十二日「クレーギー」來訪両代表會見ス

「ク」ハ日本政府ノ回訓ハ相當時日ヲ要スルコトヲ思考スル處其ノ内華府条約廢棄ノ通告發セラルニ於テハ一時ハ之カ為英米ニ可成リノ衝動ヲ与フヘク而シテ米國側ニ於テハ為ス所ナクシテ極メテ苛立チ居ル状態ナルニ付寧ロ此ノ際ハ一ト先休会シ米國代表ハ十七日頃ノ船ニ依リ「クリス

199 昭和9年12月13日 ロンドン會議代表より  
廣田外務大臣宛(電報)

### 予備交渉の正式休会及びワシントン海軍条約

廢棄通告延期要望につきクレーギーよりの申

入れについて

ロンドン 12月13日前発  
本 省 12月13日前着

### 海第六五号(至急、極秘)

往電海第六四号發送後「クレーギー」ヨリ松平ニ電話ヲ以

テ本日我方ト会談後米國代表部ト打合セタル処米國代表部ハ十七日頃出發スルコトヲ取止メ引続キ当地ニ留マルコトナレリ從テ未タ確定ハセサルモ大体二十日頃正式休会ノコトト致度シ總理ハ二十一日外相ハ二十二日倫敦ヲ去リ田舎ニ赴ク筈ナルカ其ノ後モ非公式ノ会談ハ繼續シタク米國側ハ二十九日ノ船ニテ帰國シ度キ意向ニ付何トカ日本側ニ於テモ廢棄ノ通告ハ最後迄即チ三十一日又ハ三十日頃迄延期出来マシキヤト述ヘタルニ付松平ハ二十日以前ニ通告ヲ依テ往電海第六二号ニ對スル御回訓十五日以前ニ到達スル様御取計アリタシ

ルコトハ困難ト思考スルモ一応貴方ノ希望ハ政府ニ申送ル  
ヘシト述ヘ置キタリ

往電海第六四号ト共ニ米ニ転電シ仏伊ニ暗送セリ

ヘシト述ヘ置キタリ

## 艦船建造計画に関する山本代表と英・米側との会談内容報告

200 昭和9年12月13日 ロンドン会議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

### 回訓内容漏洩なきよう配慮方申入れについて

海第六六号(至急、極秘)

往電海第六二号ニ閲シ

今回御訓令ノ内容カ現地ニ於テ回訓接到前又ハ同時ニ日本ヨリノ通信ニ依リ周知セラルルニ於テハ訓令執行上多大ノ不便ヲ生シ全般ニ於テ我方ニ極メテ不利ナル状況ヲ來タス次第ナルニ付御回訓ノ内容ハ絶対ニ漏レサル様特ニ御配慮ヲ請フ

米ニ転電シ仏、伊ニ暗送セリ

201 昭和9年12月14日 ロンドン会議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

海第六七号(極秘)

一九三七年一九三八年各一万一千五百噸一九四一年代換トシテ一万二千五百噸合計三万七千五百噸ヲ建造シ又保有量ハ十五万噸トス

(1)駆逐艦ハ建造セス保有量ハ十万噸付近ト言ヒタルモ一九三六年中ニ起工命令ヲ發シ最後ノ四隻ハ一九三七年ニ起工スル計画ナリ

(2)航空母艦ハ二隻代換ヲ行ヒ別ニ実験艦「イーグル」ヲ保有シタン

(3)日本ハ其ノ潜水艦保有量ヲ七万噸トシ外ニ艦齡超過艦ヲ保有スルコトニ出来サルヤ艦齡超過艦ヲ持タサレハ八隻

万噸トスルモ可ナリ  
二、右ニ付山本ハ十三日「チ」大将ト会見シ我方請訓後英國側カ所要兵力量ニ閲スル申出ヲ変更セラレタルハ甚タ遺憾トスル所ナル旨ヲ申入レ尚我方ニ於テハ英國ノ建造計画ニ付何等之ヲ容認セル次第ニ非サルコトヲ再応明瞭ナラシメ置キタリ

三、十三日会見席上ニテ披見シタル英國側作成ノ表ニハ最高限度主力艦十五隻(二万五千噸又ハ三万噸)航空母艦五隻、甲巡十五隻、乙巡二十四万三千八百噸ト記シアリタリ右ニ依リ推断スルニ最高限度ニ閲スル英國案ハ主力艦(三万噸十五隻)四十五万噸、航空母艦十一万噸、甲巡十五万噸、乙巡二十四万三千八百噸(約七千噸三十五隻)、駆逐艦十五万噸、潜水艦五万噸合計約百十五万噸外ニ艦齡超過艦巡洋艦二十隻駆逐艦若干トセントスルモノニ非サルヤト思ハル

十四日山本ハ「スタンドレー」ヲ訪問両人会談ノ大要左ノ如シ

山本ヨリ本日來訪セルハ過日來「チ」大将ト数次会見セル結果ヲ通報シ現在ノ自分等ノ立場ヲ明確ニ為シ置カソカ為

226

往電海第六四号ト共ニ米ニ転電シ仏伊ニ暗送セリ  
ロンドン 12月14日後発  
本省 12月15日前着

海第六七号(極秘)

一、十二日松平山本「クレーリー」「リットル」「ダンクワーツ」ト会見英國側ハ往電海第五四号ノ英國建造計画其ノ他ニ閲シ左ノ通り訂正ヲ申出セリ

(1)駆逐艦ハ建造セス保有量ハ十万噸付近ト言ヒタルモ一九三七年一九三八年各一万一千五百噸一九四一年代換トシテ一万二千五百噸合計三万七千五百噸ヲ建造シ又保有量ハ十五万噸トス

(2)大型乙巡ハ一九三六年未迄ニ起工スル様言ヒタルハ誤ニテ一九三六年中ニ起工命令ヲ發シ最後ノ四隻ハ一九三七年ニ起工スル計画ナリ

(3)航空母艦ハ二隻代換ヲ行ヒ別ニ実験艦「イーグル」ヲ保有シタン

(4)日本ハ其ノ潜水艦保有量ヲ七万噸トシ外ニ艦齡超過艦ヲ保有スルコトニ出来サルヤ艦齡超過艦ヲ持タサレハ八隻

ナリ「サ」外相提出ノ私案ニ閲シテハ其ノ觀念ニ於テ不明ノ点多キ為其ノ真意ヲ専門的ニ充分研究センカ為「チ」大将ト数次会見シ其ノ結果英國側ノ意向ハ略明瞭トナレリ然レトモ帝国ノ主張スル根本原則ノ一タル各国ノ超過シ得サル最高限度ニ付テハ全体的ニ到底帝国ノ認容シ得サル程度ノモノナリト感シタルヲ以テ建艦計画ニ依ル試案ヲ考究スルノ余地アリヤ否ヤニ付テサヘ何等政府ニ請訓セサリシモ其ノ後米国代表部ノ帰國ノ都合モアリ又帝国ノ意向ヲ承知シ置キ度キ旨英國ヨリノ申出モアリタルニ付将来英國試案ニ付テハ考究スルコトトシ差支ナキヤ否ヤノ点ニ閲シ十五日頃迄ニ回訓ヲ得度キ旨政府ニ申送リタル次第ナリ前述ノ如ク我方トシテハ仮令英國ノ試案ニ付考究スルトシテモ英國ノ考フルカ如キ最高限度ニテハ日本政府カ到底同意スル筈ナシト信シタルヲ以テ當方ヨリ英國ノ建艦計画ニ相当スル日本ノ建艦計画ノ私案ヲモ「サジエスト」スルコトヲ得サリシ次第ナリ然シ乍ラ日英会談ノ結果英國ノ建艦ニ対スル日本ノ建艦量トシテ容認シ得ヘシト英國側ニテ考ヘ居数字ニ付テハ略推察シ得タルカ如ク思考セリ昨日貴官ト「チ」大将ト会見セル趣ナル処米国側ハ各国ノ超工得サル

最高限度ヲ定ムルト共ニ例へハ六年間ニ於ケル建艦計画ヲ互ニ提示協議ノ上之ヲ各自宣言スルノ試案ヲ採用シ得ルト考フルヤ否ヤト質問セルニ「ス」大將ハ貴官ノ立場ハ充分之ヲ正解セリト信ス自分モ貴官ト同様英國ノ試案ニ依リ話ヲ進メ得ルヤ否ヤハ政府ノ意向ヲ聞カサレハ何トモ申述ヘ難キモ自分モ専門的ニ見テ英國ハ如何ナル建艦計画ヲ考慮シ居ルヤヲ研究セリ之ニ対シ米國ハ左ノ如キ計画ヲ自分限リノ考トシテ有シ居リ之ハ「チ」大將ニモ説明セリ

米國建造計画、戦艦一九三六年以前〇、三七年一隻三八年一隻、三九年一隻四十年〇、四一年一隻、四二年一隻、計五隻、空母三六年以前一隻（建造中）三七年以降〇、計一隻（建造中）、甲巡三六年以前十八隻三七年以降〇、計十八隻、乙巡三六年以前「オマハ」級代換二隻、三七年以降四二年迄合セテ八隻、計十隻、駆逐艦、今後毎年嚮駆四隻驅逐艦十二隻、三六年乃至四二年間ノ計嚮駆二十八隻駆逐艦八十四隻、但シ駆逐艦ハ一九四〇年頃所要数ニ達スヘキヲ以テ其ノ後漸時減少スル見込、潜水艦毎年六隻、三六年乃至四二年間ノ計四十二隻単艦噸数ハ第一隻目ノ戦艦三万五千噸十四時第二隻以降ハ第一隻ノ経験ニ依リ多分三万第ナリ

本ハ「チ」ノ示唆シタル案中ノ日本ノ数字ハ我方ノ試案トシテハ提案シ得サルモノナルコトハ先刻説明セル通リニシテ目下當方ニ於テハ數的要素ノ検討ヨリ以前ニ先ツ以テ此ノ短期間に於ケル建造計画ト最大限度ヲ定ムルコトヲ同時ニ考慮シ得ルヤ否ヤニ関シ日本政府ノ意向ヲ聞キ居ル次第ナリ

余ノ私見トシテハ最高限度殊ニ戦艦、航空母艦ヲ斯ノ如キ高キ程度ニ定ムルコトハ帝国力到底同意シ能ハサルヘキモノト思考シ予メ最高限度ヲ低減スルコトニ付属次英國側ト折衝ヲ重ネタルモ戦艦十五隻、航空母艦五隻、巡洋艦七十一隻等ハ英國ノ自主的絶対所要量ナリトン遂ニ今日ニ至ル迄其ノ低下ニ同意セサリシ次第ナリ此ノ点ニ關シ貴官ハ如何ナル考ヲ有セラルヤヲ討議センカ為過日「デヴィス」午餐後會見セルモ當時貴官ハ日本ハ不日廢棄通告ヲ発セラル處其ノ以前ニ専門的事項ニ付討議ヲ進ムルヲ得スト言ハレシヲ以テ已ムヲ得ス今日ニ至リタル次第ナルカ最高限度ニ関シ貴方ノ意向ヲ知ルヲ得ルヤト質シタルニ「ス」ハ米國ハ全般的ニ現有勢力約一割減少ノ方針ナルコトハ既ニ説明セシ通リナルカ若シ三国カ建艦計画案ノ方式ニ依リ會議

互ニ提示協議ノ上之ヲ各自宣言スルノ試案ヲ採用シ得ルト考フルヤ否ヤト質問セルニ「ス」大將ハ貴官ノ立場ハ充分之ヲ正解セリト信ス自分モ貴官ト同様英國ノ試案ニ依リ話ヲ進メ得ルヤ否ヤハ政府ノ意向ヲ聞カサレハ何トモ申述ヘ難キモ自分モ専門的ニ見テ英國ハ如何ナル建艦計画ヲ考慮シ居ルヤヲ研究セリ之ニ対シ米國ハ左ノ如キ計画ヲ自分限リノ考トシテ有シ居リ之ハ「チ」大將ニモ説明セリ

米國建造計画、戦艦一九三六年以前〇、三七年一隻三八年一隻、三九年一隻四十年〇、四一年一隻、四二年一隻、計五隻、空母三六年以前一隻（建造中）三七年以降〇、計一隻（建造中）、甲巡三六年以前十八隻三七年以降〇、計十八隻、乙巡三六年以前「オマハ」級代換二隻、三七年以降四二年迄合セテ八隻、計十隻、駆逐艦、今後毎年嚮駆四隻驅逐艦十二隻、三六年乃至四二年間ノ計嚮駆二十八隻駆逐艦八十四隻、但シ駆逐艦ハ一九四〇年頃所要数ニ達スヘキヲ以テ其ノ後漸時減少スル見込、潜水艦毎年六隻、三六年乃至四二年間ノ計四十二隻単艦噸数ハ第一隻目ノ戦艦三万五千噸十四時第二隻以降ハ第一隻ノ経験ニ依リ多分三万第ナリ

右ニ対シ山本ハ其ノ案ハ英國ノ建造計画ニ對スル対案ト思考スル處日本ノ六年間ノ建艦計画ハ如何ナルモノナリヤトノ印象ヲ持チ居ラルヤト尋ねタル處「チ」大將ハ日本ハ六年間ニ戰艦四隻建造尙舊戦艦二隻ハ代艦竣工後モ之ヲ練習用トシテ保有ス空母ノ建艦ナシ、甲巡ナシ、巡洋艦約六萬噸八隻乃至十二隻（？）駆逐艦六年間ニ六万噸潛水艦約五万噸位ノ建艦ト仮定スル如キ口吻ナリト答ヘタリ仍テ山

ト進メ得ルコトナレハ米國ハ勿論英國モ若干ノ兵力量低下ヲ受諾スヘキモノニ非スマトノ感想ヲ有シ居レリ尤モ余モ本案ニ関シ将来討議ヲ進メ差支無キヤ否ヤ及数字ヲ如何ニスヘキヤ等ハ帰米ノ上篤ト相談セサルヘカラス何レニセヨ当地ニ於テ此ノ儘会商ヲ統行スルコトハ困難ナリ故ニ余トシテハ日本ノ廢棄通告後一旦帰国ノ予定ニテ目下二十九日ノ船ヲ予約シアリ今次ノ会商ニ於テ日本ハ諸種ノ根本的主張ヲ提案シ殊ニ equality of armament ノ要求ヲ主眼トセル處米國トシテハ equality of security ノ軍備ノ基礎トセサルヘカラサルコトト信シ居ル次第ナリ然レトモ主義上ノ問題ニテ互ニ相争フモ何等決定ヲ見ルニ至ラナルヘシ依テ是等ノ問題ハ将来ニ残シ差当リ六箇年間ノ建艦計画ヲ各自互ニ同意シ得ル程度ニ定メ且日英米仏伊共ニ超ヘ得サル兵力ノ最大限度ヲ規定スル位ニテ何等カ會議ヲ纏ムレハ各國ノ為幸福ナラスヤト思考シ居ル次第ナリ日本ニハ實際兵力ノ均等ヲ獲得スルノ外ハ毫モ耳ヲ藉ササル強硬論者モ多キ様ナレトモ日本ノ態度カ斯ノ如キ場合ニハ米國民モ亦自ラ信スル equality of security ノ満足セシメ得ル点迄建艦ヲ為ササルヘカラス從テ互ニ兩国民ヲ刺戟シ増

艦競争ノ不幸ナル事態ヲ生スルヲ以テ建艦計画案ニ依リ比率ノ点ヲ離レ討議スルコトトスレハ從来ノ現存比率ニ多少

ノ変更ヲ為スモ米国民ヲ左迄刺戟スルコトナク何トカ落着カセ得ル如ク感シ居ル次第ナリ然シ米国ニモ種々ノ論者ア

レハ華府帰還後如何ニ成ルカハ予断シ難シト述ヘタルニ付山本ハ余トシテハ建造計画ニ依ル方式ヲ最大限度設定ト共

ニ採用シ討議ヲ進メ得ルヤ否ヤ既ニ政府ニ請訓中ニ付実際ノコトハ回訓アル迄意思ヲ表示シ難キ立場ニ在リ從テ唯

今述ヘラレシ「チ」私案ニ依ル日本建造量ニ付テモ私見ヲ開陳スル能ハス惟フニ帝国ノ訓令ハ仮令此ノ方式ニ依リ討議ヲ進ムルコトニ同意セリトスルモ最大限度殊ニ戦艦、航

空母艦ノ如キ艦種ニ於テハ根本原則ニ則リ之カ大縮減ヲ指令シ來ルヘシト述ヘ置ケリ

米ニ転電シ仏、伊ニ郵送セリ

202 昭和9年12月15日 広田外務大臣より  
ロンドン会議代表宛（電報）  
ワシントン条約廃止通告延期の英國側要望に  
我が方同意について

本省 12月15日発

203 昭和9年12月(17)日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）  
予備交渉の延期問題に関するロンドン・タイ  
ムスの社説について

ロンドン 本省 12月17日後着 発

特情倫敦第五一号  
倫敦「タイムス」紙ハ十七日ノ社説ニ於テ海軍交渉ノ延期問題ニ関シ左ノ如ク論シテ居ル

海軍予備交渉ノ延期ハ今週中ニ決定サレルダラウガ今日迄ノ交渉デハ率直ナ意見ノ交換ト懇懃ナ接觸トガ統ヶラレ日本ノ華府条約廢棄ニヨツテ生セントシタ確執モ三国代表ノ練達ト裁量トニヨツテ殆ンド避ケラレタコトハ結構ダ華府条約ハ大戦後最大ノ軍縮条約デ其ノ財政的及道徳的効果ハ量リ知レヌモノガアツタ外交ノ価値ハ建設的ノ場合ヨリモ却テ予防的場合ニ大ナル事ガ少クナイ、華府条約ハ無数ノ困難ヲ未然ニ防イダモノデ之ヲ廢棄スル日本ハ重大ナル責任ガアル訣ダ、華府条約ノ比率ハ安全ノ平等ヲ基礎トシタモノダガ日本ガ之ヲ不可トスル理由ハ單ニ威信ノ問題カ

機械第三五号（極秘）

貴電海第六五号ニ関シ

十四日午後在京英國大使來訪本国政府ヨリノ至急訓令ニ基キ極メテ内密ニ申上ゲ度キ儀アリトテ帝国政府ハ来ル二十二日廃止通告ヲナサル趣ナル処右通告カ十二月末日ニ行ハルルコトト相成ラハ米國側引止メニモ好都合ト存スト

ノ趣旨ヲ述ヘタルニヨリ本大臣ハ只今ノ所十九日ノ枢府本會議ニ上程スヘキコトトナリ居リ貴大使ノ云ハルルカ如キ若干日ノ延期カ英國政府ノ思考セラル程ノ重要サヲ有スルヤ否ヤ納得シ難キモ兎モ角關係當局トモ打合セノ上何分

ノ御返事致スヘシト答ヘ引取ラシメ海軍側トモ協議ノ結果今少ク情勢ヲ見タル上確答スルコトトシ差当リ国内手続進行ノ関係モアルニヨリ廃止通告ヲ必ス二十二日ニ行フト云

フコト尚早ナル旨十五日午前電話ヲ以テ英大使館々員ニ答ヘシメ置キタリ

尚米國側カ近來甚タ「サスピシアス」ニナリオルニ鑑ミ本日ノ用件ハ表面軍縮以外ノ事項ニ関スルモノト致シ度シトノ英大使ノ希望アリタルニ付右ニ同意シ置キタリ

米、仏、伊ニ転電アリ度シ

キカニ 証マルヒ ルハ 無益ル ハナカルトウカ

~~~~~

204

昭和9年12月17日 ローレン会議代表表記

広田外務大臣宛(電報)

叶備交渉休止露共回眞案立ヒト

別 聞 十一月十七日ロハシハ会議代表より広田外務大臣

姫島第七〇号

ロハシハ会議休止露共回眞案

ロハシハ 12月17日後発

本 省 12月18日前着

海第六九号(大至急 極秘)

往電海第六五号(閑)

二十一日正式休止行フリ付テハ十九日午後四時田英米川國  
代表者会合シ休止リ閑ハ「ノハシハ」ハ決定ハシテ  
定ナリ仍テ英國側リ於小説明案ヲ起草ハ日本側リト意見ハ  
加タル上別電海第七〇号ノ如キ案ヲ送付シ來ソリ大体ハ  
於ト差支無ハシ體メハシルヤ右ハ往電海第六一一号ハ姫島  
御詔令ハ内閣大臣ハ依ルコトニキアリ何分ハ儀十八日(火  
曜日)夕方迄ニ当方へ到着スル様御回詔ハ請フ

(宗 聞)

London, Dec 17, p.m., 1934.  
Recd., Dec. 8, a.m., 1934.

Gaimudaijin, Tokio.

Kai No. 70.

(Very Urgent)

Naval conversations, which were started last June, and after a recess, have been proceeding since October 23rd, are agreed by representatives of all three Governments to have served a useful purpose. These conversations, which were initiated under London Naval Treaty of 1930, became broadened in scope in light of proposals and suggestions subsequently made. Every aspect of naval problem has been discussed between parties frankly, fully and amicably. It was never purpose of these preliminary conversations to reach any hard and fast conclusion: sole purpose was to prepare ground for future negotiation and agreement, and it is felt that

useful contribution has been made to this end. French and Italian Governments, who were also signatories of present treaties of naval limitation, have been kept informed of all developments.

Though three Governments are in favour of a continuation of naval limitation with such reduction as can be agreed upon by all Powers concerned, principles and methods for achieving this in future remain to be determined. Now that respective views have been made known and fully discussed, conversations have reached a stage when it is felt that there should be an adjournment in order that delegates may resume personal contact with their Governments and results so far achieved can be fully analysed and further considered. It has therefore been agreed to adjourn conversations at this point.

Governments concerned in London conversations will keep in close touch with each other

205

昭和9年12月18日 ロハシハ会議代表表記

姫島第七〇号(閑)

シハ

ロハシハ 12月18日後発  
本 省 12月19日前着

予備交渉関係

## 海第七二号（極秘）

十八日皇帝陛下ヨリ松平、山本ニ謁見仰セ付ケラレ軍縮会議ニ関シ種々優渥ナル御言葉ヲ賜リ御下問ニ対シテハ兩人ヨリ夫々御答ヘ申上ケタルカ最後ニ陛下ハ日英海軍ハ過去ニ於テ特ニ友好關係ヲ有シ居リタルカ右關係ハ将来如何ナル場合ニモ持続セラルヘキコトヲ希望セラル旨仰セラレタリ申ス迄モナク内容ハ絶對外部ニ洩レサル様御取計ヲ請フ尚米国代表ハ明日謁見ノ筈

206 昭和9年12月18日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

予備交渉休会に関する共同声明文の字句修正

206 昭和9年12月18日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

### について

ロンドン 12月18日後発  
本省 12月19日前着

## 海第七三号（極秘）

往電海第六九号ニ関シ  
其ノ後英國側ト協議ノ結果海第七〇号第一項中 and it is felt……to this end ノ句ハ削除シ尚ニ三字句ノ修正ヲ為シタルカ米国側ニ於テハ尚右ニ同意ナキ關係モアリ十九

## 海第七四号（極秘）

貴電海第三七号十一月十八日接到セルニ付直ニ松平「サイモン」ヲ往訪シ正式休会及「コンミュニケ」原案ニ対シ大体同意ノ旨但シ遲クモ來年三月迄ニハ再開シ得ル様期限ヲ挿入スヘキ希望ヲ述ヘタルニ「サ」ハ英國側モ成ルヘク速ニ再開ヲ希望スルモ実ハ米國側ニ於テハ予備交渉再開ニ関シテハ明示スルヲ好マサル態度ヲ示シ adjournment 即チ一時休会シ更ニ再開スルノ意味ヲ有スル文字ノ使用ニサヘ可ナリノ困難アリタル次第ナルヲ以テ其ノ上再開ノ期限

207 昭和9年12月19日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

予備交渉正式休会、共同声明案、交渉再会期  
日等をめぐる松平とサイモン及びディヴィス  
との会談について

ロンドン 12月19日後発  
本省 12月20日前着

## 206 昭和9年12月18日

ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

## 206 昭和9年12月18日

ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

### について

ロンドン 12月18日後発  
本省 12月19日前着

## 海第七三号（極秘）

往電海第六九号ニ関シ  
其ノ後英國側ト協議ノ結果海第七〇号第一項中 and it is felt……to this end ノ句ハ削除シ尚ニ三字句ノ修正ヲ為シタルカ米国側ニ於テハ尚右ニ同意ナキ關係モアリ十九

## 海第七四号（極秘）

貴電海第三七号十一月十八日接到セルニ付直ニ松平「サイモン」ヲ往訪シ正式休会及「コンミュニケ」原案ニ対シ大体同意ノ旨但シ遲クモ來年三月迄ニハ再開シ得ル様期限ヲ挿入スヘキ希望ヲ述ヘタルニ「サ」ハ英國側モ成ルヘク速ニ再開ヲ希望スルモ実ハ米國側ニ於テハ予備交渉再開ニ関シテハ明示スルヲ好マサル態度ヲ示シ adjournment 即チ一時休会シ更ニ再開スルノ意味ヲ有スル文字ノ使用ニサヘ可ナリノ困難アリタル次第ナルヲ以テ其ノ上再開ノ期限

日ノ會議迄ニハ「テキスト」ノ変更ヲ見ルヘキ惧アルニ付往電別電ハ確定「テキスト」トシテ公表セサル様願ヒ度シ米ニ転電、仏、伊ニ郵送セリ

207 昭和9年12月19日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

予備交渉正式休会、共同声明案、交渉再会期  
日等をめぐる松平とサイモン及びディヴィス  
との会談について

206 昭和9年12月18日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

## 206 昭和9年12月18日

ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）

### について

ロンドン 12月18日後発  
本省 12月19日前着

## 海第七三号（極秘）

往電海第六九号ニ関シ  
其ノ後英國側ト協議ノ結果海第七〇号第一項中 and it is felt……to this end ノ句ハ削除シ尚ニ三字句ノ修正ヲ為シタルカ米国側ニ於テハ尚右ニ同意ナキ關係モアリ十九

## 海第七四号（極秘）

貴電海第三七号十一月十八日接到セルニ付直ニ松平「サイモン」ヲ往訪シ正式休会及「コンミュニケ」原案ニ対シ大体同意ノ旨但シ遲クモ來年三月迄ニハ再開シ得ル様期限ヲ挿入スヘキ希望ヲ述ヘタルニ「サ」ハ英國側モ成ルヘク速ニ再開ヲ希望スルモ実ハ米國側ニ於テハ予備交渉再開ニ関シテハ明示スルヲ好マサル態度ヲ示シ adjournment 即チ一時休会シ更ニ再開スルノ意味ヲ有スル文字ノ使用ニサヘ可ナリノ困難アリタル次第ナルヲ以テ其ノ上再開ノ期限

ヲ付スルカ如キコトハ米國側ニ於テ到底同意セサルヘキノミナラス却テ一時承認セル文字ノ使用ニ付テサヘ反対スルノ惧アルニ付之ヲ提議セラルルコトハ可ナリ機微ナル關係アルヘシ尤モ日米間協議ノ上米國側ニテ同意スルニ於テハ勿論英國側ニハ異存ナシト述ヘタリ仍テ松平ハ本十九日朝「デビス」ヲ訪問「コンミュニケ」ニ対スル本国政府回答ノ有無ヲ尋ネ「サ」ニ対スルト同様ノ提議ヲ申入レタル処「デ」ノハ政府ヨリハ本件「コンミュニケ」ハ好マサルモ「デ」ノ裁量ニテ右ニ同意シ差支ナシトノ趣旨ノ回答アリタル旨ヲ述ヘタル上予備交渉ノ為今日迄空シク滞在シタルモ却テ日本米關係ニ刺戟的宣伝等新聞紙上ニ行ハレ面白カラサル狀況モアルニ付先ツ休会中本国政府ト充分打合ヲ遂ケ何等交渉ノ基礎発見セラレタル場合ニ於テハ再開ノ期日ヲ成ルヘク速ニスルハ可ナルモ交渉ノ基礎ナクシテ漠然集ルハ却テ有害ナリ率直ニ言ヘハ英國側ニハ五月ノ御大典ノ準備モアルヘク會議ヲ再開スルモ容易ニ進捗スヘシトモ思ハレスト述ヘ再開ノ期日ヲ明示スルコトニハ同意ヲ肯セス仍テ松平ハ吾人ノ会合シタルハ要スルニ本會議ニ対スル討議ノ基礎ヲ發見センカ為ナルカ今日迄発見スルニ至ラス仍テ更ニ會議

208 昭和9年12月19日 ロンドン會議代表より  
別電 第七六号

共同声明公表手続及び予備交渉再開に関する  
三国代表の会合について

208 昭和9年12月19日 ロンドン會議代表より  
別電 第七六号

共同声明公表手續及び予備交渉再開に関する  
三国代表の会合について

208 昭和9年12月19日 ロンドン會議代表より  
別電 第七六号

共同声明公表手續及び予備交渉再開に関する  
三国代表の会合について

十九日下院ニ於テ三国代表全部出席会合ス

「ヤ」首相ヨリ休会ノ際発セラルベキ「ロハムニケ」ノ要旨ヲ説明シ之ニ対スル各代表ノ意見ヲ求メタル處松平及「デビス」ヨリ異存ナキ旨申述ヘタリ(確定文別電海第七六号修正ノ通)次テ「サ」ノ発言ニ依リ右「ロハムニケ」公表ニ関スル手続ニ関シ英國ノ閣スル限りハ之ヲ定期ニ發表セシムルコトスルモ日本ノ閣スル限りハ之ヲ定メス十九日午後五時ニ通報スルコトニ打合セタリ

次テ「ヤ」ハ英ヲ代表シテ「クリスマス」ヲ控ヘテ米代表ノ帰國ヲ忌止マハシメタルハ英ノ責任ナルカ本件ハ実ニ重大事業ニシテ此ノ仕事ノ完成如何ハ國際政局上革命ノ齋スヨリ以上ノ影響ヲ有スル次第ナルカ英國トシテハ国防ノ重大ニ鑑ム之ハ忽ニスル能ハサルモオ互ニ相手國ノ立場ニ付テモ充分ノ理解ヲ有スルコトニ努メ協力シテ世界平和ニ凡ユル努力ヲ尽サントスルモノナルカ特ニ太平洋ノ平和ヲ維持スルニ協力スルノ必要ナルヲ充分感スルモノナリ今回ノ休会ハ臨時ノ休会ニシテ其ノ間ニ於テモ本件ニ付意見ノ交換ヲ継続シタシト考フト述ヘタルニ対シ松平ヨリ總理ノ挨

メス十九日午後五時ニ通報スルコトニ打合セタリ

次テ「ヤ」ハ英ヲ代表シテ「クリスマス」ヲ控ヘテ米代表ノ帰國ヲ忌止マハシメタルハ英ノ責任ナルカ本件ハ実ニ重大事業ニシテ此ノ仕事ノ完成如何ハ國際政局上革命ノ齋スヨリ以上ノ影響ヲ有スル次第ナルカ英國トシテハ国防ノ重大ニ鑑ム之ハ忽ニスル能ハサルモオ互ニ相手國ノ立場ニ付テモ充分ノ理解ヲ有スルコトニ努メ協力シテ世界平和ニ凡ユル努力ヲ尽サントスルモノナルカ特ニ太平洋ノ平和ヲ維持スルニ協力スルノ必要ナルヲ充分感スルモノナリ今回ノ休会ハ臨時ノ休会ニシテ其ノ間ニ於テモ本件ニ付意見ノ交換ヲ継続シタシト考フト述ヘタルニ対シ松平ヨリ總理ノ挨

メス十九日午後五時ニ通報スルコトニ打合セタリ

(別 電)

ロハムニケ 12月19日後発  
本 省 12月20日前着

#### 海第七六号

十九日確定セル「ロハムニケ」ハ往電海第七三号修正ヲ更ニ左ノ通修正セルモノナリ

(丁)第一項末段 present treaties of naval limitation in present naval treaties and were associated with the discussions in the summer ム改ム  
(丁)第一項前段 three governments ハ次ニ represented in these conversations ロ挿入ス同後段 results so far achieved ロ resulting situation ム改ム

#### ③第三項 useful preparation provided by preparation work accomplished during ム改ム

米ハ軽電伝 伊ハ郵送ヤリ

209 昭和9年12月20日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

予備交渉休会ニ關スル英米三国の共同聲明

〔丁〕ハム

ロハムハ 本 省 12月20日前着 発

#### 特情倫敦第五三号

日英米三国円卓會議後公表サレタ「ロハムニケ」正文次ノ通り

予備の海軍会談ノ休会ニ関連スル事項ヲ審議スル為十九日午後下院ニ於テ「マクドナルド」首相司会ノ下ニ會議を開催サレタ、右日英米三国會議ノ出席者次ノ通り(略)

會議ノ終リニ当リ左ノ「ロハムニケ」ガ発表サレタ

去ル六月開始サレ休会後更ニ十月二十三日以後進捗シテ來

タ海軍會議ガ有意義ナ目的ニ寄与シタコトハ日英米三国代

表ノ均シク同意スル所デアル右会談ハ一九三〇年倫敦海軍予備交渉關係

擲ニ謝意ヲ表シ日本代表ハ他國ノ代表ト引続キ協力シテ本會議ノ基礎トナルベキモノヲ發見スルニ努力スル覺悟アル旨且此ノ会合カ一日モ速ニ再開セラルルニ至ランコトヲ希望スト述く「チ」亦總理ノ精神ニ同意ヲ表シ三大海軍国力共ニ協力スル必要アリト信スト答ヘ主催国ニ謝意ヲ述べ休会トセリ

米ニ転電シ仮、伊ニ暗送セリ

擲ニ謝意ヲ表シ日本代表ハ他國ノ代表ト引続キ協力シテ本會議ノ基礎トナルベキモノヲ發見スルニ努力スル覺悟アル旨且此ノ会合カ一日モ速ニ再開セラルルニ至ランコトヲ希望スト述く「チ」亦總理ノ精神ニ同意ヲ表シ三大海軍国力共ニ協力スル必要アリト信スト答ヘ主催国ニ謝意ヲ述べ休会トセリ

擲ニ謝意ヲ表シ日本代表ハ他國ノ代表ト引續キ協力シテ本會議ノ基礎トナルベキモノヲ發見スルニ努力スル覺悟アル

協議スル機会ヲ得ルコトトナラウ既ニ行ハレタ会談ニ依リ達成サレタ準備工作ニ徴シ適當ナ時期ガ到来スルト共ニ会合続開ヲ正当付ケル様ナ情勢ガ展開スルニ至ルコトヲ希望スル右場合ニハ現会議ヲ発議シタ英本国政府ガ機宜ノ処置ヲ講ズルデアラウ

ロンドン 12月22日後発  
本省 12月22日前着

210※昭和9年12月22日 広田外務大臣より  
在英國松平大使宛(電報)  
速かに本会議を開催し結末をつけたい旨の海

軍側希望について

本省 12月22日発

海第三九号(極秘)  
往電海第三八号一末段括弧内ニ関シ  
海軍側ニ於テハ予備交渉ヲ促進シ成ルヘク早目ニ本会議ヲ  
開催シ出来得レハ遲クモ明年九月頃迄ニハ結末ヲ着ケタキ  
希望ナリ右御含迄

211 昭和9年12月22日 ロンドン会議代表より  
広田外務大臣宛(電報)  
艦船建造計画に関するチャットフィールドに

伝えたスタンドレーの申入れについて

「二十日夜「ス」ハ「チャットフィールド」ニ左ノ二項ヲ申入レタリ  
一、過日英國ニ内示セシ米国建造計画私案ハ華府倫敦両条約ノ兵力量維持ヲ目標トシ樹テタルモノナル處英國カ若シ戰艦六隻ヲ建造スレハ米國モ之ヲ建造セサルヘカラス又英國カ多数ノ巡洋艦ヲ建造スレハ米國モ之ニ応シ増勢セサルヘカラス航空母艦「レキシントン」「サラトガ」ノ代艦ハ其ノ噸数ヲ減少スヘキモ今ハ如何トモシ難シ然ルニ英國ハ更ニ空母ニ空母二隻ヲ新造セントス之亦ノ好マサル所ナリ日本カ潛水艦ヲ増セハ米國モ亦増勢ノ已ムヲ得サルニ至ルヘシ然シ余トシテハ斯ノ如キ増勢ハ之ヲ好マス一斉縮減ヲ希望シ戰艦ハ六年間三隻位トシ其ノ保有量ハ将来之ヲ十二隻トシ度

一、共通最大限ヲ定ムル時ハ日本カ表面軍拡トナルコトヲ明記スルカ如キモノニテ米国輿論ヲ刺戟シ會議ノ成立ヲ困難ナラシムルノ惧アリ寧ロ最大限度ヲ定メス又從来ノ比率観念ヲモ捨テ単ニ六年間ノ建造計画ヲ持寄リ膝ヲ突出セテ談合スレハ一致点ヲ見出シ得ヘシ  
以上「ス」ノ談ニ対シ山本ハ訓令未到着ナリトテ何等所見ヲ加ヘサリキ「ス」ハ米政府ヨリ何等カノ指示ヲ受ケ且出發前本来ノ主張ニ立返り置クヲ必要ト感シ前記ノ申入ヲ為シタルモノト認ム

212※昭和9年12月(23)日在ニュー・ヨーク沢田総領事より  
広田外務大臣宛(電報)

日本のワシントン条約廢棄に関する新聞論調について

本省 12月23日後着 発

特情紐育第四四号

二十二日「ヘラルド・トリビュン」紙 日本ノ華府條約廢棄ニ對スル英米間意見接近ニ依リ具体的ノ政治的協調ヲ見ルニ至ル事ヲ望ムハ虫ガ良スギルシ又實際同盟條約可能ニ

シテモ之ガ得策ナリヤ否ヤ疑ハシ然シ日本ハ英米何レカ一方ダケノ反対ナラバ押シ切ツテ極東ニ於テ自己ノ欲スル処ヲ行ヒ得ルカ英米ガ組テ來タ場合ソウハユカヌ事ヲ知ツテ居ル故ニ英米ガ共同シテ極東ニ於ケル政治的現状維持ノ決意アル事ヲ明示サヘスレバ極東勢力均衡ハ維持サレルダラウトテ英米協調論ヲ称ヘ同日ノ「ブルックリン・ディリー・イーグル」紙ハ倫敦ニ於ケル勝利ト題シ会商ハ失敗ニ終ツタガ只英米ガ日本ノ均等要求ニ対シ共同反対シタ事ヲ喜ブ可シト論シタ米国外交政策協会會長「レーモンド・ピュエル」氏ハ「ニューヨーク・タイムス」紙日曜版ニ於テ左ノ如キ論説ヲ掲ゲテ居ル  
日本ノ華府條約廢棄ニ対シ米国ノトルベキ途ハ次ノ三ツシカアリ得ナイ  
一、断然建艦競争ニヨリ之ニ対抗スルカ  
二、極東ヨリ手ヲ引イテ単ニ米本土防衛ニ充分ナ海軍力ヲ以テ満足スルカ

然シ之等ノ手段ハ何レモ理論上實際上ノ困難ヲ伴フモノデアリ米国ハ何トシテモ海軍競争ヲ避ケ然モ同時ニ東洋ニ於ケル各国ノ條約上ノ權利ヲ擁護スル為何等カノ弁法ヲ講ジナケレバナラナイ、茲ニ於テ次ノ妥協案ガ考ヘラレルノデアル即チ主要海軍国ハ華府、倫敦条約ニ規定サレタ海軍制限ヲ實質的ニ繼續スルコトヲ誓約シ、「ロシア」、「仏伊三国ヲモ同ジ条件デ之ニ參加セシメル、英米仏伊等ノ共同戦線ニ對シ日本ガ尚ホ反対シ之ニ參加ヲ肯ジナイ時ハ條約中ニ「エスカレーター」条項ヲ挿入シ一国ガ條約未加盟国カラソノ安全ヲ脅威セラレル場合ハ他ノ加盟国ト相談ノ上條約限度ヲ超ヘテ增艦ヲ許スコトニスルガヨイ、サウスレバ米国ハ一時的乍ラ太平洋防備制限ヲ尊重スルコトニナリ、而シテ現状変更ノ責任ハ日本ニ負ハセルコトニナル、カヤウニシテ各国ガ協同スレバ日本モ恐ラク平等権ノ声明ダケデ満足スルデアラウシ、又コレニ財政的考慮モ加ハツテ何処マデモ外國ト同ジ勢力ノ海軍ヲ建造シヨウトイフ計画ヲ固守シナイデアラウ、然シテ万一日本ガ大々的ニ建艦ヲ開始スル様ナコトニナツタナラバ米国ハ「エスカレーター」条項ニヨツテ其ノ艦隊ノ勢力ヲ自由ニ増大スルガヨイノデア

シ、日本ハ支那海及太平洋ニソノ海軍力ヲ集中シ得ルコトヲ眼目トシテイル、右ノ如ク国ニヨリ安全ノ相違アル所カラ噸数及武装ノ絶対的ノ平等ハ一国ニトリ優越ノ地位ヲ与ヘ他国ニ対シ劣勢ノ地位ヲ与ヘル結果トナル、ノミナラズ各國ノ戰略上ノ要求ハ夫々異ルノデアルカラ各艦種毎ニ平等ヲ押シツケントスルノハ錯誤デアル要スルニ結局平等主義ヲ基本トシテ協定ガ出来ルモノトシテ考ヘ得ル唯一ノ方策ハ総噸数ニツキ共通最大限ヲ定メルニアルダラウ、然シ華府条約ノ利益ヲ維持セントスル米国ハコレニ賛成シナイノデアル今回ノ倫敦会談ハ本会議開催ノ必要前提タル専門家会議デアリソノ目的ハ会議準備ノ為ノ意見交換ニ過ギヌトハ云ハレテイルガ本会議開催ニ有利ナ何等ノ協定モ造り得ズ各國ノ軍縮ノ誠意ニハ疑フ余地ナシトスルモ各國ノ軍縮観ニ調和シ難キモノアルコトナツタノデアル此ノ際日本ノ華府条約廃棄ノ行ハレルコトハ更ニ困難ナ新情勢ヲ加ヘル訳デアル、日本ガ平等論ヲ主張スル限り米国ノ反対デ事態ハ進マナイ、勿論日本ハ事實上ノ平等ヲ求メルノ唯ソノ欲シ得ル時ニ海軍力ヲ平等トシ得ル自由ヲ求メルノダト云ツテイルガソノ場合デモカクノ如キ日本ノ勢力増大

213 昭和9年12月(23)日 在仏国佐藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### ロンドン海軍予備交渉の休会に関するタン紙

の悲観的社説について

パ  
リ  
本  
省  
12月23日後着  
発

### 特情巴里第五七号

倫敦海軍交渉ノ休会ニ当リ半官紙トシテ知ラレタ「タン」ハ二十二日左ノ如キ悲観的社説ヲ掲ゲテイルガ、ソノ論調從来ノモノニ比シ若干變化シツツアルコトガ注目サレテイル

「地理的関係上安全ノ觀念ハ国ニヨリ異ル、英國ハソノ利害全世界ニ譲ルガ米国ハ太平大西兩洋ノ安全ヲ確保セントル  
ハ他国ノ海軍増大ヲ呼ビ英國ノ如キソノ負担ニ耐ヘナイヤウ、コノ新事態ヲ前ニシ既ニ米国デハ海軍拡張ノ必要ヲ感ジ始メツツアル、コレニ対シ日本デハ日本ノ増艦能力ノ点カラ見レバ米国ヨリ能率高ク、且經濟的デ、現計画ノ実現ニスラ一九四二年迄カカル米国ハ事實上日本海軍ヨリ優勢タリ得ナイトシテイルガ、何レニシテモ早クモ海軍競争ノ氣分ガ現ハレテイルコトハ否定出来ナイ、即チ倫敦会談ノ休会ニヨリ海軍々縮ノ達成ハ事實危険ニ陥リツツアル」

214 昭和9年12月25日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

### 予備交渉再開後試案として英米側に提示する

軍艦の隻数について

ロンドン  
12月25日前発  
本  
省  
12月25日後着

貴電海第三八号ニ関シ

米国代表當地出發前英米両国側ニ對シ帝国ノ考量スル具體案ヲ示シ置カサレハ予備交渉再開後ニ於テ自然英國側ノ提示セル各艦種最大兵力量及建艦量カ審議ノ基礎トナリタ

ル然シ海軍問題ハ單ニ海軍兵力ノミノ問題デナク之ガ政治的背景ヲ無視スルコトハ出來ナイ、ソレ故「フイリツビン」中立ノ問題ニ就キ國際條約ガ出來又米国ガ日本人排斥ノ移民法ヲ改正シ日本人ノ体面ヲ尊重スルコトヲ表明スルコトガ出來レバ太平洋ノ空氣ハ更ニ好転シ、海軍問題ノ幾多ノ難題ヲ自ラ解決ニ近ヅケルデアラウ

ル場合帝国ノ要望ヲ満足セシムルコト甚タ困難トナルヘキ  
惧アルヲ以テ二十七、八日ノ頃ニ於テ英米両国側ニ対シ御  
回訓ノ趣旨ヲ申入ルルト共ニ試案トシテ左ノ如キ数字ヲ両  
国側ニ提示スヘキニ付右御了承アリ度シ  
戦艦十隻航空母艦三隻甲巡八隻乙巡二十万噸駆逐艦十二万  
噸潜水艦八万噸  
米ニ転電シ仏伊ニ暗送セリ

215 ※昭和9年12月25日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）  
我方劣等の比率は国民の威信にかかるる旨を  
軍備均等の勢力要求の基礎として主張方要望  
について

第五七四号（極秘） 貴電合第一二九八号ニ関シ	ロンドン 12月25日前発 本 省 12月25日後着
---------------------------	-------------------------------

開後ノ我方ノ立場ヲ不利ニ拘束セラレサル様致シタキ意向  
(編注) ナルハ往電海第三八号ノ通ナリ就テハ今回具体案提示ヲ必  
要トスル場合ニハ帝国ノ根本主張ヲ明確ニ具現スル如クシ  
往電海第二五号ノ趣旨ニ依り且我軍縮方針ニ付從来屢々中  
外ニ声明セル点ヲ考慮セラレ此ノ際ハ貴代表限リノ私案ト  
シテ貴電試案ヲ戰艦六隻（状況ニ依リ八隻トセラレ差支ナ  
ク尚必要ニ応ジ各國ニ於テ同意スルニ於テハ全廢スルノ用  
意アル旨付言セラレ度）航空母艦ハ全廢（状況止ムヲ得ズ  
之ヲ存置スル場合ハ三隻トシタキ旨ヲ申出テラレ差支ナ  
シ）甲級巡洋艦八隻乙級巡洋艦以下一括三十五万噸トシ提  
示セラルルコトト致度

編 注 本電に関し、十二月二十八日前發広田外務大臣よりロ  
ンドン會議代表宛海第四一号で次のように發電された。  
「ナルハ往電第三八号ノ通」及「往電海第二五号ノ趣旨  
ニ依リ」ヲ削除シ米へ転電セリ

217 昭和9年12月29日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）  
予備交渉休会に対する反響に關しディヴィス  
との会談について

海第七九号（極秘）  
貴電海第七八号ニ関シ

ロンドン 12月29日後発 本 省 12月30日前着
-------------------------------

米国代表部ハ本二十九日倫敦出發帰國ノ筈「デヴイス」今  
朝暇乞ノ為松平ヲ來訪セルカ「デ」ハ予備交渉カ友好的氣  
分ノ下ニ休会シ得タルコトハ結構ト思考ス但シ廢棄通告ノ  
結果輿論ニ出来ル丈ヶ悪影響ヲ及ボササル様希望スルモ日  
本ノ新聞ハ英國側ノ態度ハ妥協的ナリトシ責任ヲ總テ米國  
側ニ帰セントスル様觀察セラルル傾アリトテ此ノ点ヲ気ニ  
シ居リタルニ付松平ハ自分ノ觀ル所ニ依レハ日本側ノ新聞  
カ總テ斯クノ如シトハ認メ居ラサルモ米國側新聞カ英國新  
聞ノ論調ニ比シテカナリ日本側ノ態度ヲ攻撃シ居ル様見受  
ケラルニ付之等カ日本新聞ニモ反映シ居ル様見受ケラル  
ト述ヘタル上双方ニ於テ刺戟ヲ避クルコト必要ナルハ全然  
同感ナル旨ヲ述へ置キタリ尚「デ」ハ日米代表カ各帰國ノ  
上直接政府ト連絡ヲ執ルコトハ好都合ト思考スルモ自分ノ  
見ル所ニテハ英國ノ御大典モアリ六ヶ月間位ハ休会シ輿論  
ノ趨向ヲ見ルコト必要ナルヘシト述ヘタルニ付松平ハ日英  
米共會議ノ結果将来ノ造船計画ヲ速ニ定ムル必要アリト思  
ハルルニ付成ルヘク速ニ再開シ且成ルヘク速ニ本會議ヲ終

216 ※昭和9年12月26日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛（電報）  
予備交渉再開後試案として提示すべき軍艦の  
隻数等について

ロンドン 12月26日後発 本 省 12月26日後発
-------------------------------

強調シ来レリ而シテ国防上ノ安全感ニ関シテハ英米側ニ  
於テハ各自安全感ヲ主張シ我方ノ主張ヲ肯定セサリシモ  
Prestigeノ点ニ付テハ英國側ニ於テハ殊ニ重キヲ置キ考  
量セル際ニテモアリ右當局談ニ於テ此ノ点ニ言及セラレサ  
ルコトハ政府ニ於テハ此ノ点ニ重キヲ置カサルカ如キ印象  
ニシテ永遠ニ國民ニ對シ満足ヲ与フル所以ニ非ス」ト謂フ  
カ如キ句ヲ適當ニ付加セラルコト切望ニ堪ヘス  
米ニ転電シ仏伊ニ郵送セリ

217 昭和9年12月29日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛（電報）  
予備交渉休会に対する反響に關しディヴィス  
との会談について

海第四〇号（極秘）  
貴電海第七八号ニ関シ

ロンドン 12月29日後発 本 省 12月30日前着
-------------------------------

予備交渉再開後ニ於ケル英側提示ノ各艦種最大兵力量及建  
艦量ノ取扱振ニ関シテハ此ノ際之ニ深入リスルコトナク再  
度シテ貴電試案ヲ戰艦六隻（状況ニ依リ八隻トセラレ差支ナ  
ク尚必要ニ応ジ各國ニ於テ同意スルニ於テハ全廢スルノ用  
意アル旨付言セラレ度）航空母艦ハ全廢（状況止ムヲ得ズ  
之ヲ存置スル場合ハ三隻トシタキ旨ヲ申出テラレ差支ナ  
シ）甲級巡洋艦八隻乙級巡洋艦以下一括三十五万噸トシ提  
示セラルルコトト致度

ルコト必要ナリト思考スル旨ヲ述へ置キタリ右御参考迄

218 昭和9年12月29日 ロンドン會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

### 英國側内示の建艦計画に不同意の我方意向に 関し英國側との談合について

ロンドン 12月29日後発  
本 省 12月30日前着

貴電海第三八号ニ関シ  
海第八〇号(極秘)

二十八日午後山本ハ海軍省ニ「チャットフィールド」ヲ訪問シ(「クレーギー」「キング」大佐同席)御回訓二ノ申入レヲ為シ帝国政府ハ其ノ根本主張ヲ何等変更スルノ意思ナク從テ英國申出ノ如キ最大保有兵力量ニテハ我方ノ主張スル大軍縮ノ精神ト相隔タルコト遠キヲ以テ英國内示ノ建艦計画方式ヲ予備交渉再開後ノ討議ノ基礎トスルコトハ我方ノ同意シ兼ヌル所ナル旨ヲ明カニセル処「チ」ハ然ラハ貴方ハ如何ナル数量ヲ考慮シ居ラル次第ナリヤト問ヘルニ依リ山本ハ帝国政府ノ考量スル正確ナル数量ハ之ヲ指示サレサルモ我方ノ根本主張ヲ数量ニテ現ハセハスノ如キ

モノナリト思考スルトテ戰艦六(八)一〇、航空母艦〇一三、甲巡八、乙巡以下約三十五万噸ヲ紙上ニ書キ下シタル上斯ノ如ク貴方ト我方トノ最大保有量ニ對スル意向ニハ開キアリ余ハ之カ解決策ニ関シ目下ノ所成案ヲ有セスト述ヘタルニ英國側ハ頗ル失望困惑ノ色ヲ示シ内示ノ数量ハ英國ノ自主的数量ニシテ之カ縮減ハ困難ナル旨ヲ繰返シタル上然ラハ next step ハ如何ニセハ可ナルヤト問ヘルニ依リ山本ハ余ハ此ノ上当地ニ留マリテ政府ト電報往復ヲ為サンヨリハ一旦帰国シ當地会商ノ模様等ヲ委細報告シ政府ト打合ヲ行フ方本会商ヲ進展セシムル為ニハ賢明ノ方法ニ非スヤト思考スルヲ以テ此ノ点松平代表トモ相談スヘキ所貴方ハ会商再開ノ時期ハ大凡何月頃ト考ヘ居ラルヤト質問セルニ「チ」及「ク」ハ米側ハ討議ノ基礎ヲ承知セサレハ参列セサル旨ヲ強調シ居ルモ要スルニ再開ノ鍵ハ主トシテ貴方之ヲ有シ居ラル次第ナリ當方モ貴官カ此ノ際一旦帰国セラレ當地会商ノ実状ヲ政府ニ説明シ本事業ノ進展ニ努力セラレシコトヲ希望スル所貴官帰國セラルレハ建造計画方式ヲ討議ノ基礎トスルコトニ日本政府ノ同意ヲ得ル見込アリヤト問ヘルニ依リ山本ハ政府ト懇談ノ上ナラテハ何トモ

申兼ヌルモ最大保有量ノ点ヲ解決シ得レハ必スシモ不可能トハ思考セス余ハ最善ヲ尽シ打開ノ途ヲ講セントスト答へ置ケリ

尚同日「スタンドレー」ニ対シテモ御回訓ノ趣旨ヲ簡単ニ

説明シ英国内示ノ最大保有量ニ関スル同大将ノ見込ヲ問ヘ

ルニ「ス」ハ米国ハ大体現比率ヲ標準トシ現有量二割減ヲ今以テ主張スル次第ニ例へハ戰艦ハ十二隻迄引下ヶヲ可能トスルモノナルカ英國側ノ意思ハ中々鞏固ナリト觀察ス大体英ノ戰艦十五隻ノ戰時使用計画ハ太平洋九隻地中海、北海各三隻トスルモノノ如クナレハ日本及歐州諸国カ現有兵力ヲ变更セサル限り英國モ容易ニ其ノ引下ヶヲ承知セサルヘシト申述ヘタリ尚帝国ノ鞏固ナル意向ヲ聞キ寧ロ樂觀ノ風アルヲ見受ケタルハ米側カ独リ負ハントセル決裂ノ責ヲ免レタルヲ安心セルモノニ非スヤトモ推察セラル

右ノ如キ次第ニ付最大保有量引下ヶニ関スル英國側ノ真意ヲ突止メタル上山本ハ打合ノ為帰朝スルコトニ致シタシ

219 昭和9年12月31日

在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### 海軍予備交渉再開問題に関するヘラルド・ト リビューン特電について

ワシントン 12月31日後発  
本 省 1月1日前着

第五八三号

二十九日倫敦発 Herald Tribune Arthur Z. Maun 特電ハ海軍交渉再開問題ニ關シ大要左ノ如ク報シ居レリ英首相「マクドナルド」ハ日本松平大使トノ間ニ於ケル海軍交渉再開ニ關スル試案ヲ明年早々ノ閣議ニ披露スヘク該案ハ從来ノ華府條約ニ代フル日英米三国ニ依ル一方の声明ノ「フォーミュラ」ヲ以テセントスルモノニシテ右ハ過般ノ交渉ニ於テ一致ヲ見ルニ至ラサリシ次第ナルモ英当局ハ松平大使カ本国政府ヨリ右ノ「ライン」ニ依リ談合ヲ継続スヘキ旨ノ訓令ヲ受ケ居ルニ鑑ミ尚了解成立ノ可能性アリト看做シ居レリ英國側ハ日本カ依然攻撃的艦種ノ「パリティー」ト他ノ艦船ノ自由配分ノ権利ヲ伴フ「コンモン、アツバー、リミット」ノ主張ヲ堅持スルニ於テハ米国ノ同意ヲ得ル見込無キモ一般的制限ニ依ル現比率ト略同様ノ海軍力協定案作成ニ成功セハ米国側ニ於テモ敢テ其ノ「フォー

ミユラ」如何ニ拘泥セサルヘシト観測シ居レリ交渉ノ前途ニ付テハ樂觀論者ハ日本カ華府條約ヲ廢棄セルハ「ブレスティージ」及内政關係ニ依レルモノニシテ一度之ヲ廢棄セル上ハ主義上平等ヲ達成セル次第ナルヲ以テ新協定ノ商議ニ入ルヲ得ヘシト観察スルニ対シ悲觀論者ハ日本ノ極東政策ヲ指摘シ日本ニ於テハ軍部カ其ノ外交政策決定上支配的役割ヲ演シ居ルニ鑑ミ妥協ノ望ミ無シト為シ居リ

英國ハ英ノ通商上及領土上ノ利益及自治領ノ意向等ニ顧ミ米國ノ主張ヲ支持スルニ傾キ居ルモ一方米國カ其ノ海軍力ヲ極東ニ集中シ得ルニ反シ英國ハ之ヲ極東及歐州ノ二方面ニ配分スルノ要アルニ鑑ミ米國カ其ノ二重責任ヲ輕減スル何等カノ措置ニ出テシコトヲ望ミ居タル処恰モ「ルーズベルト」政府カ海洋自由政策ノ拠棄ヲ為スヘシトノ報道アリタルヲ以テ英國側ハ之ヲ多トシ日本トノ協定失敗ノ場合ニハ米國トノ間ニ海洋政策ノ範囲内ニ於テ或ル種ノ了解ニ達成セント努ムルニ至ルヘシ云々  
英ニ転電シ英ヨリ仏伊ニ郵送セシム紐育ニ郵送セリ

220 昭和9年12月31日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

221 昭和9年12月31日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)  
ワシントン・ポスト掲載の米国海軍政策に関するサーストンの記事について  
第五八五号

第三十一回「ポスト」ハ左ノ如キ「サーストン」ノ記事ヲ掲載シ居レリ  
当國政府及上院ノ首脳者ハ今ヤ海軍比率ノ時代ハ終了セリトノ結論ニ到達シタルモ目下ノ處之ニ代ルヘキ海軍制限ノ成案ヲ発見セス「ナイ」、「ボラー」等有力上院議員ハ拒否シタルニ鑑ミルモ今後如何ナル國家ト雖進ンテ劣等比率ヲ承認スルカ如キコト無カルヘシト信シ居ルト共ニ一十九日ノ「ハル」ノ「ステートメント」ヲ以テ米國政府カ比率ノ觀念ヨリ離ルルコトヲ拒否セルモノト解シ從テ今後二箇年ノ条約残存期間中ニ於テ協定成立ノ見込無シト観測シ居レリ國務長官ハ大統領ノ「オーソリゼーション」ノ下ニ一九三六年以後ニ於ケル海軍競争防止ノ必要及挑戦的議論ノ抑压

ワシントン 12月31日後発  
本 省 1月1日後着

ワシントン 12月31日後発  
本 省 1月1日後着

## 米国の海軍建造計画に関するヘラルド・トリビューンの報道について

ワシントン 12月31日後発  
本省 1月1日後着

ミユラ」如何ニ拘泥セサルヘシト観測シ居レリ交渉ノ前途ニ付テハ樂觀論者ハ日本カ華府條約ヲ廢棄セルハ「ブレスティージ」及内政關係ニ依レルモノニシテ一度之ヲ廢棄セル上ハ主義上平等ヲ達成セル次第ナルヲ以テ新協定ノ商議ニ入ルヲ得ヘシト観察スルニ対シ悲觀論者ハ日本ノ極東政策ヲ指摘シ日本ニ於テハ軍部カ其ノ外交政策決定上支配的役割ヲ演シ居ルニ鑑ミ妥協ノ望ミ無シト為シ居リ

三十日「ヘラルド・トリビューン」ハ米國政府ハ日本ノ華府条約廢棄ニ依リ現海軍建造計画ヲ変更スヘキヤ否ヤノ問題ニ直面シ居レル旨報シタリ即チ右ニ依レハ現計画ハ華府及倫敦条約ニ依リ認メラレ居ル七十八隻ノ艦船ヲ今後四年内ニ起工シ一九四二年迄ニ完成スルニアル処日本最近ノ計画ニ鑑ミ一九三六年度及三七年度ノ建造量ヲ拡張シ一九四二年以前ニ全計画ノ完成ヲ終ルニ至ルヤモ知レストナシ居リ尚三十一日各新聞ハ近ク議会ニ提出セラルヘキ予算案ニ依レハ一九三六年度海軍予算ハ艦船二十四隻(六吋砲八千噸巡洋艦二隻一万五千噸航空母艦一隻嚮導駆逐艦三隻駆逐艦十二隻潜水艦六隻)ノ建造及五千五百人ノ定員増加ヲ計上シ居ル趣ヲ報シタリ  
英ニ転電シ英ヨリ仏伊ニ郵送セシム紐育ニ郵送セリ

## 第五八四号

ニ依レハ其ノ失敗ノ場合ニハ一九三五年度ニ會議ヲ開催ス  
ヘキコトヲ規定シ居ル処華府條約カ当地ニ於テ成立シタル  
ニ鑑ミ右會議モ恐ラク明秋華府ニ於テ開カルヘク其ノ間外  
交機関ヲ通シ海軍競争回避ニ関スル何等カノ方法探求セラ  
ルヘシ云々

英ニ転電シ英ヲシテ仏伊ニ転報セシム紐育ニ郵送セリ

222 昭和10年1月9日 在米國斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

我が方主張に対し妥協的意向なき旨のディヴ

イスの記者会見談について

第九号

九日各新聞報道ニ依レハ七日倫敦ヨリ帰還セル「デビス」  
大使ハ八日國務長官ニ会見會議ノ模様ヲ報告シタル趣ニテ  
次テ同大使ハ右会見後新聞記者ニ対シ今次ノ会商ニ於ケル  
所謂英國対案ノ内容ヲ披露シ(右内容ニ関スル報道振ハ各  
新聞一致シ居ラサルモ華府「ポスト」)ハ比率ノ観念ヲ廃止  
スル一方日英米三国ノ海軍保有量ヲ華府及倫敦條約ノ限度  
イル

天羽情報部長今回ノ声明ハ既ニ斎藤大使ガ過去数ヶ月間屢々繰返シタ所デアリ又日本大使館付海軍武官山口多聞大佐ノ小冊子デ説ク所ト同様デアル、從ツテ米国人ニハ珍シクモナイガ日本政府ガ此ノ立場ヲ固守スルコトハ明ラカデアル、米国デモ上院軍需工業調査委員長「ジエラード・ナイ」氏ヲ始メ国防ノ重要性ヲ忘レタ連中ガ日本政府ノ立場ヲ支持シテ居ルノデ茲ニ一言スル必要ガアル日本政府ノ世界平和欲求、侵略戦争排撃ノ主張ヲ真正直ニ受ケ容レルコトハ事情ニ通ジタ米国人ニハ出来ヌ相談ダ、茲三年以上日本国民ハ外交カラ内政予算ニ至ルマデ完全ニ軍閥ノ自由ニ任セテ了ツタ、斯ンナコトデハ外国ノ信頼ハ保テヌ、過去三年間亞細亞ニ於ケル日本ノ行動ハ信義ヲ破ルモノデアル、諸外国トノ交渉ニシテモ日本政府ニ果シテ條約ノ遵守ノ誠意ガアルカ否ヤハ疑ハシイ、世界否亞細亞ニ於ケル日本ノ使命ニ関スル主張ハ亞細亞諸国ノ独立並ニ欧米人ノ権益ヲ

ニ制限スルト共ニ各国ニ對シ関係国ニ予告スルコトニ依リ該団数ヲ増加スルノ権限ヲ与フルモノトナシ居レリ)右ニ對シテハ倫敦ニ於テ米国側ヨリ反対ヲ表明シタル次第アルモ該案ヲ基礎トスル新協定カ本年中ニ成立スヘキ望アルコトヲ力説シタル趣ナリ尚右ニ依レハ同大使ハ該案ヲ以テ海軍競争ヲ防止シ得ヘキ唯一ノ方法ナリトナシ日本側モ海軍競争ヲ欲シ居ラサルニ鑑ミ結局該案ヲ受諾スヘシト信スル旨ヲ述ヘ更ニ英國側ノ態度ニ関シ日本ハ英國ヲ以テ米国ヨリモ其ノ主張ニ同情ヲ有スルモノト思考シ居ルカ如キモ日本側ノ主張ニ対シテハ英國モ米国同様反対ノ態度ヲ堅持シ居リ最早妥協的意向ナキコトヲ明言シタル趣ナリ  
英ニ転電シ英ヲシテ仏伊ニ転電セシメ紐育ニ郵送セリ

223 昭和10年1月(14)日 在ニュー・ヨーク沢田總領事より  
広田外務大臣宛(電報)

海軍問題に関する天羽情報部長声明に対する  
ヘラルド・トリビューンの社説について

特情紐育第四九号

ニュー・ヨーク 1月14日後着

本 省

ワシントン 1月9日後発  
1月10日前着

トハ米国政府ガ態々日本迄出掛ケテ面倒ヲ求メル様ナモノ  
ダト云ツタガ米国ノ歴史的太平洋政策ヲ知ラヌカ乃至ハ右  
政策ヲ故意ニ曲解シタモノデ日本政府ノ誤ツタ主張ヲ助長  
スル許リダ

224 ※昭和10年1月16日 ロンドン軍縮會議代表より  
広田外務大臣宛(電報)

我方の會議代表、隨員等の帰國予定日程について

ロンドン 1月16日後発  
本省 1月17日前着

貴電海第四号前段ニ関シ

二十六日当地発西比利亜經由ニテ帰朝ス(一月十二日頃東京着ノ予定)尚藤田、小市ハ二十七日当地発帰寿セシムル筈米川、横川ハ往電海第八一号ノ通印度洋經由帰朝セシム

225 昭和10年1月(20日) 在ニュー・ヨーク沢田總領事より  
キヤッスル前國務次官のヘラルド・トリビューン寄稿論文について

前米國國務次官元駐日大使「ウイリアム・キヤッスル」氏ハ二十日ノ「ヘラルド・トリビューン」紙日曜版ニ「武器、條約及平和」ト題スル論文ヲ寄稿、日米双方ノ精神的軍縮即チ相互信頼ガ一切ノ根本条件ダトテ左ノ如ク論ジテ居ル

連盟ノ會議ト言ヒ「ロンドン」ノ予備会商ト言ヒ軍艦ヤ大砲ノ數ヲ問題ニスルカラ軍縮ガ失敗シ為ニ往々戦争ノ危険ガ叫ケバレルノダ然シ問題ノ要点ハモット根本ニ邇リ國際平和ノ基礎条件タル國際諒解ニ在ル、若シ吾人カ精神的ノ軍縮ニ成功スレハ猜疑モ「ジンゴイヅム」モ影ヲ潜メ世界平和ハ約束サレルダラウ日本ノ條約廢棄ニ付注意スヘキハ其ノ終了マデニハ未ダ二年アルコト及日本ハ英米同ジク建艦權ヲ取り返スト同時ニ建艦セヌ権利モ取り返スコトダ、差等比率ハ体面ヲ一番重ンズル日本人ニ劣等感ヲ懷カシメ更ニ排日移民法ハ此ノ不満ヲ強メテ居ル其處へ下院海軍委員長「カール・ワインソン」氏ガ國務省ヲ差シ置イテ

出シヤ張リ連合艦隊司令長官「リーヴス」提督ガ無用ノ演習計画ヲ發表シタカラ一層事態ヲ悪クシタ一方米國ノ五ヲ要求スル理由ハ別ニ日本ニ対シテ優越感ヲ保有シヤウトスルモノデナク遠方植民地領土ニ亘ル広汎ナ海岸ヲ守ルト言フ實際上ノ必要ニヨルノダ要スルニ軍縮ノ根本ハ相手ヲ信賴スルカセヌカニ在ルノデ最モ必要ナノハオ互ヒニ相手ニ対スル信賴ノ「パリティー」デアル

226 ※昭和10年1月(30日) 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

日本に軍拡の意思なしとのマクドナルド首相の演説に関するディリー・テレグラフの社説について

ロンドン 本省 1月30日前着 発

「日本政府ハ華府条約廢棄後モ海軍軍縮交渉ヲ繼續スル意思ヲ有スルノミナラス軍備拡張又ハ國際平和阻害ノ意図ヲ有セサル旨ヲ聲明シテ居ル」

ト声明シタガ此ノ声明ハ英国民ヨリ多大ノ満足ヲ以テ迎ヘラレルデアラウ。日本ハ海軍予備会商中ニ於テ対英米均勢ヲ主張シタガ英國政府トシテハ華府条約ノ失効前三何等カ建艦制限協定ニ到達出来ルデアラウトノ望ミヲ棄テズ「マクドナルド」首相モ通常外交官ニヨル交渉ニ依ツテ将来正式商議ノ途カ開カレルデアラウト信シテ居ル次第デアル。此ノ時ニ当ツテ上述日本ノ保証ハ吾人カ衷心カラ歓迎スル所デハアルガ然シ右保証ハ主要問題ニ関シ日本ガ何等カ意見ヲ変更シタ事ヲ示スモノデアルト解スルノハ愚ニアツテ日本ハ公正妥當ナル協定ニ到達スベシトイフダケデアツテ其ノ態度ニ就キ何等具体的ナ暗示ガナサレテ居ル証デハナイ從テ日本ガ平等権ヲ放棄スルダラウナソト思ツテ居レバ将来ノ會議ハ失敗ニ帰スデアラウ然シ乍ラ平等権ノ承認ハ決シテ建艦競争ヲ行ハズトノ諒解ト矛盾スルモノデハ

「マクドナルド」首相ノ演説ニ賛意ヲ表シ次ノ如ク論シテ居ル「マクドナルド」首相ハ二十八日下院ニ於テ

## デイヴィスのヒュー・マーク Council on

## Foreign Relation における軍縮問題に関する演説について

二十九日米国軍縮全権「デビス」ハ紐育ニ於ケル Council on Foreign Relation ニ於ケル会合ニ於テ軍縮問題ニ関スル演説ヲ為シタルカ其ノ中海軍々縮ニ関スル部分要旨左ノ通り

## 第四五号

二十九日米国軍縮全権「デビス」ハ紐育ニ於ケル Council on Foreign Relation ニ於ケル会合ニ於テ軍縮問題ニ関スル演説ヲ為シタルカ其ノ中海軍々縮ニ関スル部分要旨左ノ通り

一、昨秋倫敦ニ開催セラレタル海軍予備交渉ハ十二月十九日延期トナリ次テ日本ハ華府条約廢棄ヲ通告スルニ至レルカ右ニ依リ海軍交渉決裂セリトナスハ誤ニシテ右ハ各國全権ニ於テ本国政府ト直接折衝ヲ遂ケ以テ交渉ノ結果ヲ検討センカ為ニ外ナラス尚三箇国政府ハ速ニ交渉再開ヲ可能ナラシム様情勢ノ進展スヘキ希望ノ下ニ相互ニ密接ナル連絡ヲ執ルコトヲ同意シタル次第ニシテ右ノ場合

二、「米国ハ太平洋及極東ニ於テ重大ナル利益及条約上ノ権利義務ヲ有スルモ所謂極東問題ハ独リ日米間ノ問題ニ非ス又日英、日仏、日露、日伊又ハ日支間ノ問題ニモ非シテ該地域ニ利益及条約上ノ権利義務ヲ有スル一切ノ國家ノ問題ニシテ該問題ニ関シ友誼且建設方法ニ依リ協調スルハ各國ノ義務タルト同時ニ其ノ利益ニ合致スル処ナリ予ハ終局ニ於テ協調ト一致ニ依リ本問題ノ解決セラルヘキ希望ト信念ヲ有ス

三、倫敦会商ニ於テハ意見ノ扞格無キニ非サルモ決裂等ノ風説ハ事実ニ非ス予ノ嘗テ参加セル如何ナル會議ヨリモ冷静率直且友誼的ニ行ハレ三国トモ國際條約ニ依ル海軍

制限ノ存続ヲ支持スル点ニ於テ一致シ頓数ノ縮少、造船競争ノ回避ヲ必要ト認メタリ唯共通ノ目的達成ノ方法ニ付テハ意見分レタルモ原則ニ関スル問題ヲ常ニ先トシ技術的問題ヲ從トセリ寿府ニ於ケル一般軍縮會議カ無意味ナル技術的問題ノ論議ニ終始シタルニ反シ倫敦会商ハ先ツ原則及政策上ノ根本問題ヲ捕ヘ枝葉ノ問題ニ没頭セサリシ点ニ於テ価値多キモノナルカ支配的問題ハ軍備ノ均等ニ対スル安全保障ノ問題ナリ予ハ大統領ト共ニ安全保障ノ均等ヲ以テ基本的ナル各國主権の権利ト認ムルコトヲ強調セントス軍備ノ均等カ均等ナル安全保障ヲ与ヘサルノミナラス之ト相容レサル所ニシテ右ハ各國ノ地理的状況、海岸線、領土ノ分散状況、通商、陸海軍ヲ結合セル兵力等ヲ一瞥セハ明瞭ナリ

四、華府及倫敦条約ハ日英米ノ海軍力ノ差ヲ三五五ノ率ニ改メタル處右ヲ以テ三国ノ「ブレスティージ」又ハ主権的権利ノ差等ヲ表示スルモノト為ス者アルモ右ハ誤解ナリ一国ノ兵力ハ陸海空ノ三軍ヨリ成リ日本ハ右ニ於テ米ジ」ニ凌駕シ居ルモ予ハ之ヲ以テ米国ノ「ブレスティージ」ニ関スルモノト思考セス抑々華府会議ニ於テハ軍備備交渉關係

競争ノ有害無益ナルヲ認メ之カ中止ノ方法トシテ現状維持ヲ約シタル次第ニシテ其ノ為ニハ若干ノ政治問題ヲ解決シ以テ海軍力ヲ相互的信頼ト安全ヲ確保シ得ヘキ限度ニ定ムルヲ必要トシタリ當時海軍競争上優位ヲ占メタル米国ハ右ノ基礎ニ從ヒ進ンテ其ノ地位ヲ拠シタル次第ニシテ日英モ均等ノ安全保障ノ確立シタルコトヲ承認シ諸条約ニ参加セルモノナリ一度一律ノ安全保障ヲ定ムル國際条約ニ依リ或ル equilibrium ノ確立セラレタル以上右ニ比例シテ行ハルル如何ナル縮少モ其ノ balance ヲ破壊スルモノニ非スシテ寧ロ各國ノ安全保障ヲ均等ナル程度ニ増加スルモノナリ一九三〇年ノ倫敦条約モ右安全保障ニ均等ヲ基礎トルモノニシテ又今次倫敦会商ニ於テ米国ノ提案セル比率ヲ変更セサル方法ニ依ル一律ノ縮少案モ亦何国ノ安全保障ヲモ害スルモノニ非サルナリ

五、然レトモ予ハ海軍力ノミヲ考慮シ equilibrium ヲ主張セントスルモノニ非ス華府会議ニ於テ設定セラレタル均等ハ海軍力ノミニ関スルモノニ非スシテ極東及太平洋ニ於ケル平和ノ維持及相互ノ経済的發展ヲ目的トシ建設セラレタル collective system ニ依リ代表セラルル政

十日各新聞ハ九日「ケーブタウン」ニ於テ極東ニ於ケル英米協調ヲ説ケル「スマッツ」將軍演説要旨ヲ掲ケタルカ十一日紐育「タイムス」ハ華府通信トシテ右ニ関スル華府官辺ノ意向及上院議員「ボラー」ノ声明ヲ報道シ居ル処右ニ依レハ(イ)華府官辺ハ右ノ如キ意見ノ発表ヲ頗ル満足トシ右英米両国ノ協調カ少クトモ極東ニ於ケル海軍問題ノ関スル

極東における英米協調を説けるスマッソ將軍  
演説の反響について

ワシントン 2月12日前発  
本省 2月13日前着

ルカ如キニトアラハ誠ニ悲シムヘキニトナリ然レトモ吾人  
ハ徒ニ製艦競争ノ急迫ヲ説クモノニ非ス各国海軍ハ一九三  
七年一月迄現存条約ニ依リ拘束セラレ居ルモノニシテ若シ  
各国民ニシテ一切ノ侵略的思想ヲ排斥シ平和的目的ヲ立証  
スヘキ行為ヲ示スニ於テハ安全保障ノ観念ヲ維持且強化ス  
ヘキ協定ノ成立セサル理由無シ云々

治的調整ヲ主トスルモノナリ海軍協定ハ右政治的経済的及心理的方面ニ於ケル安全保障ノ基礎ノ上ニ締結セラレタルモノニシテ海軍々備ノ関スル限り各国ニ均等ナル安全保障ヲ与ヘルモノナリ

六、次テ第二次問題トシテ論議セラレタルハ攻撃的武器ニ  
関スル点ナルカ侵略ハ所謂攻撃的武器ヲ廃止スルコトニ  
依リ防止セラルヘシトナス者アルモ右ハ誤ナリ陸戦ノ場  
合ハ専ラ攻撃ノミニ用ヒラル武器アルモ海戦ノ場合ニ  
於テハ攻撃的及防禦的武器ニ関シ明確ナル区別ヲナスコ  
ト不可能ニシテ苟モ領海三海里外ニ於テハ如何ナル軍艦  
モ防禦的タルト同時ニ攻撃的武器タルヲ得ヘキナリ又侵  
略ニ付テモ強国間ニ於テ相互ニ攻撃セサルコトヲ約スル  
モ侵略ヲ防止スルニ充分ナラス國際間ノ平和ハ一強国ノ  
他ノ強国ニ対スル攻撃ニ依リ攪乱セラルヨリモ寧口強  
國ノ弱小国ニ対スル攻撃ニ依リ乱サルルヲ以テナリ米国  
カ領土的野心ヲ有セサルハ顯著ナル事実ニシテ若シ米国  
ニシテ侵略的計畫ヲ有シタリトセンカ海軍ニ於ケル優越  
的地位ヲ放棄シ比律賓ヨリ撤去シ又防禦制限協定ヲ受諾  
スルノ意思無ク從テ何国ト雖モ条約ヲ無視シ米国ノ権利

ヲ侵害セサル限り重大ナル不利ヲ釀スノ虞無キナリ  
七、予ハ華府条約ノ方式ヲ以テ最モ有効ナル軍縮ノ規範ト  
思考スルモノナルカ軍備縮少カ夫レ自身ニ於テ平和促  
進上ノ緊切ナル要素ナリト云フニ非ス軍備縮少ニ主要目  
的ハ國際間ノ信賴及安全保障ヲ増進シ且侵略ヲ阻止スル  
ニ在ルモ一方政治及經濟上ノ紛糾ヲ除去スル國際協調ノ  
基礎無クシテハ何国ト雖モ軍備縮少ニ同意セサルヘク政  
治的及經濟的ノ不安定ハ軍備競爭助長ノ原因タルモノナ  
リ

本ノ英米離間策ノ失敗シタルハ喜フヘキコトナリトノ意向ヲ非公式ニ述ヘタル趣ナリ(回)然ルニ「ボラー」ハ之ニ反シ「スマツツ」將軍ノ演説ヲ非難シ其ノ称スル同盟トハ太平洋ノ平和ヲ保障スル軍事同盟タルヘキ處余ハ右ニ對シ絶対ニ反対ニシテ英國人ノ多クハ米国外交政策決定上最重要々素タル米國民ノ意向ヲ閑却スル傾アリ最近右米國民ノ意向カ如何ニ國策決定上重要々素タルカ又米國民カ如何ニ同盟又ハ特殊了解ナルモノニ反対ナルカヲ立証シタル事件アリ又「スマツツ」將軍ハ太平洋問題紛糾ノ可能性ヲ誇張シタ

テ過般ノ國際司法裁判所加入失敗ノ如キハ何等官刃側ノ態度ニ影響セル所ナシノ見解ヲ有スル趣ニテ又國務當局ハ現今ノ英米關係ハ最モ満足スヘキ狀態ニ在リ戰債問題ノ急速二解決セサルハ遺憾ナルモ其ノ点ヲ除キ其ノ關係良好ナルコト歴史上曾テ見サル処ナリトナシ倫敦会商ニ於テ米国側エ海軍交渉ノ結果如何ニ関セス極東問題ニ付テハ終生英國

吾人ハ今ヤ國際關係ヲ督シツツアル政治的經濟的問題ニ直面シ相互的協調ニ邁進スルノ外軍備制限ヲ達成スルノ方法無シトノ一般ニ承認セラレ且華府會議ニ於テ適用サレタル真理ヲ世界各地ニ於テ実見シツツアリ極東ニ於テモ右方法ニ依リ解決シ能ハサル問題無ク特ニ広田外相カ一月二十一ノ演説ニ於テ両國間ニ本質的ニ友誼的解決ヲ困難トスルノ問題無シト述ヘタルヲ欣幸トスルモノナリ

日本政府ニ依ル華府條約ノ廢棄ハ此ノ点ニ鑑ミ極メテ遺憾ニシテ極東ニ於ケル平和ノ維持上日本トノ協力ハ不可欠ニシテ若シ日本ノ如キ重要ナル國家ヲ一般的協定ヨリ逸シ去

229

昭和10年3月5日 在英國松平大使より

広田外務大臣宛(電報)

予備交渉再開に関するクレエギーの談話について

いて

ロンドン 3月5日後発  
本省 3月6日前着

ロンドン 3月6日前着

発

第六五号(極秘)

四日「クレエギー」ト会見ノ際「ク」ハ貴電海第一号貴大臣ト「クライブ」トノ話ニ言及シ広田大臣ハ六、七月頃再開ノ希望ヲ有セラル模様ナル處英政府トシテハ成ルヘク速ニ再開シ度キハ事実ナルモ折角再開シテ直ニ不成功ニ終ルカ加キ事アラハ却テ面白カラサル結果ヲ来スヘキニ付余リ之ヲ取急ク事ハ避ケ度心算ナリサリトテ自分一己トシテハ建艦計画ノ関係モアリ来年迄延期スルコトハ面白カラスト思考ス英國政府トシテハ山本代表帰朝報告ノ結果ヲ待チ居ル次第ナリ万一日本側ニ於テ英試案ヲ交渉ノ基礎トスルコトニ好意的考量ヲ加ヘラルニ於テハ米側モ結局之ニ同意スル見込アルニ付何時ニテモ協議ヲ再開スルコトヲ得ヘキモ目下ノ状態ニ於テ英側ヨリ直ニ再開ヲ申出ツヘキコト

ト思考ス英國政府トシテハ山本代表帰朝報告ノ結果ヲ待チ居ル次第ナリ万一日本側ニ於テ英試案ヲ交渉ノ基礎トスルコトニ好意的考量ヲ加ヘラルニ於テハ米側モ結局之ニ同意スル見込アルニ付何時ニテモ協議ヲ再開スルコトヲ得ヘキモ目下ノ状態ニ於テ英側ヨリ直ニ再開ヲ申出ツヘキコト

ヲ期待セラレサル様致度シト述ヘ居レリ

米ニ転電シ仏、伊ニ郵送セリ

230

昭和10年3月6日 在英國松平大使より

広田外務大臣宛(電報)

英國国防方針に関するマクドナルド首相の発表せる声明書要旨について

ロンドン 3月6日前着

発

特情倫敦第一〇号

英國下院ハ来ル十一日ヨリ国防問題ニ関スル討議ヲ開始スルカ右討議ニ先立チ首相「ラムゼー・イ・マクドナルド」氏ハ五日白書ノ形式テ声明書ヲ發表英國政府ノ国防方針ヲ闡明シタ声明要旨左ノ通り

英國政府ハ今日迄恒久平和ノ確立ニ不斷ノ努力ヲ続ケテ來タカ近年世界各国ニ於ケル出来事ニ徵スレハ何レカノ一国カ戦争行為ニ出ル場合ニハ現在ノ國際平和機構ハ侵略國ニ対スル防衛手段トシテ賴ムニ足リヌコトヲ暴露スルモノト見ラレル英國政府カ遂行シテ來タ一方的軍備縮少モ一般國際軍縮事業ニ貢献スル所ナク日獨兩国政府ハ連盟ヲ脱退シ

英國以外ノ各國政府ハ軍備拡張ニ著手シタ現状ニ於テハ英國ノ軍備ハ有事ノ際海上交通ノ保全ソノ他国防ニ事欠クニ至ツタノテ政府トシテハ国防ノ整備計画ヲ樹立シ陸海軍ニ付テハ新ニ相當部隊ノ増加並ニ防空設備ノ増設ヲ図ツタ政府ハ一九三四年十一月独逸政府ノ再軍備ニ一般ノ注意ヲ喚起シ空軍拡充ノ休止ヲ提議シタカ独逸政府ノ再軍備工作力現行ノ速度テ繼續サレルニ於テハ隣国ノ不安ヲ増加シ國際平和ハ遂ニ破壊サレルニ至ラウ尤モ軍備ノ拡張ハ独リ独逸政府ニ限ラス蘇連邦、日本、米国各國政府其ノ他比々皆然リ

英國政府トシテハ是等ノ事實ヲ看過スル訣ニハ行カヌ國際平和カ一旦破壊サレタ場合国防ノ第一線タルモノハ依然トシテ海軍力アル海軍力ニ於テハ艦隊、艦隊中ニアツテハ

主力艦カ依然英國海軍戰略ノ基礎ヲ構成スルカ故ニ戰艦ノ代換ハ出来ル丈ヶ早ク実現スル必要アリ主力艦代換ノ程度ハ来ルヘキ海軍縮少本會議テ決定セラレルモノテアル同会議テハ建艦競争ヲ避ケルト同時ニ英國ノ絶對的所要兵力量ヲ確保スル協定ヲ達成シ度イ方針テアル海軍根拠地、給油地、港湾等ハ海空両方面ヨリノ挾撃ニ備ヘル必要カアルカ是等ノ所要費用ハ陸軍ノ負担ニ属スル陸軍ニ付テハ裝備ノ

231 昭和10年3月9日

広田外務大臣 在本邦英國大使会談

海軍軍縮問題に関する広田外務大臣とクライ

別紙 在日英國大使との会談要録(抜粋)

題に関する英本国よりの訓令要領について

海軍軍縮問題

次イテ大使ヨリ実ハ本日ハ海軍軍縮問題ニ関シ本國政府ノ訓令ニ基キ申入レ度キ儀アリ參上セリト前置キシテ英國政府ハ過日会談(一月二十五日)ノ際貴大臣カ軍縮會議ヲ可及的速ニ開催シ度シト言ハレタル点ニ付キ全然同意

見 (fully concur in view) ナル處開催スル以上へ世界

輿論ノ半前是非モモ會議ヲ纏メサルカラズ即開催シテモ成功ノ見込無ケレハ寧ロ見合ハスニ如カス從ツテ開催ニ先

タチ更ニ地均シヲ施ス必要アリト考フ英國政府ハ山本代表

ノ離倫前協議シタル妥協案即建艦計画ノ一方的宣言ヲ公示

ニ交換スル案 (The formal exchange of unilateral

declarations of building programmes) ル貴國政府カ原

則的 (in principle) 受諾セラルルヤ否ヤヲ此ノ際承知

致シ度シ貴國政府ニ於テ右ヲ受諾セラルルハ日英米三国代

表部間ニ於ケル此ノ上ノ商議ハ之ヲ省略シ本會議予備交渉

ハ外交機関ヲ通シ意見交換ヲ為スニ止メ得ヘキヤニ思考ス

詰リ米国代表ハ倫敦ニ於テ右妥協案ニ特ニ賛成モセナリシ

一方強ヒテ之ニ反対モ致ササリシ事情ニ鑑ミ貴國政府ニ於

テ右ヲ原則的受諾セラルルハ米国政府トシテモ亦格別異

議無カルシト推察セラル此ノ点ハ本使ノ受取レル訓令ニ

何等明示セラル居ル次第ニハアラサルモ日英米代表部間ニ

於ケル此ノ上ノ商議ハ省略シ差支無カルム (It might be

possible to dispence with further discussions between

appointed delegations of Great Britain, Japan and

the United States.....) ル々ナル以上米国側ニ反対無

カルキロムベ imply ャハレ居ルモノト考フヘシ免ニ角

五国海軍會議召集ニ先タチ (五国会議トシハ点ヲ特ニ強ク

發音シタリ) 英國政府トシテハ歐州ノ主要海軍國ト予備会

談ヲ試ミルコトヲ必要トス故ニ英國政府ハ仏伊兩國ト間モ

無ク協議ニ入り度キ考ナリ (consultations.....will com-

mence shortly) 右協議ニ闕シテハ逐一貴國政府ニ通報致ス

トノ要旨ヲ別紙訓令要領ヲ朗讀旁敷衍説明シ間違ヒノ起ラ

サル様念ノ為差上クヘシ但シ何等文書ヲ以テスル申入ニア

ラス今日ノ申入ハ「オーラル・ロマニケーション」トシテ御

聽取アリ度シト断リタル上別紙ヲ手交セリ大臣ハ右ヲ了承

セハノタルカ「問モ無ク」トハ如何ナル意味ナリヤト反問

セハノ大使、直ニ (at once) ノ意味ナリ何トナレハ米国政

府ニ於テ妥協案ニ反対無カルヘキロムベ訓令中ニ infer ベ

ラレ居リテ貴國政府ノ受諾アラハ三國間商議ハ外交機関ヲ

通シテ為サルシト記ナシ居レハナリト答ヘ大臣、政府ハ

山本代表ノ報告ニ基キ田下種々研究中ノ際ナレハ今日御申

入ノ次第八早速海軍側ニ転達スコトレスシト述ヘラレ大

使、嚮ニ貴大臣ト軍縮ニ關シ会談ヤル際閣下ハ華府條約サ  
ク廃止セラルノハ海軍側ノ態度緩和セラルノト明語ヤハニ  
タル様記憶ス (I remember Your Excellency did say...  
...) ル恤ニ大臣、海軍ニシテ協定成立ヲ希望シ貽ニ御

話ノ次第ハ海軍ニ通報ベシシテ答ヘラル右ニト海軍臣題ハ  
終アベ。尚大使ハ支那問題ニ再度言及シ支那政情ニ關シ大  
臣ト雜多ナル意見交換ヲ為シタルカ日支親善關係ノ確立ハ

軍縮問題ノ解決ニ資ベルトロナルハムト恤ニタニ。

(完 節)

His Majesty's Government fully concur in view  
recently expressed by His Excellency Mr. Hirota

that the Naval Conference should be held as

soon as possible. At the same time they con-

sider it of the first importance from the point

of view of world opinion that the conference

should result in agreement. They doubt therefore

desirability of a meeting until the ground has  
been further prepared.

From this point of view it would be very

the European Powers will commence shortly.

His Majesty's Government will of course keep  
the Japanese Government fully informed.

232

昭和10年6月13日 在英國松平大使より  
広田外務大臣宛(電報)

#### H-1-2メモワール手交の際のクレーキーとの 相談について

第一〇四号(極秘)

ロンドン 6月13日後発  
本 省 6月14日前着

六月十三日「クレーキー」ニ会見貴電第一一六号ヲ「H-1  
ドメモアール」ニ認メテ手交シ尚貴電第一一七号ノ趣旨ハ  
口頭ヲ以テ説明シ置キタリ「ク」ノ話ニ依レハ其ノ後米國  
ヨリ回答ニ接シタルカ右ハ本件ニ関シ通報ニ接シタルコト  
ヲ感謝シ又各艦種別ニナリ居ルコトヲ歓迎ストノ意味ヲ記載シアル由  
ナリ

尚「ク」ハ独ノ参加問題ニ關シテハ先ツ直接関係アル五國  
全般ニ關スルモノニアラサルモ廳テハ列国海軍制限問題ニ  
資スルコトアルヘキコトヲ歓迎ストノ意味ヲ記載シアル由  
ナリ

233

昭和10年7月4日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

#### 米国側の主力艦代換計画に関する非公式発表 について

ワシントン 7月4日後発  
本 省 7月5日前着

七月一日ノ新聞報道ニ依レハ米國官辺ニ於テハ一九三七年  
一月ヨリ毎年一隻ノ割ニテ主力艦ノ代換ヲ為スヘキ旨非公  
開第三一号

234

昭和10年7月24日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

#### 海軍比率放棄に関する英海相声明に対する米 国側の反響について

ワシントン 7月24日後発  
本 省 7月25日前着

第三三五号

式ニ發表スル所アリタル趣ニシテ右建造ハ華府條約調印後  
最初ノコトニテ其ノ間技術ノ進歩ニ依リ裝備着弾距離速力  
等ニ於テ改良ヲ見タルニ鑑ミ之カ完成ノ上ハ戦闘力ヲ著シ  
ク從前ヨリ増加スルモノト予想セラレ居ルモ右建造計画ハ  
現行条約上許容セラレタル兵力量ヲ超過セントスルモノニ  
アラスシテ翌年一月ニハ主力艦ニシテ艦齡超過トナルモノ  
七隻ニ達スルニ鑑ミ差当リ其ノ代換ヲ行ハントスルニ過キ  
ス米国トシテハ他國カ建艦競争ニ出テサル限り条約期限終  
了後ニ於テモ其ノ兵力内ニ止マルノ方針ヲ確立シ居レル  
旨説明アリタル趣ナリ右三万五千噸ノ主力艦建造方針ハ英  
國ノ二万五千噸主力艦案及日本ノ「パリティー」ヲ条件ト  
スル主力艦全廃案等ヲ斥ケタルモノナルカ右ハ必スシモ海  
軍制限協定ノ不成立ヲ見越シタルモノト言フヲ得ス寧ロ其  
ノ目的ハ早キニ及シテ建造計画ヲ決定シ以テ右會議開催セ  
ラレタル場合ニ於ケル「バーゲン」ニ資セントスルニアル  
モノト観測セラレ居レリ  
英ニ郵送セリ

間ニ話合ノ出来タル後獨モ参加セシメ度意向ナル旨述ヘ  
タリ依テ本使ハ右ハ全ク別問題ニシテ本回答ニ於テ何等「  
コムミット」スルコト能ハサル旨述ヘタルカ「ク」ハ充分  
了解スル旨述ヘタリ尚「ク」ハ「ベルサイユ」條約問題ニ  
関シテハニツノ見方アリ例ヘハ仏國ノ如キ飽迄法律問題ニ  
執着スル派ト英國ノ如ク既成事實ヲ認メテ将来ヲ如何ニス  
ヘキカノ實際的見地ヨリ見ルモノトノ二派アル処日本ハ本  
問題ニ關シ如何ニ考ヘ居ラルヤト問ヒタルニ付本使ハ本件  
ニ付テハ今日迄何等承知シ居ラサル旨述ヘ置キタリ  
米ニ転電シ仏、独、伊、寿府へ暗送セリ

233 昭和10年7月4日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

米國側の主力艦代換計画に関する非公式発表  
について

ワシントン 7月4日後発  
本 省 7月5日前着

第三一号

七月一日ノ新聞報道ニ依レハ米國官辺ニ於テハ一九三七年  
一月ヨリ毎年一隻ノ割ニテ主力艦ノ代換ヲ為スヘキ旨非公  
開

234 昭和10年7月24日 在米国斎藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

海軍比率放棄に関する英海相声明に対する米  
国側の反響について

ワシントン 7月24日後発  
本 省 7月25日前着

第三三五号

海軍比率抛棄ニ關スル英海相ノ声明ハ当地各方面ニ相当衝  
動ヲ与ヘタル模様ニシテ政府当局ハ右ハ單ナル事實ノ声明  
ニシテ意外トスヘキニ非スト為シ未タ立入りタル意見ヲ表  
明セス冷静ヲ装ヒ居ルカ如キモ多少ノ失望ハ蔽フヘカラサ  
ルモノアリ比率制度ノ代案トシテ「安全保障ノ平等」ノ觀  
念ニ依ル制限問題ニ付研究中ナル旨報セラル各新聞ノ論調  
モ比率ノ觀念カ既ニ日本ノ華府條約廢棄通告等ニ依リ死滅  
セルコトヲ認メ英海相ノ声明ヲ以テ重要ナル意義ヲ有スル  
モノニアラスト為シ居ルモ一方右声明ニ依リ一九三五年中  
ニ於ケル軍縮會議開催ノ見込減少スルト共ニ新ニ造艦競争  
時代ノ再現セラルヘキ旨ヲ説キ居レリ主要新聞ノ論旨ヲ見  
ルニ「ヘラルド・トリビューン」(11十四日)ハ元來比率制

度ハ英國ノ欲スル所ニアラス華府條約ニ於テハ英國ハ之ヲ主力艦航空母艦以外ノ艦種ニ適用スルコトニ反対シ一九二七年ニハ巡洋艦及潛水艦ノ比率ニ關シ英米ノ意見対立シ一九三〇年ニハ右ニ関スル比率ノ原則ヲ受諾シタルモ所謂「エスカレーター」条項ヲ採用シ造艦ノ権利ヲ留保シ居レリ今ヤ如何ナル形式ニ依ルモ制限協定ノ達成困難トナレルカ幸ニシテ英米両國間ニハ華府會議以前ニ於ケルカ如キ嫉視の造艦競争行ハルルカ如キコト無カルヘク右ハ主トシテ海軍制限諸條約ノ賜ナリト論シ「ボルチモーアサン」(一九四〇)ハ英國海相ノ提議セルカ如キ一方的建造計画声明案ハ各国ノ必要トル国防上ノ限度カ其ノ見ル所ニ依リ異レルニ鑑ミ右ニ依ル協定成立ノ困難ナルコト比率ニ依ル協定ノ場合ト同様ナリトシ華盛頓「ポスト」ハ(一九四〇)比率ノ原則ハ何等神聖ナルモノニアラサルモ之ニ対スル反対ハ或意味ニ於テ形式ノ如何ヲ問ハス軍縮其ノモノヲ嫌フコトナルヲ以テ比率觀念ノ拠棄ヨリ生スル憂慮スヘキ結果ハ全軍縮問題ヲ崩壊セシムルコトニアリト為シ「イヴニングスター」(一九三〇)ハ英海相ノ声明ヲ以テ一九四一年以前ニハ軍縮會議ノ開催ヲ予想シ居ラサルモノト為シ米国

カノ形式ニ依リ量的制限ヲ存続セシメントセハ今後ノ條約中ヨリ締約国間ニ比率ヲ設クルカ如キ觀ヲ呈スル(脱)排除シ此ノ点ニ関スル現行約定ニ代ヘルニ例ヘハ昭和十二年ヨリ十九年ニ至ル期間ニ對スル建造計画ノ自發的一方的宣言ノ方法ヲ以テスルヨリ外ナシト思考スルニ至レリ右宣言ハ契約上ノ義務タル効力又ハ形式ヲ執ラサルモ計画ニ表ハルル数字ハ予メ關係国間ニ商議セラレ且關係国ハ右宣言中ニ同様ノ宣言ヲ為ス他ノ關係国ニ對スル予告(例ヘハ少くトモ一年)無ク建造計画ヲ變更セサル旨ヲ約束スルヲ要スルモノトシ之ヲ日米代表及他ノ華府條約締約国ニ通報シタリ英政府トシテハ依然華府條約ニ包含セラルル制限方式ノ繼續ヲ歓迎スルモノナルモ海軍競争ヲ避クル為ニハ之ト異ナル見解ヲ有スル他ノ國々ノ希望及susceptibilitiesヲ考慮スヘキハ明瞭ナリ英政府ハ先般來ノ關係国トノ協議ニ依リ各國海軍兵力間ニ終局の「リレーションシップ」ヲ條約上ノ形式ニテ表現スルコトヲ避ケ而モ無制限ノ建造競争再発ニ對スル保障ヲ与ヘル制限方式ノ案出ニ努メツツアリ量的制限ニ関スル右提案ト共ニ現行條約消滅後ニ生スヘキ質的制限ニ關スル協定ヲ肝要ト認ムト答ヘタリ

九日本官求ニ依リ米国局次席 Broad (Craigie 休暇不在)ヲ往訪セル処要領別電第二五八号覚書ヲ手交シ右ハ仏国伊國ニ對スルモノニシテ参考ノ為貴国及米国政府へ通報ス歐州Frontヲ形成スル意ナキハ覚書第五項ニ依リ明カナルモ為念申添フト説明セリ尚往電第二五五号「ダンクベルト」渡仏ハ短期(同人ハ八日夜帰英)ニシテ主トシテ英独協定ニ依リ生セル仏国側疑惑ヲ専門的見地ヨリ除去セントスルモノニシテ本件覚書トハ直接關係ナシト述ヘタリ本文

ノ建艦計画ハ同年迄ニ條約許容量ヲ完成スルニ止マル處英國ハ既ニ八十隻ノ巡洋艦建造ヲ計画シ居リ日本ハ英米ニ均等ナル海軍力ヲ目標トシツツアリ若シ英國ニシテ右巡洋艦ノ増加ヲ実行セハ日米モ之ニ倣フヘク又一方仏伊獨間ニ同様ノ事態發生スヘキヲ以テ茲ニ無制限ノ造艦競争ノ發生ヲ見ルニ至ルヘシト論シ居レリ

英、仏、独、伊、紐育ニ郵送セリ

235 昭和10年7月30日 在英國藤井臨時代理大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

比率主義を棄て建造計画宣言方式に換えたる  
趣旨に關しロンドンデリーの上院における説明について

ロンドン 7月30日後発 本省 7月31日前着

第二四六号

二十九日上院ニテ海軍制限ニ關シ比率ヲ棄テ建造計画ニ換ヘタル趣旨如何ニトノ「ヤシル」ノ質問ニ対シ「ロンドンデリー」ハ客秋日米トノ会談中英政府ハ比率主義ニテ海軍力ヲ表現スル如キ協定ノ成立ハ今後不可能ナルヲ知リ何等

急送スヘキモ必要アレハ全文電報スヘシ  
米ヘ転電アリタシ仏、伊、独ヘ暗送セリ

(別電)

ロンドン 8月9日後発  
本省 8月10日前発

第二二五八号

一、昨年來行ハレ來レル箇別的会談ハ本年中ニ條約上ノ規定ニ基ク予備的會議ヲ開キテ一切ノ海軍国ヨリ成ル一般會議開催ヲ目的トセリ

二、本件会談ハ当初予期セラレシヨリ手間取リタルモ現行二條約ニ依ル制限方式ハ一般的受諾ヲ得サルコト明カトナリ右代案タル建造計画宣言案モ未タ主要海軍国ニ依リ詳細ナル検討ヲ了シ居ラサルニ依リ右代案ノ成否判明迄ニハ長時間ヲ要スヘシ

三、来年末迄ニ質的制限ニ関スル新協定成立セサレハ一九三七年以降ニ建造セラルヘキモノノ艦型及備砲ニハ何等ノ制限ナキニ至ルヲ以テ此ノ際此ノ種協定ニ達スルハ財政及軍(脱)制限ノ兩見地ヨリ見テ量的制限協定ヨリ遙ニ焦眉ノ急務ナリ

四、既往ノ会談ノ結果トシテ主力艦(一五〇〇〇噸十二時)航母(二二〇〇〇噸六、一時)甲巡(一万噸八時但シ将来不建造ヲ希望)乙巡及輕水上艦船(七六〇〇〇噸六、一時)潜水艦(二千噸五、一時)ハ英ト交渉セル歐州諸国即チ仏伊独ニ依リ受諾セラルヘシト信ス

五、右ニ関スル英ノ受諾ハ日米両国ノ賛成ヲ条件トスルモノニシテ英ハ出来得ル限り之ト近キ数字ニ右二國ノ同意取付ケ方ニ努メントス

六、量的制限ヲ放棄セル次第ニアラサルモ質的制限協定ノ基礎ヲ作ルヲ以テ一層急務ナリト信スル處右ニ関スル仏(伊)政府ノ見解及前頭数字ニ関スル仏(伊)政府ノ意向ヲ承知致度シ

七、質的制限ニ関スル歐州協定成立セハ之ヲ日米ニ提示シ以テ本年十月ニ華府条約締結国会議ヲ開催シ少クトモ質的協定ニ達セントス但シ右機会ニ於テ第二項ノ趣旨ニ依リ量的制限ニ関スル交渉ノ進(抄)ニ努ムヘシ

八、右ノ外華府条約第二章第三節第一款(口)及倫敦条約第十一条華府条約第十四、十七、十八各条ノ趣旨及艦種及基準排水量提議ニ関スル協定成立ヲ希望ス

237

昭和10年8月17日

在仏國佐藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

質的制限に関する英國覺書に対する仏國回答  
仏外務省より我が方へ通報について

別電

八月十七日在仏國佐藤大使より広田外務大臣宛第  
二七三号

英國政府宛仏國回答について

パ 8月17日後発  
本省 8月18日前着

第二二七二号

英発貴大臣宛電報第二二五八号ニ関シ

当国外務省ヨリ十六日付「ノート」ヲ以テ本件英國覺書ニ對スル仏國政府回答十四日付「ノート」(十五日在英仏國大使ヨリ英國政府ニ交付)写(要領別電第二二七三号ノ通)ヲ當方ニ送付シ帝國政府ニ伝達ヲ希望シ越セリ

「ノート」「テキスト」西比利亞經由郵送ス  
本電別電ト共ニ米ニ転電シ英、独、伊ヘ暗送セリ

(別電)

パ 8月17日後発  
本省 8月18日前着

(五)以上ハ仏國政府ノ意見ナリ云々

238 昭和10年8月22日 在英國藤井臨時代理大使より  
英國政府の質的制限に関する覚書我が方へ申  
べて之に付

別電 八月二十二日在英國藤井臨時代理大使より広田外

務大臣宛第二十六七号

質的制限に関する英國政府の覚書

ロハム 8月22日後続  
本省 8月23日前着

第116号附

11月11日求メ依リ宮崎ラシト「ヤンマハ」ノ往訪ヤハメタルニ「ヤ」ハ別電第116七号ノ覚書ヲ手交シ過般ノ覚書ニ関連シ各方面ヨリ種々ノ詔報伝ヘリ新聞社ヨリ問合アル處英國政府ハ右覚書ノ趣旨ニテ必酬シ居ルニ付日本政府ニ於テヤ同様ノ態度ヲ執ラルル様願度右覚書ハ米仏伊キヤ夫々手交シタル趣ナリ

米、仏、伊、暗送ヤリ

(別電)

London, Aug. 22nd, p. m.

Received, Aug. 23rd, a. m., 1935

and nothing was given to them in writing.

Fuji

別電ト共ニ米、仏、英ニ關連ヤニ  
(別電)

London, Aug. 26th p. m.

Received, Aug. 27th a. m., 1935.

Gaimudaijin, Tokio.

No 275

Aide memoire.

It appears from memorandum of the 2nd August 1935 presented by British Government to French and Italian Governments regarding the limitation in naval armaments that it is intention of British Government to prepare way

for naval limitation conference stipulated by Washington Treaty with view to reaching agreement primarily on qualitative limits and preferably also on system of declaring building programmes. Japanese Government in order to avoid any possible misunderstanding with regard to their intentions wish to take this opportunity

Gainudaijin, Tokio.

No. 267 (Betsuden)

His Majesty's Government are anxious to go ahead as fast as possible with preparatory measures leading up to holding of naval conference which is due to take place in 1935. They accordingly caused to be communicated in writing to governments of Powers concerned in Washington Treaty, their views as to next steps that should be taken in view of short time left if conference is to take place this year as laid down in the Treaty. These views were briefly that further necessary bilateral conversations, e. g., with French and Italian representatives, should be held as soon as possible. It was explained we had not as reported in some press messages called a conference for October. No further description of contents of communication was however furnished to newspapers

239

昭和10年8月26日 在英國藤井臨時代理大使より広田外  
務大臣宛第二十七五号

英國の核仮伊覺書ニ關する我が核仮英由入れレ  
ヘビ

別電 八月二十六日在英國藤井臨時代理大使より広田外  
務大臣宛第二十七五号

我が方の対英覺書

ロハム 8月26日後続  
本省 8月27日前着

第117四号(極秘)

貴電第一回四号ニ關ス(英國ノ核仮伊覺書ニ關ス帝國政府  
ノ対英申入ニ關スル件)

11月16日「クライヤ」休暇不在ノ為「ヤハマハ」ニ面会貴  
電第一四一四号ノ趣旨ヲ申入ノ別電第一七五号覺書ヲ手交シ  
タルカ其ノ際本官ノ質問ニ対シ同人ハ伊米ヨリハ未タ何等  
申越サヌト述々タリ迨今後重要申入事項ハ英文ハ露報ヤ  
ラルノベ好都合ト存ベ

予備交渉關係

to call attention of British Government to following two points.

(1) Japanese Government regard it of importance to reach agreement on general naval limitation comprising both qualitative and quantitative limits and are unable to agree to consider only qualitative limits apart from quantitative limits.

(2) Japanese Delegates pointed out during preliminary talks last year that such system as was then outlined by British Delegates of declaring building programmes was unacceptable to Japanese Government being different in essence from their claims.

Fujii

240 昭和10年8月27日 在イタリア松村大使より  
広田外務大臣宛(電報)

伊国外務次官立見解題に於ける回顧の趣旨  
特論立行マレ

第1〇大聯(極秘)  
1)十六日他用ハル「ベガイシナ」次官ヲ往訪ノ際海軍々縮問題ハ対スル伊ノ態度ヲ尋ネタルニ伊ハ量的制限ヲ第一ヒスルヤ(之ニ依リ自ラ仏ノ均等問題ヲ解決シ得ヘン)若シ右不可能ナラハ質的制限ヲ付討議スルヲ辞セサル考ナリト答ヘ右ノ趣旨ニテ近ク簡単ナル回答ヲ英ニ發スシト述ベタリ

英、仏、米、艦隊

241 昭和10年8月27日 在英國藤井臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

英國政府は卅枚ヤニ海軍問題に關する我が方  
覚書傳達せリハシテ

機密第118〇号

昭和十年八月二十七日  
在英

臨時代理大使 藤井 駿之助(臣)

外務大臣 広田 弘毅殿

海軍問題ハ関スル我方覚書ハ関スル件  
海軍問題ハ関スル八月一日付対仏伊英國政府覚書ハ対スル  
帝国政府見解ノ御電訓ハ從ニ申入ラナム其ノ眞其ノ際英國  
政府ハ手交ヤル覚書ト共ニ電報致シ置キタルガ右覚書写念  
ノ為別添ノ通り送付ス

(完 縦)

#### AIDE MEMOIRE

It appears from the Memorandum of the 2nd August, 1935, presented by the British

Government to the French and Italian Governments regarding the limitation of naval armaments that it is the intention of the British Government to prepare the way for the naval limitation conference, stipulated by the Washington Treaty, with a view to reaching agreement primarily

their intentions, wish to take this opportunity to call the attention of the British Government to the following two points : -  
(1) The Japanese Government regard it of importance to reach agreement on general naval limitation comprising both qualitative and quantitative limits, and are unable to agree to consider only qualitative limits apart from quantitative limits.

(2) The Japanese Delegates pointed out during the preliminary talks last year that such a system as was then outlined by the British Delegates of declaring building programmes was unacceptable to the Japanese Government, being different in essence from their claim.

on qualitative limits and preferably also on a system of declaring building programmes.

The Japanese Government, in order to avoid any possible misunderstanding with regard to

予備交渉關係

2

口一ノ 8月27日後発  
本省 8月28日前着

268

269

242 昭和10年8月30日 在イタリア松村大使より  
広田外務大臣宛(電報)

軍艦並讃ニ關する英國の反映回避問題上ハシテ

本省 8月31日前着

第一〇八号

二十九日当国外務省ヨリ二十七日付ヲ以テ英國政府へ提出

セル軍縮覚書ヲ受領セルカ右ハ前文ニ於テ英國政府ノ提議ヲ慎重研究シタル旨ヲ述ヘ次テ左ノ四点ニ付伊太利側ノ意向ヲ述ヘタルモノナリ

一、英國政府ハ次回會議ノ主要目的ハ現存協定ニ代ルヘキ質的制限協定ノ達成ニアリトス伊政府ハ從来総噸数制限

主義ヲ主張セルモ新協定ノ達成ヲ容易ナラシムル為右質的制限ノ主義ニ賛成セントス

二、各艦種別ニ依ル噸数及武装ノ制限ハ大体伊政府ノ思想ニ合致スルモ之ニ関シ正確ナル意見ヲ表示スル為ニハ欠

如セル判断材料就中独逸ノ建艦計画及英國政府覚書第五点ニ掲ケラレタル諸政府ノ意向ヲ知ルノ要アリ

三、量的制限ニ関シテハ各関係国ノ年次建艦計画ノ通報ヲ以テ唯一ノ実際的可能性アルモノト認ム

四、英覚書第八点ノ諸問題ニ付テハ一般的協定ニ達スル目的ヲ以テ次回會議ニ於テ之カ討議ヲ為スニ大体賛成ナリ全文急送ス

キ質的新合意ヲ為スノ必要アリトシ從テ次回ノ會議ノ主要ナル目的ハ右質的新合意ノ達成ニアリトス既ニ英國政府ノ承知セル如ク伊國政府ハ過去ニ於テ常ニ総噸数制限ノ主義ヲ主張セリ尤モ凡テノ大海軍国ニ於ケル新合意成立ノ可能性ヲ容易ナラシムル為伊國政府ハ質的制限ノ主義ニ同意セントス

二、前記英覚書第四点ニ於テ協定ノ基礎トシテ英國政府ノ提議セル各艦種別ノ噸数及武装ノ制限ニ関シテハ右制限

ハ大体ニ於テ伊國政府ノ思想ト合致ス尤モ右ノ点ニ関シ正確ナル意見ヲ表示シ得ル以前ニ伊國政府ハ尚欠如セル

判断材料ヲ入手スルノ要アリト思考ス即チ伊國政府ノ特ニ言及セント欲スルハ獨國政府ノ建艦計画及英覚書第五点ニ掲ケラル諸政府ノ意向ナリトス

三、海軍々備ノ量的制限ノ可能性ニ関シテハ伊國政府ハ現在ニ於ケル唯一ノ実際の possibilityハ各関係国ヨリ毎年ノ通航計画ヲ適當ノ時期ニ通報スルコトニアリト思考ス

四、英覚書第八点ノ問題ニ関シテハ伊國政府ハ之ニ関スル一般的協定ノ目的ヲ以テ次回ノ會議ニ於テ之ヲ考究スルコトニ大体賛成ナルコトヲ表明ス

英、米、仏、独ヘ暗送セリ

機密第一六〇号  
(九月二十三日接受)

243 昭和10年8月31日

在イタリア杉村大使より

軍縮會議に關する伊國の對英回答訳文送付につて

昭和十年八月三十一日

在伊

外務大臣 広田 弘毅殿  
特命全權大使 杉村 陽太郎(印)外務大臣 広田 弘毅殿  
軍縮會議ニ関シ伊國ノ對英回答ノ件  
軍縮會議開催ニ関スル伊國政府ノ對英回答全文別紙送付ス  
御查閱相成度シ

一、英國政府カ海軍々備ニ関スル會談ノ後協定ニ達シ得ヘシト思考スル基礎ヲ提示セル覚書ヲ慎重検討セリ

二、英國政府ハ英國政府カ海軍々備ニ關スル會談ノ後協定ニ達シ得ヘシト思考スル基礎ヲ提示セル覚書ヲ慎重検討セリ

(別紙)

覚書

伊國政府ハ英國政府カ海軍々備ニ關スル會談ノ後協定ニ達シ得ヘシト思考スル基礎ヲ提示セル覚書ヲ慎重検討セリ

一、英國政府ノ見解ニ依レハ先ツ現存條約ノ合意ニ代ルヘ

機密第四〇一号

昭和十年九月十一日 在英  
臨時代理大使 藤井 啓之助(印)  
外務大臣 広田 弘毅殿  
海軍制限問題ニ關スル英國政府覚書ニ對スル  
伊國回答ノ件  
今般海軍制限ニ關スル八月一日付英國政府覚書ニ對スル伊國政府回答英訳文當国外務省ヨリ送付セルニ付右別添ノ通り送付ス  
(別添)

Communicated to Foreign Office on 4th September

MEMORANDUM

The Italian Government have examined with the greatest care the memorandum in which

the British Government, after the conversations which they have had on the subject of naval armaments, set forth on what bases in their opinion an agreement could be reached.

I. In the opinion of the British Government it is necessary, in the first instance, to move in the direction of qualitative agreements intended to take the place of those contained in the existing treaties, for which purpose the essential aim of the coming conference should be, precisely, the conclusion of new qualitative agreements.

As the British Government are aware, the Italian Government have always in the past supported the principle of the limitation of global tonnage. Nevertheless, with the view of rendering possible new agreements between all the greater naval powers, the Italian Government are pre-

in good time.

IV. As regards the questions mentioned in paragraph 8 of the British memorandum, the Italian Government declare themselves in favour in principle of their being considered at the coming conference with a view to an eventual general agreement in the matter.

ITALIAN EMBASSY,  
LONDON.

245

昭和10年9月28日 在英國藤井臨時代理大使より  
　　佐田外務大臣宛（電報）

ハヌーキー門の海軍交渉促進に關し我が方の

態度再考方願體立ヒシテ

ロハムハ 9月28日後発  
本 省 9月29日前着

第11九八号

一十七日求ニ依リ「ハヌーキー」ハ往訪回人ノ述タル所  
左ノ通

1' 本年ヤ余ス所僅カ三箇月トナリ何トカ海軍交渉促進

pared to adhere to the principle of qualitative limitation.

II. As regards the limits of tonnage and armament for the different categories of ships suggested by the British Government in paragraph 4 of the memorandum, as possible bases of agreement, these in principle coincide with the views of the Italian Government. On this point, however, the Italian Government must at once point out that their definite support can only be accorded if the figures of qualitative limitation proposed are accepted by all the principal Naval Powers.

III. As regards the possibility of a quantitative limitation of naval armaments as well, in the opinion of the Italian Government the only practical possibility which appears to exist to-day is the communication by the various Powers concerned of their annual programmes

要アリ先般ノ英ノ質的制限案ニ対スル仏伊回答ハ御承知  
ハ如ク何レモ賛成、独亦然リ米ヨリハ何等正式回答無キ  
甲本件ニ付米代理大使ト「ルイバカバ」ヤニ鑑ノ印象ニ  
依ニハ大体異存ナキカ如シ

1' 貴方「ハヌーキー」ハ從來ノ主張ヨリ一歩出  
出テバ全ク失望セリ英メテモ質量面方面ノ制限ノ要ハ熟  
知シ居ルヤ日本ハ比率主義廢止共通最大限設定ヲ主張シ  
米ハ現行二条約ニ依ル制限方式維持ヲ固執シ到底簡単ニ  
纏マル望ナカリシニ依リ量的制限ニ付テハ建造計畫一方  
的宣言案ヲ、他方質的制限案ヲ提出セル次第ニテ現在ノ  
所他ニ協定到達ノ望全クナシト思考ベ

ハハ無条約ナルヤ差支無シトハカ如キ態度ヲ執ルト  
ヤハ夫ハ全ク危険ナリト信ス米ハ無限ノ資力ヲ擁シ大統  
領海軍長官其ノ他大海軍論者ハ無条約状態トモナラハ其  
ノ機会ヲ捉ヘ何處迄モ大海軍熱ヲ煽ルヘキハ明カニシテ  
日英共ニ實際問題トシテ財政其ノ他ノ関係上甚シク苦境  
ニ立入ルベク此ノ際特ニ日本ノ深甚ナル考慮ヲ仰キ度シ  
何ニヤ卅年内時日ヤ残リ少ナリナリタレハ出来得ル限

リ詰合ヲ進ムル為更ニ前頭英ノ提案ニ関シ日本側ノ再考  
ヲ促シ度ク本年中ニ議纏マラサレハ永遠ニ海軍協定妥結  
ノ機ヲ逸スルヲ惧ル云々

要スルニ英國ハ實際的見地ヨリ何トカ或種ノ海軍制限ニ達  
セントテ現存條約期限中ノ最後ノ努力（往電第11八七号參  
照）ヲ為シツツアリト認メラル右「ク」申出ニ対スル応酬  
振り至急御回示請フ

米ヘ転電シ仏、伊、寿府へ暗送セリ

246 昭和10年10月2日 在米国齋藤大使より  
広田外務大臣宛（電報）

英國の海軍制限案に対する米国政府の意向打  
診のためハル國務長官との相談止ヒレ

ワシントン 10月2日後発  
本 省 10月3日前着

第四一七号（極秘）

貴電第一一二五号ニ関シ

十月二一日國務長官ヲ往訪本年八月英國側ヨリ仏伊両國ニ対  
シ提示シタル海軍制限案中質的制限ノ部分ニ関シテハ右両  
國ニ於テ同意ヲ表シタル趣ナルカ右制限案ニ対スル貴國政

府ノ御意向及海軍制限問題ニ関スル将来ノ御見込等承知致  
度キ旨述ヘタル処同長官ハ海軍制限問題ニ付テハ客年ノ予  
備交渉以来英國政府ニ於テ initiative ヲ取り来レル關係  
上米国政府トシテハ mere matter of courtesy トシテ其

ノ為ス所ヲ傍観シツツアルニ過キス從テ英國側ヨリ何等カ  
トト承知スルモ尚取調ノ上申上クヘキコトアラハ申上クヘ  
シ右ハ全ク率直坦懶ニ米国政府ノ立場ヲ申上ケタル次第ナ  
ルカ本問題ノ如キ大問題ニ付テハ關係國間ニ隔意ナキ意見  
ノ披瀝ヲ必要ト感スルヲ以テ自分ノ申上クルコトハ常ニ其  
ノ意味ニテ御受取アリタシト述ヘタリ

ノ披瀝ヲ必要ト感スルヲ以テ自分ノ申上クルコトハ常ニ其  
ノ意味ニテ御受取アリタシト述ヘタリ  
英ヘ転電セリ

247 昭和10年10月3日 在米国齋藤大使より  
広田外務大臣宛（電報）

仏、伊、英國宛英國齋藤に置カセテ米国政府の回  
答止ヒレ

別電 十月三日在米国齋藤大使より広田外務大臣宛第四  
一九号

米國の対英回答

Received Oct. 4th, a.m., 1935.  
Gaimudaijin, Tokio.  
No. 419 (Betsuden, Gokuh)

October 3, 1935.

We have learned from our embassy at London

that it is the desire of the British to hold a

Naval Conference before the end of the year.

We are inclined to concur in the desirability  
of such a conference, particularly in view of  
the fact that both Naval Treaties provide  
for a conference before the end of this year.

We recognize that it would be very difficult,  
if not impossible, to reach at the present time  
a comprehensive Naval Agreement along the  
lines heretofore followed. It is, however, very  
important for all naval powers concerned not  
to permit the Naval Treaties to terminate com-  
pletely with the result that the whole naval

therefore be the part of the naval question for which a solution can now be found for the purpose of avoiding an unrestricted naval race.

We should at least be able to tide the situation over for a brief period in the hope that by that time circumstances will be more favorable for a more comprehensive agreement.

As to qualitative limitation, it is still our view that both quantitative and qualitative limitation should be continued, in view of the fact that the questions that have arisen between the naval powers relate more to quantitative limitation than to qualitative limitation, it should not prove particularly difficult to work out for a limited period a mutually satisfactory understanding for continuing existing types with such reductions or modifications as might be found desirable and mutually agreeable.

Eiye tendenser

Saito

248 昭和10年10月11日 在英國藤井臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### 会議開催準備等に関するクーリヤーとの会談

立候

ロハム 10月11日前発  
本省 10月11日後着

第III回(極秘)  
十日午後求依リ「クノーギー」往訪(寺崎同伴ス)会談  
内容左ノ通

「ク」<sup>ト</sup>十日「タマムス」東京來電テシテ建造計画宣明案実施期間ノ縮少及在日英大使外務省往訪ノ件ヲ掲ケ居ル處右ノ如ク会談ノ内容ヲ窺知セシムルカ如キ記事ヲ見ルハ交渉ノ進行ヲ難カラシムル付何トカ右防止方御尽力願ヘ間敷キヤム述ヘテ次テ客月一十七日貴官トノ会談ニ於テ宣言案実施期<sup>ト</sup>11年ト述タルハ斯クモセハ日本側ノ御意向ニ副フ(英側カ比率主義廃止ヲ声明セルハ既ニ御承知ノ通ニテ大ナル讓歩ナリト認ム)ヲ得キヤト思付キタル儘ニ述タル迄ニテ決シテ此ノ際日本側ノ最後的回答ヲ得ントノ趣

「ク」ハ最大共通限度案ハ余トンテハ「アンシンカブル」ナルヤ差当リ吾人ハ會議準備ヲ行ヒ度ク他意アルニアラスト再言シ米國側トハ既ニ交渉ヲ開始シ仏伊トモ近ク接触スル筈ニテ貴大使館ニテモ交渉ニ応セラルレハ更ニ具体的の内容ヲ申上クヘシ就テハ此ノ最後ノ機會ヲ前ニ御互ニ先ツ外交交渉ニ依リ慎重事ニ当リ度ク決シテ質的制限又ハ建造宣言案ニ関スル日本側ノ決定的御回答ヲ急クカ如キハ初ヨリ當方ノ意思ニアラスト繰返シ述ヘ居リタリ

米、仏、伊、寿府へ暗送セリ

249 昭和10年10月11日 在英國藤井臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

### 海軍問題に関するサトノ米参事官との会談

立候

ロハム 10月11日後発  
本省 10月12日前着

第三回五号

海軍交渉ニ関シ当地米側トモ連絡ヲ保ツコト適切ト認メテ新タナル「ホベロシブメンツ」アリタルカ為ナリト答ヘ寺崎ハ新タナル「ホベロシブメンツ」トハ六月ノ英独協定等ヲ指スヤト重ネテ質セルニ対シ「ク」ハ右協定及特ニ条約

國ノ會議ニ対スル態度ヲ意味スト濁シ寺崎ヨリ先般ノ交渉ニ於テ我方共通最大限度ニ付大体論議ヲ為シタルカ又茲ニ

白紙ニテ交渉ヲ繰返ス次第ナリヤ其ノ趣旨如何ト問ヘル

予備交渉關係

2

訪ヲ喜ヒ本件ニ対スル米ノ態度ナリトテ米堯大臣宛電報第

四一九号別電ト同様ノモノヲ読上ケタル上米トシテモ現下ノ状勢上長期条約ハ望ミ薄ト思ヒ居ルニ付切メテ短期間ノ取極ナリトモ作上ケ建艦競争防止ニ資セント考ヘ居ル次第ナリ「ク」トノ会談ハ未タ何等具体的な話合ヲ為ス程度ニ進ミ居ラサルモ英ハ條約ノ規定モアリ年内會議開催ノ必要アリ認メ居ル模様ニテ「ク」モ右下相談ヲ出来ル限り進メ度ク焦慮シ居ルモノト認ムト語レリ要スルニ米ハ成ルヘク

現存条約様式ニ依ル制限ヲ希望スルモ他方必スシヤハノミニ拘泥セス何等カ新協定ノ基礎トナリ得ルモノアラハ之ヲ考慮スルニ吝ナラストスルモノノ如シ米ヘ転電シ仮、伊、寿府ヘ暗送セリ

250 昭和10年10月16日

在英國藤井臨時代理大使より  
広田外務大臣宛(電報)

我が方の対英回答の申し入れに際し心得おく

べき事項について謹啓

ローレン 10月16日後発  
本 省 10月17日前往

第三三一五号(館長符号扱)

貴電第一八五号(関シ)

申入ニ先立チ左ノ事項本官心得迄ニ折返シ御回示請フ

一、英側ハ既ニ米大使館ト交渉ヲ行ヒ旁會議開否ノ見極メ

ヲ早目ニ着ケ度ク焦慮シ居ルコト明カナルヲ以テ我方ニ

対シテモ直ニ交渉開始方ヲ懇意スルヤニ推セラル處貴電末段虚心坦懽意見交換云々ハ右ニ応シ當方ニ於テ協議ヲ進メ得ル御趣旨ト解シ差支無キヤ

二、英側トシテハ比率主義撤廃ヲ声明シ建造計画宣言案ヲ提示シ居ル關係上我方カ之ヲ拒否スル以上何等カ代案提示方ヲ求ムルヤモ知レサル処(「ク」カ打開策探求ノ為自由ナル氣持テ案ヲ持寄ルコトト致度ク思ヒ居ルハ往電第三三三号ニテ御了察ノ通ナリ)右ニ対シ終始貴電前段ノ趣旨ニ依リ從來ノ主張ヲ再説スヘキヤ

251 昭和10年10月16日

重光外務次官より  
在本邦英國大使宛

海軍軍縮問題に関する我が方の対英回答上

在本邦英國大使宛書簡

機密半公信

拝啓。陳者、本月四日付貴翰ヲ以テ海軍々縮問題ニ關ベル客月二十七日貴國外務省係官ノ在英藤井代理大使ニ対スル申入ニ関シ閣下カ本国政府ヨリ接受セラレタル情報ヲ御通報越相成候処、右貴國政府ノ御申入ニ対シ帝国政府ハ今般藤井代理大使ヲシテ別紙写ノ通貴國政府へ回答ヤシタルコト致シタルニ付、為御参考右写一通茲ニ及送付候条御査収相成度此段得貴意候。敬啟。

(兩 緒)

The Japanese Government highly appreciate the efforts the British Government are exerting toward the conclusion of an agreement on naval disarmament.

It is the opinion of the Japanese Government that the true key to the maintenance and promotion of world peace can be discovered only when the Powers mutually give full consideration to one another's vital needs and natural requirements, and when they carry out a thorough

limitation of armaments in such a way as to make a state of non-menace and non-aggression prevail among them; and that the Great Powers, therefore, should be the first to strive unremittingly in these directions in order to forward the cause of peace. The fundamental policy of the Japanese Government regarding naval disarmament is as was set forth by the Japanese delegates at the Preliminary Naval Conversations, and it has no other object than the realization of such a thorough-going scheme of naval limitation.

In the light of this, the Japanese Government find it impossible to accept a plan for the mutual declaration of building programmes such as was suggested by the British Government at the London Preliminary Conversations, because even if the proposed period should be set at six years, or reduced even further, the scheme, unless a

common limit is fixed to the naval strength which no Power may exceed, would result in a continuation in substance of the ratio system, and cannot be considered as being effective in order to achieve the real aim of disarmament.

The Japanese Government have stood for the total abolition of, or a drastic limitation within, the types of such high offensive power as aircraft-carriers, capital ships, and A-class cruisers; they still recognize the need of a sweeping qualitative limitation of this nature. However, no qualitative limitation will produce the desired result unless it is undertaken simultaneously with quantitative limitation. Moreover any qualitative limitation unaccompanied by quantitative limitation would only prove to be a convenient means of preserving the existing relationships in naval strength among the Powers.

The Japanese Government can not therefore

agree to such a plan. They hope that the Governments of the Powers concerned will take these points into careful consideration.

The Japanese Government desire to declare that they sincerely hope for further free and frank exchanges of views among the Powers, and a swift conclusion of an equitable agreement that will secure the foundation of world peace, and also that they are prepared to do everything in their power toward the attainment of that end.

~~~~~

252 昭和10年10月21日 在英國藤井臨時代理大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

領議題題目及る領議代表等上闈ノハルニ

ロハム 10月21日後発  
本省 10月22日前着

第III117号(大昭題)

11月11日午後求リ「クムニキ」ヲ往訪寺崎同伴回人

### 談話左ノ通

I、 現行条約ノ規定上本年中ニ會議開催ノ要アリ主催國ニ付テハ何等規定無キヤ客年来11國間余談ヲ主催シ來シハ關係ヤアリ英國政府ニ於テ招請國ナルコヘリ決意シ期日ハ十一月一日ト定メタリ何ノ今週中正式招請状ヲ發ス

クキヤ右取急キ内報ヘ

II、 代表ハ在英關係國大使ト致度シ但シ右ハ註文釜敷キ趣跡リハテラバ余談ヲ出来得ル限り小規模ナラシメハシテル英政府從來ノ建前ニ出ツルモノナリ但シ海軍事項全般ニ付交渉ヲ為シ得ル様充分ナル海軍側「バタフ」ハ帶同

ヲ希望ス

III、 右余議ニ於テ華府条約國ノ合意ナラハ其ノ上ナリ他ノ一切ノ海軍國ニ拡充致度ク右ハ御承知ノ如ク仏國側希望ナリ

右ニ付シ本官ヨリ他ハ海軍國ユハ蘇、独等ヲ指スヤト問シ

寺崎ヨリ本件内報ハ既ニ仏伊側ニモ為サレタリヤト質シタル

ルニ付シ「ク」ハ蘇独ハ勿論西、「スカンヂナビヤ」諸國

等一般軍縮會議海軍委員會參列國ニ及ブベク又内報ハ之ニ

リ仏伊ニヤ致ベシシテ如く(米ニハ我方直前ニ内報済)転

253 昭和10年10月24日 在英國藤井臨時代理大使より  
廣田外務大臣宛(電報)

海軍會議議題等上闈ノハルニ

ロハム 10月24日後発  
本省 10月25日前着

第III114号(極秘)  
貴電第一九五号(閑シ)

一十四日「ク」ヲ往訪ノ上御來示ノ趣旨ヲ申入レタル処今

回会議ニ於テハ現行二条約失効後即チ一九三七年以後ニ於ケル海軍兵力制限ニ関シ一般討議ヲ為サントスルモノニテ

敢テ質的制限案ノ討議ヲ主眼トスルモノニアラス広ク質、量両方面ノ制限ニ関シ協定ヲ希望スルモノナリ從テ会議ニ

於テハ日本側ノ從来ノ主張モ勿論討議ニ付セラルヘク更ニ日本側ニ於テ如何ナル新案ヲ提出サルモ自由ナリト答ヘ貴電後段議題等ニ關シテハ未タ何等考慮シ居ラサル旨述ヘタリ尚別ルルニ際シ「ク」ハ會議開催前両三回会談ヲ試ミ度シト言ヒタルニ付諸シ置キタリ右ニ関シ客年貴電第一六四号以外ニ心得置クヘキコトアラハ折返シ御回示請フ

米、仏、伊、寿府へ暗送セリ

254 昭和10年10月24日 在米国斎藤大使より

廣田外務大臣宛(電報)

スワンソン海軍長官の海軍會議に関する談話  
及び米國側會議代表に関する米紙報道について

て

255 昭和9年10月29日 在英國松平大使より

廣田外務大臣宛(電報)

## 二 ワシントン海軍軍備制限条約廢棄關係

イスとの会談について

本省 10月29日後発

ロンドン 10月30日前着

ワシントン海軍條約廢棄問題に関するディイヴ

二十七日松平「デイビス」ト内談ノ際華府條約廢棄問題ニ付話行ハレタル処「デ」ハ貴大臣ト「グルー」大使トノ会談ニ言及シ華府條約廢棄ニ関スル日本政府ノ意向ハ承知シ居ルモ同條約ハ有ラユル問題ヲ考慮シタル上締結セラレタ

ルモノナルニ付之ヲ基礎トシテ日本政府ノ意向ヲ參酌シヲ改訂スルコトハ然ルヘキモ何等ノ基礎ナクシテ新ニ協定ヲ作ランストスルコトハ凡テノ問題ヲ繰り返スコトトナリ望マシカラスト思考スル旨往電海第七号ト同趣旨ノ説明ヲ為シタルニ付松平ハ此ノ点ニ関シテハ帝国政府ハ全ク異リタル見解ヲ有シ同條約ノ廢棄通告ハ如何ナル場合ニ於テモナ

3 ワシントン海軍軍備制限条約廢棄關係

二十七日松平「デイビス」ト内談ノ際華府條約廢棄問題ニ付話行ハレタル処「デ」ハ貴大臣ト「グルー」大使トノ会談ニ言及シ華府條約廢棄ニ関スル日本政府ノ意向ハ承知シ居ルモ同條約ハ有ラユル問題ヲ考慮シタル上締結セラレタ

ルモノナルニ付之ヲ基礎トシテ日本政府ノ意向ヲ參酌シヲ改訂スルコトハ然ルヘキモ何等ノ基礎ナクシテ新ニ協定ヲ作ランストスルコトハ凡テノ問題ヲ繰り返スコトトナリ望マシカラスト思考スル旨往電海第七号ト同趣旨ノ説明ヲ為シタルニ付松平ハ此ノ点ニ関シテハ帝国政府ハ全ク異リタル見解ヲ有シ同條約ノ廢棄通告ハ如何ナル場合ニ於テモナ

ル見解ヲ有シ同條約ノ廢棄通告ハ如何ナル場合ニ於テモナ

ワシントン 10月24日後発  
本省 10月25日前着

第四五二号  
往電第四五〇号ニ関シ

二十三日海軍長官「スワンソン」ハ新聞記者会見ニ於テ原料品分配等ノ経済問題ハ海軍會議ニ於テ議セラルヘキモノニアラサルコト及米國ハ依然トシテ五、五、三比率維持ノ立場ヲ取ルモノナルコト等ヲ述ヘタルモ日本側ノ主張ニ付テハ批評ヲ避ケタル旨報セラル尚二十四日紐育「タイムス」ハ米國側代表ハ英ノ正式招請ヲ俟テ決定セラルヘキモ「スタンドレー」カ其ノ一人タルヘキハ疑ナク外ニ外交代表ヲ参列セシムル必要アラハ「ノーマン・デビス」又ハ「ピンガム」在英大使首席代表タルヘシトノ観測ヲ為シ居レリ

英ニ郵送セリ